

平成 7 年版

働く女性の実情

労働省婦人局

平成 7 年 版

働 く 女 性 の 実 情

労 働 省 婦 人 局 編

まえがき

労働省婦人局では、昭和28年以来、働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年紹介してきました。

今年は、「Ⅰ 平成6年の働く女性の状況」において、前年との比較を中心に平成6年における働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ 均等法施行10年にみる女性雇用における状況の変化と今後の課題」では、本年が均等法施行10年に当たることを踏まえ、この間の女性雇用の推移をみるとともに、今後に残された課題について分析を行い、女性の生涯にわたる職業を通じた能力発揮のために望まれる方策を探りました。そのほか、「Ⅲ 働く女性に関する対策の概況」、付属統計表、女性労働関係判例も収録しました。

本書が、働く女性に関する問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成7年12月

労働省婦人局長
太田芳枝

〈本冊子で使用した資料等〉

1 主な資料

総務庁—労働力調査，労働力特別調査，家計調査，国勢調査

労働省—賃金構造基本統計調査，毎月勤労統計調査，雇用動向調査，職業安定業務統計，女子雇用管理基本調査，家内労働実態調査，家内労働概況調査

文部省—学校基本調査

厚生省—人口動態統計

I L O—Year Book of Labour Statistics

2 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (3) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため，総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (4) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (5) 「—」印は該当数字のない箇所である。

3 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の民営企業の調査結果による。

4 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模5人以上（一部30人以上）の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については約3年ごとに行われる調査サンプル替（最近は平成5年1月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模 5 人以上の調査結果による。
- (2) 企業規模計には官公営を含んでいる。
- (3) 平成 2 年以前は建設業を除く。

6 文中の（付表〇〇）は付属統計表参照

目 次

I	平成6年の働く女性の状況	1
1	概況	1
2	就業・雇用の状況	2
(1)	労働力人口	2
(2)	就業者及び完全失業者	4
(3)	雇用者	7
3	労働市場の状況	15
(1)	一般労働者の求人・求職状況	15
(2)	パートタイム労働者の求人・求職状況	15
(3)	入職・離職状況	16
(4)	新規学卒者の就職状況	18
4	労働条件等の状況	23
(1)	賃金	23
(2)	労働時間	31
(3)	勤労者世帯の家計	32
5	パートタイム労働者等の状況	34
(1)	パートタイム労働者の増加	34
(2)	パートタイム労働者の就業実態	35
(3)	その他非正社員の就業の状況	40
6	家内労働の動向	43
(1)	家内労働者の就業状況	43
(2)	家内労働者の労働条件	45
II	均等法施行10年にみる女性雇用における状況の変化と今後の課題	47
1	女性の職業構造の推移	47
(1)	女性の職業選択と職業間の人材の過不足	47

(2) 女性の高学歴化	58
(3) 年齢別、就業形態別職業構造の変化	63
(4) 女性の職業への進出状況の変化	70
(5) 女性の職業構造と企業の雇用管理	73
2 企業の雇用管理の変化	73
(1) 企業における募集及び採用の状況	73
(2) 女性の配置についての基本的な考え方と職務内容別の配置状況	78
(3) 配置転換の状況	80
(4) 管理職への登用等女性労働者の昇進	82
(5) 教育訓練の実施状況	86
(6) コース別雇用管理及び総合職女性の状況	88
(7) 女性活用についての考え方等	92
(8) 福利厚生	98
(9) 定年退職及び解雇	98
(10) その他	100
3 女性管理職の変化	102
(1) 女性管理者数の推移	103
(2) 女性管理職の年齢構成及び勤続年数	110
まとめ	112
Ⅲ 働く女性に関する対策の概況	118
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進	118
(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進	118
(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底	120
(3) 女性の雇用管理改善のための援助	120
(4) 男女の意識及び認識の差から生じる職場の諸問題解消に向けての取組	121
2 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進	121

(1) 介護休業制度の普及促進	124
(2) 育児休業制度の定着促進	125
(3) 育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりの推進	125
(4) 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくりの推進	126
(5) 育児、介護等のために退職した者に対する再就職支援	128
(6) 母子家庭の母等就業援助対策	129
(7) レディス・ハローワーク事業の実施	130
3 母性健康管理対策の推進	131
(1) 労働基準法上の母性保護	131
(2) 均等法上の母性健康管理	131
4 パートタイム労働対策の推進	131
(1) パートタイム労働法の施行	132
(2) 短時間労働援助センターによる雇用改善等援助事業の実施	132
(3) パートタイム労働者の雇用の安定	133
(4) パートタイム労働者の能力開発の推進等	134
(5) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進	134
5 家内労働対策の推進	134
(1) 家内労働法の周知徹底	134
(2) ワープロ作業に係る対策	136
(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止	136
6 女性の地位向上のための施策の推進	136
(1) 婦人週間の実施	136
(2) 21世紀に向けた女性の地位向上のための新たな施策の推進	137
(3) 政策、方針決定への参加の促進	137
7 女性の能力開発	137
8 国際協力の推進	138

付屬統計表.....	付 1
------------	-----

参考

女性労働関係判例	付117
----------------	------

本文中国表索引

第1-1図	年齢階級別女性の労働力率	3
第1-2図	従業上の地位別女性の就業者の割合	5
第1-3図	男女別完全失業率の推移	6
第1-4図	産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率	10
第1-5図	企業規模別女性雇用者の割合	12
第1-6図	配偶関係、年齢階級別女性雇用者の割合	13
第1-7図	男女別勤続年数の推移	14
第1-8図	就業の動機別女性入職者の割合（一般未就業者）	18
第1-9図	大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移	21
第1-10図	産業別新規学卒就職者の割合	22
第1-11図	職業別女子大卒就職者の割合	22
第1-12図	学歴、年齢階級別標準労働者の所定内給与額	26
第1-13図	企業規模、年齢階級別一般労働者の所定内給与額	27
第1-14図	一般労働者の所定内給与額及び所定内給与額の男女 間格差の推移	28
第1-15図	年齢階級別女性労働者の所定内給与額の変化及び賃 金上昇率	29
第1-16図	年齢階級別所定内給与額の男女間格差の変化	30
第1-17図	学歴、年齢階級別女性労働者の所定内給与額の変化	31
第1-18図	短時間雇用者数の推移—非農林業—	35
第1-19図	女性短時間雇用者の産業別構成比—非農林業—	36
第1-20図	女性短時間雇用者の企業規模別構成比—非農林業—	37
第1-21図	女性パートタイム労働者の産業別平均1時間当たり 所定内給与額の推移	39
第1-22図	女性パートタイム労働者の企業規模別平均1時間当 り所定内給与額の推移	39

第1-23図	非正社員を雇用する理由別事業所割合	43
第1-24図	業種別女性家内労働者の割合	45
第1-1表	年齢階級別女性の完全失業率	7
第1-2表	雇用者数の推移	8
第1-3表	女性の年齢階級別人口及び雇用者数の前年差	9
第1-4表	一般労働者の賃金実態	24
第1-5表	産業、就業形態別非正社員のいる事業所割合	42
第2-1図	職業選択の動機	48
第2-2図	「女性の歩むコース」「男性の歩むコース」として望ましい形態	51
第2-3図	就職希望職種	53
第2-4図	事務職以外の職種への就業意向、営業職への就業意向、販売職への就業意向	54
第2-5図	大企業への就職意向	55
第2-6図	中堅・中小企業への就職意向	55
第2-7図	職業別欠員率の推移	56
第2-8図	企業規模別欠員率の推移	57
第2-9図	職業別就業者の見通し	58
第2-10図	大学入学者の専攻分野別構成比	59
第2-11図	新規学卒就職者の学歴構成	60
第2-12図	新規学卒就職者の学歴別職業構成	62
第2-13図	女性就業者の年齢階級別職業構成比	64
第2-14図	年齢階級別就業者数の推移	66
第2-15図	女性就業者の年齢階級別就業形態	68
第2-16図	女性雇用者の企業規模別就業形態	69
第2-17図	新規学卒者の募集状況	74

第2-18図	男性のみ募集の理由	76
第2-19図	女性のみ募集の理由	77
第2-20図	女性の配置についての基本的な考え方	78
第2-21図	いずれの職場にも男女とも配置している事業所の割合	79
第2-22図	従来男性のみであった仕事への女性の配置状況	80
第2-23図	男女とも同じ配置転換を行っている事業所の割合	81
第2-24図	女性管理職が少ない理由または全くいない理由	83
第2-25図	昇進を希望しない理由	84
第2-26図	昇進を望んではいるが昇進できないと思わない理由	85
第2-27図	勤め先での昇進について（男女計）	86
第2-28図	総合職を選択した理由	89
第2-29図	能力発揮の状況	89
第2-30図	職場で女性は不利に扱われていると感じるか	90
第2-31図	仕事の満足度	91
第2-32図	仕事に不満を感じている内容	91
第2-33図	女性の活用についての基本的な考え方	93
第2-34図	女性の活用に当たっての問題点	93
第2-35図	企業の管理職が考える女性の活用を阻害する要因	95
第2-36図	女性社員が男性社員と同程度の活躍や昇進をしていると 思うか	96
第2-37図	定年前に女性が退職する慣行があると回答した企業割合	99
第2-38図	管理職に占める女性比率の推移	104
第2-39図	企業規模別女性管理職比率の推移	105
第2-40図	学歴別管理職比率	107
第2-41図	女性管理職者学歴別構成比（1,000人以上規模）	108
第2-42図	女性管理職者学歴別構成比（500～999人規模）	109
第2-43図	女性管理職者学歴別構成比（100～499人規模）	109
第2-44図	役職別の年齢階級別構成	111

第2-1表	女性の就職（業）のあり方として望ましい形態	50
第2-2表	女性のいない職業	71
第2-3表	女性雇用者数の増加の著しい職業	72
第2-4表	新規学卒者の採用状況	75
第2-5表	教育訓練の実施状況	87
第2-6表	教育訓練の状況	88
第2-7表	企業の管理職が考える女性の活用を阻害する要因	95
第2-8表	男女が同等の活躍ができない理由のうち企業が早急に是正すべきだと思うもの	97
第2-9表	転居を必要とする人事異動がある企業の単身赴任者がいる企業数割合、単身赴任者総数及び1企業平均単身赴任者数	101
第2-10表	引越を伴う転勤（国内）に対する意識	102
第2-11表	職階別労働者数、女性比率及び伸び率	106
第2-12表	企業規模別役職者及び伸び率	106
第2-13表	役職別平均年齢	110
第2-14表	役職別平均勤続年数	112

I 平成6年の働く女性の状況

1 概 況

平成6年の我が国経済は、長期的な景気後退から脱し、緩やかながら回復の方向に向かったものの、労働経済面では、求人倍率の低下、失業率の上昇、雇用者数の伸びの鈍化等の動きが依然としてみられた。

6年の女性の労働力人口は2,694万人で前年に比べ13万人増となり、増加数で男性（16万人増）を下回ったものの、増加率では前年比0.5%増と男性（0.4%増）をわずかに上回った。また、労働力人口総数に占める女性の割合は40.5%で、前年と同率であった。

女性の15歳以上人口は、前年に比べ0.8%増加し、女性の労働力率（労働力人口／15歳以上人口）は50.2%となり、前年より0.1%ポイント低下した。

女性の雇用者数は2,034万人で、前年に比べ25万人増加（前年比1.2%増）した。増加数、増加率とも男性（9万人、0.3%増）を上回ったため、雇用者総数に占める女性の割合は38.8%となり、前年より0.2%ポイント上昇した。女性の雇用者のうち週間就業時間35時間未満の短時間雇用者（非農林業）は、前年差24万人増の647万人となり、女性の雇用者（非農林業）に占める割合は32.5%（前年差0.7%ポイント増）となった。

その他、製造業の女性の雇用者の減少、小規模事業所を中心として女性の雇用者数の増加率の鈍化等の動きがみられた。

女性の完全失業者は80万人で前年（71万人）に比べ増加し、完全失業率は3.0%と前年に比べ0.4%ポイント上昇した。

女性の非労働力人口は2,669万人で前年に比べ30万人増加（1.1%増）したが、そのうち家事専業者の占める割合は60.3%となっている。

労働市場の状況（男女計）をみると、学卒及びパートタイムを除く一般労働市場は新規求人数が昨年に引き続き減少するとともに、新規求職者数が大幅に増加したため、一般新規求人倍率は1.00倍、有効求人倍率は0.59倍といずれも前年を下回った。パートタイム労働市場については新規求人数、新規

求職者数ともに前年に比べて増加し、パートタイムの新規求人倍率は1.54倍、有効求人倍率は1.07倍と一般労働市場と同様、いずれも前年を下回った。

女性一般労働者のきまって支給する現金給与額は、21万3,700円（前年比3.0％増）となり、前年の伸び率を上回った。

女性の常用労働者の1人平均月間総実労働時間は、143.3時間（前年差1.2時間減）、うち所定内労働時間は139.0時間（同1.1時間減）で、引き続き減少した。

2 就業・雇用の状況

(1) 労働力人口

イ 前年に比べわずかに増加した労働力人口

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成6年の女性の労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,694万人で、前年に比べ13万人、0.5％増（5年2万人、0.1％増）となった。増加数、増加率とも男性（16万人、0.4％増）との差がわずかなものであったため、労働力人口総数に占める女性の割合は、前年と同率の40.5％であった（付表1）。

ロ 2年連続して低下した女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50.2％と前年より0.1％ポイント低下し、2年連続の低下となった。女性の労働力率は、元年から3年まで毎年前年差0.6％ポイントの上昇を続けていたが、4年は横ばいとなり、5年、6年と2年連続の低下を示した。また、男性の労働力率は前年より0.2％ポイント低下して77.8％となった。

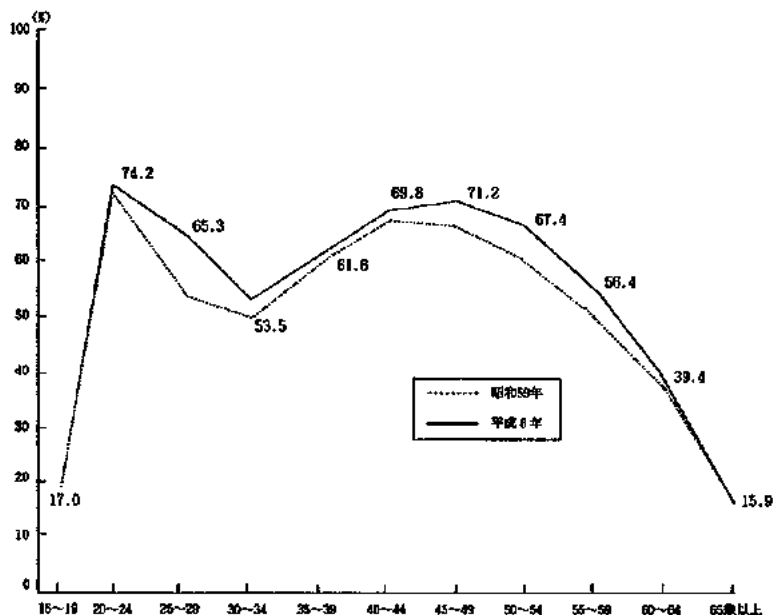
（年齢階級別労働力率）

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層の74.2％と45～49歳層の71.2％を左右の頂点として、30～34歳層の53.5％をボトムとするM字型曲線を描いている。前年に比べると、25～29歳層（前年差1.0％ポイント上昇）、30～34歳層（同0.8％ポイント上昇）、50～54歳層（同0.5％ポイント上昇）では上昇がみられ、55～59歳層では前年と同率となっているが、その他の年齢

階級では低下している。

これを10年前と比べると、15～19歳層、65歳以上層を除き、いずれの年齢層でも労働力率は高まり、M字型曲線は全体的に上方に移動している。特に25～29歳層で11.4%ポイント上昇と上昇幅が大きく、また、50～54歳層（6.4%ポイント上昇）、55～59歳層（5.5%ポイント上昇）、45～49歳層（4.1%ポイント上昇）と中高年齢層での上昇が大きくなっている（第1－1図、付表2）。

第1－1図 年齢階級別女性の労働力率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

（配偶関係別労働力率）

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では58.4%（前年差0.7%ポイント上昇）、有配偶では51.8%（同0.4%ポイント低下）、死別・離別では

32.3%（同0.2%ポイント低下）となっている。最近の推移をみると、有配偶は、62年から3年まで上昇した後、低下傾向を示している。未婚は元年から4年まで大きく上昇し、5年、6年は上昇幅がやや縮小したものの、63年からの上昇傾向は続いている（付表3）。

ハ 平成4年から増加が続く非労働力人口

女性の非労働力人口は2,669万人となり、前年に比べ30万人増加（前年比1.1%増）した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,610万人（非労働力人口に占める割合60.3%）、通学432万人（同16.2%）、高齢者等を含むその他は626万人（同23.5%）となっている。前年に比べ、家事専業者は15万人増加（前年比0.9%増）、通学者は9万人減少（同2.0%減）、その他は23万人の増加（同3.8%増）となっている。非労働力人口は平成4年から増加傾向にあるが、この理由としては、65歳以上人口の増加幅が大きく、そのうちのはとんどが非労働力人口、特に家事専業者の増加へとつながっていること、20～24歳層で通学者が増加していること等があげられる（付表5）。

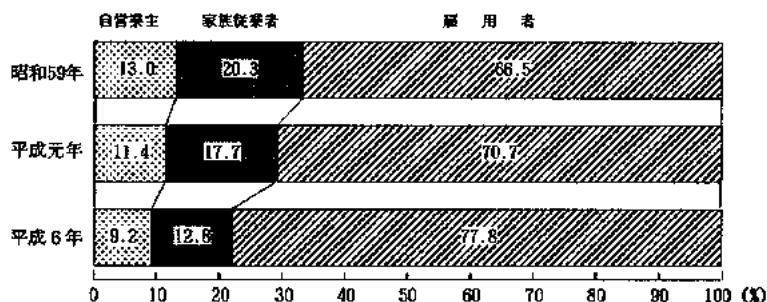
(2) 就業者及び完全失業者

イ わずかに増加に転じた女性の就業者

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成6年の女性の就業者数は2,614万人となり、前年より4万人増（前年比0.2%増）とわずかながら増加した。一方、男性の就業者は3,839万人で前年より1万人減少（前年比0.0%減）した（付表6）。

従業上の地位別にみると、雇用者数が2,034万人（女性の就業者総数に占める割合77.8%）、家族従業者数が334万人（同12.8%）、自営業主数が240万人（同9.2%）である。自営業主及び家族従業者は引き続き減少し、雇用者は増加幅は縮小したものの、増加を続けていることから就業者に占める雇用者の割合は年々高まってきている（第1－2図）。

第1-2図 従業上の地位別女性の就業者の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ロ 女性の自営業主及び女性の家族従業者については減少傾向が続く

女性の自営業主数は240万人で前年に比べ11万人減少（前年比4.4%減）した（5年は前年差12万人減）。また、女性の家族従業者数は334万人で前年に比べ9万人の減少（前年比2.6%減）となった。減少幅は前年のそれ（32万人減、8.5%減）より縮小したものの、減少傾向が続いている（付表6）。

ハ 女性の完全失業者は前年に引き続き増加

女性の完全失業者は80万人（前年差9万人増）となり、男性（112万人、前年差17万人増）とともに前年に引き続き増加した。6年の女性の完全失業率は3.0%と前年より0.4%ポイント上昇（男性は2.8%、前年差0.4%ポイント上昇）し、比較可能な昭和28年以降で最も高水準となっている。女性の完全失業率の推移をみると、61年及び62年の円高不況期に2.8%と高率を示した後63年以降は低下を続け、2年から4年は2.2%と横ばいとなったが、5年、6年は毎年0.4%ポイント増と大幅に上昇した（第1-3図、付表9）。

第1-3図 男女別完全失業率の推移



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

6年の女性の完全失業率を年齢階級別にみると、15～19歳層が6.8%で最も高く、20～24歳層5.0%、25～29歳層で5.4%と若年層で前年に引き続き高くなっているが、50～54歳では1.6%、55～59歳層で1.8%となっており、中高年層では低い。前年との比較では、25～29歳層で0.9%ポイント増と上昇幅が大きくなっている。また、20～24歳層については、0.1%ポイント減少し、他のいずれの年齢層について完全失業率が上昇しているなかにおいて、唯一の減少を示している。

男性の年齢階級別完全失業率は若年層（15～19歳層8.3%、20～24歳層5.0%）と、60～64歳層（7.2%）で高く、前年と比べると、60～64歳層で0.9%ポイントの上昇、20～24歳層で0.7%ポイントの上昇、15～19歳層で0.6%ポイントの上昇となっている。

完全失業率を男女で比較すると、25～29歳層から45～49歳層、特に25～29歳層、30～34歳層における完全失業率は女性の方が高く、逆に15～19歳層と50～54歳層以降では男性の方が高くなっている（第1-1表）。

第1-1表 年齢階級別女性の完全失業率

(%)

		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
女	5年	2.8	6.3	5.1	4.5	3.4	2.4	1.9	1.8	1.4	1.3	2.0	0.6
	6年	3.0	6.8	5.0	5.4	3.8	2.5	2.4	2.0	1.6	1.8	2.0	0.6
	前年差	0.4	0.5	-0.1	0.9	0.4	0.1	0.5	0.2	0.2	0.5	0.0	0.0
男	5年	2.4	7.7	4.3	2.7	1.8	1.8	1.6	1.3	1.4	2.2	6.1	1.6
	6年	2.8	8.3	5.0	3.1	2.1	1.8	1.9	1.7	1.9	2.5	7.2	1.9
	前年差	0.4	0.6	0.7	0.4	0.3	0.0	0.3	0.4	0.5	0.3	1.1	0.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

なお、7年に入っている女性の完全失業率の動きを季節調整値でみると、1月の2.9%から2、3月の3.0%、4、5月の3.2%、6月の3.4%へと上昇を続け、7月に3.2%と一旦低下したものの8月には再び上昇し3.4%となった（男性は1、2月2.9%、3月3.0%、4月3.1%、5、6月3.0%、7、8月3.1%と推移。）。

女性の完全失業者を求職理由別にみると、自発的な離職（自分または家族の都合）による者が38万人（女性の完全失業者に占める割合47.5%）、非自発的な離職（定年や解雇等）による者が15万人（同18.8%）、学卒未就職者が4万人（同5.0%）となっており、全体的には自発的な離職者が半数近くを占めているものの、平成6年については、前年に引き続き非自発的な離職、学卒未就職者の割合が増加している（付表10）。

(3) 雇 用 者

イ 4年連続して増加幅が縮小した女性の雇用者

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成6年の女性の雇用者数は2,034万人となり、5年より25万人増加（前年比1.2%増）したが、増加幅は5年（35万人増加、1.8%増）より縮小し、4年連続で増加幅は縮小している。男性は9万人増加（前年比0.3%増）し、増加数及び増加率とも女性が男性を上

回ったため、雇用者総数に占める女性の割合（女子比率）は38.8%となり、前年に比べ0.2%ポイント上昇した（第1-2表、付表11）。

第1-2表 雇用者数の推移

年	女		男		雇用者総数に占める女性の割合 (%)
	雇用者数 (万人)	前年比 (%)	雇用者数 (万人)	前年比 (%)	
昭和50年	1,167	-0.4	2,479	0.5	32.0
55	1,354	3.4	2,617	2.0	34.1
60	1,548	2.0	2,764	0.6	35.9
61	1,584	2.3	2,795	1.1	36.2
62	1,615	2.0	2,813	0.6	36.5
63	1,670	3.4	2,868	2.0	36.8
平成元年	1,749	4.7	2,929	2.0	37.4
2	1,834	4.9	3,001	2.5	37.9
3	1,918	4.6	3,084	2.8	38.3
4	1,974	2.9	3,145	2.0	38.6
5	2,009	1.8	3,193	1.5	38.6
6	2,034	1.2	3,202	0.3	38.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ロ 年齢別で最も多いのは、20～24歳層の332万人

6年の女性の雇用者数（2,034万人）を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層の332万人（女性の雇用者数に占める割合16.3%）であり、次いで45～49歳層の267万人（同13.1%）、40～44歳層の261万人（同12.8%）、25～29歳層の246万人（同12.1%）となっている（付表15）。

前年と比べると40～44歳層で18万人減少、15～19歳層で4万人減少、35～39歳層及び55～59歳層で1万人減少となったが、その他の年齢層では前年より増加し、特に45～49歳層で14万人増と増加幅が大きい。これらの年齢層の6年の人口の前年差をみると、40～44歳層で35万人減、15～19歳層で18万人

減、35～39歳層で6万人減、55～59歳層で5万人減となっている一方、その他の年齢層では前年より増加（特に45～49歳層で23万人増）しており、前述した雇用者数の増減は、こうした人口構成の変化等を反映したものとなっている（第1－3表）。

第1－3表 女性の年齢階級別人口及び雇用者数の前年差

(万人)

区 分	計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
人 口	40	-18	7	11	2	-8	-35	23	19	-5	4	38
雇用者数	25	-4	4	10	4	-1	-18	14	13	-1	3	1

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」（平成6年）

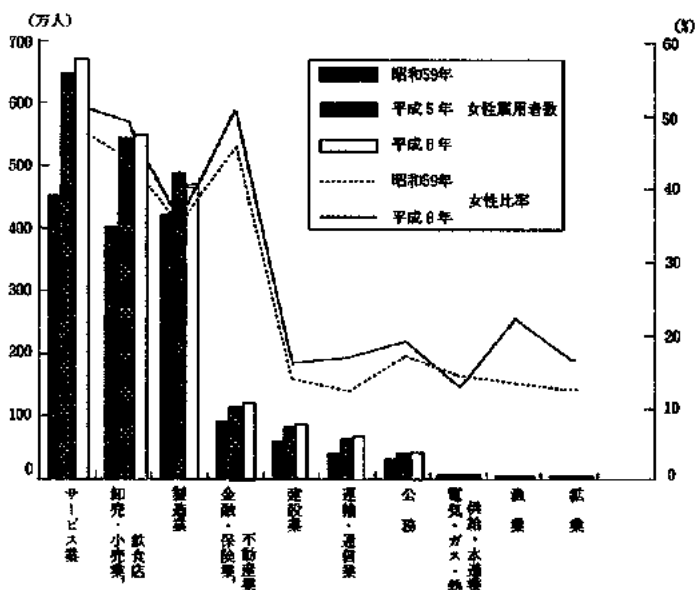
また、女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描く。20歳代後半までは労働力率との差はわずかであるが、30歳以降では差が大きくなり、M字型の右側の頂点は労働力率のカーブに比べかなり低いものの、40～44歳層、45～49歳層では5割を超える。10年前と比べてみると、15～19歳層を除いていずれの年齢階級においても上昇がみられた（付表15）。

ハ 産業別ではサービス業の672万人がトップ

6年の女性の雇用者数を産業別にみると、サービス業が672万人（女性の雇用者総数に占める割合33.0％）で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が552万人（同27.1％）、製造業が470万人（同23.1％）となっている。これら3産業に女性の雇用者の83.3％が働いている。もともと女性比率の高いサービス業での増加傾向が著しく、前年と比べても、サービス業で26万人増加（前年比4.0％増）し、次いで卸売・小売業、飲食店で8万人増加（同1.5％増）、建設業で2万人増加（同2.4％増）、運輸・通信業で2万人増加（同3.3％増）しているが、製造業では18万人減少（同3.7％減）している（付表11）。

産業別に女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）をみると、サービス業で51.6％、金融・保険業、不動産業で50.6％と半数を超え、次いで卸売・小売業、飲食店で49.0％となっている。これらを10年前と比べるといずれの産業でも上昇しており、特に、運輸・通信業で4.9ポイント上昇、金融・保険業、不動産業で5.1ポイント上昇、卸売・小売業、飲食店で4.8ポイント上昇と上昇幅が大きい（第1－4図、付表12）。

第1－4図 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ニ 職業別では専門的・技術的職業従事者が増加

6年の女性の雇用者数を職業別にみると、事務従事者が698万人（女性の雇用者総数に占める割合34.3%）と最も多く、次いで技能工、製造・建設作業者が374万人（同18.4%）、専門的・技術的職業従事者が300万人（同14.7%）、販売従事者が255万人（同12.5%）、保安職業・サービス職業従事者が241万人（同11.8%）となっている。前年に比べ、専門的・技術的職業従事者の増加が最も多く17万人増（前年比6.0%増）、次いで保安職業・サービス職業従事者が9万人増（同3.9%増）となっている。事務従事者は7万人増（同1.0%増）で前年（2万人増、0.3%増）に比べ増加した（付表13）。

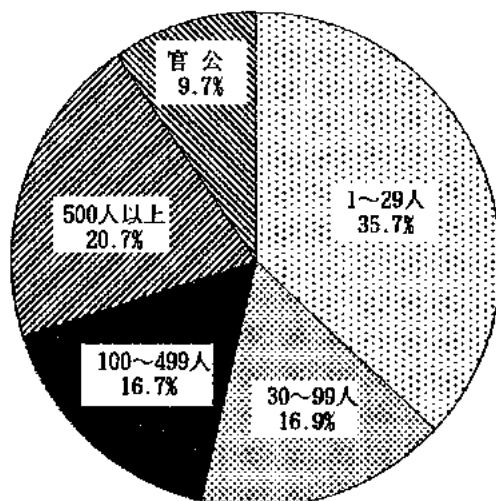
職業別の女性比率をみると、事務従事者が59.1%、保安職業・サービス職業従事者が52.5%と半数を超え、次いで専門的・技術的職業従事者が44.1%、労務作業者が42.5%となっている。

ただし、女性比率を10年前と比べてみると、事務従事者の上昇幅が最も大きく6.7%ポイントの上昇となっており、専門的・技術的職業従事者では2.9%ポイント低下した。

ホ いずれの企業規模でも増加した女性雇用者

6年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が722万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合35.7%）、30～99人規模が341万人（同16.9%）、100～499人規模が337万人（同16.7%）、500人以上規模が419万人（同20.7%）となっている（第1－5図）。前年に比べ、いずれの規模においても増加しており、1～29人規模で1万人増（前年比0.1%増）、30～99人規模で3万人増（同0.9%増）、100～499人規模で8万人増（同2.4%増）、500人以上規模で4万人増（同1.0%増）となっているが、1～29人規模、30～99人規模を中心として増加率の伸びに鈍化がみられる（付表14）。

第1-5図 企業規模別女性雇用者の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」（平成6年）

6年の非農林業女性雇用者数を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,655万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合81.9%）、臨時雇が300万人（同14.8%）、日雇が66万人（同3.3%）となっている。常雇は前年に比べ25万人増（対前年比1.5%増）となった（付表16）。

へ 年々増加を続ける有配偶女性雇用者

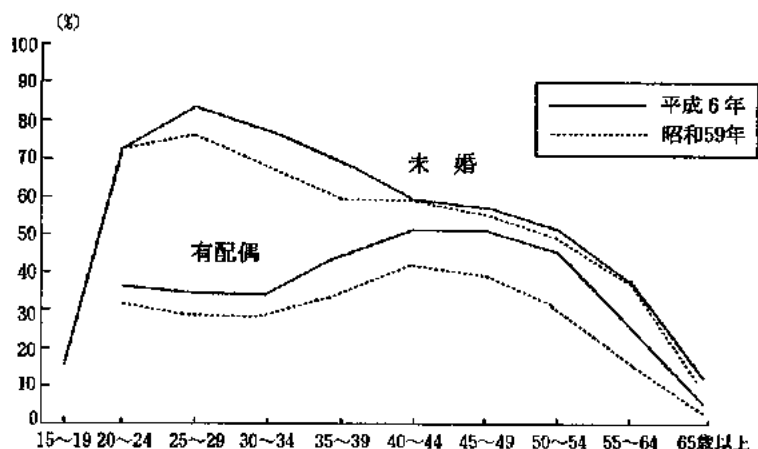
6年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,160万人（非農林業女性雇用者に占める割合57.4%）、未婚者は669万人（同33.1%）、死別・離別者は192万人（同9.5%）であった。前年に比べると、有配偶者が6万人増（前年比0.5%増）、未婚者が14万人増（同2.1%増）、死別・離別者が5万人増（同2.7%増）となっている（付表17）。

また、配偶関係別に、女性の就業者に占める雇用者の割合をみると、未婚者では95.3%と大半を占めているが、有配偶者は77.5%となっている。有配偶就業者中の雇用者の割合は年々上昇しており、51年から5割を超え、その

後も上昇を続けている。

さらに、年齢階級別に有配偶者に占める雇用者の割合を10年前と比べてみると、いずれの年齢層においても上昇しているが、特に50～54歳層の上昇（59年32.5%→6年46.8%）が著しく、続いて45～49歳層（40.2%→52.6%）、35～39歳層（34.8%→44.9%）の上昇幅が大きい。また、20～24歳層、25～29歳層、30～34歳層の各年齢層の有配偶者に占める雇用者の割合は、ほぼ同率となっており、34～36%である（第1－6図、付表4）。

第1－6図 配偶関係、年齢階級別女性雇用者の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）雇用者の割合＝当該年齢人口の雇用者／当該年齢人口×100

ト 一貫して高まりをみせる高専・短大卒及び大卒女性の割合

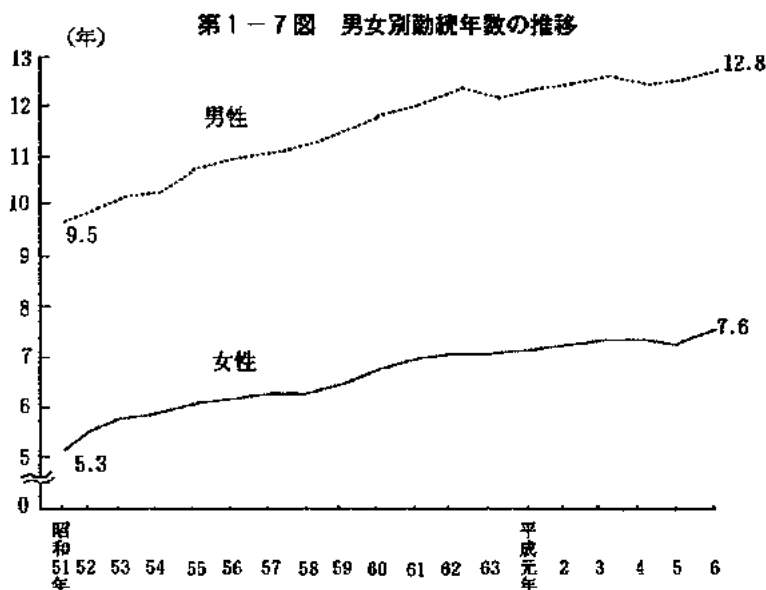
労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）により6年6月における女性労働者（パートタイム労働者を除く。）の学歴別構成をみると、中卒が女性労働者に占める割合は13.6%，高卒が56.4%，高専・短大卒が22.5%，大卒が7.4%となっており、前年に比べ、高専・短大卒、大卒の割合が高まった。最近の推移をみると、中卒の割合はほぼ一貫して減少しており、高専・

短大卒と大卒の割合は一貫して高まってきている（付表21）。

学歴別に就業状態をみると、産業別では中卒では製造業に雇用される者の割合が最も高く57.5%を占め、高卒でも同様に33.5%となっている。高専・短大卒及び大卒においてはサービス業に従事する者の割合（それぞれ44.1%、41.6%）が最も高い。また、企業規模別にみると、学歴が高くなるほど規模の大きい企業に雇用される者の割合が高くなっており、大卒ではほぼ4割が1,000人以上の大企業に雇用されている（付表22）。

チ 女性労働者の4人に1人は勤続10年以上

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、6年の女性労働者の平均勤続年数は7.6年（男性12.8年）で、前年に比べ0.3年上昇した（第1－7図）。年齢階級別にみると、すべての年齢階級で前年と同水準か若干上昇している。10年前と比べると全体では1.1年の伸びであるが、35歳以上層での伸びが大きい（付表23、24）。



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

女性労働者を勤続年数階級別にみると、1～2年の者が23.0%（5年24.0%）で最も多く、次いで5～9年の者が21.3%（同20.3%）となっている。また、勤続10年以上の者の割合は27.1%（同26.3%）で、女性労働者の4人に1人は勤続10年以上となっているほか、20年以上の者の割合も前年の8.3%から8.9%と0.6%ポイント上昇している（付表25）。

なお、女性労働者の平均年齢は36.1歳（男性40.0歳）で、10年前に比べ0.8歳（同1.6歳）高くなっている（付表23）。

3 労働市場の状況

(1) 一般労働者の求人・求職状況

学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成6年の新規求人数（男女計）は、月平均で36万5,379人で、前年に比べ2万5,227人減（前年比6.5%減）と、4年連続の減少となった。しかし、減少幅は前年に比べ縮小している（付表27）。

これに対し、新規求職者数（男女計）は月平均で36万4,256人（女性16万7,603人、男性19万6,653人）で、前年に比べ2万1,226人増（同6.2%増）と、3年連続の増加となった。

この結果、6年の新規求人倍率は1.00倍（5年1.14倍）で、前年に比べ0.14ポイント低下し、3年連続して低下した。また、有効求人倍率も前年を0.12ポイント下回り0.59倍（5年0.71倍）となった。

7年に入ると、有効求人倍率は1月～3月は0.59倍でほぼ横ばいとなっていたが、その後有効求人数が減少を続ける一方で、有効求職者数は増加を続けたため、有効求人倍率は低下を続け、6月には0.55倍となった。

(2) パートタイム労働者の求人・求職状況

パートタイム労働者の労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、6年のパートタイム労働者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均9万79人で、前年に比べ7,536人増（前年比9.1%増）となり、3

年ぶりに増加した（付表27）。

新規求職者（男女計）は月平均5万8,592人であり、前年より7,632人増（同15.0%増）となった。そのため、新規求人倍率は1.54倍（5年1.62倍）で前年に比べ0.08ポイント低下し、低下幅は縮小したものの5年連続の低下となった。また、有効求人倍率も1.07倍（5年1.18倍）と低下した。

7年に入ると、パートタイム労働者の有効求人倍率は、1月の1.13倍から3月の1.17倍と上昇したが、4月からは有効求職者数が増加しているのに対し有効求人数が減少し、4月以降は低下を続け6月には1.10倍となった。

（3）入職・離職状況

イ 引き続き低下した労働移動

労働省「雇用動向調査」によると、6年の女性の入職者数（一般及びパートタイム労働者計）は2,390.6千人（前年差219.3千人減）、離職者数は2,609.4千人（28.6千人増）となった。これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数1,557.3千人（前年比10.6%減）、離職者1,731.3千人（同1.1%減）となり、いずれも前年を下回った。一方、パートタイム労働者は、入職者数833.3千人（前年比4.1%減）、離職者数878.1千人（同5.8%増）となっている（付表29）。

女性の入職率（在籍者に対する入職者の割合）は16.2%（前年差2.1%ポイント低下）となり、調査開始以来の低い水準となっている。女性の入職率のうち転職入職率（在籍者に対する転職入職者の割合）は8.0%（同0.5%ポイント低下）、離職率（在籍者に対する離職者の割合）は17.6%（同0.5%ポイント低下）となり、いずれも前年を下回った。これを就業形態別にみると、一般労働者の入職率は14.6%（前年差1.7%ポイント低下）、離職率は16.2%（同0.2%ポイント低下）と、前年に比べいずれも低下した。パートタイム労働者の入職率は20.2%（前年差3.9%ポイント低下）、離職率は21.3%（同1.8%ポイント低下）となり、前年に比べいずれも低下した。

女性の入職超過率（入職率－離職率）は－1.4%（5年0.2%）となり、離

職率が入職率を上回ったが、一般労働者の入職超過率は-1.6%（同-0.1%）、パートタイム労働者は-1.1%（同1.0%）であった。

女性の延労働移動率（在籍者に対する延べ労働移動者（入職者+離職者の割合）は33.8%（前年差2.6%ポイント低下）、うち一般労働者30.8%（同1.9%ポイント低下）、パートタイム労働者41.5%（同5.7%ポイント低下）といずれも前年を下回り、パートタイム労働者の低下幅が大きくなっている。

ロ 入職者については転職者が過半数を占める

入職者を職歴別にみると、一般労働者では、学卒以外の一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者）からの入職者が21.0%（5年22.1%）、学卒未就業者からの入職者が28.3%（同31.0%）、転職入職者が50.7%（同46.9%）であった。

一方パートタイム労働者では、一般未就業者からの入職者が46.5%（同48.3%）、転職入職者が47.6%（5年46.0%）であった。

一般労働者、パートタイム労働者ともに一般未就業者からの入職者の割合が低下し、逆に転職入職者の割合が上昇した（付表31）。

ハ 年齢階級別入職者の状況

一般未就業者からの入職者の年齢構成を就業形態別にみると、一般労働者では24歳以下が39.3%（5年43.8%）と4割近くを占めており、次いで25～34歳層が23.8%（同19.8%）となっている。パートタイム労働者では35～44歳層が34.1%（同31.8%）と最も高い割合を占めている。

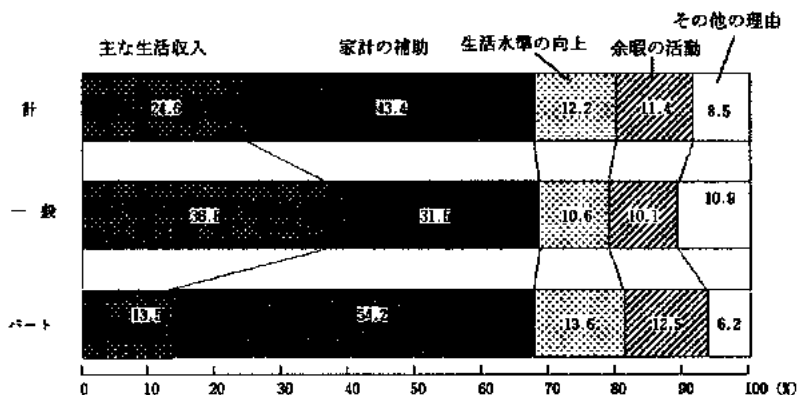
転職入職者では、一般労働者の場合24歳以下が29.0%（5年31.7%）、25～34歳層が27.6%（同25.3%）となっており、転職者の中心は若年層が占めている。パートタイム労働者では35～44歳層の転職者が32.3%（同33.6%）と多い（付表32）。

ニ 一般労働者とパートタイム労働者で異なる就業の動機

一般未就業者から入職した女性の就業の動機別に入職者数をみると、一般労働者では、「主な生活収入」とする者が36.8%と最も多く、次いで、「家計の補助」とする者が31.5%と多い。パートタイム労働者では「家計の補助」

とする者が54.2%と最も多く、次いで「生活水準の向上」13.6%、「主な生活収入」13.5%の順となっている。5年と比較すると、「主な生活収入」とする者の割合が増加し、「余暇の活動」とする者の割合を抜いた。一般労働者とパートタイム労働者とは就業の動機に違いがみられる（第1-8図、付表33）。

第1-8図 就業の動機別女性入職者の割合（一般未就業者）



資料出所：労働省「雇用動向調査」（平成6年）

ホ 離職者の離職理由

離職者の離職理由をみると、個人的な理由とした者が最も多く、前年と同率の79.2%を占めている。個人的な理由のうち結婚による離職者の割合は9.2%と前年に比べ0.6%ポイント上昇し、出産・育児による離職者の割合は5.2%と前年に比べ0.2%ポイント低下とわずかながら低下している。また、経営上の都合により離職したものが5.6%と前年に比べ0.7%ポイント上昇し、この傾向は平成4年より続いている（付表34）。

(4) 新規学卒者の就職状況

文部省「学校基本調査」（平成6年）により女性の新規学卒就職者数を学歴

別にみると、大学卒が9万8,865人（女性の新規学卒就職者総数に占める割合20.4%）、短大卒16万1,768人（同33.3%）、高校卒21万6,590人（同44.6%）、中学卒8,323人（同1.7%）となっている。大学卒と短大卒の割合は年々上昇しており、前年に比べると大学卒は1.9%ポイント、短大卒は0.7%ポイントの上昇であった（付表36）。

なお、専修学校専門課程（専門学校）を平成5年度中に卒業した女性16万2,704人のうち就職者は13万3,018人であった。

イ 中学・高校卒業者の就職状況

平成6年3月の女子中学校卒業生数81万9,843人（前年差2万5,869人減）のうち就職者数は8,323人（同2,435人減）である。就職率（卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率）は、1.0%（5年1.3%）となり、前年に引き続き低下した。

7年3月の女子中学校卒業生の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成7年）でみると、卒業生数は79万1,443人で前年に比べ2万8,400人減少し、就職者数は6,876人で1,447人減少したため、就職率は0.9%と前年より0.1%ポイントの低下となり、前年に引き続き低下した。

6年3月の女子高等学校卒業生数は83万4,038人（前年差4万8,709人減）で、うち就職者は21万6,590人（同4万4,378人減）、就職率は26.0%（5年29.6%）であり、進学率の上昇に伴って高卒者の就職率は年々低下している。就職者を産業別にみると、サービス業に29.5%（同26.5%）、卸売・小売業、飲食店に28.6%（同29.6%）、製造業に25.9%（同26.8%）と、この3産業で全体の84.0%を占めている。サービス業の割合が年々上昇し、6年には最も多くがサービス業に就職している（付表37）。

7年3月の女子高等学校卒業生の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成7年）でみると、卒業生数は79万8,514人で前年に比べ3万5,524人減少し、就職者数は18万6,990人で2万9,600人減少したため、就職率は23.4%と前年より2.6%ポイントの低下となり、前年に引き続き低下した。

ロ 短期大学卒業者の就職状況

6年3月の女性の短期大学卒業者数は22万8,749人で、前年に比べて4,727人増加した。このうち、就職者数は16万1,768人（前年差1万9,308人減）、就職率は70.7%（5年80.8%）となり、前年に比べ10.1%ポイント低下と、前年（6.0%ポイント低下）に続いての大幅な低下となった。また、一時的な仕事に就いた者が7,684人で前年に比べ3,606人増加するとともに、無業者が4万1,300人で前年に比べ1万5,644人増と大幅に増加した。一時的な仕事に就いた者と無業者を加えた者の卒業者に占める割合は21.4%となっており、前年に引き続き大幅に上昇している（付表41）。

就職者数を産業別にみると、サービス業が38.0%（5年36.6%）と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店18.2%（同17.1%）、製造業15.1%（同17.3%）、金融・保険業14.9%（同15.8%）となっており、前年に比べ製造業、金融・保険業で割合が低下している（付表38）。

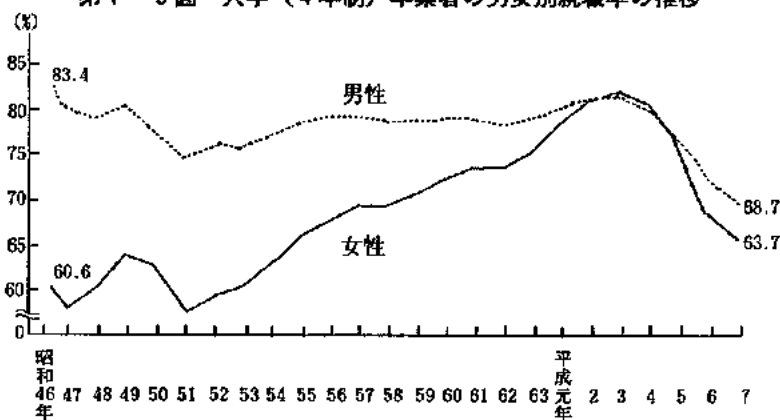
7年3月の女子短期大学卒業者の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成7年）でみると、卒業生数は22万8,746人で前年とほぼ同数であったが、就職者数は15万926人で前年に比べ1万842人減少したため、就職率は66.0%と低下幅は縮小したものの、前年に引き続き大幅に低下した。

また、一時的な仕事に就いた者が1万182人で前年に比べ2,498人の増加、無業者が4万8,177人で前年に比べ6,877人増加と、増加幅は縮小したものの、前年に引き続き大幅に増加した。一時的な仕事に就いた者と無業者を加えた者の卒業者に占める割合は前年より4.1%ポイント上昇し、25.5%となっている。

ハ 女子大学卒業者の就職状況

6年3月の女性の大学卒業生数は14万6,253人（前年差9,943人増）で、このうち就職者は9万8,865人（同4,161人減）、就職率は67.6%（5年75.6%）となり、就職率は前年に引き続き大幅に低下した。なお、進学者を除いた就職率は72.6%（男性82.4%）と前年（女性80.5%、男性86.9%）を大幅に下回った（第1-9図）。

第1-9図 大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移



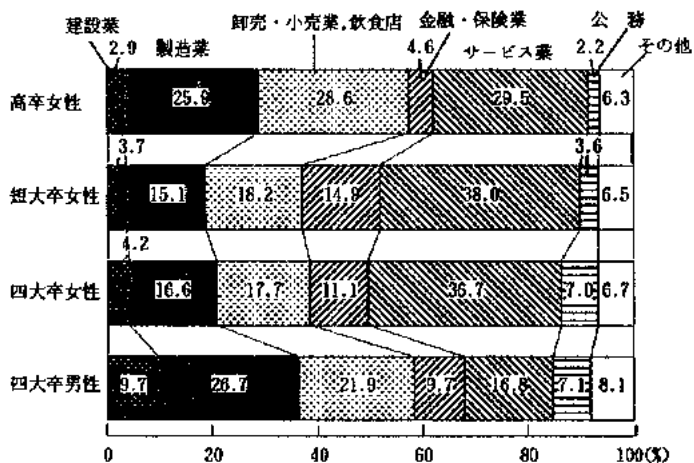
資料出所：文部省「学校基本調査」

また、一時的な仕事に就いた者が4,565人で前年に比べ1,378人増加するとともに、無業者も2万3,889人で前年に比べ9,213人増加した。一時的な仕事に就いた者と無業者を加えたものの卒業者に占める割合は19.5%（男性10.0%）となっており、前年の13.1%（男性6.3%）に比べ6.4%ポイント増（男性3.7%ポイント増）と大幅に上昇した（付表41）。

就職者数を産業別にみると、サービス業に36.7%（5年39.7%）と最も多く就職しており、次いで卸売・小売業、飲食店に17.7%（同15.4%）、製造業に16.6%（同18.4%）とこれら3産業で71%を占めている。前年に比べると、サービス業と製造業の割合が低下し、卸売・小売業、飲食店の割合は上昇した。このため卸売・小売業、飲食店と製造業に占める割合が逆転した（第1-10図、付表38）。

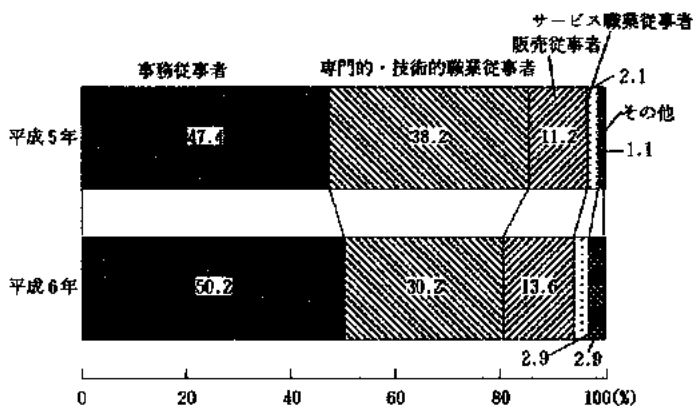
大学卒就職者数を職業別にみると、事務従事者が50.2%（5年47.4%）と最も多く、専門的・技術的職業従事者が30.2%（同38.2%）と、これに続いた（付表39）。事務従事者の割合は年々上昇しており、6年にはその割合は5割を超えた。一方で専門的・技術的職業従事者の割合は8.0%ポイント減少した（第1-11図）。

第1-10図 産業別新規学卒就職者の割合



資料出所：文部省「学校基本調査」(平成6年)

第1-11図 職業別女子大卒就職者の割合



資料出所：文部省「学校基本調査」

労働省「雇用動向調査」により女子新規大卒未就業者の6年の規模別入職状況をみると、300～999人規模への入職者が16.7%となっており、前年（45.0%）に比べ大幅に低下しているが、その他の規模への入職者の割合はそれぞれ増加している。男性は前年に比べ、100～299人規模への入職者の割合が増加している他は、すべての規模でその入職者の割合は低下している（付表42）。

また、6年の女子新規大卒未就業者は、その4.4%がパートタイム労働者として入職している。男性のパートタイム労働者としての入職者は1.7%を占めるのみで、女性よりもその割合は小さいものとなっている。

なお、7年3月の女子大学卒業者の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成7年）でみると、卒業者数は15万9,050人で前年に比べ1万2,797人増加した。また、就職者数は10万1,278人で前年に比べ2,413人増加したが、卒業者数の増加率が就職者数の増加率を上回ったため、就職率は63.7%と前年より3.9ポイントの低下となり、前年に引き続き低下した。

また、一時的な仕事に就いたものが5,183人で前年に比べ618人の増加、無業者が3万565人で前年に比べ6,676人増加した。一時的な仕事に就いたものと無業者を加えたものの卒業者に占める割合は前年より3%ポイント上昇し、22.5%となっている。

4 労働条件等の状況

(1) 賃 金

イ 前年の伸びを上回った女性一般労働者の賃金

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成6年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者（平均年齢36.1歳、平均勤続年数7.6年）のきまって支給する現金給与額は、21万3,700円（前年比3.0%増）、そのうち所定内給与額は20万3,000円（同3.0%）と、伸び率はともに前年（1.9%ポイント増、2.2%ポイント増）の伸びを上回っている（付表46）。

これに対し、男性一般労働者（平均年齢40.0歳、平均勤続年数12.8年）の

きまって支給する現金給与額は35万7,100円（前年比2.2%増）、そのうち所
 定内給与額は32万7,400円（同2.3%増）となっている（第1－4表）。

第1－4表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給与 額 (千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与そ の他特別給 与額(千円)
総数	38.8	11.2	312.2	288.4	1,097.2
女	36.1	7.6	213.7	203.0	680.0
男	40.0	12.8	357.1	327.4	1,287.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成6年）

（年齢別賃金）

女性の賃金（所定内給与）を年齢別にみると、17歳以下は13万100円で、年
 齢が上昇するにつれて緩やかに高くなって25～29歳層以降20万円台となり、
 30～34歳層の22万2,200円（20～24歳層の約1.2倍）が最も高くなっている。

また、女性の賃金の対前年上昇率を年齢階級別にみると、55～59歳層の
 3.7%増が最も高く、次いで35～39歳層の3.3%増となっており、20歳代では
 2.0%台の上昇と増加幅が最も低くなっている。

一方、男性一般労働者の所定内給与を年齢階級別にみると、17歳以下が14
 万6,000円で、年齢とともに高くなり50～54歳層で42万900円（20～24歳層の
 約2.1倍）と最も高く、55歳以降で低くなる。年齢階級別に対前年上昇率をみ
 ると、17歳以下で4.1%増と最も高く、次いで55～59歳層の3.4%となってい
 る（付表46、47）。

女性の所定内給与額の年齢間格差は、20～24歳層を100.0とすると、最も
 大きいのは30～34歳層の124.8である。同じく、男性の年齢間格差の最も大
 きいのは50～54歳層の210.6であり、年齢間格差は、女性の方が小さくなっ
 ている。

所定内給与について、全労働者平均で単純に男女を比べてみると、男性を100.0とした場合、女性のそれは年齢計では62.0（5年61.6）、18～19歳が91.6で年齢が高くなるとともに比率は低下し、50～54歳では51.6と最も小さくなっている（付表47）。

男女間の賃金の格差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等が男女で異なることによってもたらされている。このうち、年齢、学歴、勤続年数について条件を同一にした標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の所定内給与額をみると、高卒では20～24歳層で女性は17万1,700円、男性は19万1,700円（男女間格差は89.6）であるが、55～59歳層では女性が35万8,200円、男性は51万4,900円（同69.6）とその差が最も大きくなる。大卒では、20～24歳層では女性は20万4,800円、男性は21万2,200円（格差は96.5）となっており、最も格差が大きくなるのは45～49歳層で、女性45万2,100円、男性56万8,900円（同79.7）となるが、高卒に比べて大卒での男女間の差は小さい（付表49）。

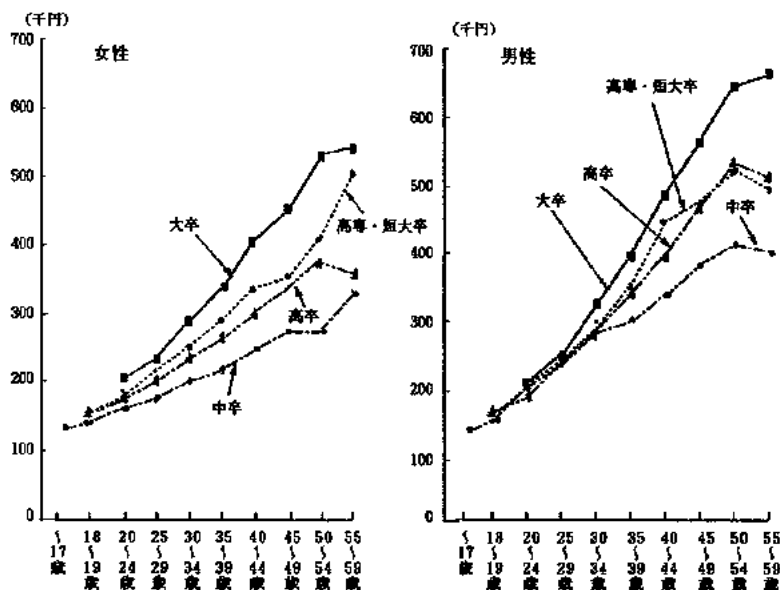
（学歴別賃金）

次に女性標準労働者の学歴別所定内給与額をみると、中卒21万3,500円（平均年齢50.3歳、平均勤続年数11.8年）、高卒19万1,600円（同36.0歳、7.8年）、高専・短大卒19万6,200円（同29.5歳、5.4年）、大卒23万9,400円（同30.9歳、5.4年）となっている（付表49）。

年齢階級別にみると、高卒が50～54歳層の37万6,400円で最も高くなっているのを除くと、いずれの学歴でも年齢とともに所定内給与額の平均額も上昇し、中卒は55～59歳層の33万100円、高専・短大卒も55～59歳層の50万5,300円、大卒も55～59歳層の53万9,300円で最も高くなっている。

一方男性は大卒が55～59歳層の66万4,800円で最も高くなっているのを除くといずれの学歴でも50～54歳層で最も高くなっている（第1-12図、付表49）。

第1-12図 学歴、年齢階級別標準労働者の所定内給与額



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成6年)

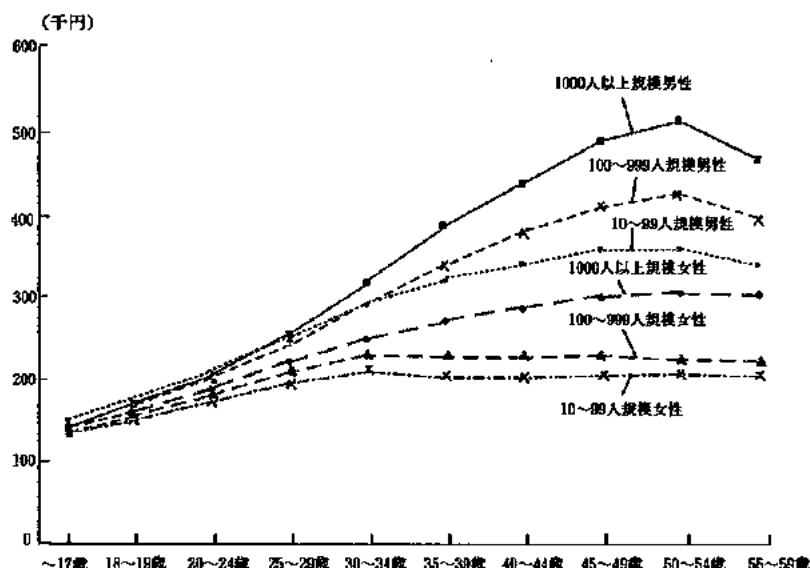
(企業規模別賃金)

さらに女性の賃金(所定内給与額)を企業規模別にみると、10~99人規模で18万7,600円(男性29万6,800円)、100~999人規模で20万1,000円(同31万7,900円)、1,000人以上規模で22万8,600円(同36万9,900円)と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっている。

これを年齢階級別にみると、10~99人規模、100~999人規模では30~34歳層で賃金は最も高くなっており(10~99人規模20万4,200円、100~999人規模22万2,300円)、その後緩やかに低下している。1,000人以上規模では賃金は年齢とともに上昇し、50~54歳層(29万3,500円)で最も高くなっている。1,000人以上規模の女性については、賃金上昇カーブの傾きはやや緩やかで

あるものの、男性と同じような傾向を示している。なお、男性については、大規模になるほど賃金上昇カーブの傾きが急になっている（第1-13図、付表50）。

第1-13図 企業規模、年齢階級別一般労働者の所定内給与額



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成6年）

ロ 低い伸びにとどまった女性の新規学卒者の初任給

女性の新規学卒就職者（平成6年3月卒）の初任給は、中卒で12万2,800円（対前年比2.2%増）、高卒14万5,500円（同2.2%増）、高専・短大卒15万7,700円（同1.3%増）、大卒（事務系）18万2,500円（同1.6%増）、大卒（技術系）19万500円（同0.5%増）と中卒、高専・短大卒、大卒（技術系）は前年を下回る上昇率となった（付表51）。

また、初任給について男女間格差を、各学歴の男性の賃金を100としてみ

ると、女性のそれは中卒で91.0、高卒で94.6、高専・短大卒では94.7、大卒事務系で95.6、技術系で97.8と高学歴になるほど格差は小さくなっている。

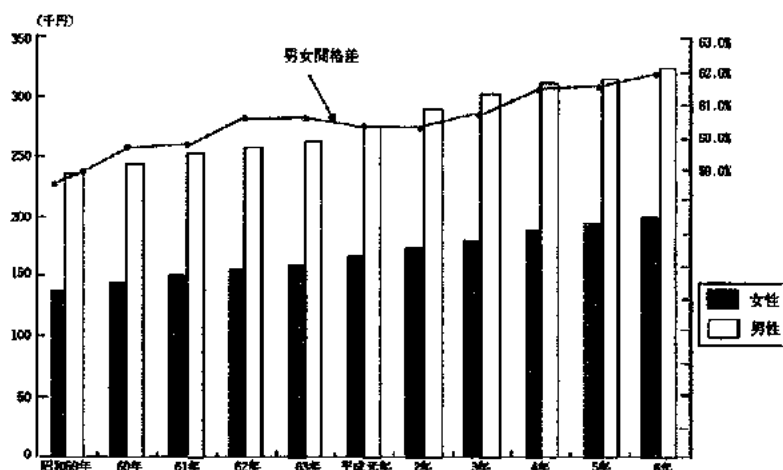
ハ 女性労働者の所定内給与額の10年間の変化

次にパートタイム労働者を除く女性労働者の所定内給与額の10年間の変化についてみてみることにする。

平成6年6月のパートタイム労働者を除く女性労働者の所定内給与額は、20万3,000円（男性32万7,400円）で、10年前の昭和59年6月の13万9,200円（同23万7,500円）と比べると45.8%（同37.9%）の伸びを示した。この間所定内給与額は女性、男性ともに着実に増加しており、その伸び率については女性が男性を上回っている。

また、所定内給与額の男女間格差については、昭和59年から昭和62年まではその差が縮小し、昭和62年から平成2年までは横ばいからわずかに拡大したが、それ以降平成6年まではずっと縮小傾向にある（第1-14図、付表52）。

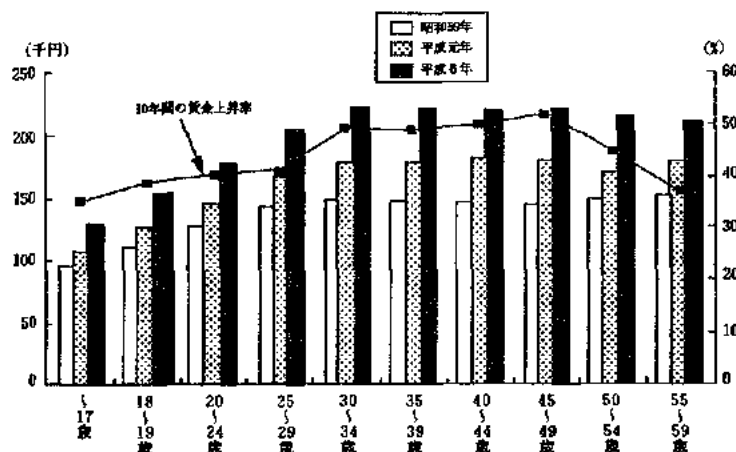
第1-14図 一般労働者の所定内給与額及び所定内給与額の男女間格差の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

次に女性の所定内給与額を年齢別にみると、この10年間にすべての年齢階級において賃金は上昇しているが、特に30歳、40歳代で大きな伸びを示しており、その伸び率は約50%となっている（第1-15図、付表53）。

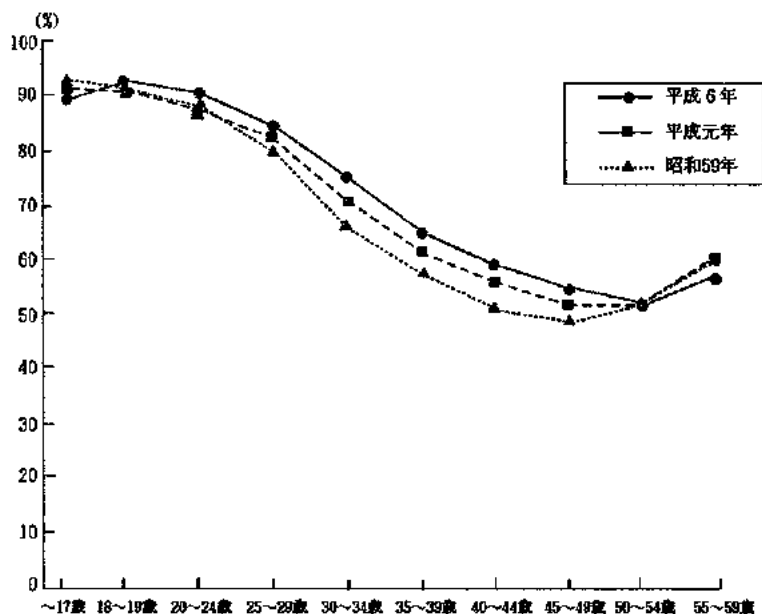
第1-15図 年齢階級別女性労働者の所定内給与額の変化及び賃金上昇率



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

このため第1-16図に示すように賃金の男女間格差は30歳、40歳代を中心に20～24歳層から50～54歳層までの間で縮小している。しかしながら、依然として年齢が高くなるにしたがって男女間格差が拡大する傾向があること、ただし50歳前後を境として賃金格差が縮小傾向に転ずることがわかる（第1-16図、付表54）。

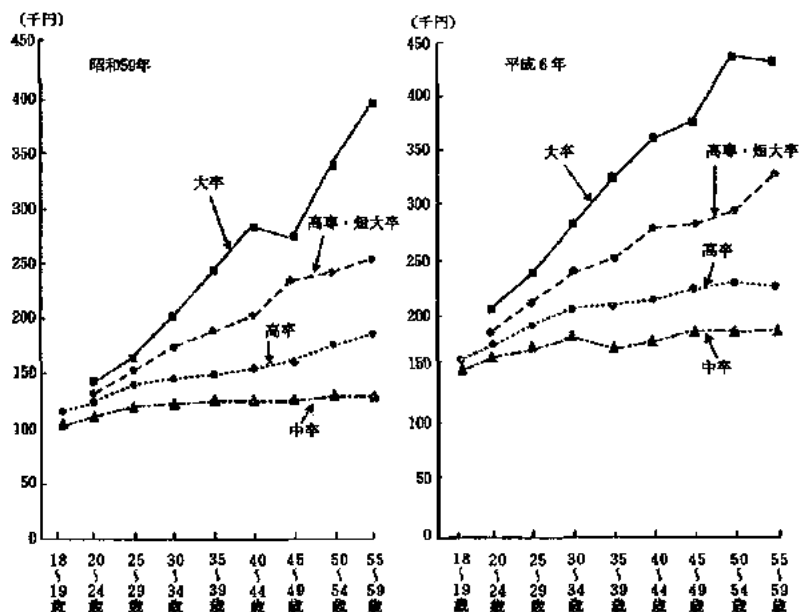
第1-16図 年齢階級別所定内給与額の男女間格差の変化



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

女性の所定内給与額を学歴別、年齢階級別にみると、すべての学歴、年齢階級において賃金は上昇しており、同じ学歴では概ね年齢の高い層ほど賃金が高く、また学歴が高いほど賃金の年齢間格差が大きいという状況は変わっていない。しかし、年齢間格差は10年前に比べると、中卒を除く全ての学歴において縮小している。また、昭和59年には、すべての学歴で55～59歳層の賃金が最も高かったが、平成6年には中卒が45～49歳層、高卒、大卒が50～54歳層で最も賃金が高くなっている（第1-17図、付表55）。

第1-17図 学歴、年齢階級別女性労働者の所定内給与額の変化



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(2) 労働時間

労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)によると、平成6年の女性常用労働者1人平均月間総実労働時間は、143.3時間(前年比0.8%減)で、うち所定内労働時間は139.0時間(同0.8%減)、所定外労働時間は4.3時間(同2.3%減)であった(付表57)。

事業所規模30人以上をみると、総実労働時間は144.2時間(同0.4%減)と63年から7年連続して減少し、うち所定内労働時間は138.9時間(同0.4%減)、所定外労働時間は5.3時間(変化なし)であった。

一方、男性の総実労働時間(事業所規模5人以上)は169.3時間、前年比0.4%減(事業所規模30人以上166.9時間、前年比0.4%減)で、所定内労働時間

は156.6時間、同0.3%減（同152.7時間、同0.3%減）、所定外労働時間は12.7時間、0.8%減（同14.2時間、同1.4%減）と前年に比べ減少した（付表57）。

また、平均月間出勤日数（事業所規模5人以上）は女性では19.9日、前年差0.1日減（事業所規模30人以上、19.6日、前年差0.1日減）、男性は20.6日、同0.1日減（同20.1日、0.1日減）と、ともにわずかに減少した（付表57）。

女性の労働時間（事業所規模5人以上）を産業別にみると、総実労働時間では鉱業（167.6時間）が最も長く、次いで建設業（156.0時間）、製造業（149.5時間）の順に長くなっている。この順は5年と変わらない。所定内労働時間でも鉱業（161.3時間）、建設業（152.7時間）が長く150時間以上、製造業（144.8時間）その他の産業で140時間台となっており、金融・保険業（138.6時間）は130時間台となっている。また、卸売・小売業、飲食店（129.3時間）では130時間を下回った（付表58-1）。

事業所規模30人以上をみると、総実労働時間では鉱業（160.3時間）が最も長く、次いで建設業（158.0時間）、製造業（150.7時間）の順となっている。所定内労働時間でも、鉱業（155.1時間）、建設業（152.4時間）が長く、製造業（145.2時間）、電気・ガス・熱供給・水道業（141.0時間）と続き、他は130時間台となっており、卸売・小売業、飲食店（128.6時間）が最も短く、130時間を下回っている（付表58-2）。

（3）勤労者世帯の家計

イ 前年を下回った1カ月の平均実収入

総務庁統計局「家計調査」によると、平成6年の勤労者世帯1世帯当たりの1カ月の平均実収入は56万7,174円で、前年に比べ名目0.6%の減少となった（付表67）。

実収入の内訳をみると、世帯主収入は、46万8,000円で前年に比べ0.1%減とわずかに減少した。世帯主の配偶者の収入（うち女性）は4万8,801円で前年に比べ5.4%減の大幅な減少となった。

1カ月の平均実収入について共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比

較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1ヵ月62万5,422円（対前年比0.5%減）、世帯主のみ働いている世帯のそれは50万9,029円（同1.8%減）で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を22.9%上回っている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は世帯主のみ働いている世帯のそれを2.5%下回っている。

共働き世帯の世帯主の配偶者の収入（うち女性）は12万6,954円、実収入に占める世帯主の配偶者の収入（うち女性）の割合は20.3%であり、前年（23.4%）に比べ3.1%ポイント減少した（付表68）。

なお、平成6年の勤労者世帯のうち若年単身世帯（30歳未満）の1ヵ月の平均実収入について、総務庁統計局「全国消費実態調査」（平成6年速報）によりみると、女性が21万9,486円で前回調査（平成元年）に比べて名目で15.0%、実質で4.5%増加している。一方男性は25万3,259円であった（前回比名目16.1%増、実質5.5%増）。

ロ 1ヵ月の消費支出は減少

総務庁統計局「家計調査」によると、平成6年の勤労者世帯1世帯当たり1ヵ月の消費支出は35万3,166円で、前年に比べて名目0.6%の減少となった（付表67）。

消費支出の内容を核家族共働き世帯（消費支出37万3,866円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同32万7,663円）と比較してみると、共働き世帯では「食料」のうちの「外食」、「交通・通信」のうちの「自動車等関係費」、「教育」、「その他の消費支出」のうちの「交際費」等の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べて高くなっている（付表68）。

なお、総務庁統計局「全国消費実態調査」（平成6年速報）により、平成6年の勤労者世帯のうち若年単身世帯（30歳未満）の1ヵ月平均消費支出についてみると、女性は16万2,852円で平成元年に比べて名目では6.6%増加となっているが、実質では3.1%の減少となった。これは調査開始以来初めてのことである。一方男性は17万2,046円であった（前回比名目11.5%増、実質1.4%増）。

また女性の消費支出の内容をみると、「住居」（3万6,492円）が最も多く、以下「食料」（3万2,484円）、「教養娯楽」（2万4,820円）、「交際費」、「美容サービス」などの「その他の消費支出」（2万794円）の順に多くなっている。

5 パートタイム労働者等の状況

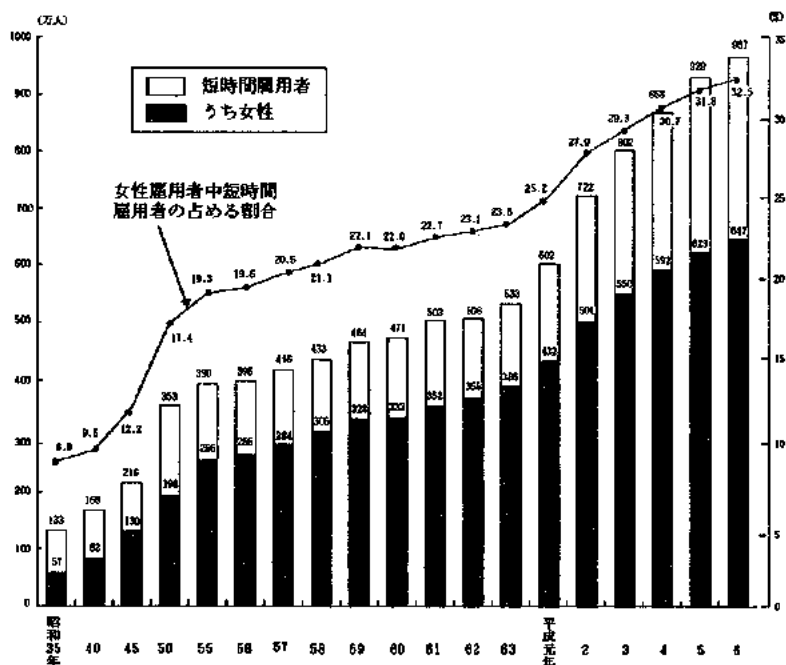
(1) パートタイム労働者の増加

パートタイム労働者の数は、石油危機、円高不況及び最近の不況の時期においては伸びが若干鈍化しているものの、昭和30年以降現在まで一貫して増加傾向が続いている。総務庁統計局「労働力調査」（注1）で、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者（以下「短時間雇用者」という。）をみると、平成6年には967万人（男女計）となり、前年が61万人（7.0％）増加したのに比べ38万人（4.1％）増と増加幅は縮小した。

6年の非農林業雇用者総数は5,135万人で、前年に比べ36万人増加（0.7％増）しているが、その増加幅は短時間雇用者の増加幅よりも小さいものとなっている。これにより、非農林業雇用者中に占める短時間雇用者の割合は6年には18.8％となり、前年に比べ0.6％ポイント上昇した。同割合は平成元年以来毎年1.0％ポイント前後（平成2年は2.1％ポイント上昇）上昇が続けていたが、その程度はわずかに鈍化した。

また、6年の女性の短時間雇用者は647万人（短時間雇用者総数の66.9％）で、前年に比べ24万人増加（前年比3.9％増）した。女性非農林業雇用者中に占める短時間雇用者の割合は6年は32.5％であり、前年に比べ、0.7％ポイント上昇した（第1-18図、付表69）。

第1-18図 短時間雇用者数の推移—非農林業—



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(2) パートタイム労働者の就業実態

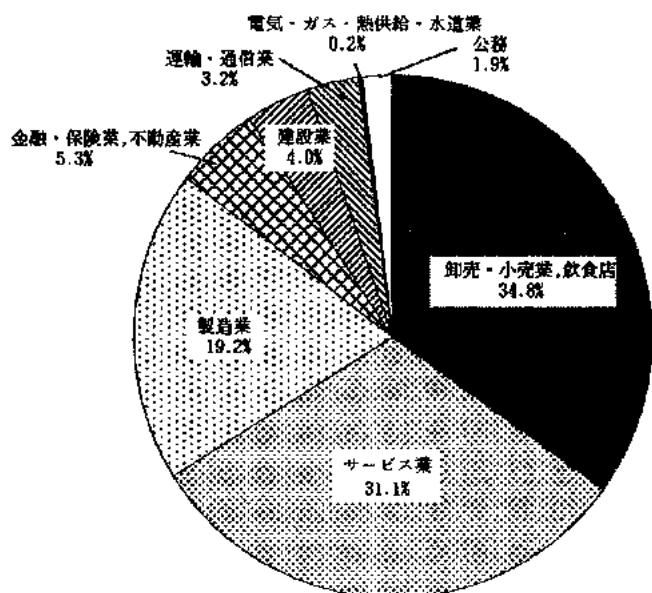
イ 産業別ではサービス業が増加し、製造業で減少

総務庁統計局「労働力調査」により6年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が225万人で最も多く34.8%、次いでサービス業が201万人で31.1%、製造業が124万人で19.2%となっており、これら3産業で85.1%が雇用されている（付表70）。

前年との増減をみると、サービス業が前年に比べ14万人増（前年比7.5%増）、卸売・小売業、飲食店が10万人増（同4.7%増）となっているが、製造業は3万人減（2.4%減）となり62年以降はじめての減少となった。週間就業

時間35時間以上の女性雇用者の動き（サービス業前年比2.7％増，卸売・小売業，飲食店同0.6％減，製造業同4.0％減）と比較すると，サービス業では短時間雇用者の増加幅が大きく，また，卸売・小売業，飲食店では，35時間以上の雇用者は減少しているのに，短時間雇用者は増加している。製造業はどちらも減少しているが，短時間雇用者の方が減少幅が小さい（第1-19図）。

第1-19図 女性短時間雇用者の産業別構成比—非農林業—



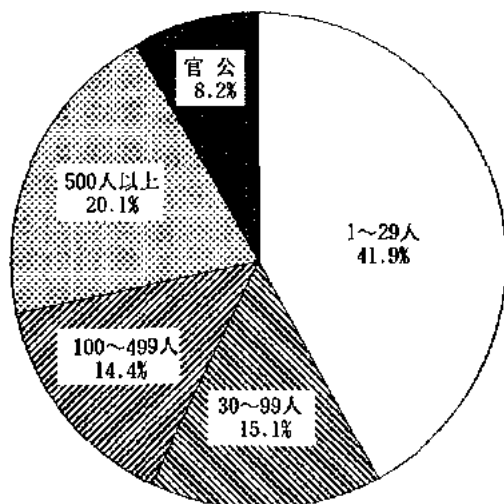
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」（平成6年）

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると，1～29人規模が271万人で最も多く，女性の短時間雇用者全体の41.9％を占め，次いで，500人以上規模が130万人で20.1％となっている（付表71）。

前年と比較すると，女性の短時間雇用者はどの規模においても前年に比べ

増加しているものの、構成比では、1～29人規模でわずかながら減少している。なお、35時間以上の女性雇用者は、1～29人規模で2万人減少、30～99人規模で1万人減少、500人以上規模で4万人減少となっており、短時間雇用者と異なった動きを示している（第1－20図）。

第1－20図 女性短時間雇用者の企業規模別構成比－非農林業－



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」（平成6年）

ロ 女性パートタイム労働者の約8割が年齢35歳以上

女性パートタイム労働者の年齢構成について、労働省「賃金構造基本統計調査」（注2）により6年の状況をみると、調査対象の女性パートタイム労働者のうち45～54歳層が34.4%（5年32.7%）、35～44歳層が27.6%（同29.4%）であり、これに55歳以上層の17.1%（同16.8%）を加えると、35歳以上の者は79.1%（同78.9%）と8割近くを占めている。またこの中でも45歳以上層の割合が高まっている。

ハ 平均勤続年数は4.9年

女性パートタイム労働者の平均勤続年数を労働省「賃金構造基本統計調査」により企業規模10人以上についてみると、産業計では6年は平均4.9年（前年差0.3年増）となり、前年に一度減少したもののまた増加を示した。

また、産業別にみると製造業で5.9年と最も長くなっている（付表72）。

ニ 1日の所定内実労働時間は5.7時間

「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数は5.7時間で前年と同じであった。月間実労働日数は20.3日と前年より0.4日増となった。産業別にはあまり大きな違いはみられないが、製造業では他の産業に比べ実労働時間がやや長い傾向がみられる（付表73）。

ホ 1時間当たりの所定内給与額は平均で848円

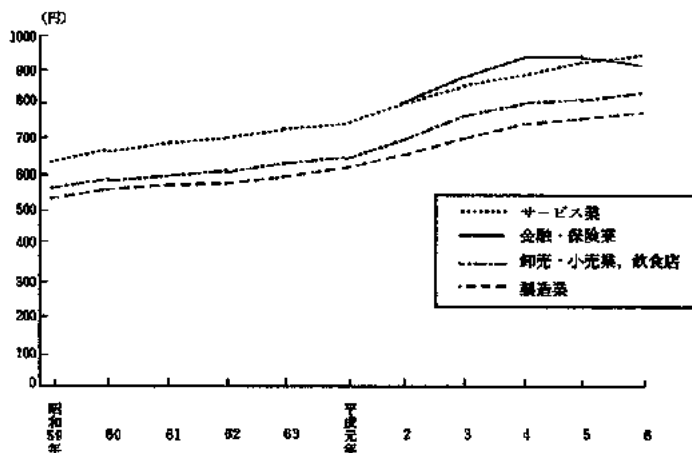
「賃金構造基本統計調査」により女性パートタイム労働者の賃金水準をみると、女性パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は848円で、前年に比べ1.9%増となり、前年の増加率（2.8%）を下回った。

年齢階級別にみると、25～29歳が910円と最も高く、次いで20～24歳が885円と、20歳代の賃金水準が高く、パートタイム労働者に占める割合が高い35～54歳の年代層は830～850円台になっている。前年と比べると、年齢階級間の賃金の差は縮小している（付表74）。

産業別にみると、サービス業（951円）、金融・保険業（929円）が高く、最も低い製造業（783円）に比べると2割近く高くなっている。なお前年までは金融・保険業が最も高かったが、6年はサービス業が金融・保険業を抜いて、最も高い水準を示している（第1-21図）。

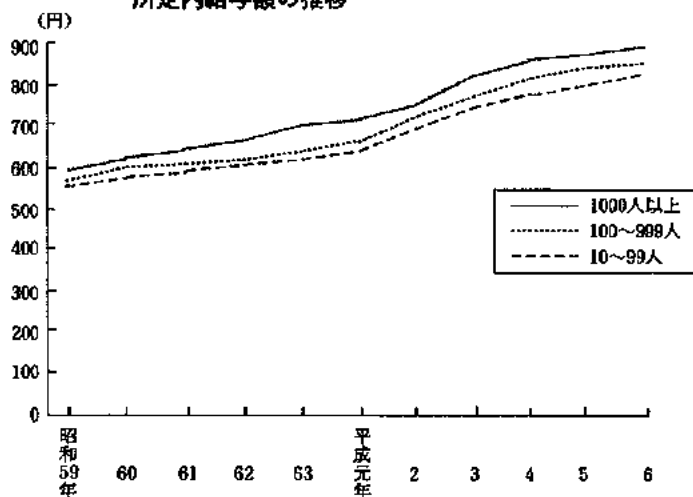
企業規模別にみると、1,000人以上規模で886円と高く、100～999人規模で849円、10～99人規模で824円となっている（第1-22図）。1,000人以上規模を100として規模間格差をみると、100～999人規模で95.8、10～99人規模で93.0となる。

第1-21図 女性パートタイム労働者の産業別平均1時間当たり
所定内給与額の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-22図 女性パートタイム労働者の企業規模別平均1時間当たり
所定内給与額の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

また、女性パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、8万7,900円となっており、2年連続で低下している（付表75）。産業別にみると、金融・保険業が最も高く12万800円、次いで製造業11万500円、サービス業8万400円、卸売・小売業、飲食店7万1,500円となっている。なお前年までは製造業が最も高かったが、6年は金融・保険業が製造業を抜いて最も高い水準を示している。企業規模別でみると、1,000人以上規模10万1,300円、100～999人規模9万5,300円、10～99人規模7万4,200円である。規模間格差は、1,000人以上規模を100として、100～999人規模で94.1、10～99人規模で73.2となる。

注1）総務庁統計局「労働力調査」における短時間雇用者の定義は、非農林業の週間就業時間（調査期間中に実際に仕事に従事した時間）が35時間未満の雇用者をいう。

注2）労働省「賃金構造統計基本調査」におけるパートタイム労働者の定義は、①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い、②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。ただし、1週の所定労働日数が当該事業所における一般的な所定労働日数より少ない労働者であっても、1日の所定労働時間が、一般的な所定労働時間より長いものは除かれる。

（3）その他非正社員の就業の状況

イ 非正社員の就業実態

次に、パートタイム労働者を含めた非正規型労働者（以下「非正社員」という。）の就業実態について、労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成6年）によりみてみることにする。

まず就業形態別に労働者割合をみると、非正社員は20.7％で前回調査（昭和62年）と比較すると4.7％ポイントの上昇となっている。そのうちパートタイマーは12.7％（前回9.9％）を占め、次いで臨時・日雇の3.1％（同2.6％）、出向社員の1.6％（同1.2％）、契約・登録社員の1.5％（同0.9％）、派遣労働者の1.0％（同0.6％）、その他0.9％（同0.9％）となっており、前回調査に比べるとすべての就業形態においてその割合が上昇している。

ロ 非正社員がいる事業所の割合

次に非正社員がいる事業所の割合を就業形態別にみると、パートタイマー

が56.1%（前回53.7%）で一番高くなっており、次いで臨時・日雇の14.0%（同21.3%）、出向社員の13.1%（同14.1%）、契約・登録社員の9.5%（同7.7%）、派遣労働者の8.4%（同6.3%）、その他8.2%（同9.1%）となっている。前回よりその割合が上昇したのはパートタイマー、派遣労働者、契約・登録社員で、出向社員、臨時・日雇、その他については低下している。

また、産業別に非正社員のいる事業所割合をみると、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業でパートタイマーのいる割合が高く、金融・保険業では他の産業に比べて派遣労働者のいる割合が高い。また不動産業では他の産業に比べて出向社員のいる割合が高く、電気・ガス・熱供給・水道業では契約・登録社員のいる割合が高くなっている。

前回調査（昭和62年）と比較すると、目立った変化としては電気・ガス・熱供給・水道業でパートタイマーのいる割合が23.0%ポイント上昇し、逆に臨時・日雇が18.9%ポイント減少したこと、金融・保険業で派遣労働者の割合が10.3%ポイント上昇したこと、また不動産業ではどの就業形態でもその割合が低下したこと等があげられる。さらに、どの産業においても臨時・日雇の割合が低下していることも注目されよう（第1－5表）。

第1-5表 産業、就業形態別

産 業	事業所 計	出 向 社 員			派遣労働者			パー
		平成6年	昭和62年	差	平成6年	昭和62年	差	
？ 大 産 業 計	100.0	13.1	14.1	- 1.0	8.4	6.3	2.1	56.1
製 造 業	100.0	15.1	14.9	0.2	6.1	4.3	1.8	63.7
電 気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	13.0	12.6	- 0.4	7.2	3.3	3.9	43.8
運 輸・通 信 業	100.0	15.7	14.3	1.4	7.3	3.1	4.2	32.4
卸売・小売業、飲食店	100.0	10.2	14.5	- 4.3	8.2	6.1	2.1	59.7
金 融・保 険 業	100.0	6.2	7.6	- 1.4	29.4	19.1	10.3	38.8
不 動 産	100.0	22.0	36.0	-10.1	5.2	10.9	- 5.7	28.5
サ ー ビ ス 業	100.0	15.3	14.0	1.3	6.2	6.9	- 0.7	57.9

資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

ハ 非正社員を雇用する理由

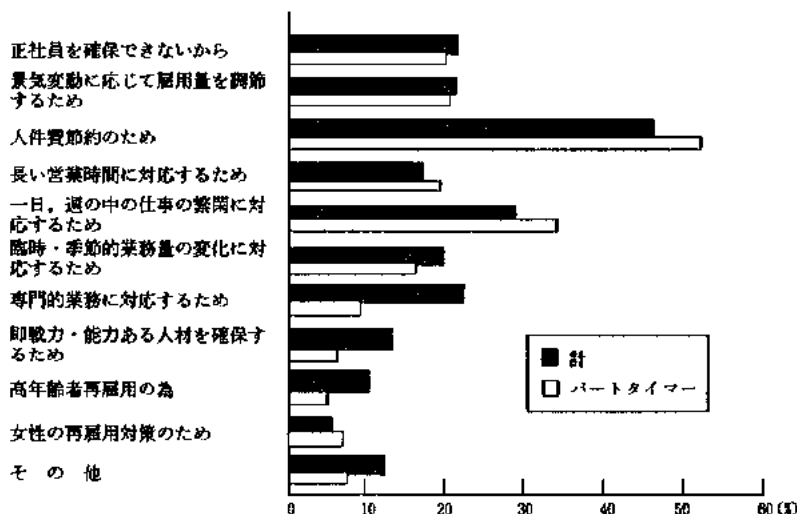
現在非正社員を雇用している事業所について、非正社員を雇用する理由（複数回答）をみると、「人件費節約のため」46.1%、「一日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」29.1%、「専門的業務に対応するため」22.5%、「正社員を確保できないから」及び「景気変動に応じて雇用量を調節するため」21.5%、「臨時・季節的業務量の変化に対応するため」20.1%等の割合が高い。また、そのうちパートタイマーについてみると、「人件費の節約のため」52.3%、「一日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」34.4%、「景気変動に応じて雇用量を調節するため」20.7%、「正社員を確保できないから」20.3%となっており、それに次いで「長い営業（操業）時間に対応するため」19.7%が高い割合を示している。逆に「専門的業務に対応するため」は非正社員全体と比較するとパートタイマーではその割合は低いものとなっている（第1-23図）。

非正社員のいる事業所割合

(%), ポイント

トタイマー		臨 時・日 雇			契約・登録社員			そ の 他		
昭和62年	差	平成6年	昭和62年	差	平成6年	昭和62年	差	平成6年	昭和62年	差
53.7	2.4	14.0	21.3	- 7.3	9.5	7.7	1.8	8.2	9.1	- 0.9
60.2	3.5	15.9	22.4	- 6.5	6.0	3.8	2.2	7.0	8.5	- 1.5
20.8	23.0	21.6	40.5	-18.9	21.7	17.0	4.7	15.2	22.5	- 7.3
30.8	1.6	18.5	21.2	- 2.7	8.9	5.1	3.8	10.9	6.2	4.7
63.5	- 3.8	8.2	14.5	- 6.3	11.0	7.9	3.1	4.8	8.9	- 4.1
39.9	- 1.1	7.6	13.5	- 5.9	14.7	16.0	- 1.3	8.2	10.6	- 2.4
32.4	- 3.9	6.3	27.7	-21.4	2.0	11.9	- 9.9	11.3	12.4	- 1.1
50.6	7.3	20.6	29.6	- 9.0	10.3	12.0	- 1.7	12.8	11.1	1.7

第1-23図 非正社員を雇用する理由別事業所割合 (M. A.)



資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成6年)

6 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業状況

イ 家内労働者数

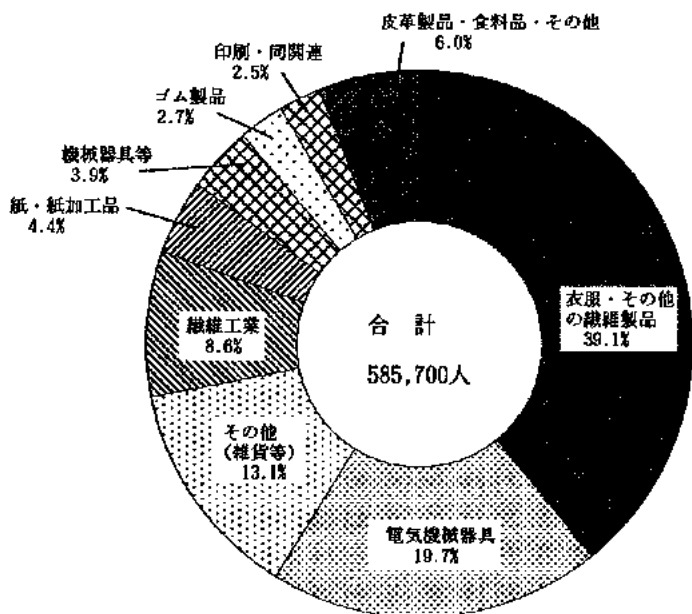
労働省「家内労働概況調査」によると、平成6年10月現在の家内労働者数（家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対価を得るために、原材料等の提供を受けて物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者である。）は62万6,600人で、前年に比べ8万3,600人（11.8%）減少している。このうち女性は58万5,700人、男性は4万900人である。類型別にみると、家庭の主婦や高齢者等が家計の補助等のために従事する「内職的家内労働者」が58万5,000人（家内労働者総数に占める割合93.4%）、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が3万5,600人（同5.7%）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が6,000人（同1.0%）となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表76）。

家内労働者数の把握を始めた昭和45年からの推移をみると、45年から48年まではほぼ横ばいで180万人台であったが、その後減少に転じている。

ロ 業種別状況

「家内労働概況調査」により女性の家内労働者の従事する業種をみると、最も多いのは「衣服・その他の繊維製品」が22万9,200人（女性の家内労働者総数に占める割合39.1%）、「電気機械器具」が11万5,400人（同19.7%）、「その他（雑貨等）」が7万7,000人（同13.1%）、「繊維工業」が5万400人（同8.6%）となっており、これら4業種で女性全体の8割を占めている（第1-24図、付表77）。

第1-24図 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：労働省「家内労働概況調査」（平成6年）

ハ 家内労働者の年齢・経験年数

労働省「家内労働実態調査」（平成6年）により、家内労働者の年齢をみると、女性は40～50歳未満層が31.3%と最も多く、次いで50～60歳未満層が23.3%となっている。男性は50～60歳未満層が30.9%、60～70歳未満層が38.9%となっており、女性は男性に比べ比較的若い層の割合が高い。このため、女性の平均年齢は49.9歳、男性は59.0歳と女性の方が約10歳若くなっている。

家内労働者の家内労働に従事してきた経験年数は、女性は「10年以上」が41.5%、「3～6年未満」が22.4%となっており、男性は「10年以上」が74.8%を占めている。平均経験年数は女性は9.9年、男性は21.7年である。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 就業日数、就業時間

家内労働者の6年9月の就業日数は、女性は「20～25日未満」が44.2%、次いで「25日以上」が21.2%、「15～20日未満」が18.0%となっているのに対し、男性は「25日以上」が45.0%、「20～25日未満」が35.4%となっている。1人平均就業日数は女性は19.4日、男性は21.9日となっている。

家内労働者の1人平均就業時間は、女性は「4～6時間未満」が36.6%と最も多く、次いで「6～8時間未満」が29.0%となっており、8時間未満の者が約8割を占めている。男性は「8～10時間未満」が23.0%、「10～12時間未満」が19.0%、「12時間以上」が19.5%となっており、8時間以上の者が約7割を占めている。平均就業時間は、女性は5.6時間、男性は8.5時間となっている。

就業日数及び就業時間ともに男性の方が長くなっているが、これは男性は女性に比べ専業的家内労働者の割合が高いことによると考えられる。

ロ 工 賃

6年9月における家内労働者1人1時間当たりの工賃額（必要経費及び補助者の工賃は除く。）は、女性では「200～400円未満」が最も多く37.7%、次いで「400～600円未満」が30.1%となっている。男性では「600～800円未満」19.6%、「200～400円未満」15.5%、「400～600円未満」が12.0%となっている。男性は200円から1,600円の中に分布しているが、女性は200～700円に約7割と比較的低い階級に集中している。このため、1人1時間当たりの平均工賃額は女性は452円、男性は865円、女性は男性の約5割となっている。

Ⅱ 均等法施行10年にみる女性雇用における状況の変化と今後の課題

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「均等法」という。）が施行されて本年は10年目に当たるが、この間女性の就業を取り巻く環境は大きく変化し、職域の拡大等、様々な分野での女性の進出が図られている。

そこで、ここでは、本年が均等法施行10年目の節目の年であることを踏まえ、この間の女性雇用がどのように変化してきたかをみるとともに、今後に残された課題について、1 女性の職業構造の推移、2 企業の雇用管理の変化、そして3 女性管理職の変化の3部に分けて分析を行い、これらを通じて女性の生涯にわたる職業を通した能力発揮のために望まれる方策を探る。

1 女性の職業構造の推移

均等法が施行されてから本年は10年目に当たり、その間、女性の職業分野は広がってきているが、いまだに女性の進出が遅れている分野もあり、また、女性を活用する際の問題点として、女性の職業意識の低さを指摘する企業もあるなど、女性の職業分野をより拡大していくためには、企業側はもちろんのこと女性の意識も変えていく必要があると考えられる。

そのため、ここでは、女性の職業選択を始めたとする職業に対する意識をみるとともに、女性の高学歴化が進むなかにあって、女性の進学率や専攻分野はどのように変化し、またそれに伴い職業別の就職状況はどのように変化しているのか、さらにはこれらを踏まえて女性の職業構造が長期的にどのように変化しているのか等の分析を行うこととする。

(1) 女性の職業選択と職業間の人材の過不足

イ 女性の職業選択意識

(4) 職業及び会社を選択する際に重視するもの

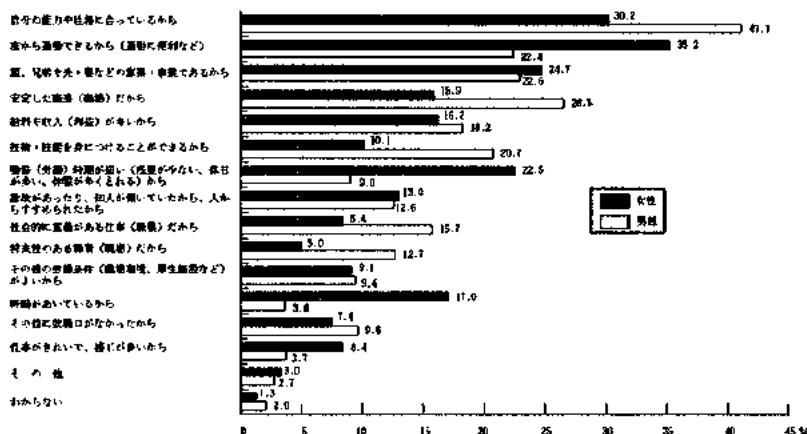
まず、具体的に女性が職業を選択する際に、どのようなことを重視するの
かを総理府「勤労意識に関する世論調査」(平成4年)によりみてみよう。

この調査は全国の20歳以上の職業(パート、アルバイトを含む)を持つ男
女を対象に実施されたものであるが、それによると、職業を決めた大きな動
機として、女性では、「家から通勤できるから」をあげたものが最も多く
35.2%となっている。以下、「自分の能力や性格に合っているから」が30.2%
で続き、さらに「親、兄弟や夫・妻などの家業・事業であるから」、「勤務時
間が短いから」等の順となっている。

男性では、「自分の能力や性格に合っているから」がトップにあげられて
おり、次いで「安定した職業だから」、「親、兄弟や夫・妻などの家業・事業
であるから」、「家から通勤できるから」等が続いている。

男女で比較してみると、女性は男性に比べ「勤務時間が短いから」、「時間
があいているから」、「家から通勤できるから」をあげたものの割合が高く
なっている(第2-1図)。

第2-1図 職業選択の動機(M.A.)



資料出所：総理府「勤労意識に関する世論調査」(平成4年)

また、新入社員が会社を選ぶとき最も重視した要因を(財)社会経済生産性本部、(財)日本経済青年協議会が実施した「平成7年度新入社員働くことの意識調査」によりみてみよう。

この調査は、企業の新入社員3,518人を対象として実施されたものであるが、それによると、会社を選ぶ要因として「自分の能力・個性が生かせるから」をあげたものが男女とも最も多くなっている(男性24.9%、女性27.5%)。以下、女性は「会社の将来性を考えて」が11.4%、「技術が覚えられるから」9.9%、「仕事がおもしろいから」9.0%が続いており、一方男性は「会社の将来性を考えて」が21.2%、「仕事がおもしろいから」12.9%、「技術が覚えられるから」9.6%の順となっている(付表78)。

したがって、新入社員については、男女ともに「自分の能力や個性にあった仕事をしたい」と望む者が多く、また会社については将来性を期待して選んでおり、パート及びアルバイトを含めた職業選択意識としては、男女とも通勤距離や通勤時間及び血縁関係等を念頭におきつつ、「自分の能力や性格に合った」又は「合っていると思っている」仕事を選ぶ傾向にあるといえよう。

(四) 女性の働き方として望ましい形態

次に、女性がどのような働き方が望ましいと思っているかを総理府「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年)によりみてみよう。

この調査は、全国20歳以上の男女5,000人を対象に実施されたものであるが、それによると、女性では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」とするものが39.8%と最も多いが、次いで「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」とするものも32.5%となっている。「結婚するまでは、職業をもつ方がよい」、「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」とするものは、合わせて約2割となっている。

ただし、職業の有無別にみると、有職者では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」とするものが最も多くなっており、無職者に比較してその割合が高くなっている(第2-1表)。

第2-1表 女性の就職(業)のあり方として望ましい形態

	該 当 者 数	女 性 は 職 業 を い た だ い 方 が よ い	結 婚 を も つ 方 が よ い	子 ど も が い い 方 が よ い	子 ど も が い い 方 が よ い	子 ど も が い い 方 が よ い	子 ど も が い い 方 が よ い	そ の 他	わ か ら な い
平成7年7月調査 女 性 (年 齢)	1,974	4.1	7.4	10.8	39.8	32.5	2.4	2.9	
20~29歳	235	0.4	7.2	12.3	46.4	28.9	2.1	2.6	
30~39歳	388	1.3	3.4	8.2	41.8	40.5	2.6	2.3	
40~49歳	449	3.6	5.8	8.7	36.3	39.9	2.9	2.9	
50~59歳	396	5.1	9.3	10.1	42.4	28.5	2.3	2.3	
60~69歳	304	5.6	9.2	15.5	37.5	27.3	2.0	3.0	
70歳以上	202	10.4	12.9	13.4	34.7	20.3	2.5	5.9	
(職 業)									
有 職	994	3.0	5.3	8.1	38.7	39.7	2.7	2.3	
無 職	980	5.1	9.6	13.6	40.9	25.1	2.1	3.6	
男 性	1,485	4.6	11.1	12.7	37.1	27.2	3.3	3.9	
昭和59年6月調査 女 性 (年 齢)	4,431	6.1	11.1	10.6	45.3	20.1		6.9	
20~29歳	636	3.6	10.4	13.4	48.7	19.8		4.1	
30~39歳	1,260	5.6	9.9	8.8	49.8	20.8		5.0	
40~49歳	1,083	5.0	10.2	9.7	48.5	21.0		5.7	
50~59歳	759	6.7	12.9	12.3	41.1	20.6		6.5	
60~69歳	465	8.8	13.1	11.8	36.8	19.1		10.3	
70歳以上	228	12.7	13.6	8.8	26.8	13.6		24.6	
(職 業)									
有 職	2,148	4.7	9.2	9.5	45.9	26.0		4.6	
無 職	2,283	7.3	12.8	11.6	44.7	14.5		9.0	
男 性	3,600	9.8	16.4	13.4	36.1	15.7		8.6	

資料出所：総理府「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年)

総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

(註) 質問文 一般的に女性が職業をもつことについて、どのようにお考えになりますか。

選択肢(ア) 職業をもち、結婚や出産の後でも仕事を続ける方がよい

(イ) 職業をもち、結婚や出産などで一時期家庭に入り、育児が終わると再び職業をもつ方がよい

(ウ) 職業をもち、結婚を契機として家庭に入る方がよい

(エ) 職業をもち、出産を契機として家庭に入る方がよい

(オ) 職業をもたない方がよい

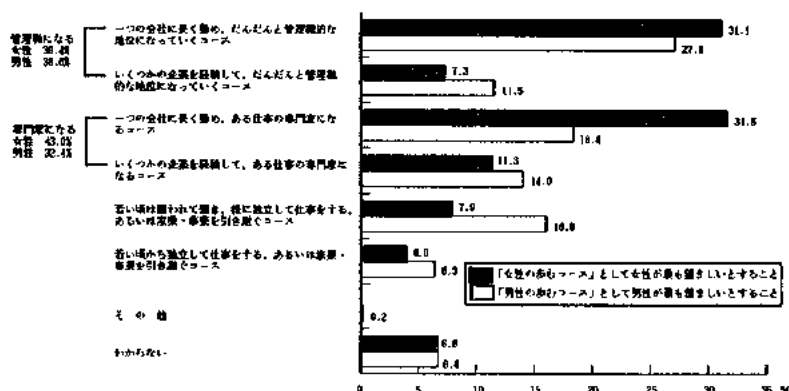
わからない

なお、昭和59年の総理府「婦人に関する世論調査」では、「職業をもち、結婚や出産などで一時期家庭に入り、育児が終わると再び職業をもつほうがよい」とするものが45.3%と「職業をもち、結婚や出産の後も仕事を続けるほうがよい」とするものを大きく上回っていた（第2-1表）。

さらに、前出の「勤労意識に関する世論調査」において、女性の就業のあり方について「できるだけ長く働くのが最も望ましい」と答えた女性に対し、「女性の歩むコース」として、どのようなコースが最も望ましいと思うかとたずねた結果をみると、「専門家になる」のが望ましいとする女性が43.0%と最も多く、次いで「管理職になる」のが望ましいとする女性が38.4%となっている。

一方、「男性の歩むコース」として、どのようなコースが最も望ましいと思うかという問いに対しては、「管理職になる」のが望ましいとする男性（38.6%）が「専門家になる」のが望ましいとする男性（32.4%）を上回っている（第2-2図）。

第2-2図 「女性の歩むコース」「男性の歩むコース」として望ましい形態



資料出所：総理府「勤労意識に関する世論調査」（平成4年）

こうしてみると、女性の働き方としては継続して就業することが望ましい形態であるとする者が増加しており、このような女性のニーズに今後どのように応えていくかが企業においても、また、社会全般においても課題とされよう。

ロ 女性の希望する職業と職業間の人材の過不足

近年の雇用失業情勢を受けて、女性の新規学卒者の就職状況は厳しいものとなっている。この原因の一つとして、女性の希望する職業と企業の採用動向との間でミスマッチが生じているということが指摘されている。

そこで、女性はあるどのような職業を希望しているかをみるとともに、企業では、どのような職種について労働者が不足あるいは過剰としているかみてみよう。

(イ) 女性の希望する職種

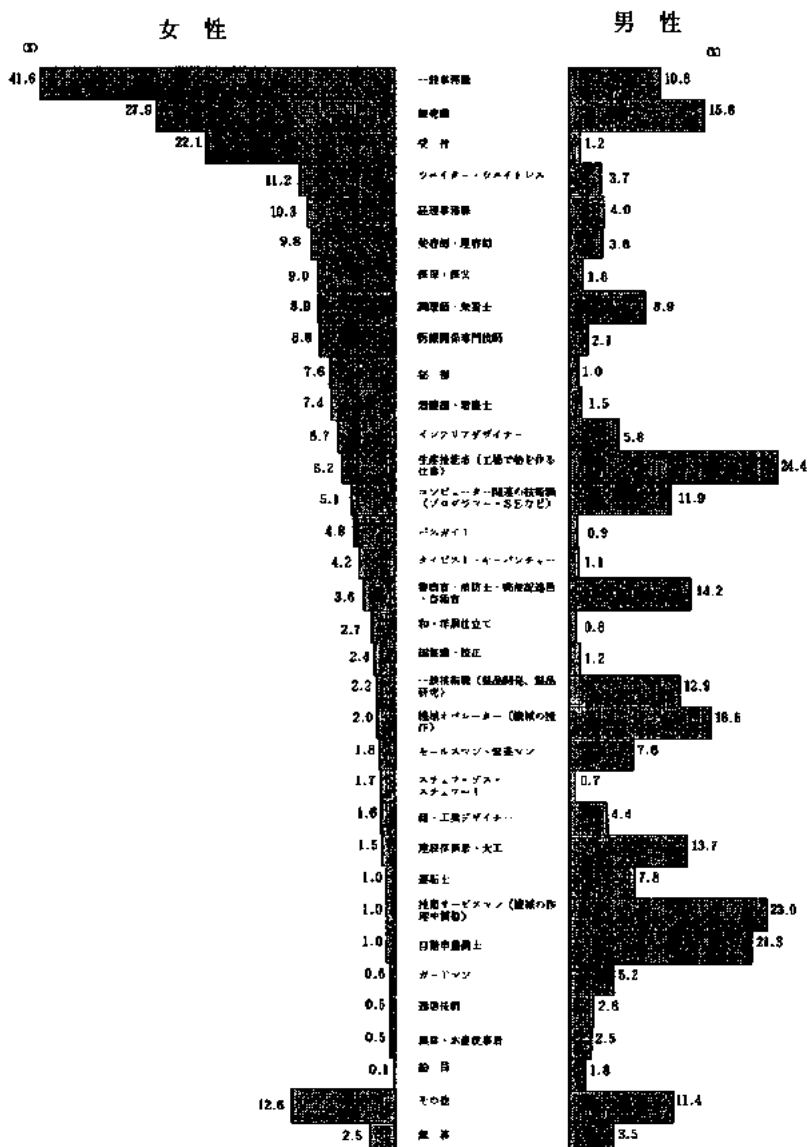
まず、女性が就職を希望している職種について、リクルートリサーチ「高校生の就職動機調査1994」、「短大女子学生の就職実態調査'95」、「4年制大学女子学生の就職実態調査'95」の3調査に基づきみてみよう。

これらの調査は、平成7年3月卒業予定の高校生男女3,159人、短期大学の女子学生1,730人及び4年制大学の女子学生1,519人を対象にそれぞれ実施されている。それによると、女子高校生が就職するに当たって希望する職種は、一般事務職が41.6%と最も多く、次いで販売職、受付等の順となっている(第2-3図)。

さらに、女性の新規学卒者の志向が高いと言われる事務職へのこだわりをみると、短大女性では「事務職を希望していたが、他の職種に就くことも考えていた」が41.9%、「事務職以外の職種に就くことは考えていなかった」が25.7%となっている。

そのためか、営業職及び販売職への就業意向については、「営業職に就いてもよい」、「販売職に就いてもよい」とするものが、それぞれ4割程度であった。

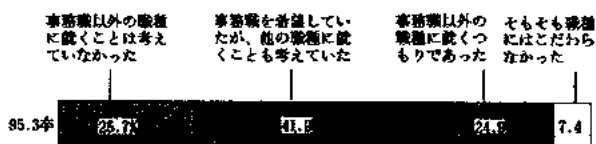
第2-3図 就職希望職種 (M.A.)



資料出所：リクルートリサーチ「高校生の就職動機調査1994」

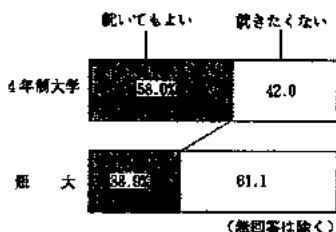
これに対し、4年制大学女性の営業職及び販売職への就業意向は、「営業職に就いてもよい」とした者が約6割おり、また「販売職に就いてもよい」とした者が約4割となっている（第2-4図）。

第2-4図 事務職以外の職種への就業意向

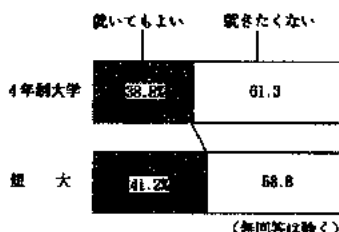


資料出所：リクルートリサーチ「短大女子学生の就職実態調査 '95」

営業職への就業意向



販売職への就業意向



資料出所：リクルートリサーチ「短大女子学生の就職実態調査 '95」

資料出所：リクルートリサーチ「4年制大学女子学生の就職実態調査 '95」

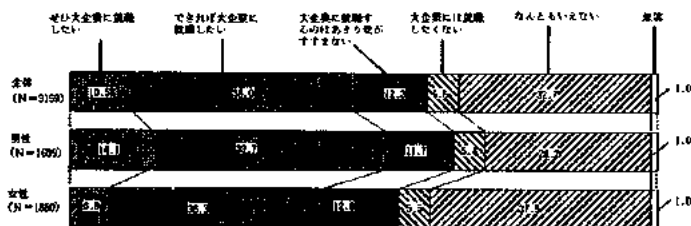
(ロ) 大企業への就職意向

大企業への就職意向については、女子高校生では、「ぜひ大企業へ就職したい」が6.8%、「できれば大企業に就職したい」が36.3%と、必ずしも大企業へのこだわりはみられない（第2-5図）。

一方、短大及び4年制大学女性については、就職活動を始めた頃は、「中堅・中小企業は全く考えていなかった」がそれぞれ16.3%、11.3%、「大手企業を希望していたが中堅・中小企業も考慮していた」が46.3%、44.8%と大手企業を希望する者が多いが、就職活動を終える頃には「中堅・中小企業の

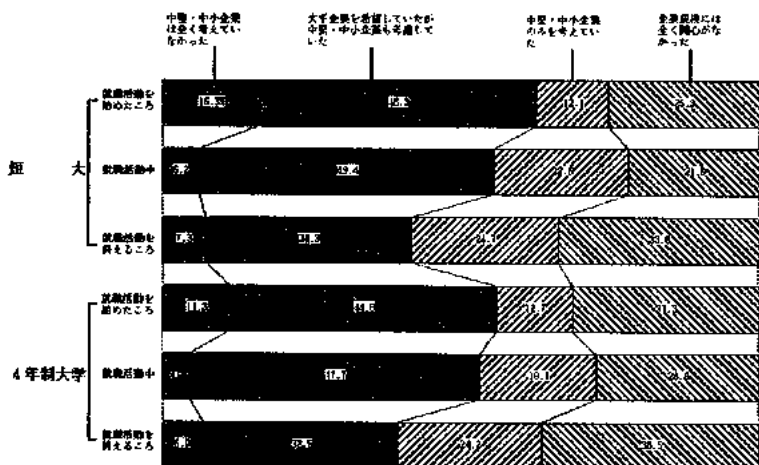
みを考えていた」「企業規模には全く関心がなかった」者の割合が高くなっており、厳しい就職環境を反映してか大手企業にこだわらない学生が増えていることがわかる（第2-6図）。

第2-5図 大企業への就職意向



資料出所：リクルートリサーチ「高校生の就職動機調査 1994」

第2-6図 中堅・中小企業への就職意向



(他回答は除く)

資料出所：リクルートリサーチ「短大女子学生の就職実態調査 '95」

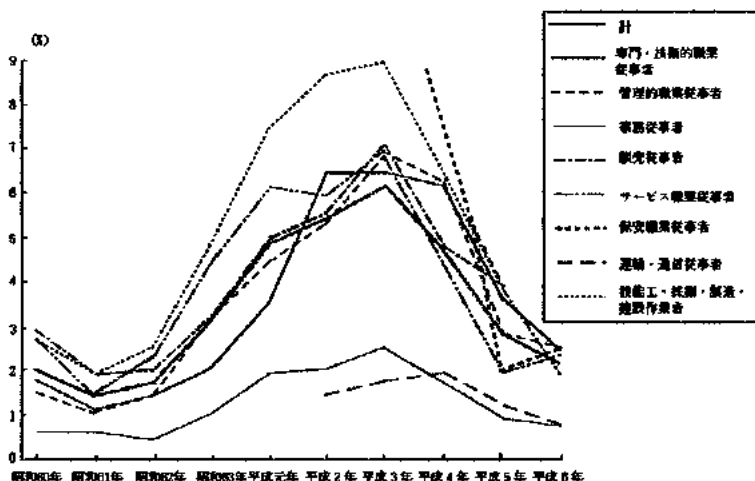
資料出所：リクルートリサーチ「4年制大学女子学生の就職実態調査 '95」

(4) 労働者の過不足状況と今後の職業構造の変化

次に、企業ではどの職種で労働者が不足しているかを、労働省「雇用動向調査」によりみると、近年の欠員率は、平成3年をピークとして低下しているが、一貫して、技能工・採掘・製造・建設作業者、保安職業従事者、運輸・通信従事者、専門・技術的職業従事者、サービス職業従事者の欠員率が比較的高く、これに対して、事務従事者、管理的職業従事者の欠員率が低くなっている（第2-7図）。

また、企業規模別では、企業規模が大きいほど欠員率が低くなる傾向にある（第2-8図）、大企業では、人手不足とはいえない状況である。

第2-7図 職業別欠員率の推移



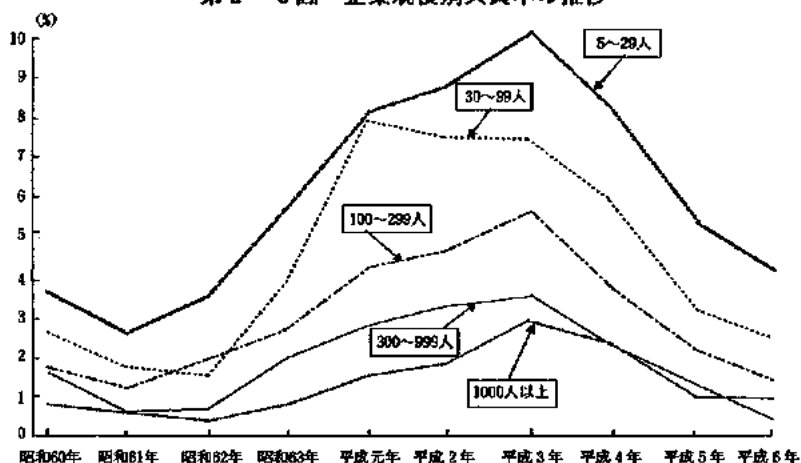
資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 欠員率 = $\frac{\text{各年6月末未充足求人数}}{\text{同月末在籍労働者数}} \times 100(\%)$

2 管理的職業従事者は平成元年まで専門的・技術的職業従事者に含まれていた。

保安職業従事者は平成3年までその他の職業従事者に含まれていた。

第2-8図 企業規模別欠員率の推移



資料出所：労働省「雇用動向調査」

さらに、労働省「労働経済動向調査」により、平成7年8月現在の職業別の労働者の過不足状況をみると、労働者過不足判断D.I.（不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値）は、「専門・技術」プラス5ポイント、「運輸・通信」プラス4ポイント、「販売」プラス3ポイント、「サービス」プラス1ポイントであるのに対し、「管理」及び「事務」についてはそれぞれマイナス17ポイント及びマイナス15ポイントと、過剰とする事業所割合が不足とする事業所割合を大きく上回っている（付表79）。

以上のようにいずれの調査でみても、専門・技術的職業従事者、技能工、販売従事者等で労働者が不足している一方で、事務従事者、管理的職業従事者では労働者が過剰という結果となっている。

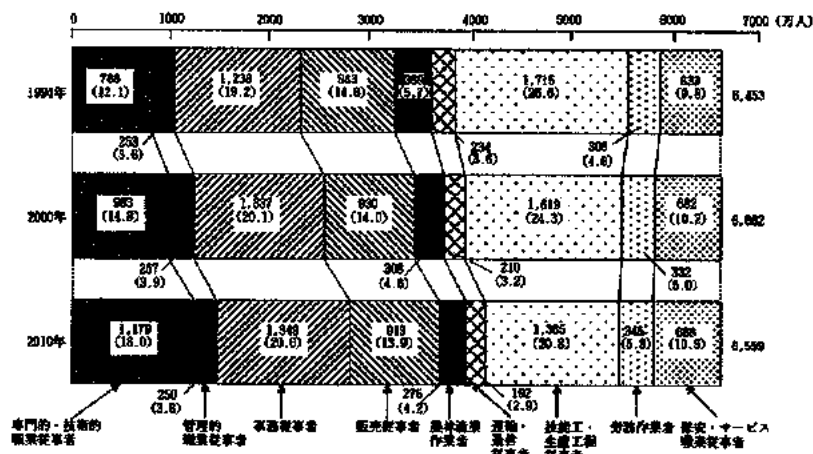
次に、今後のわが国の職業構造がどう変化していくかをみてみよう。

労働省「雇用政策研究会」の推計によると、専門的・技術的職業従事者の職業全体に対する構成比は1994年の12.1%から2010年には18%程度に上昇し、逆に販売従事者、技能工・生産工程従事者の構成比が低下することが見

込まれている。なお、管理的職業従事者、事務従事者、運輸・通信従事者、労務作業従事者、保安・サービス職業従事者の構成比は現在とはほぼ同様の水準で推移するものと推測されている（第2-9図）。

以上みてきたように、現在、女性が就職を希望する職種と企業が人材を求める職種には大きなミスマッチが存在しており、この解消は今後の重要な課題であろう。

第2-9図 職業別就業者の見通し



資料出所：労働省雇用政策研究会「労働力需給の展望と課題」（平成7年6月）

- 注) 1 1994年は総務庁統計局「労働力調査」による
 2 () 内は各年の職業計に占める割合(%)

(2) 女性の高学歴化

イ 進学率と専攻分野の変化

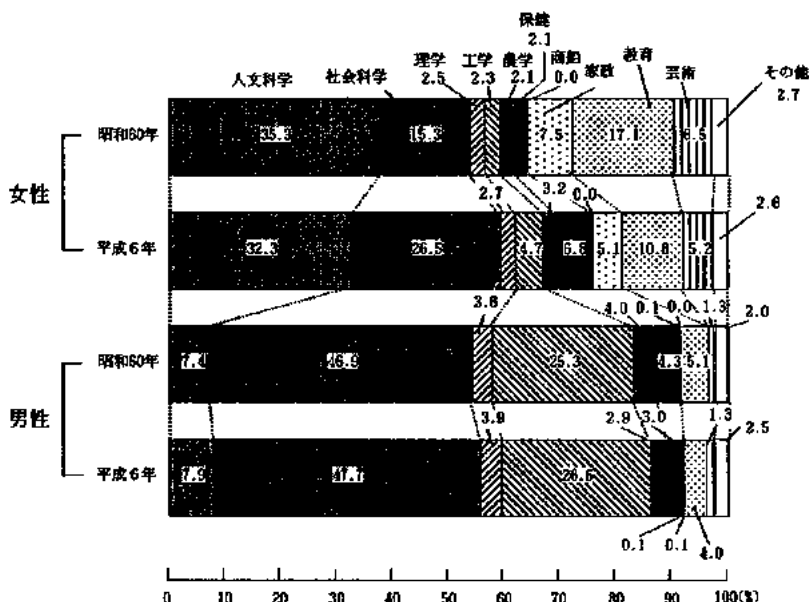
女性の進学率は年々上昇しており、文部省「学校基本調査」によると、平成6年には、高等学校への進学率は96.8%、短期大学への進学率は24.9%、

大学への進学率は21.0%となっている。昭和60年と比較すると、高等学校への進学率は1.9%ポイント、短期大学への進学率は4.1%ポイント、大学への進学率は7.3%ポイント高くなっており、特に大学への進学率は男性の38.9%に比較すると低いものの、近年大きく上昇している。

また、平成6年の女性の大学入学者は19万709人で、これを専攻分野別に見ると、人文科学の割合が32.3%と最も高く、次いで、社会科学26.5%、教育10.8%の順となっている。昭和60年に比べると女性では人文科学、教育の割合が低下した反面、社会科学の割合が上昇し、また、理学、工学、農学の割合もわずかながら高くなっている（第2-10図）。

一方、男性の大学入学者は37万106人で、そのうち社会科学の割合が47.7%、工学が26.6%となっており、女性は男性に比較すると人文科学専攻の占める割合が高く、工学専攻に占める割合が低い。

第2-10図 大学入学者の専攻分野別構成比



資料出所：文部省「学校基本調査」

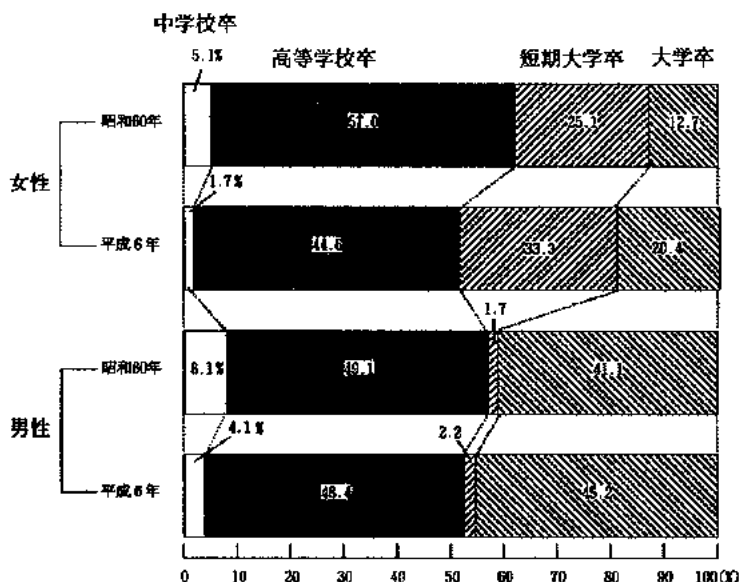
ロ 職業別就職状況

新規学卒者の就職状況については、Ⅰ 平成6年の働く女性の状況でも記述したが、ここでは主に職業別の状況について詳細にみる。

女性の高学歴化に伴い、新規学卒就職者の学歴別割合も変化している。

文部省「学校基本調査」によると平成6年3月卒の女性の新規学卒就職者数は48万5,546人で、その学歴別構成は、中学校卒1.7%，高等学校卒44.6%，短期大学卒33.3%，大学卒20.4%となっており、昭和60年と比較すると、中学校卒、高等学校卒の割合が低下する一方、短期大学卒、大学卒の割合が上昇している。男性に比較すると、短大卒の割合（男性2.2%）が高く、大学卒の割合（同45.2%）が低い（第2-11図）。

第2-11図 新規学卒就職者の学歴構成



資料出所：文部省「学校基本調査」

同調査により平成6年3月卒の女性の就職者を職業別にみると、高等学校卒就職者については、事務従事者が37.5%と最も多く、次いでサービス職業従事者、販売従事者、技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員の順となっている。男性就職者は、技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員が53.8%で最も多く、事務従事者及びサービス職業従事者はそれぞれ1割強となっている。

女性の短期大学卒就職者についてみても、事務従事者が最も多く6割近く(57.4%)を占め、以下専門的・技術的職業従事者、販売従事者が続いている。

また、女性の大学卒就職者についても、最も多いのは事務従事者の50.2%で、専門的・技術的職業従事者の30.2%、販売従事者の13.6%が続いている。一方、男性就職者は事務従事者(35.8%)と専門的・技術的職業従事者(32.1%)がほぼ同じ程度の割合で並び、次いで販売従事者の占める割合(24.9%)も高い。

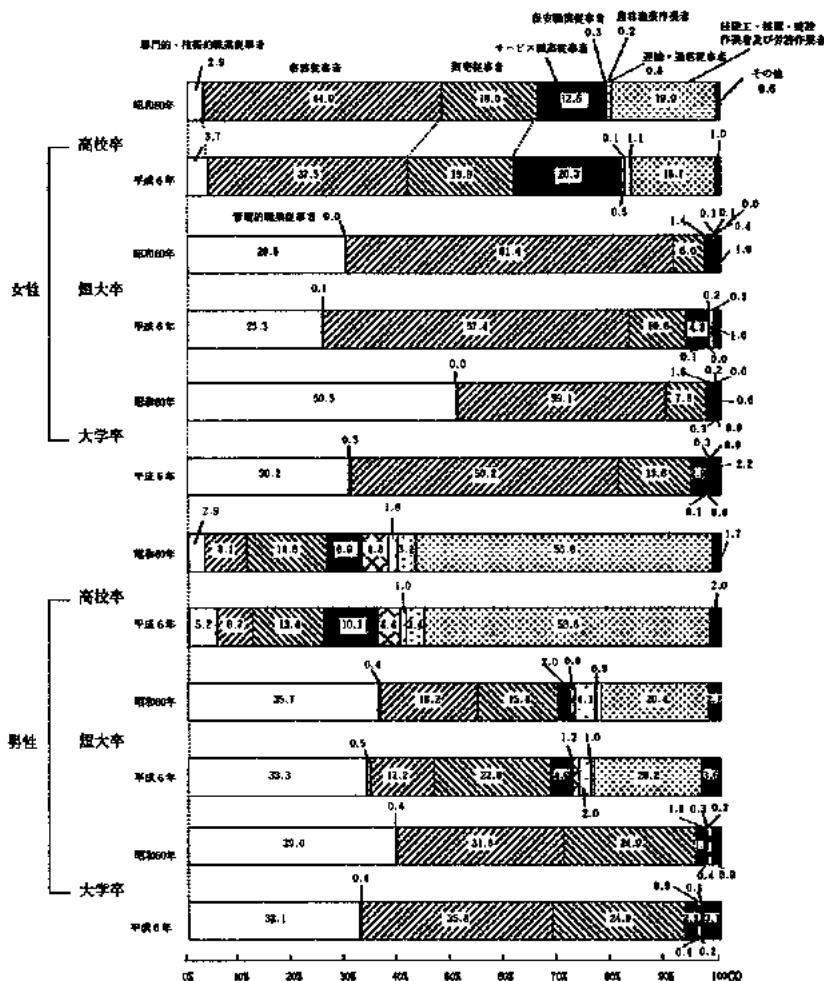
男性については、各学歴及び職業ごとの若干の変化はみられるものの全体の構成に大きな変化はみられない(第2-12図)。

このように、女性の新規学卒就職者は、高学歴化しているが、依然として事務従事者の割合が高く、その半数近くを占めており、これが後に述べる女性の事務従事者への大量入職(そして数年後の大量離職)へとつながっているといえる。

なお、労働省「雇用動向調査」により、女性の新規学卒者の企業規模別入職状況をみると、高卒を除く各学歴で1000人以上規模への入職者の割合が最も高く、中卒で36.7%、大卒が34.9%、短大卒24.7%となっている。

男性は、大卒では大規模企業への入職者が多く、1000人以上規模への入職者は38.9%となっている。他の学歴においては、30人以下の企業規模への入職者が多くなっている(付表80)。

第2-12図 新規学卒就職者の学歴別職業構成



資料出所：文部省「学校基本調査」

(3) 年齢別、就業形態別職業構造の変化

今まで、女性の職業選択という視点から、職業に対する意識や女性の高学歴化について幅広くみてきたところであるが、それでは現実には女性の職業構造はどのような状況となっているのであろうか。そのためここでは、年齢、就業形態別の女性の職業構造の変化を中心に分析を行うこととする。

イ 年齢階級別にみた職業構成とその変化

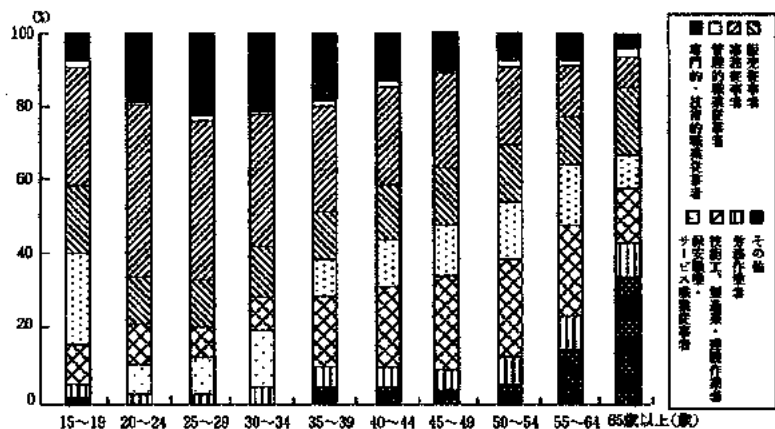
総務庁「労働力調査」により女性就業者の年齢階級別職業構成をみると、平成6年では、15～49歳のどの年齢層においても、事務従事者の割合が高い。しかしながら、事務従事者の割合は、20～24歳層をピークに年齢が上がるにつれて低下し、30歳以降になると技能工、製造・建設作業員の割合が上昇するなど、30歳前後を境として職業構成に変化がみられる。

なお、昭和59年では、15～34歳層では事務従事者の割合が高いが、35～54歳層では技能工、製造・建設作業員の割合が高くなっており、この10年間で25歳以降において事務従事者の割合がどの年齢層でも高まっていることがわかる。また、30、40歳代では専門的・技術的職業従事者の伸びも大きくなっている（第2-13図）。

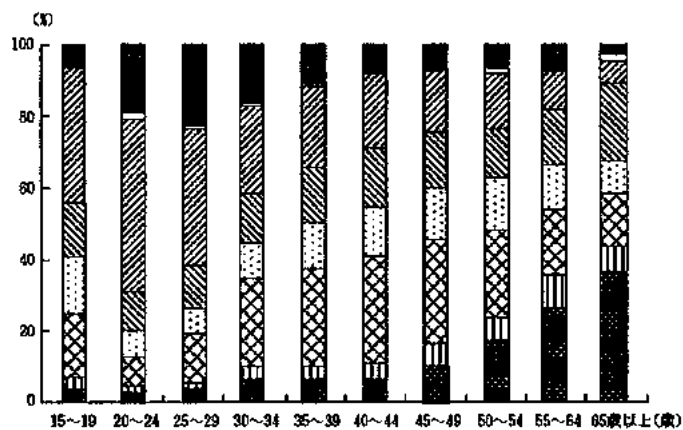
男性については、平成6年では昭和59年に比べ、技能工、製造・建設作業員の割合が低下し、専門的・技術的職業従事者の割合が上昇しているものの、65歳以上を除くどの年代層でも技能工、製造・建設作業員の割合が最も高くなっている。全体的に男性は女性に比べ職種における年齢区分ごとの差が小さいものとなっている（付表81）。

第2-13図 女性就業者の年齢階級別職業構成比

イ 平成6年



ロ 昭和59年



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ロ 職業別にみた女性就業者数の変化

次に、コーホート（同一世代に生まれた層）ごとに職業別女性就業者数がどのように推移したかをみてみよう。

事務従事者について、昭和54年に20～24歳であった層は、30～34歳になった平成元年までに就業者数が半数程度まで減少した後、平成6年時点の35～39歳層になると増加に転じている。

また、昭和54年、昭和59年及び平成元年に20～24歳層であった女性就業者について、その5年後の状況を比較してみると、就業者数は5年前に比べ、それぞれ59.1%、70.9%、79.7%となっており、減少率は徐々に低くなっていることがわかる。

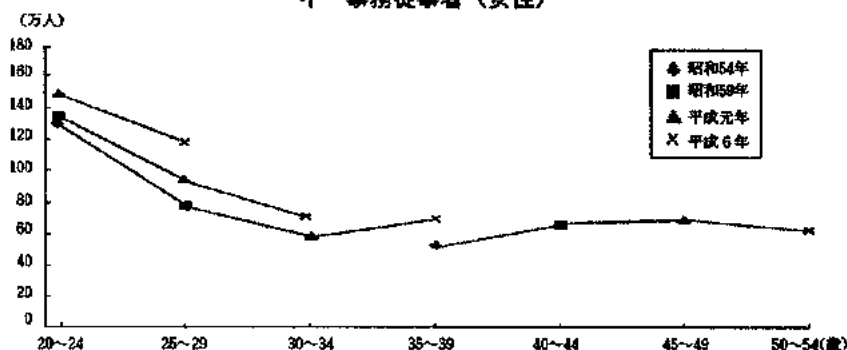
なお、昭和54年に35～39歳であった層は、40～44歳層まで若干就業者数が増加し、その後はほぼ横ばいとなっている。

専門的・技術的職業従事者については、いずれの時代の年齢層においても、年齢が上昇しても就業者数の減少は少なく、特に20歳代ではほぼ横ばいとなっており、継続して就業するものが多いことがわかる（第2-14図イーハ）。

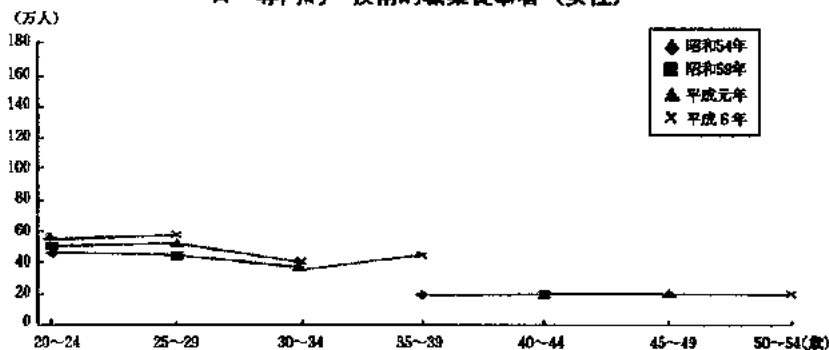
一方、男性は、いずれの職種、年齢層においても、年齢が上昇しても就業者数にはあまり変化が見られない（第2-14図ニーホ）。

第2-14図 年齢階級別就業者数の推移

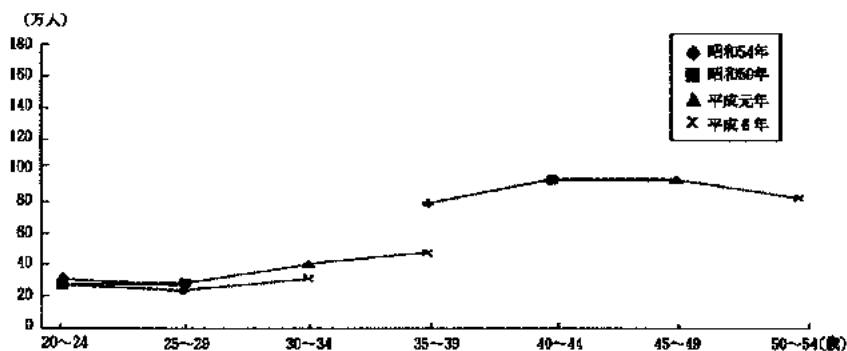
イ 事務従事者（女性）



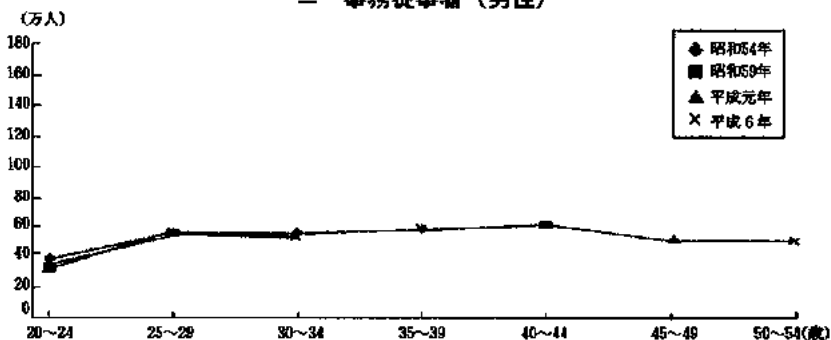
ロ 専門的・技術的職業従事者（女性）



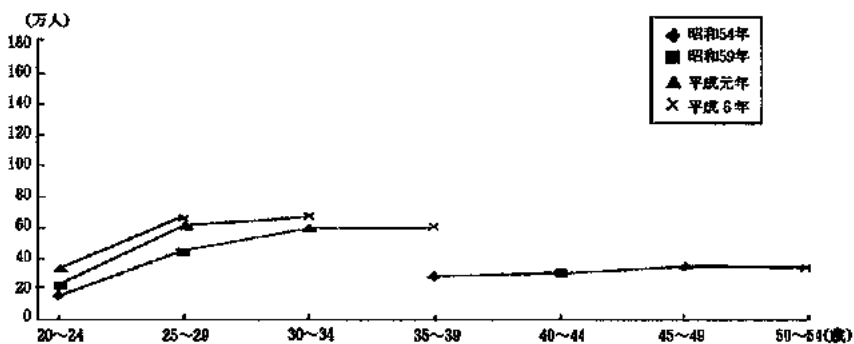
ハ 技能工、製造・建設作業者（女性）



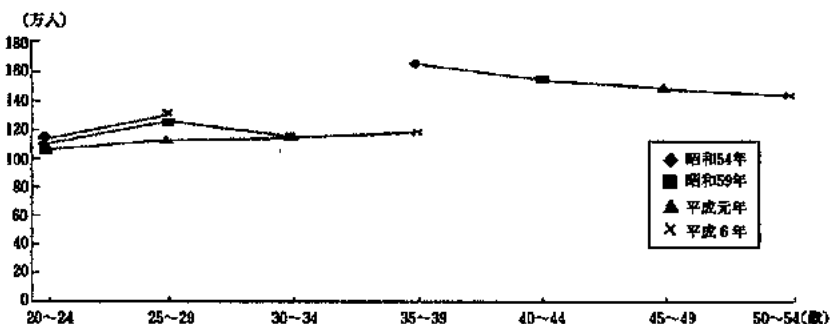
二 事務従事者（男性）



ホ 専門的・技術的職業従事者（男性）



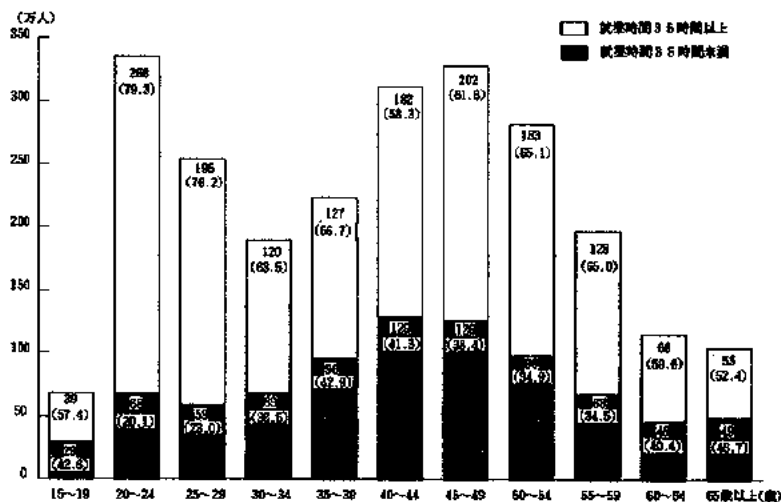
ハ 技能工・製造・建設作業者（男性）



ハ 年齢階級別にみた就業形態

平成6年の非農林業女性就業者の就業形態をみると、週間就業時間が35時間未満の短時間労働者の占める割合が34.8%に達し、昭和30年以降一貫して増加傾向が続いている。年齢階級別では、30歳以降において、就業時間が35時間未満の割合が高くなっており、特に、35～39歳層、40～44歳層で就業時間35時間未満の割合が高く、それぞれ42.9%、41.3%となっている（第2-15図）。

第2-15図 女性就業者の年齢階級別就業形態



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」（平成6年）

二 企業規模別にみた女性雇用者の年齢構成と就業形態

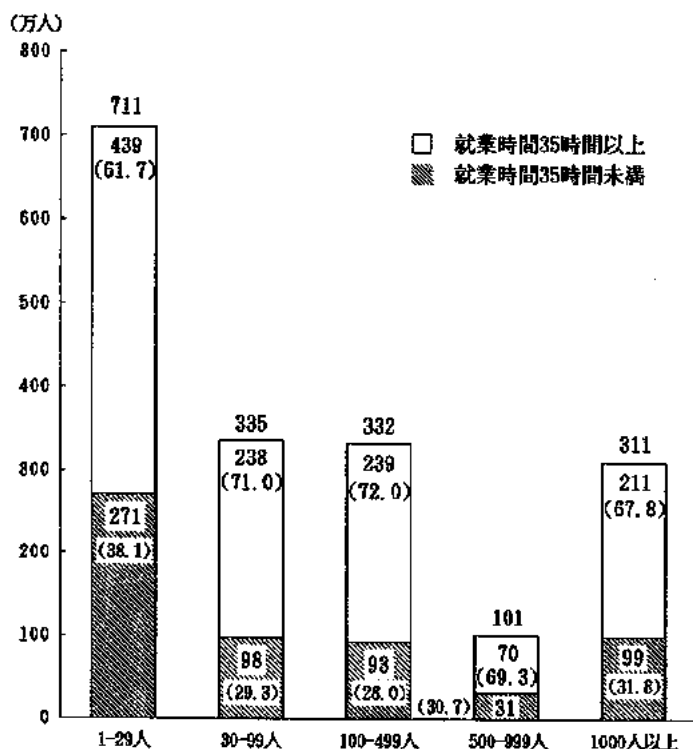
企業規模別の非農林業女性雇用者の状況は、企業規模が大きくなるほど20歳代層の割合が上昇する傾向があり、企業規模1000人以上では20～24歳層が24.7%（1～29人規模11.6%）、25～29歳層が17.1%（同9.3%）となっている。逆に40、50歳代層の割合は企業規模が小さいところほど多くなる傾向にあり、企業規模1000人以上では、45～49歳層が11.1%（1～29人規模14.3

99人規模13.8%)、50～54歳層が7.9%（同12.0%、12.6%）となっている。

男性では、20～54歳までは各年齢層の割合がほぼ等しく、55歳以降は年齢階層が上がるにつれて、その割合が低くなっており、女性に比較して年齢間の差が小さい（付表82）。

さらに、企業規模別に女性の就業形態をみると、各企業規模のうち、1～29人規模で就業時間35時間未満の短時間雇用者の割合が最も高く、38.1%となっている（第2-16図）。

第2-16図 女性雇用者の企業規模別就業形態



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」（平成6年）

このようにみると、若年時に事務職として大量に入職した女性は、結婚、出産、育児等のため退職するものが多く、再び30歳以降再就職する場合には、短時間雇用者として、若年時とは異なった職種、就業形態で再就職する者が多く、また、就職する企業規模も、異なっていることがうかがえる。

(4) 女性の職業への進出状況の変化

イ 新たに女性が進出した職業

平成2年国勢調査によると、職業小分類上、女性雇用者がいない職業は11種類あり、全職業分類数(294種類)の3.4%に当たる。昭和60年に女性雇用者がいなかった18種類の職業のうち、この5年間で、「電車・気動車運転士」、「航空機操縦士、航空機関士」、「鉄工、びょう打工、製缶工」、「汽缶士」、「起重機・巻上機運転工」、「建設機械運転工」、「とび工」の7種類の職業で新たに女性が進出している。これらの職業へ女性が進出したのは、昭和61年の改正労働基準法及び女子労働基準規則の改正により、女性の就業制限業務が大幅に緩和され、女性の就業が可能になったことが大きな原因の一つとなっている。

また、女性雇用者がいない職業のうち「採炭員」、「支柱員」、「坑内運搬員」は、労働基準法第63条及び64条の4による坑内労働の禁止に係るものである。それ以外の職業については、現在では、妊産婦以外の女性の就業が制限されている女子労働基準規則の業務に明確に該当するものはない(第2-2表)。

第2-2表 女性のいない職業

G 農林漁業作業者	漁業作業者	漁ろう船の船長・航海士・ 機関長・機関士
H 運輸・通信従事者	鉄道運転従事者 その他の運輸従事者	電気・ディーゼル・蒸気機 関士 操車掛、信号掛、転てつ手、 連結手
I 技能工、採掘・製造・ 建設作業者及び労務作業 者	採掘作業者 木・竹・草・つる製品製造 作業者 電気作業者 建設作業者	採炭員 支柱員 坑内運搬員 船大工 発電員、変電員 電線架線工 鉄道線路工事作業者

資料出所：総務庁統計局「国勢調査」（平成2年）

ロ 職業別女性雇用者数と女性比率の変化

次に、昭和60年から平成2年の5年間に女性雇用者が2倍以上となった職業を小分類によりみると、専門的・技術的職業従事者では、人文・社会科学系研究者、建築技術者、獣医師、事務従事者では、電子計算機等操作員、技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者では、航空機組立工・整備工等となっている（第2-3表）。

また、職業小分類により、昭和60年から平成2年の間の女性比率の上昇が5%ポイント以上でかつ同期間における女性雇用者数の増加率（15.9%）を上回って増加したものをみると、獣医師、彫刻家、画家、工芸美術家、その他の外勤事務従事者、郵便・通信事務員、電子計算機等操作員、その他の販

売類似職業従事者、他に分類されないサービス職業従事者、その他の農業作業
業者、海草・貝採取作業、製版工、製図工、写図工となっている。

第2-3表 女性雇用者数の増加の著しい職業

昭和60年から平成2年に50%以上増加した職業

(専門的・技術的職業従事者)

人文・社会科学系研究者 機械・航空機・造船技術者 電気・電子技術者
化学技術者 建築技術者 情報処理技術者 獣医師 公認会計士、税理士
彫刻家、画家、工芸美術家 写真家、カメラマン 音楽家
職業スポーツ家

(管理的職業従事者)

管理的公務員

(事務従事者)

電子計算機等操作員

(販売従事者)

不動産仲介人・売買取手 外交員(商品、保険、不動産を除く)

その他の販売類似職業従事者

(サービス職業従事者)

芸者、ダンサー 物品一時預り人・賃貸人

他に分類されないサービス職業従事者

(農林漁業従事者)

その他の農業従事者 海草・貝採取業者

(運輸・通信従事者)

自動車運転者 船長・航海士・運航士(漁ろう船を除く)、水先人

郵便・電報外務員 その他の通信従事者

(技能工、採掘・製造・建設従事者及び労務従事者)

製鉄工、製鋼工 航空機組立工・整備工 パルプ工、紙料工 製版工

表具師 製図工、写図工 その他の電気作業員

資料出所：総務庁統計局「国勢調査」(昭和60年、平成2年)

◎ 太字は女性雇用者数が2倍以上増加した職業

(5) 女性の職業構造と企業の雇用管理

以上、女性の職業選択意識と職業間の人材の過不足の状況等をみてきたところであるが、女性の職業構成の特徴の一つとして、若年女性の多くが事務職として就業しているということ、これら事務職の女性については入職数年後に大量に離職しているということがあげられる。これは、結婚、出産等を契機として女性が離職している結果であると推測されるが、いまだに一部の企業においては、補助的・定型的事務職には、女性を採用、配置するというような考え方や結婚、出産等を理由とする退職慣行が残っているなど、企業の雇用管理にも一因があると考えられる。

したがって、これについては、第2「企業の雇用管理の変化」において、改めて分析することとする。

2 企業の雇用管理の変化

(1) 企業における募集及び採用の状況

昭和61年に施行された均等法の理念は、わが国の雇用慣行に大きな変革を求めるものであっただけに、その制定過程から労使及び社会一般の関心は高く、女性の就業に対する社会の理解を進めるには大いに役立った。

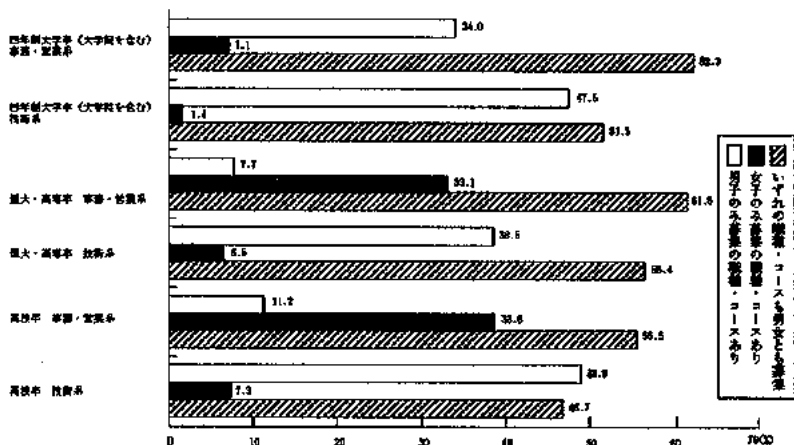
しかしながら、昨今の景気動向を反映して女子学生が、男子学生に比べ、不利に取り扱われている事例等、均等法上問題とされるものも一部みられるところである。そこで、ここでは労働省「女子雇用管理基本調査」(平成4年度)と財団法人21世紀職業財団「新規学卒採用内定等調査」(平成6年)に基づき企業における募集・採用の状況をみることにする。

イ 「女子雇用管理基本調査」にみる募集・採用の状況

労働省「女子雇用管理基本調査」(平成4年度)により新規学卒者(平成4年3月卒業予定)を募集した企業の状況をみると、高卒の技術系を除き、「いずれの職種・コースも男女とも募集」した企業が最も多く5～6割を占めているが、全ての学歴において、事務・営業系のほうが技術系に比べ、「いずれの職種、コースも男女とも募集」した企業が多くなっている。

また、「女子のみ募集の職種・コースあり」とする企業は短大・高専卒及び高卒の事務・営業職で、「男子のみ募集の職種・コースあり」とする企業は技術系及び四年制大学卒の事務・営業系でその割合が高くなっている（第2-17図）。

第2-17図 新規学卒者の募集状況



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

注）「女子のみ募集の職種・コースあり」と「男子のみ募集の職種・コースあり」とは複数回答の場合がある。

次に、新規学卒者を採用した企業についてみると、技術系及び四年制大学卒の事務・営業系では、「いずれの職種・コースとも男女とも採用」と「男子のみ採用の職種・コースあり」とする企業が多くなっているが、このうち、高校卒の技術系については、「男子のみ採用の職種・コースあり」の方が特に多くなっている。

また、短大・高専卒及び高校卒の事務・営業系については「女子のみ採用の職種・コースあり」と「いずれの職種・コースとも男女とも採用」とする企業がほぼ同程度である（第2-4表）。

第2-4表 新規学卒者の採用状況

(%)

採用区分		計	採用あり	いずれの職種・コースも男女とも採用	女子のみ採用の職種・コースあり	男子のみ採用の職種・コースあり	男女とも採用なし	回答なし
四年制大学卒 (大学院を含む)	事務・営業系	100.0	16.7 (100.0)	(51.5)	(7.6)	(42.8)	83.0	0.3
	技術系	100.0	30.8 (100.0)	(48.2)	(3.5)	(49.0)	89.1	0.2
短大・高専卒	事務・営業系	100.0	39.5 (100.0)	(47.2)	(48.0)	(6.6)	80.3	0.2
	技術系	100.0	33.5 (100.0)	(49.6)	(9.9)	(41.5)	86.1	0.4
高校卒	事務・営業系	100.0	30.2 (100.0)	(46.2)	(47.4)	(10.2)	69.6	0.3
	技術系	100.0	28.4 (100.0)	(40.1)	(8.6)	(53.5)	73.2	0.4

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

注）「女子のみ採用の職種・コースあり」と「男子のみ採用の職種・コースあり」とは複数回答の場合がある。

ロ 「新規学卒内定等調査」にみる新規学卒者の募集・採用状況

財21世紀職業財団の「新規学卒採用内定等調査」（平成6年）により東京、大阪及び名古屋の各証券取引所上場企業における募集状況をみると、平成7年3月新規学卒予定者を募集した企業のうち、4年制大卒以上の事務・営業系（一般職）では、「女子のみを募集」とする企業が38.2%、短大・専門学校卒の事務・営業系は57.3%、高校卒の事務・営業系は46.3%となっており、事務・営業系の募集では、女性のみを募集する企業の割合は、前年より減ってはいるものの、低いとはいえない状況である。一方、技術系の募集においては、「男子のみを募集」する企業が、4年制大卒以上で12.0%、短大・専門学校卒で16.5%、高校卒で34.5%となっている。

しかし、同企業における平成6年3月新規学卒者の募集・採用状況と比べると、事務・営業系のいずれの募集区分においても、「女子のみ募集」が、また、技術系のいずれの募集区分においても「男子のみ募集」が減少している（付表84）。

平成7年3月新規学卒予定者の採用（内定）状況については、採用（内定）を行った企業のうち、女性の採用（内定）を行った企業の割合は、4年

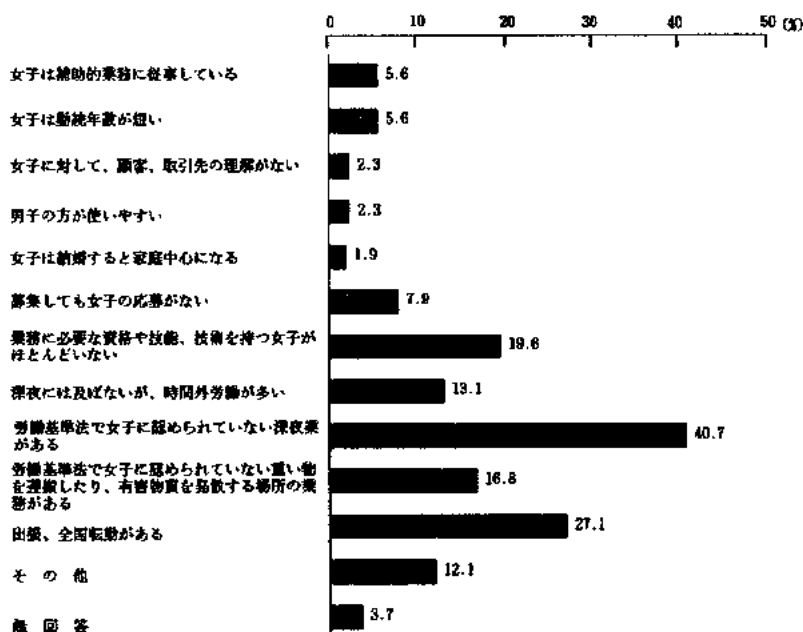
制大卒以上の事務・営業系、短大卒の事務・営業系及び高校卒の技術系においてわずかながら増加した（付表83）。

ハ 「男性のみ募集」及び「女性のみ募集」の理由

次に、企業が男性のみを募集している、あるいは女性のみを募集している場合に、どのようなことを理由としているのかを前出「新規学卒採用内定調査」によりみてみよう。

まず、男性のみ募集を行う理由としては、「労働基準法で女子に認められていない深夜業がある」ことをあげる企業が40.7%と最も高く、「出張、全国転勤がある」(27.1%)、「業務に必要な資格や技能、技術を持つ女子がほとんどいない」(19.6%)等が続いている（第2-18図）。

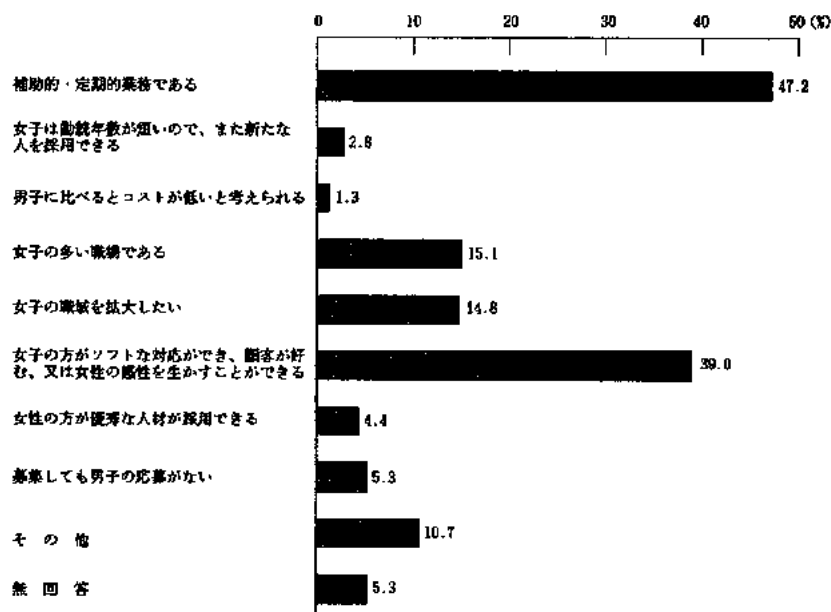
第2-18図 男性のみ募集の理由（M.A.）



資料出所：（財）21世紀職業財団「新規学卒採用内定等調査」（平成6年）

また、女性のみを募集していることについては、「補助的・定型的業務である」が47.2%と、ほぼ2社に1社があげているほか、「女子の方がソフトな対応ができ、顧客が好む又は女性の感性を生かすことができる」とするものも39.0%となっている（第2-19図）。

第2-19図 女性のみ募集の理由（M.A.）



資料出所：（財）21世紀職業財団「新規学卒採用内定等調査」（平成6年）

以上のことを総合すると、男女ともに募集・採用を行っている企業は増加する傾向にあるが、一部の募集・採用区分において男性のみを対象としたり、補助的・定型的な事務職等は女性のみを募集・採用している企業も残っており、女性があらゆる職業分野に進出するのを妨げる要因のひとつとなっているのではないかと考えられる。

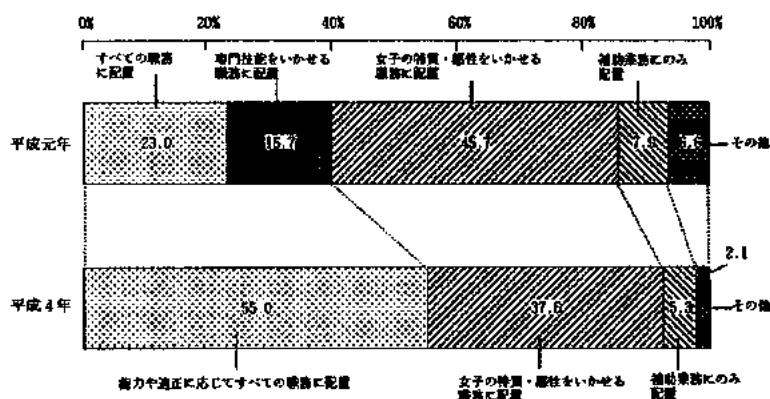
(2) 女性の配置についての基本的な考え方と職務内容別の配置状況

イ 女性の配置についての基本的な考え方

企業が女性を配置するに当たって、どのような方針で臨んでいるかについて、平成4年度の労働省「女子雇用管理基本調査」では、女性を配置する際の考え方を「能力や適性に応じてすべての職務に配置」「女子の特質・感性を生かせる職務に配置」「補助業務にのみ配置」及び「その他」の4項目に分類し、回答を求めた。その結果、「能力や適性に応じてすべての職務に配置」とする企業の割合が最も高く、全体の55.0%を占めていたが、次いで、「女子の特質・感性を生かせる職場に配置」が続き、その割合も比較的高い(37.6%)ものとなっている。

なお、平成元年度の同調査については、4年度と設問内容が一部異なっており、必ずしも単純に比較することはできないものの、「女子の特質・感性を生かせる職場に配置」とする企業の割合が最も高く(45.7%)、また、「補助業務にのみ配置」も7.9%みられたところである(第2-20図)。

第2-20図 女性の配置についての基本的な考え方



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

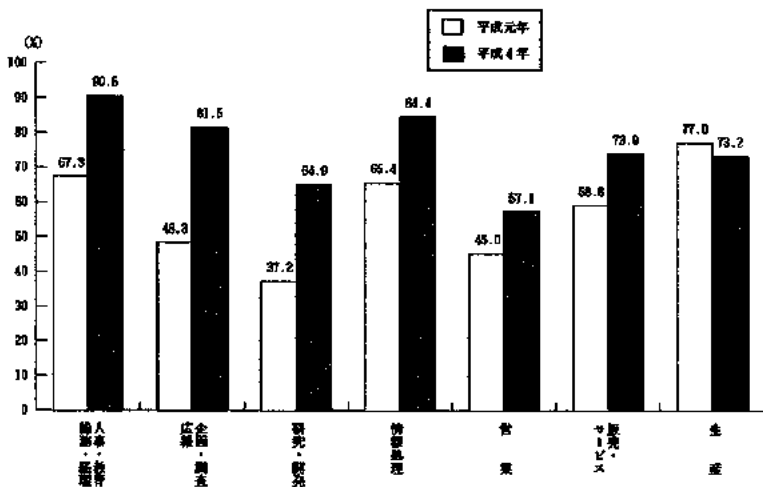
以上のことから、採用を行った後の女性の配置については、男性・女性という枠にはとらわれず、全体的には各人の意欲と能力に応じ、幅広くその活用を図っていく方向に進みつつあるといえるものの、いまだ「女子の特性・感性を生かせる」分野での活用を考えている企業が一定程度みられることは、従来の男女の役割分担に根ざした考えのもとに女性の配置を行っているとも考えられ、個人の労働者の能力に応じた雇用管理を促進するという観点からは解消されるべきであろう。

ロ 職務内容別にみた女性の配置状況

それでは、具体的な職務内容別にみた場合、女性の配置はどのような実態にあり、またその状況はどのように変化しているのだろうか。

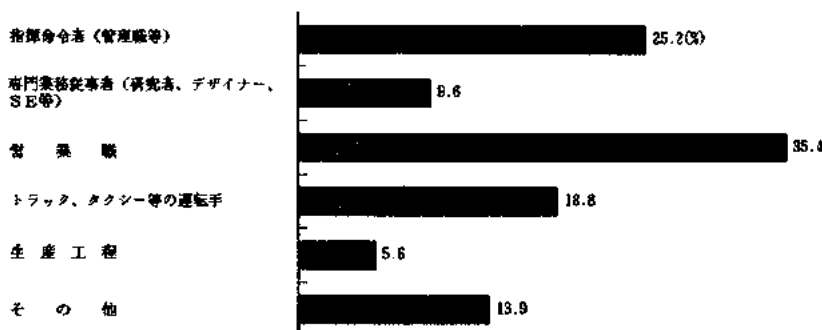
それを示したのが第2-21図であるが、「いずれの職場にも男女とも配置している」とする企業の割合が、ほとんどすべての職務において高まっており、特に「企画・調査・広報」、「研究・開発」、「人事・教育・総務・経理」では、前回調査に比べ20%ポイント以上の増加を示している。

第2-21図 いずれの職場にも男女とも配置している事業所の割合



さらに「従来男子のみであった仕事への女性の配置状況」についてみると、過去3年間に於いて、昭和61年の改正労働基準法及び女子労働基準規則の施行により女性の就業制限が解除された業務以外の仕事で、従来男性のみであった仕事について、女性を配置した企業は18.0%であり、その内容は「営業職」、「指揮命令者」、「トラック、タクシー等の運転手」等となっている（第2-22図）。

第2-22図 従来男性のみであった仕事への女性の配置状況



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

(3) 配置転換の状況

イ 配置転換についての方針

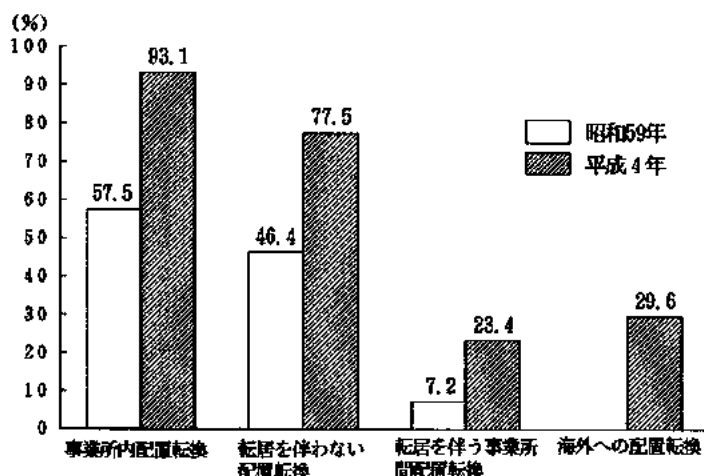
次に、配置転換について、企業はどのような方針で臨んでいるのであろうか。

平成4年度の「女子雇用管理基本調査」により、労働者に対し配置転換を行っている企業について、その内容をみると、事業所内配置転換及び転居を伴わない事業所間配置転換については、「男女とも」対象として行う方針の企業がそれぞれ93.1%、77.5%と大部分を占めている。これに対して、転居を伴う事業所間配置転換及び海外への配置転換については「男子のみ」対象

に行う方針の企業が7～8割を占めている。

これを昭和59年度と比較してみると、いずれの種類の配置転換についても、「男女とも」行っているとする企業の割合が高まっており、特に「事業所内配置転換」及び「転居を伴わない事業所間配置転換」で、その傾向が顕著となっている（第2-23図、なお昭和59年度には、「海外への配置転換」の調査は行っていない。）。

第2-23図 男女とも同じ配置転換を行っている事業所の割合



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）
労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」（昭和59年）

ロ 男性のみ配置転換をする理由

このように、配置転換についても男女均等な取扱いが進みつつあるが、いずれかの配置転換について男性のみを対象に行う方針がある企業があげた理由としては、「女子は補助的業務が多い」が39.2%と最も多く、次いで「女子は配転を希望しない」（28.7%）が続いている。また、「女子は勤続年数が短

い」、「女子には家庭責任がある」、「女子には法制上の制約がある」も1割未満であるがみられた（付表85）。

（4）管理職への登用等女性労働者の昇進

イ 女性管理職を有する企業の割合

女性の高学歴化及び職場進出が図られてきたこと等を背景として、昇進についても、状況は変わりつつある。

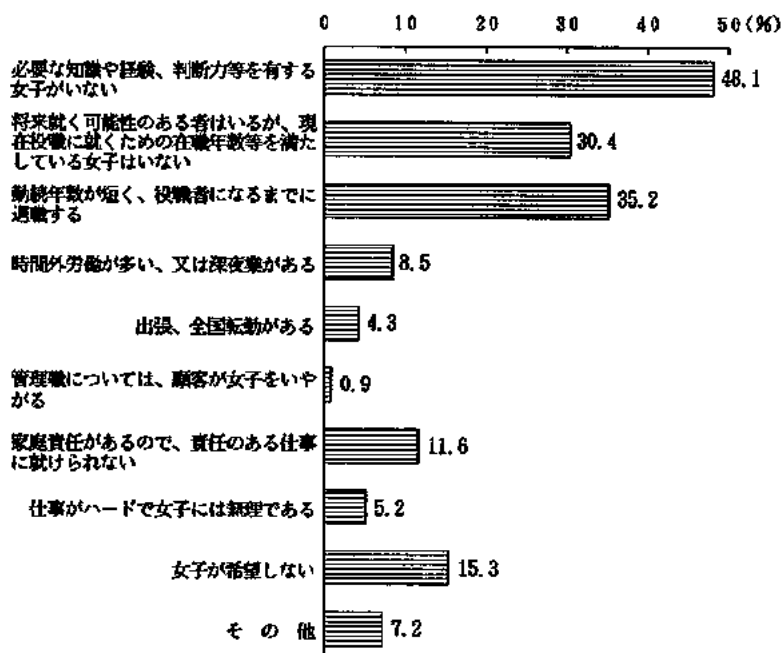
平成元年度と平成4年度の「女子雇用管理基本調査」により、女性管理職の状況をみると、「女子管理職を有する企業」（係長相当職以上の女性管理職を有する企業）は、平成4年で全体の54.7%となっており、平成元年に比べ3.1%ポイント増加している。

企業規模別にみると、大企業ほどその割合が高い傾向にあり、現在5,000人以上の企業では86.1%（平成元年度では71.6%）が係長相当職以上の女性管理職を有している（付表86）。

ロ 女性管理職が少ない又は少ない理由

女性管理職が少ない（1割未満）又は全くいない役職区分が1つでもある企業について、その理由をみると、「必要な知識や経験、判断力等を有する女子が少ない」をあげる企業が48.1%と最も多く、次いで「勤続年数が短く、役職者になるまでに退職する」（35.2%）、「将来就く可能性のある者はいるが、現在、役職に就くための在職年数等を満たしている女子はいない」（30.4%）の順となっている。また、「女子が希望しない」、「家庭責任があるので責任のある仕事に就けられない」、「時間外労働が多い、又は深夜業がある」も1割前後みられる（第2-24図）。

第2-24図 女性管理職が少ない理由または全くいない理由 (M.A.)



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

ハ 昇進についての女性労働者の意識

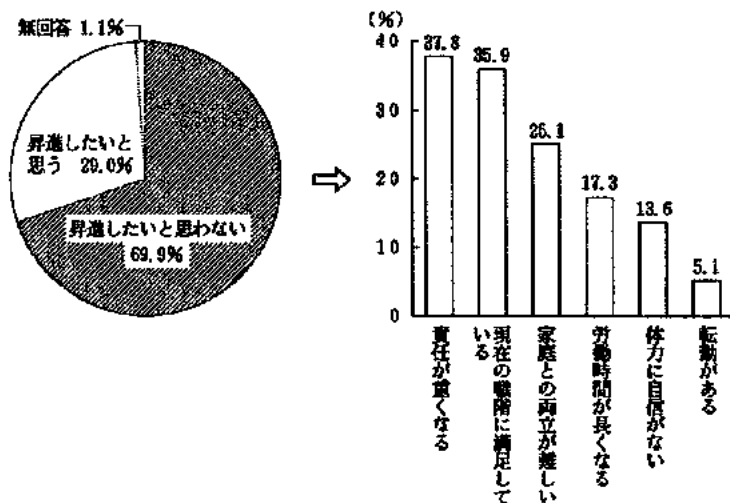
次に、昇進について女性労働者はどのような意識を有しているのであろうか、これを平成2年度の労働省「女子労働者労働実態調査」によりみることにしたい。

この調査は、常時30人以上を雇用している民営事業所に勤務する女性労働者約1万2,000人を対象に実施したものであるが、これによると、現在の階級より上の階級に「昇進したいと思う」者が29.0%であるのに対し、「昇進したいと思わない」者は69.9%と、概ね3対7の割合となっている。

また、「昇進したいと思わない」理由としては、「責任が重くなる」、「現在の階級に満足している」、「家庭との両立が難しい」こと等があげられている

(第2-25図)。

第2-25図 昇進を希望しない理由 (M.A.)

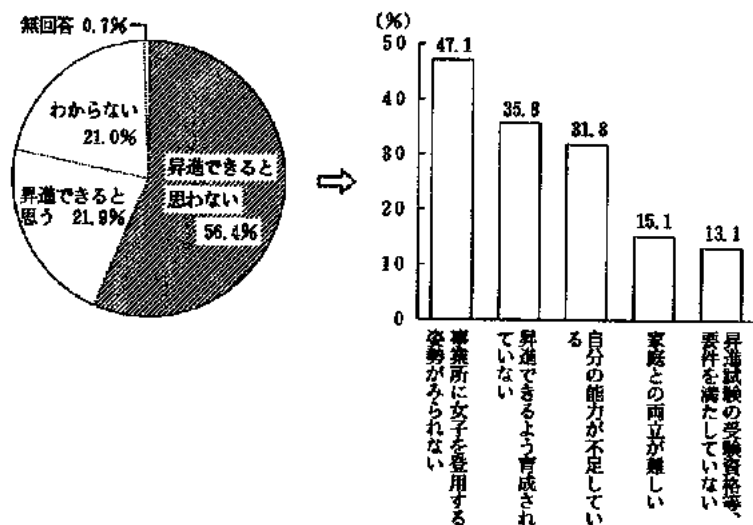


資料出所：労働省「女子労働者労働実態調査」（平成2年度）

さらに、現在の階級より上に「昇進したいと思う」者について、今後の昇進の可能性を質問したところ、「昇進できると思わない」者が56.4%であったのに対し、「昇進できると思う」者は21.9%となっている。

昇進できると思わない理由としては、「事業所に女子を登用する姿勢がみられない」、「昇進できるよう育成されていない」、「自分の能力が不足している」などが主だったものである（第2-26図）。

第2-26図 昇進を望んではいるが昇進できると思わない理由 (M.A.)



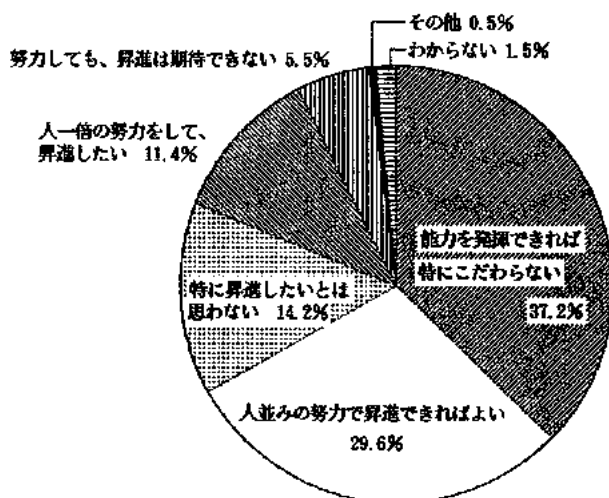
資料出所：労働省「女子労働者労働実態調査」（平成2年度）

以上は、女性を対象とした調査結果であるが、最近では男女を問わず昇進についてのこだわりがなくなってきたともいわれ、総理府「勤労意識に対する世論調査」（平成4年）でその状況をみてみよう。

同調査では、勤め先での昇進について、どのように考えているのかの質問を行っており、男女とも、「知識や技術・技能を生かして能力を発揮できれば、特に昇進にはこだわらない」と答えた者が最も多く、男性で37.7%、女性36.1%となっている。

次いで「人並みの努力で昇進できればよい」（男性32.0%、女性24.1%）をあげる者が多い。「特に昇進したいとは思わない」と答えた者は、男性で10.8%、女性で22.2%となっている。男性と女性を比較した場合、女性は20歳代及び30歳代という比較的若い層で「特に昇進したいとは思わない」が「人並みの努力で昇進できればよい」を上回っており、男性とは逆の結果を示している。

第2-27図 勤め先での昇進について（男女計）



資料出所：総理府「勤労意識に関する世論調査」（平成4年）

また、「人一倍の努力をして、昇進したい」は男性と比べ、いずれの年齢層でも下回っており、その反面「努力しても、昇進は期待できない」とする者の割合が高くなっている（第2-27図、付表87）。

したがって、昇進意識としては、男女ともに必ずしもこだわっていないという傾向がうかがえるものの、問題は、女性であるがゆえに男性と異なる取扱いがなされているか否かであり、さらには昇進意欲のある者に対し、積極的な育成にこそ心がけ、昇進のチャンスを与えているかどうか企業の雇用管理のあり方が検討されるべきであろう。

（5）教育訓練の実施状況

前述したとおり、「昇進したいと思っている」女性労働者が今後とも「昇進できるとは思わない」理由としてあげる最も大きな理由が「事業所に女子を登用する姿勢がみられない」というものであるが、教育訓練をどのように

行っているかは企業の女性の活用を判断する上での大きなバロメーターとなるものと考えられる。

そこで、平成4年度の女子雇用管理基本調査により、過去1年間の教育訓練実施状況をみると、該当する教育訓練ありの企業においていずれの教育訓練を男女とも対象として実施しているのは「新入社員教育」が最も高く、次いで「業務の遂行に必要な能力を付与する研修」、「管理職（予定者も含む）研修」の順となっている（第2-5表）。

第2-5表 教育訓練の実施状況（M.A.）

(%)

教育訓練の種類	計	該当する教育訓練あり					該当する教育訓練なし	回答なし
		いずれの教育訓練も男女とも対象として実施	男女別に実施		女子のみ対象の教育訓練あり	男子のみ対象の教育訓練あり		
新入社員研修	100.0	58.3 (100.0)	(86.0) <100.0>	(7.2)	(7.0)	(8.0)	41.5	0.2
管理職(予定者も含む)研修	100.0	35.3 (100.0)	(63.5) <100.0>	(3.8)	(1.5)	(35.4)	64.0	0.6
業務の遂行に必要な能力を付与する研修	100.0	53.9 (100.0)	(76.9) <100.0>	(6.7) (8.7)	(8.8)	(18.7)	45.6	0.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

注）「女子のみ対象の教育訓練あり」と「男子のみ対象の教育訓練あり」とは複数回答の場合がある。

また、教育訓練の今後の充実の方法と現在の実施状況について、平成2年度の「女子労働者労働実態調査」よりみると、第2-6表のとおりであり、今後の教育訓練のあり方については、「通常業務の知識等の向上」のための教育訓練の充実を望む者が最も多く、次いで「入社直後に行うもの」等が続いている。

第2-6表 教育訓練の状況

(%)

種 類	計	こ れ ま で			制度 なし	今後の充實の方法 (M.A.)				現在 のま まで よい	無回答
		計	受けた	受けて いない		計	OJT	off- JT	自発的な 知識・技 術習得の 援助		
入社直後に行うもの	100.0	(100.0)	57.2 (70.0)	24.5 (30.0)	15.0	48.1 (100.0)	31.3 (67.9)	13.2 (28.6)	11.2 (24.2)	32.8	21.1
通常業務の知識等の向上	100.0	(100.0)	51.0 (64.1)	28.6 (35.9)	16.7	55.7 (100.0)	28.1 (50.4)	19.2 (34.5)	24.7 (44.3)	25.0	19.3
将来の職務拡大・昇進のためのもの	100.0	(100.0)	9.4 (15.0)	52.9 (65.0)	30.6	43.1 (100.0)	9.8 (22.7)	15.9 (35.8)	24.7 (57.3)	30.5	26.4
昇格・昇進に伴うもの	100.0	(100.0)	5.1 (8.8)	53.3 (91.2)	34.6	38.0 (100.0)	9.4 (24.7)	15.5 (40.9)	22.1 (58.2)	34.2	27.8

資料出所：労働省「女子労働者労働実態調査」（平成2年度）

(6) コース別雇用管理及び総合職女性の状況

イ コース別雇用管理制度導入状況

コース別雇用管理制度については、平成元年度と平成4年度を比較すると、導入している企業の割合は2.9%から3.8%とわずかな増加にとどまっております。また、今後の導入予定についても4%台後半とほぼ同程度の結果となっています。

また、企業規模別にその導入状況をみると、規模の大きくなるに従い割合が高く、5,000人以上規模の企業においては、ほぼ半数（49.3%）程度が導入している（付表88）。

ロ 総合職女性の就業実態

コース別雇用管理は、性によらず、各人の意欲や能力により雇用管理を行うという点では、女性活用のひとつのあらわれとすることができる。しかし、女性を特定のコースに限定したり、同一コース内でも男女別の雇用管理をする等の運用が行われる場合に、事実上の男女別雇用管理であるといえる。

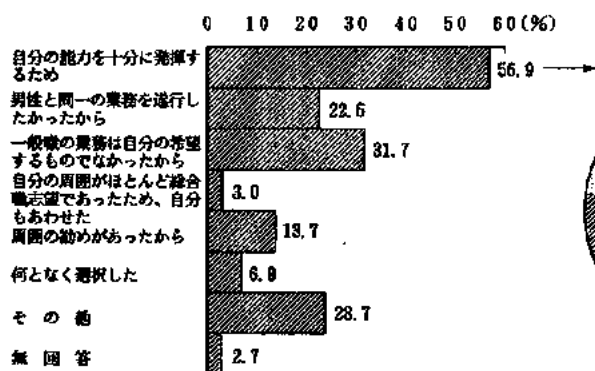
このため労働省では、平成3年10月に「コース別雇用管理の望ましいあり方」を示し、コース別雇用管理制度本来の趣旨に沿った運用が行われるよう周知・指導を行ってきたところであるが、ここでは（財）21世紀職業財団が行った「総合職女性の就業実態調査」（平成5年）により、総合職女性の就業実態と意識等を中心にみることにする。

なお、本調査は、コース別雇用管理を行っている事業所360社の総合職女性1,800名を対象に実施したものである。

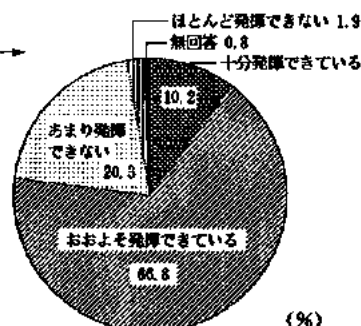
(イ) 総合職を選択した理由

総合職を選択した理由としては、「自分の能力を十分発揮するため」が56.9%と半数を超え、次いで「一般職の業務は、自分の希望するものではなかった」、「男性と同一の業務を遂行したかった」が続いており、また能力の発揮については、「十分発揮できている」「おおよそ発揮できている」と併せて77.0%が肯定的な答えを行っている（第2-28、29図）。

第2-28図 総合職を選択した理由（M.A.）



第2-29図 能力発揮の状況

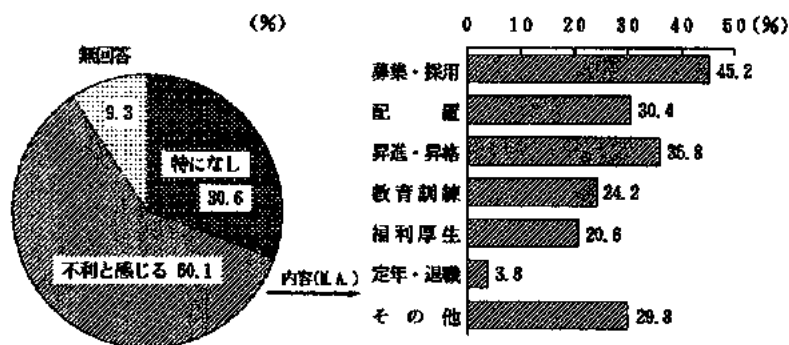


資料出所：（財）21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」（平成5年）

(ロ) 職場での女性の扱われ方

次に、職場で女性が不利に扱われていると感じていることがあるかどうかについては、約6割が「不利に扱われていると感じることがある」としているが、その内容をみると、「募集・採用」が45.2%と最も多く、次いで「昇進・昇格」、「配置」、「教育訓練」、「福利厚生」等の順となっている（第2-30図）。

第2-30図 職場で女性は不利に扱われていると感じるか



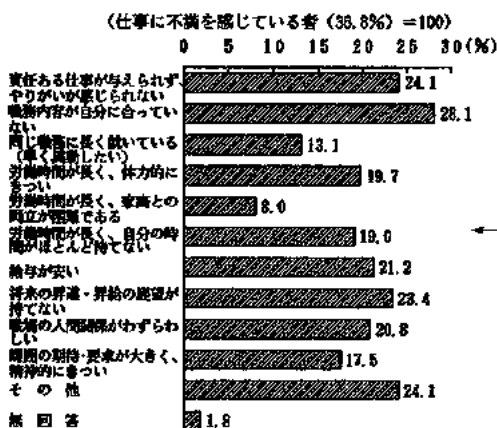
資料出所：財団法人21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」（平成5年）

(ハ) 仕事に対する満足度

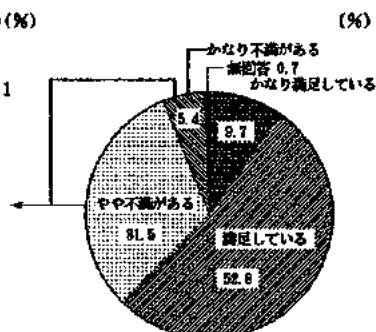
現在の仕事に「満足している」者は、52.8%で半数を超えており、「かなり満足している」（9.7%）と合わせ6割以上の者が現在の仕事に満足している。一方、「やや不満がある」者は31.5%で「かなり不満がある」者（5.4%）と合わせ、36.9%が現在の仕事に不満を感じている（第2-31図）。

仕事に不満を感じている者について、不満を感じている内容をみると、「職務内容が自分に合わない」、「責任ある仕事を与えられず、やりがいを感じられない」、「将来の昇進・昇格の展望が持てない」、「給与が安い」、「職場の人間関係がわずらわしい」等となっている（第2-32図）。

第2-32図 仕事に不満を感じている内容



第2-31図 仕事の満足度



資料出所：財団法人21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」(平成5年)

(二) 転職に対する考え方

転職については、「いつでも積極的に応じたい」が8.3%と、積極的に受け入れているのは1割に達しないものの、「独身の間は転職も可能だが、結婚すると無理だと思う」、「結婚していても子供が生まれるまでは転職も可能だが、出産後は無理だと思う」等条件次第で可能とする者は47.5%となっている。

一方、「できれば転職したくない」、「会社は女性の転職を考えていないので、おそらく転職はないと思う」とする者も1割台を占めている(付表89)。

(ホ) 今後の就業継続希望

今後の就業継続についての希望の状況をみると、「仕事にやりがいを感じている等引き続き就業を継続したい」という者が37.0%であるのに対し、「仕事がきついため、長く勤め続けることに不安を感じている」(10.6%)、「期待していたような仕事ではないため転職する」(7.5%)となっている。

特に、ここで注目されるのは、「仕事が結婚あるいは出産と両立できるような制度が現在より充実すれば結婚・出産後も勤め続けるつもりだ」とする者が37.5%みられる(付表90)ことであり、総合職女性が仕事を継続するた

めには、この面からの企業の対応及び企業の自主的努力を促すための施策の充実が求められているといえよう。

(7) 女性活用についての考え方等

イ 女性活用についての基本的な考え方及び活用に当たっての問題点

今まで、配置・昇進等女性の活用の実態についてみてきたところであるが、それでは雇用管理全般における女性の活用に関する方針及び意識はどのような実態にあり、また、どのように変化してきたのであろうか。

まず、均等法施行前のものとしては、昭和59年度の「女子労働者の雇用管理に関する調査」において「女子の活用についての基本的な考え方」についての質問を行っており、これによると、回答比の最も高かったのが「女子は特定の職種や専門分野のみで活用を図っていく」(38.1%)であり、わずかの差で「女子は補助的な業務で活用を図っていく」(37.6%)が続いている。さらに「以前から男女区別なく扱う方針できており、今後ともその方針でいく」は32.5%であるが、「女子には教育訓練や昇進の機会を与え、積極的活用を図っていく」はわずかに17.5%という状況であった(第2-33図)。

したがって、この時点においては、どちらかという企業は女性の活用を限定的なものとしてとらえ、教育訓練の実施や昇進の機会の付与についても消極的であった傾向がうかがえよう。

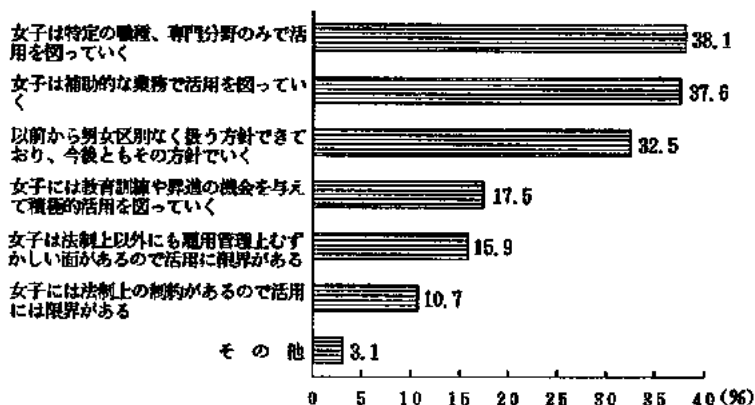
さらに割合としては低いものの、女性は法制上の制約及び法制上以外にも雇用管理上難しい面があるので、活用には限界があるという問題を指摘するものもみられたところである。

「女子の活用についての基本的な考え方」は、平成元年度以降、「女子の配置についての基本的な考え方」という問いになっており、その結果については既に述べたところであるが、一方、平成元年度以降は「女子の活用に当たっての問題点」について質問を行っている。

そこで、これを元年度と4年度の調査をもとに比較すると、傾向(順位)としてはほぼ同様であるものの、問題点としてあげる企業の割合がいずれも

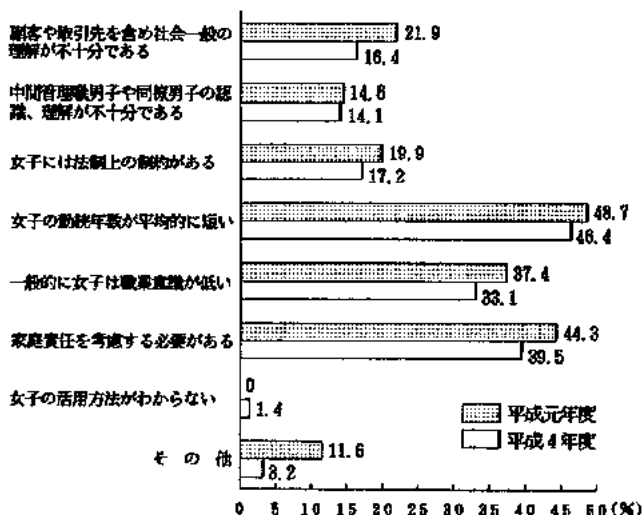
低くなっていることが分かる（第2-34図）。

第2-33図 女性の活用についての基本的な考え方（M.A.）



資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」（昭和59年）

第2-34図 女性の活用に当たっての問題点



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

ロ 企業の管理職及び男女一般社員が考える女性の活用及びその問題点

女性の活用に当たっては、企業に対する調査であることもあってか、女性の側の問題を指摘する傾向が強く出ていることも考えられる。

これに対し、例えば平成2年度の「女子労働者労働実態調査」の女性労働者に対する「昇進を望んではいるが昇進できないと思わない」理由としては、「事業所に女子を登用する姿勢がみられない」が最も多いこと等どちらかという企業側の問題点をあげているのは、前述したとおりである。

そこで、ここでは、平成7年2月に発表された「経団連 女性の社会進出に関する部会」が実施した「女性の働き方に関するアンケート調査」により、企業の管理職（人事部長）及び男女一般社員が、女性の活用及びその問題点についてどのようにみているかをみることにする。

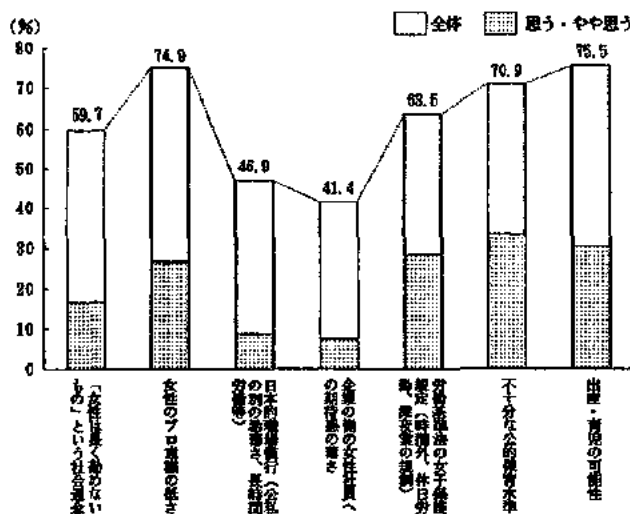
なお、本アンケート調査は、管理職に対しては経団連会員の970社、男女一般社員に対しては経団連女性部会会社等54社の男女社員2,160名を対象として実施されたものである。

(イ) 企業の管理職が考える女性の活用を阻害する要因

企業の管理職（人事部長、以下同じ）が考える、女性の活用を阻害する要因として最も割合の高かったのが「出産育児の可能性」であり、「思う」「やや思う」をあわせて、75.5%となっている。これにわずかの差で「女性のプロ意識の低さ」（「思う」「やや思う」をあわせて74.8%）が続いており、さらに「不十分な公的保育水準」等となっている。

これに対し、「企業の側の女性社員への期待感の薄さ」「日本的職場慣行（公私の別の薄さ、長時間労働等）」はいずれも「思う」「やや思う」をあわせて40%台であり、これらを総合すると、管理職としての女性活用を阻害する要因は、企業の側にあるというよりは、女性労働者自身及び女性労働者を取り巻く社会的な環境にあるととらえていることが考えられる（第2-35図、第2-7表）。

第2-35図 企業の管理職が考える女性の活用を阻害する要因（M.A.）



資料出所：経団連・女性の社会進出に関する部会

「女性の働き方に関するアンケート調査」（管理職調査）
（平成6年度）

第2-7表 企業の管理職が考える女性の活用を阻害する要因（M.A.）

(%)

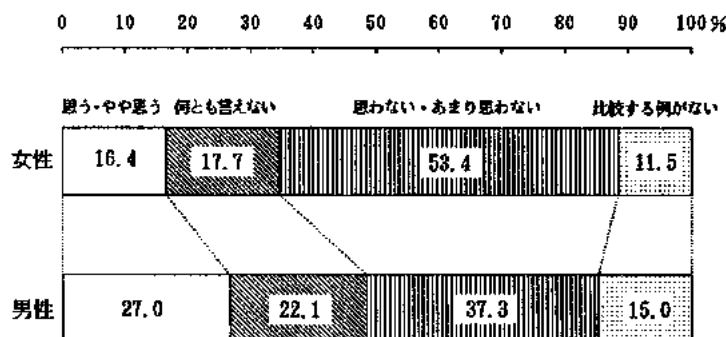
	思う・やや思う	何とも言えない	思わない・あまり思わない
「女性は長く働めないもの」という社会通念	59.7	17.7	21.8
女性のプロ意識の低さ	74.9	15.8	9.3
日本的職場慣行（公私の別の希薄さ、長時間労働等）	46.9	19.9	31.6
企業の側の女性社員への期待感の薄さ	41.4	22.3	35.4
労働基準法的女子保護規定（時間外、休日労働、深夜業の規制）	63.5	12.5	24.0
不十分な公的保育水準	70.9	20.2	8.2
出産・育児の可能性	75.5	15.5	8.7

資料出所：経団連・女性の社会進出に関する部会「女性の働き方に関するアンケート調査」（管理職調査）（平成6年度）

(ロ) 男女一般社員が考える女性の活用とその問題点

男女一般社員に対しては、女性社員が男性社員と同程度の活躍や昇進をしていると思うか、及び思わない理由についての質問を行っており、まず、「あなたの会社では、同じ学歴・資格（職種）で同期入社 of 男性と女性を比較して、同程度の活躍や昇進をしている場合が多いと思いますか」という問いに対し、女性では53.4%が「思わない」「あまり思わない」と答え、男性では37.3%が「思わない」「あまり思わない」と回答している（第2-36図）。

第2-36図 女性社員が男性社員と同程度の活躍や昇進をしていると思うか



資料出所：経団連・女性の社会進出に関する部会「女性の働き方に関するアンケート調査」（男女一般社員調査）（平成5年度）

また、このような回答を行ったものに対し、その主な理由は何かという質問に対しては、男女とも「男性中心の業界慣行がある」（女性75.7%，男性53.9%）ことを第1にあげているのが注目される。また、女性社員は次いで「会社の女性社員育成方針が不適切」としており（48.9%）、「上司が女性社員にチャンスを与えたがらない」も41.8%あげられている。

一方、「女性はプロ意識が希薄である」、「女性には出産・育児の負担がある」は同率で46.1%となっており、出産・育児の負担とともに女性の側からみた女性の職業意識の低さもまた、女性の活躍を妨げる要因であると考えて

いることが分かる（付表91）。

さらに、男女が同等の活躍ができない理由としてあげられたものの中で、企業が早急に是正すべきものは何かという問いに対しては、男女とも「男性中心の業界慣行」をトップにあげており、続いて「会社の女性社員育成方針」「上司が女性社員にチャンスを与えない」となっている（第2-8表）。

第2-8表 男女が同等の活躍ができない理由のうち企業が早急に
是正すべきだと思うもの

番号	理 由	女 性		男 性	
		人数（440人中）	比 率	人数（293人中）	比 率
		（人）	（%）	（人）	（%）
1	女性は勤続年数が短い	5	1.1%	8	2.7%
2	女性には家事労働の負担がある	4	0.9%	7	2.4%
3	女性には出産・育児の負担がある	40	9.1%	15	5.1%
4	労働基準法の規制により女性は農業・深夜業 ができない	25	5.7%	25	8.5%
5	女性は働かなくてよいと思う人が世間にいる	35	8.0%	38	13.0%
6	男性中心の業界慣行がある	227	51.6%	89	30.4%
7	会社の女性社員育成方針が不適切	182	41.4%	74	25.3%
8	女性はプロ意識が希薄	43	9.8%	40	13.7%
9	上司が女性社員にチャンスを与えない	165	37.5%	58	19.8%
10	会社での働き方が長時間労働や生活をかなり 犠牲にすることを前提としている	102	23.2%	56	19.1%
11	女性は先輩の指導を受ける機会が少ない	34	7.7%	25	8.5%
12	男女間に能力の差があるから	4	0.9%	6	2.0%
13	その他	13	3.0%	2	0.7%

資料出所：経団連・女性の社会進出に関する部会「女性の働き方に関するアンケート調査」（男女一般社員調査）（平成6年度）

(8) 福利厚生

福利厚生については、①労働者の福祉の増進のために行われる資金貸付け（住宅資金の貸付け等）、②労働者の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付（私的保険制度の補助等）、③労働者の資産形成のために行われる金銭の給付（財形貯蓄に対する奨励金の支給等）、④住宅の貸与に関して、女性であることを理由とした差別的取扱いが禁止されており、労働省「女子雇用管理基本調査」（昭和59年、61年）等の結果からも、現在これらについての男女異なる取扱いが解消されてきたといえよう（付表92）。

(9) 定年退職及び解雇

定年、退職及び解雇については、男女別定年制が民法の公序良俗規定に反し無効となることが判例によって確立していたことから、昭和61年度の「女子労働者の雇用管理に関する調査」でも、ほとんどの企業（97.1%）で男女別定年制は解消されていた。

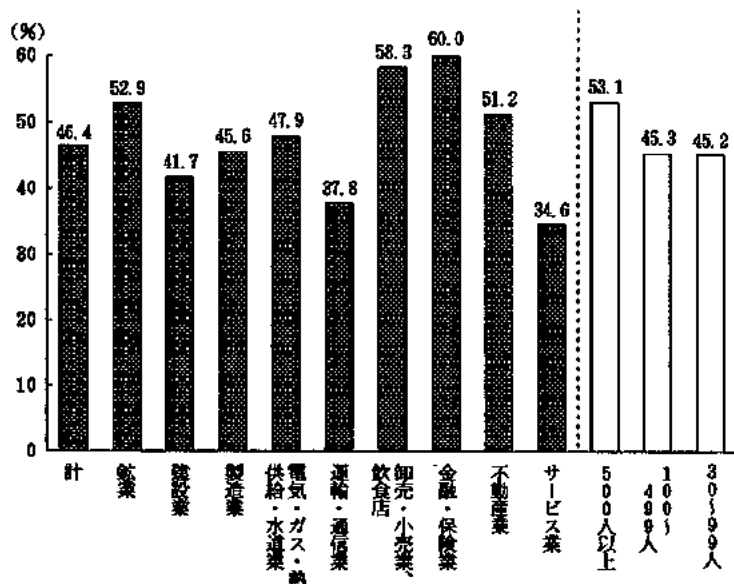
また、結婚・妊娠・出産退職についても、「法施行以前から、結婚・妊娠・出産退職制はなく、対応する必要はなかった」とする企業が92.7%に達しており、これに法施行を契機として「改善した」企業（3.8%）を加えると、制度上はほとんどの企業で解消したという結果となっている。

しかしながら、女性労働者に対する調査（平成2年度「女子労働者労働実態調査」）では、職場において、女性が定年前に退職する慣行が「ある」と答えた者が46.4%にも達しており、制度としてなくなっても、慣行としては残っていることがうかがえる。

その内訳としては、「社内結婚した（する）とき」「社外の人と結婚した（する）とき」「出産した（する）とき」が、いずれも5割近くに達しているほか、「いわゆる結婚適齢期に達したとき」等もみられた。

産業別では、女性が定年前に退職する慣行が「ある」としたのは、金融・保険業、卸売・小売業、飲食店、鉱業及び不動産業の順で割合が高く、また、規模別には規模が大きいほどその割合が高くなっている（第2-37図）。

第2-37図 定年前に女性が退職する慣行があると回答した企業割合
(産業別) (規模別)



資料出所：労働省「女子労働者労働実態調査」（平成2年度）

ところでⅡの1「女性の職業構造の変化」において、女性が事務職として大量に入職していることと、それがその後の大量の離職につながっていること、また専門的・技術的職業従事者については、入職者数としては少ないものの継続して勤務しているなどの状況をコーホートを用いて示したところである。

以上の結果と、大企業及び金融・保険業等ではまだ一部に残っているとみられる結婚等に伴う退職慣行を照らしあわせるならば、女性を採用しているこれらの規模及び業種の企業においては、女性は事務職のなかでも比較的代替可能な事務に従事しており、雇用管理上ある一定以上の年数の勤続を経た場合には、自らの意志以外の要因で退職を求められる一例えそれが強制されるものではなく、また最終的な決定は女性の側にあるとしても一といったこ

とがうかがえてこよう。

したがって、制度の改善が、単にそれのみにとどまるものではなく現実のものとなるよう、このような取扱い及び雰囲気の一掃に向けて今後とも改善を進めていく必要がある。

10 その他

今まで、女性の活用という観点から、企業の雇用管理の変化についてみてきたところであるが、最後に転勤、特に単身赴任に係る問題をみてみたい。

これについては既に(2)「配置転換」及び(5)「コース別雇用管理及び総合職女性の状況」の項で、一部取り上げたところであるが、単身赴任の状況については、労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(平成6年)によりみることができる。

この調査は、本社の常用労働者が30人以上の民営企業のうちから抽出した5,300社を対象として実施されたものであるが、これによると転居を必要とする人事異動がある企業数割合は20.2%で、単身赴任者がいる企業数割合は15.9%である。

また、平成6年12月末現在の単身赴任者総数は25万4,000人で、そのうち女性の単身赴任者は500人(0.2%)となっている(第2-9表)。

このような単身赴任者に対しては、ほとんどすべての企業(96.6%)が、何らかの援助制度を設けており、「赴任地における住宅・寮等の提供」は86.3%、「一時帰宅旅費の支給」が64.7%等となっている。

なお、転勤全般(単身赴任には限定しない。)についての意識を調査したもののとして、総理府「勤労意識に関する世論調査」があり、そこで引越を伴う転勤(国内)について、「どこへでもいく」とするものが男女併せて15.0%いるものの、「条件」次第とするものが同40.6%、さらに「転勤は絶対にしたくない」も35.6%となっている。意識には男女による差が大きいものの、年齢による差も大きいものがあり、これは家族の状況等を反映したものともみられる(第2-10表)。

第2-9表 転居を必要とする人事異動がある企業の単身赴任者がいる企業数割合、

単身赴任者総数及び1企業平均単身赴任者数

企業規模・年	合 計	転居を必要とする人事異動がある企業	単身赴任者がいる企業		単身赴任者総数		1 企業平均			単身赴任者数		
			%	%	百人	うち 女子	企業 の平均	企業 の女子 の平均	転居を必要とする人事異動がある企業の平均	転居を必要とする人事異動がある企業の女子の平均	単身赴任者がいる企業の平均	単身赴任者がいる企業の女子の平均
企業規模 年	%	%	%	%	百人	うち 女子	人	人	人	人	人	人
平 成 2 年	100.0	20.1	15.7	...	2,047	...	2.1	...	10.6	...	13.6	...
6	100.0	20.2	15.9	0.2	2,540	5	2.4	0.0	12.1	0.0	15.3	2.2
1,000 人 以 上	100.0	88.4	80.2	2.9	1,711	1	89.9	0.0	79.1	0.1	87.2	1.6
100 ~ 999 人	100.0	41.2	34.3	0.2	685	2	2.3	0.0	5.6	0.0	6.7	3.4
300 ~ 999 人	100.0	68.0	56.8	0.3	437	0	6.3	0.0	9.3	0.0	11.1	1.7
100 ~ 299 人	100.0	33.1	27.4	0.2	248	2	1.1	0.0	3.3	0.0	4.0	4.0
30 ~ 99 人	100.0	9.2	6.2	0.1	144	2	0.2	0.0	2.2	0.0	3.2	2.0

資料出所：労働省「賃金労働時間制度等総合調査」

第2-10表 引越を伴う転勤（国内）に対する意識

（％）

区 分	どこへでも行く		条件によっては行く		転勤は絶対にしたくない		わからない	
計	15.0		40.6		35.6		8.8	
	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性
20～29歳	8.3	14.2	45.4	62.2	36.1	21.3	10.2	2.4
30～39歳	1.4	20.0	33.8	44.9	54.9	29.3	9.9	5.9
40～49歳	7.0	19.2	29.0	40.8	53.0	31.3	11.0	8.8
50～59歳	11.3	20.6	24.2	35.4	48.4	37.6	16.1	6.3

資料出所：総理府「勤労意識に関する世論調査」（平成4年）

転勤、とりわけ単身赴任については、家族の問題を始めとして労働者個々人に及ぼす影響も大きいところである。

ところで、日本経営者団体連盟が平成4年にまとめた「ゆとり・豊かさの実現と労働力・雇用問題への対応」の中では、「単身赴任が一部常識化しつつあり、その大きな原因は子供の教育と同居家族の介護問題である。」とした上で、「企業においても、単身赴任の期間を短くすると、家族が家庭という単位で働けるような配慮が必要である。」と問題提起している。

このように転勤、とりわけ単身赴任については、家族の問題を始めとして労働者個々人に及ぼす影響も大きいことから、男女を問わず適切な配慮を行っていくことの重要性が認識されてきている。

3 女性管理職の変化

前章「企業の雇用管理の変化」において、均等法施行後の女性の昇進についてみてきたところであるが、多くの企業では現実には女性管理職が少ない又は全くいない理由として、必要な知識、経験等を有する女性がいなかったことや勤続年数が短い（労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度））こと等を

あげている。そこで、ここでは労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに実際に管理職に就いている女性について、女性比率の推移を長期的な視点からみるとともに、併せて学歴、年齢、勤続年数がどのように変化してきたかを男性と比較しつつみることとする。

なお、ここで使用する部長等職階者の用語は「賃金構造基本統計調査」の定義に従い次のとおりとし、「管理職」についてはその他の職階及び職長を除く、部長・課長・係長を指すものとする。

- ・部長職・・・事業所で通常部長又は局長と呼ばれているものであって、その組織が2課以上からなり、又はその構成員が20人以上（部（局）長を含む。）の長をいい同一事業所において、部長の他に、その職務の内容及び責任の程度が「部長（職）」に相当するものを含む。
- ・課長職・・・事業所で通常課長と呼ばれているものであって、その組織が2係以上からなり、又はその構成員が10人以上の長（課長を含む。）をいい、同一事業所において、課長の他に、その職務の内容及び責任の程度が「課長（職）」に相当するものを含む。
- ・係長職・・・事業所で通常係長と呼ばれているものであって、その構成員が4人以上（係長を含む。）の長をいい、同一事業所において、係長の他に、その職務の内容及び責任の程度が「係長（職）」に相当するものを含む。

(1) 女性管理者数の推移

イ 管理職に占める女性比率の推移

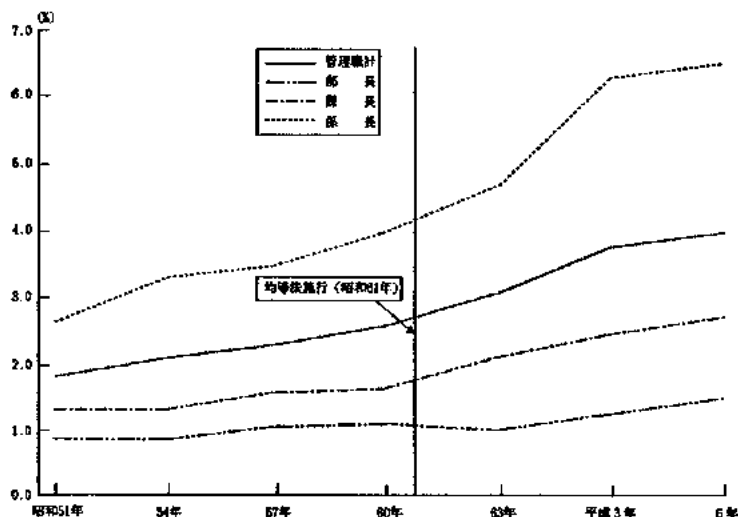
(i) 長期的にみた管理職に占める女性比率

まず、管理職に占める女性比率の長期的傾向をみるために、「賃金構造基本統計調査」を用い、昭和51年以降3年ごとのデータを抽出したものが第2-38図～2-40図である。

管理職に占める女性比率を産業計、規模計でみると、昭和51年から60年にかけては、管理職全体の女性比率は平均0.2%ポイントの増加であったのに対し、昭和60年以降を平均すると0.5%ポイントの増加となっており、均等法の施行を契機として上昇傾向が高まったことがうかがえる。

これを役職別にみるとそれぞれ差があるが、特に係長職については60年以降は毎年0.2～1.6%ポイント上昇しており、常に管理職計を上回っている。とはいえ、登用が進んできたといえる係長職についても、女性比率は平成6年で6.4%にとどまっている（第2-38図）。

第2-38図 管理職に占める女性比率の推移

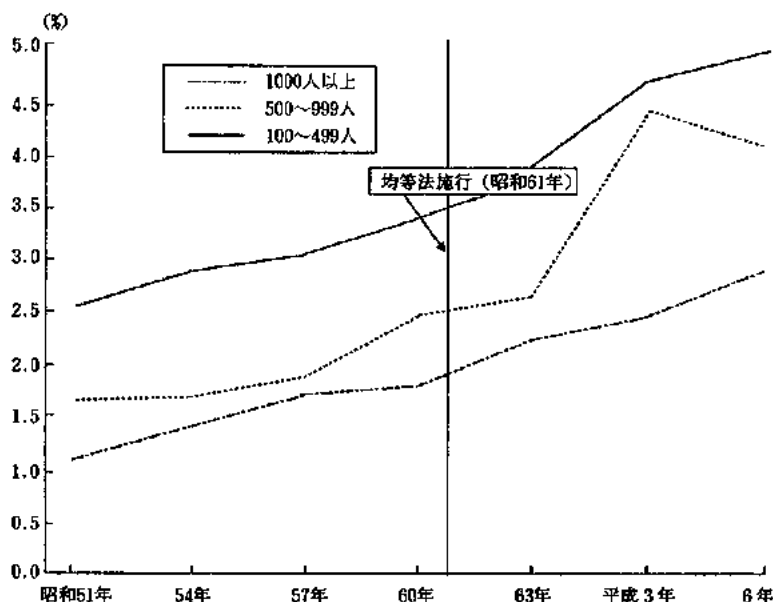


資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(ロ) 企業規模別にみた女性管理職の比率

企業規模別に女性管理者の比率をみると、いずれの規模の企業でも上昇傾向にあるが、特に、規模が小さいほど比率が高くなっている（第2-39図）。

第2-39図 企業規模別女性管理職比率の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(イ) 均等法施行前後の管理職の変化

均等法施行前の昭和60年と施行10年目に当たる平成6年における女性管理職の変化をみると、規模100人以上の企業における管理職総数は昭和60年の4万2,820人から平成6年には7万8,040人となり、82.3%増加した。この結果、管理職に占める女性比率は2.5%から3.9%まで高まった。

役職別にみるといずれの職階でも女性の伸び率が男性の伸び率を大きく上回っており、課長職については男性の伸び率が23.7%であったのに対し、女性は106.1%、また係長職については男性が1.8%の伸びにとどまっているのに対し、女性は72.4%の伸びを示している（第2-11表）。

これを企業規模別にみると、いずれの規模でも女性の伸び率が男性の伸び率を大きく上回ってはいるが、女性比率でみると1,000人以上規模では2.9%

で1.1%ポイントの増、500～999人規模では4.0%で1.6%ポイントの増、100～499人規模では5.0%で1.6%ポイント増となっている。

なお、係長職は、いずれの規模においても女性の増加が著しい(第2-12表)。

第2-11表 職階別労働者数、女性比率及び伸び率

(十人・%)					(十人・%)				
合 計					係 長				
	男 性	女 性	男女計	女性比率		男 性	女 性	男女計	女性比率
昭和60年	166,026	4,282	170,308	2.5%	昭和60年	26,430	275	26,706	1.0%
平成6年	194,333	7,604	202,137	3.9%	平成6年	37,535	535	38,070	1.4%
増減数	28,307	3,322	31,629		増減数	11,105	260	11,365	
伸び率	17.0%	82.3%	18.7%		伸び率	42.0%	94.5%	42.6%	

係 長					係 長				
	男 性	女 性	男女計	女性比率		男 性	女 性	男女計	女性比率
昭和60年	68,873	1,074	69,947	1.6%	昭和60年	77,723	2,933	79,656	3.9%
平成6年	82,755	2,213	84,968	2.6%	平成6年	74,043	5,056	79,099	6.4%
増減数	13,882	1,139	15,021		増減数	1,320	2,123	3,443	
伸び率	23.7%	106.1%	25.1%		伸び率	1.8%	72.4%	4.6%	

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第2-12表 企業規模別役職者及び伸び率

(十人・%)									
合 計					係 長				
企業規模		男 性	女 性	男女計	女性比率	男 性	女 性	男女計	女性比率
1,000人以上	昭和60年	78,146	1,415	79,561	1.8%	37,208	1,066	38,274	2.8%
	平成6年	92,285	2,741	95,026	2.9%	36,710	1,967	38,677	5.1%
	増減数	14,139	1,326	15,465		-498	901	403	
	伸び率	18.1%	93.7%	19.4%		-1.3%	84.5%	1.1%	
500～999人	昭和60年	19,610	489	20,099	2.4%	8,303	349	8,652	4.0%
	平成6年	27,089	1,165	28,254	4.0%	11,580	733	12,313	6.0%
	増減数	8,089	676	8,765		3,277	384	3,661	
	伸び率	41.2%	138.2%	43.6%		39.5%	110.0%	42.3%	
100～499人	昭和60年	66,270	2,377	70,647	3.4%	27,212	1,518	28,730	5.3%
	平成6年	74,349	3,897	78,245	5.0%	25,753	2,356	28,108	8.4%
	増減数	8,079	1,520	9,599		-1,459	838	-621	
	伸び率	8.9%	63.9%	10.8%		-5.4%	55.2%	-2.2%	

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

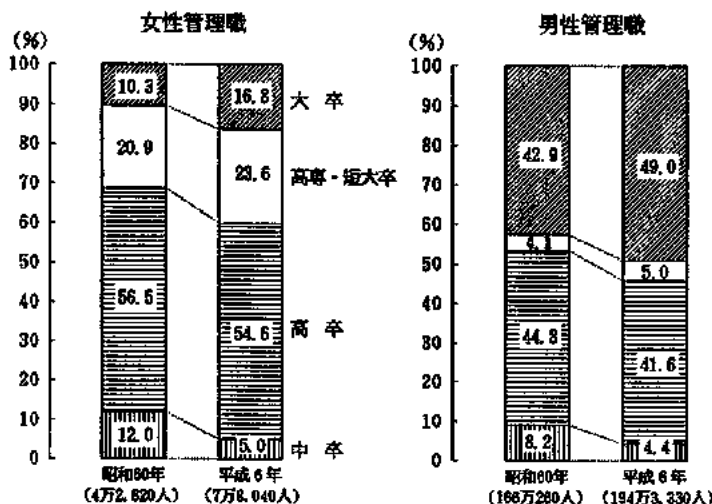
□ 女性管理職の学歴

一般的に高学歴化，特に女性の高学歴化が進んだといわれているが，それでは管理職に就いている女性の学歴はどのように変化してきたのであろうか。

まず，労働者全体では，男女とも中学卒の比率が低下し，大卒，短大卒の比率が高まっており，平成6年では男女ともほぼ30%が大卒ないし短大卒となっており労働者全体で高学歴化が進んでいる。

管理職の学歴別構成は平成6年では男性管理職の49.0%が大卒であるのに対し，大卒の女性管理職は16.8%となっており，大卒と短大卒併せても男性が54.0%であるのに対し女性が40.4%と，男性に比べ女性の学歴比率は低くなっている。また，昭和60年との比較では女性管理職の大卒比率は10.3%から16.8%へと6.5%ポイント増と大きく伸び，女性管理職において大卒の比率が高まっている。なお，男性管理職に占める高卒比率が41.6%であるのに対し，女性管理職に占める高卒割合は54.6%と過半数を占めている（第2-40図）。

第2-40図 学歴別管理職比率



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

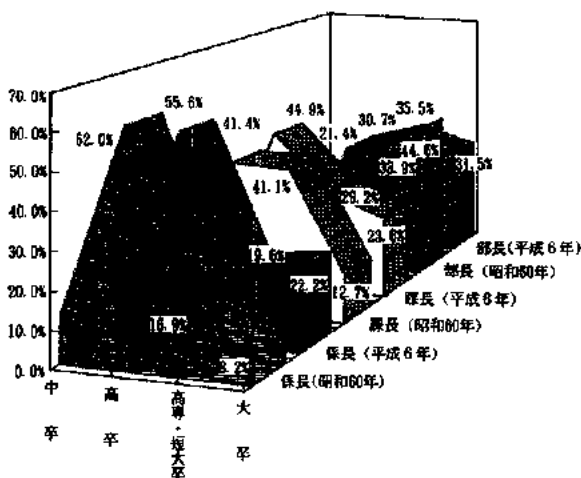
次に、企業規模別・役職別に女性管理職の学歴構成をみてみよう。まず大卒者比率については、1,000人以上の規模で、昭和60年と比較して係長職は8.2%から22.2%と14.0%ポイント増加しており、また、課長職においても12.7%から23.6%と10.9%ポイント増と大きく伸びていることが分かる（第2-41図）。

500～999人規模の係長職は大卒が14.6%から23.6%と9.0%ポイントの増、部長職において大卒が38.2%から45.9%と7.7%ポイント増と大卒者比率が高まっている（第2-42図）。

100～499人規模では課長職の短大卒割合が21.4%から29.3%と7.9%増となった他は大きな変化はみられない（第2-43図）。

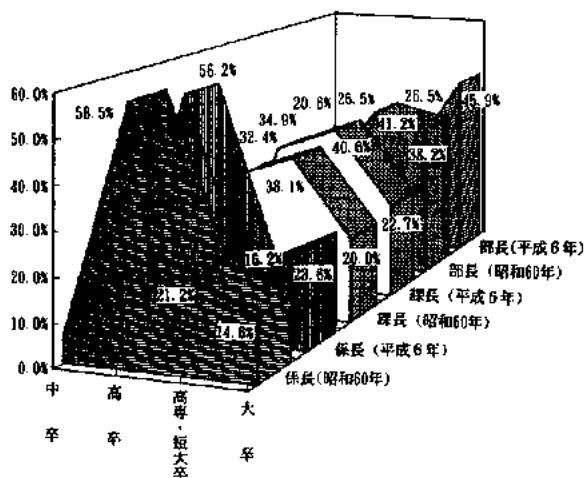
このように学歴構成の変化をみると女性管理職については全体として高学歴化する傾向にあるものの、その程度は企業規模によって異なっており、中堅中小企業の女性管理職については、10年間でそれほどの構成比率の変化はないが、大企業においては課長職及び係長職について高学歴化が著しい。

第2-41図 女性管理職者学歴別構成（1,000人以上規模）



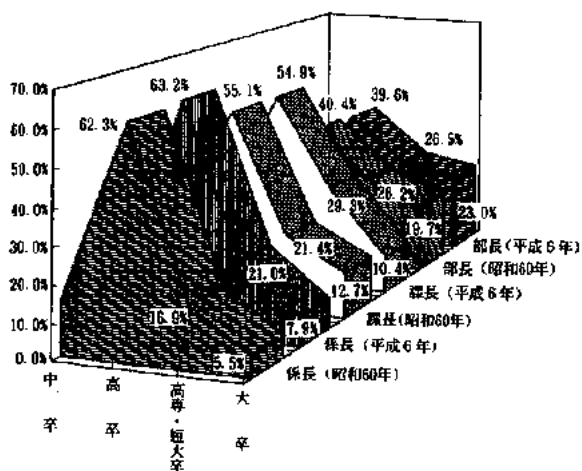
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第2-42図 女性管理職者学歴別構成 (500~999人規模)



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第2-43図 女性管理職者学歴別構成 (100~499人規模)



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(2) 女性管理職の年齢構成及び勤続年数

女性管理職の年齢構成及び勤続年数について、その平均的な姿を均等法施行前の昭和60年と平成6年とで男性と比較してみる。

まず、管理職の平均年齢を「賃金構造基本統計調査」（平成6年）でみると、女性課長職は47.1歳、係長職は43.4歳となっており、男性が、課長職で46.2歳、係長職で41.8歳であるのに対し、女性は課長職で0.9歳、係長職で1.6歳高くなっている。

また、平成6年と昭和60年を比較してみると、男性は課長職、係長職ともに平成6年の方が平均年齢は高くなっているが、女性は逆に同3.8歳、同2.2歳低くなっている（第2-13表）。

第2-13表 役職別平均年齢

(歳)

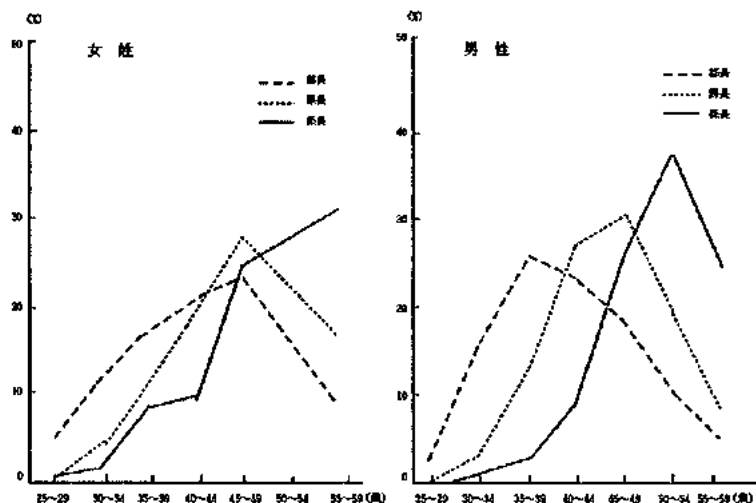
		課 長		係 長	
		男 性	女 性	男 性	女 性
昭 和 60 年		44.6	50.9	40.4	45.6
平 成 6 年		46.2	47.1	41.8	43.4
学 歴 別	中 卒	50.6	49.3	49.6	50.8
	高 卒	48.1	49.2	44.0	44.8
	高专・短大卒	45.1	45.7	40.0	40.7
	大 卒	44.6	42.9	38.3	38.7
企 業 規 模 別	1,000人以上	46.5	46.7	42.4	42.4
	500～999人	46.5	46.6	40.4	42.2
	100～499人	45.8	47.5	41.6	44.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

註 昭和60年の女性については労働省婦人局において推計を行った。

次に、管理職の年齢階級別構成では、男性と女性とでは明らかな違いがみられ、男性については、係長は35～39歳台をトップとした山型となっているが、課長職ではその山が45～49歳台、部長職では50～54歳台となっている。このように男性については、ある一定年齢をピークとして次の上位の階級への移行が比較的スムーズに行われている（第2-44図）。

第2-44図 役職別の年齢階級別構成



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成6年）

これに対して女性は、係長職及び課長職とも45歳から49歳台をピークとする山型の曲線を構成している。

役職者の平均勤続年数について、平成6年における女性管理職の平均勤続年数をみると、課長職では19.4年、係長職では18.3年となっている。これを学歴別及び企業規模別にみると、学歴が高いほど、また、企業規模が小さいほど管理職者の平均勤続年数が短くなっている。

男性との比較では、女性の方が男性（課長職21.8年、係長職18.8年）より平均勤続年数が短くなっており、学歴別及び企業規模別にみても、ほぼ同様の傾向を示している（第2-14表）。

第2-14表 役職別平均勤続年数

(年)

		課 長		係 長	
		男 性	女 性	男 性	女 性
平成 6 年		21.8	19.4	18.8	18.3
学 歴 別	中 卒	26.7	28.2	26.9	23.5
	高 卒	24.8	21.9	22.1	20.5
	高専・短大卒	20.3	16.1	16.5	15.0
	大 卒	19.2	16.2	13.9	12.5
企 業 規 模 別	1,000人以上	23.7	22.5	20.7	20.0
	500～999人	21.9	20.6	17.2	18.2
	100～499人	19.4	17.5	16.7	16.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成6年）

ま と め

第Ⅱ部では、「均等法施行10年にみる女性雇用における状況の変化と今後の課題」と題し、様々な角度からの分析を行った。

このうち1の「女性の職業構造の推移」では、女性の職業選択を始めとする職業に対する意識や職業間の人材の過不足、さらには高学歴者の進展等を中心にみてきたところであるが、その結果を要約すると、以下の3点にまとめることができよう。

第1に、女性の職業に対する意識が大きく変化し、結婚及び妊娠、出産後も継続して働き続けることを望む者が増加しており、特に有職女性では「子

どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が望ましい就職（業）形態のトップにあげられているということである。

第1部で示した女性の平均勤続年数の長期化、有配偶女性雇用者の増加等は、これらの女性の意識を反映した結果ともみられるが、企業においては今後、このことを前提とした募集・採用計画や配置・昇進のあり方、さらには教育訓練の実施等、雇用管理の見直しを求められることとなろう。

第2に、女性が職業を選択するに当たっては、企業規模や職種について、従来の枠にとらわれない柔軟な発想及び幅広い視点からの選択を行っていくことが求められるであろうということである。

すなわち、職業意識の高まり等を反映して、継続就業を望む女性が増加するということは、逆の見方からすると退職者、特に若年時における結婚・妊娠・出産を理由として退職する者が減少し、また、退職した後においても非労働力化せず、引き続き労働市場にとどまる女性が増加することにつながっていく。したがって、女性の職域の拡大等が図られない限り、単なる退職者の補充という形での新規参入は、今後厳しくなることが予想される。

現在、女性、特に新規学卒者には、事務職志向が根強く存在し、このことが希望する職業と企業が求める人材とのギャップを生じさせる一因となっていると考えられるが、以上の状況と今後の労働者の過不足の状況等とを併せて考えるならば、女性、特に新規学卒女子が、これまでどおり大量に事務職として採用され続けることは難しくなっているといえよう。

第3は、女性の高学歴化の進展との関係である。

女性の進学率は年々上昇し、特に大学への進学率は大きく伸びており、その内訳としては、人文科学専攻の占める割合が最も高く、次いで社会科学専攻となっている。理学、工学、農学専攻は低いという状況が続いているが、女性が幅広い職種を視野に入れて職業を選択するという観点からは、進学時の専攻分野の決定に当たっても従来の固定的な考えにとらわれることなく、個性と能力を十分発揮できるような選択を行うことが必要であると思われる。そのためには、幼少時からの家庭や学校における、固定的な考え方にとらわ

れない発想の醸成や、学校教育における職業ガイダンスの実施等職域拡大のための支援を行っていくことも求められよう。

次に、2の「企業の雇用管理の変化」では、募集・採用から、定年・退職及び解雇の状況まで、均等法の各ステージに沿いつつ、均等法施行10年間の変化をみてきたところである。

各ステージごとの状況は、末尾の別表「女子雇用管理基本調査等からみた均等法施行10年の企業の雇用管理の変化と今後の課題」で示しているところであるが、ここでは全体を概括して、以下の4点にまとめてみたい。

第1に、均等法施行の効果は極めて大きいものがあり、女性の雇用における状況の変化は均等法の施行を契機とした企業の雇用管理の変化によりもたらされた面を持っているものと考えられることである。

例えば、女性の活用について、「補助的な業務で活用を図る」とするものが減少し、「能力や適性に応じてすべての職務に配置」とするという流れに変わってきたとみられること、また、現実には「いずれの職場にも男女とも配置」している企業割合が高まっていることなどは、均等法施行の効果といえよう。

第2に、しかしながら、それでもなお、均等法本来の趣旨及び目的等からみて、いまなお改善されるべき様々な課題が残されているということである。

例えば、均等法の施行を契機として最も改善が図られたとみられている女性の募集・採用についても、依然として企業の対応に問題のあることや、制度上ほとんどの企業で解消している女性の結婚・妊娠・出産等を理由とする定年前の退職慣行—あるいはそのような企業風土—が、いまだ一部に残っているとみられることなどが、その例としてあげられるであろう。

これらのことは、たとえ企業において、雇用管理全般について均等法に沿った制度の改善を行っても、運用する意識、運用の方法によってはそれがなお問題が残るということであり、制度と運用との間の乖離を解消する必要があるといえよう。

それでは、このような乖離はどこから生ずるのであろうか。まとめの第3

として、ここでは企業（実際には企業の方針を決定する経営者及び管理職）と、女性労働者との間の意識のギャップに注目してみたい。

それが顕著にみられるのは、女性の活用のあり方及び女性の活用を妨げる要因についての考え方の相違であり、まず、企業では、女性の活用を阻害しているのは、一般的に勤続年数が短いことや女性が家事・育児などの負担をより多く担っており家庭責任を考慮する必要があること、さらには労働基準法上の保護規定等、企業の雇用管理のあり方よりはむしろ、女性労働者及び女性労働者を取り巻く社会的な環境に求める傾向にある。

これに対し女性労働者は、「男性中心の業界慣行」や企業の「育成方針」、さらには「上司が女性社員にチャンスを与えない」こと等、企業社会のあり方や企業の姿勢を問題としているかのように思える。

これらの意識の相違は、その背景として、長年にわたる女性の職業意識や職業構造及び企業の雇用管理の実態等、様々な要因があるとみられるだけに、一朝一夕に埋められないとも考えられるが、企業においては女性労働者の積極的な活用を図る中で、また、女性労働者においては明確な職業意識をもって様々な可能性にチャレンジしていくことによって解消されるべきものであろう。

なお、これに関連して3の「女性管理職の変化」で明らかになった女性管理職の増加を第4のまとめとしてあげておきたい。

ここで明らかとなったのは、女性の活用を図ることにより、結果として管理職への登用を図っていくという流れが緩やかではあるが着実に進みつつあるといえることである。もっともその内容については程度の違いがあり、要約すれば大企業よりもむしろ中堅・中小規模の企業において、係長職の伸びが著しくなっている。

したがって、今後は均等法の一層の定着とともに、これらがどのような広がりをもせるのか、また、より上位の課長職及び部長職等への昇進にどのように影響していくかをみていく必要があろう。

最後に、施行10年を迎えた均等法については、今日、そのあり方について

各方面から様々な意見が寄せられている。

上述したように、均等法の施行を契機に、多くの企業で雇用管理が改善され、女性労働者の能力の積極的な活用が進んでいるが、一方では、未だ問題のある事例も見受けられる。このため、今後は法の定着に全力をあげるとともに、法の趣旨を更に徹底させるための有効な方策について、法の見直しも含め幅広い検討を進めることが必要である。

また、労働基準法上の母性保護を除く女子保護規定についても、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を実現するために将来的には解消するという展望の下に、均等法のあり方と併せて検討を行う必要がある。

「女子雇用管理基本調査等からみた均等法施行10年の企業の雇用管理の変化と今後の課題」

項 目	現 状 及 び 問 題 点
募 集 ・ 採 用	1. 新規大卒者の募集状況を見ると、男女とも募集した企業の割合は昭和59年には33.6%であったが、平成4年度には事務・営業系で62.3%、技術系で51.5%に増加した。 2. しかしながら、いまだに一部の募集・採用区分において男性のみを対象としている、また、補助的・定型的事務職等は女性のみを募集・採用しているという企業もみられる。
配 置 ・ 昇 進	1. 女性を配置する際の考え方として、「能力や適性に応じてすべての職務に配置」という流れが定着（平成4年度 55.0%）しているが、なお4割近くの企業が「女子の特質・感性をいかせる職務に配置」としており、個人の能力に応じた雇用管理を促進するという観点からは問題とされる。 2. 「いずれの職場にも男女とも配置」している企業について平成元年度と平成4年度とで比較すると、特に「企画・調整・広報」で48.3%から81.5%、「研究・開発」で37.2%から64.9%、「人事・教育・総務・経理」で67.3%から80.5%と高い伸びを示している。 3. 女性が男性と同等の活躍や昇進をするために早急に是正すべきものとして、女性社員では「男性中心の業界慣行」、「会社の女性社員育成方針」、「女性にチャンスを与えがらない」をあげるものが多い。 4. 昇進については、特に係長職の増加が著しく、昭和60年と平成6年を比較すると、女性の伸び率（72.4%）が、男性の伸び率（1.8%）を大きく上回っている。
教 育 ・ 訓 練	平成4年度において、「新入社員教育」については「いずれの教育訓練も男女とも対象」としている企業は約9割（86.0%）であるが、「管理職（予定者を含む）研修」及び「業務の遂行に必要な能力を付与する研修」はそれぞれ63.5%、76.8%となっている。
福 利 ・ 厚 生	均等法で規定している住宅資金の貸付け、私的保険制度の貸付け等については男女異なる取扱いはほぼ解消されている。
定年・退職・解雇	1. 男女別定年制は、民法の公序良俗規定に反し無効となることは判例によって確立していたことから、現在、ほとんどの企業で解消されている。 2. 結婚・妊娠・出産退職制についても制度上はほとんど解消されているものの、各種の調査によるとこれらの慣行が依然としてあるとするものもみられるところであり、このような慣行及び企業風土が一掃されるよう改善を進めるべきである。

Ⅲ 働く女性に関する対策の概況

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）施行後、多くの企業が法の趣旨に沿った雇用管理制度の改善を行うなど法は着実に浸透しつつあるが、平成7年度は、均等法が施行されて10年目に当たり、より一層の遵守とその趣旨に沿った雇用管理の実現に向けて、啓発、指導、援助業務の充実を図ることとしている。

(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進

イ 均等法の一層の定着のための行政指導等の実施

(イ) 企業への積極的指導

企業における女性の雇用管理の実態を業種別に十分把握し、均等法の遵守と同法の趣旨に沿った雇用管理が実現されるよう積極的に指導を行っている。

(ロ) 個別紛争の解決

あらゆる機会を通じて紛争解決等における婦人少年室及び機会均等調停委員会の役割や機能についての周知に努め、女性労働者等からの均等関係相談を受けるとともに、婦人少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により、女性労働者と事業主の間の均等取扱いに関する個別紛争の迅速かつ円滑な解決を図っている。

ロ 女子新規卒者の就職問題に対する施策の実施

(イ) 募集・採用における均等取扱いの確保

景気低迷の影響を受けて、女子学生の就職については男子学生に比べ引き続き厳しい状況がみられ、均等法上問題のある事例もみられたことから、昨年度改正した均等法に基づく指針を重点に、あらゆる機会を活用してその周知徹底を図り、募集・採用において女子学生が男子学生と均等な機会を得られるよう均等法の一層の遵守を図っている。

また、主要使用者団体等に対し、均等法及び指針に沿って女子学生・生徒

に男子学生・生徒と均等な就職機会を与えるよう傘下団体に周知と協力を図るよう要請を行っている。

(d) 女子新規学卒者の就職問題に関する特別相談窓口の実施

「女子新規学卒者の就職問題に関する特別相談窓口」を6月から10月まで全国の婦人少年室で開設し、女子学生等からの相談に応じるとともに、相談内容が均等法に反する事例であると判断される場合には、関係事業主に対し必要な助言・指導を行っている。

(e) 実態把握の実施

全国の大学等の協力を得て、大学の就職担当者及び新規学卒者に対して、募集・採用に係るアンケートを実施し、実態の把握に努めている。

(f) 女子生徒の意識啓発の実施

女性自身が、特定の職種にとらわれることなく、幅広い職業選択や職業生活を見通した進路決定を行うことができるよう、女子高校生等対象にして意識啓発のためのセミナーを開催している。

ハ 啓発活動の実施

(i) 男女雇用機会均等月間の実施等

男女の均等取扱いの定着が図られるよう、引き続き労使等に対し広報啓発活動を展開している。

特に6月の「第10回男女雇用機会均等月間」においては、テーマを「均等法 10年 活かしていますか 女性の能力^{もから}」と定め広報啓発活動等を集中的に展開した。

また、本月間の行事の一環として、講演とシンポジウムを中心とした第10回男女雇用機会均等推進全国会議を6月15日に東京で開催した。

(ii) 啓発用資料の作成

働く女性の実情や、均等法をわかりやすく解説したパンフレットや、事業主や女性労働者向けリーフレットを作成し、各種会合等で配付する等啓発の充実に努めている。

このほか、職場において女性労働者が期待される労働者として定着してい

くためには、在職労働者のみならず、社会人となる前の女性が、企業における雇用管理の実態を正しく理解し、職業人としての明確な意識と自覚を持つことが重要であるので、女性の新規大学卒業予定者及び新規高校卒業予定者を対象とした職業選択のための職業ガイドブックを作成し、啓発活動に活用している。

二 均等法定着に向けての自主的取組（自主点検促進事業）の推進

企業において均等法の趣旨に沿った雇用管理の実現、定着を図るために、事業所ごとに、人事労務担当部課長など人事労務管理の方針の決定に携わる者を機会均等推進責任者（以下「均等推進者」という。）として選任し、事業所の雇用管理の進捗状況を自主的に点検し、その結果に基づいて改善を進めることが効果的である。このため昭和63年度から自主点検促進事業を開始し、均等推進者の選任勧奨を進め、現在 5 万 1,000 人の均等推進者が選任されている。本年度も引き続きその活動を促すことに重点をおいて均等法定着に向けての自主的取組の推進を図っている。

(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底

コース別雇用管理制度を導入している企業については、その運用が結果的に女性排除や差別につながることはないよう、「コース別雇用管理の望ましいあり方」に基づき、その適正な運用について、積極的な助言・指導を行っている。

(3) 女性の雇用管理改善のための援助

均等法の趣旨に沿って女性労働者を積極的に活用するために、企業においては女性の雇用管理を見直し、改善していく必要があるが、個別の企業のみでは対応が困難な場合もあるので、財21世紀職業財団に委託して、女子雇用労務管理推進事業を実施し、企業の自主的な努力に対し必要な援助を行っている。

イ 女性の雇用管理改善のための調査研究及び成果の普及

女性雇用の積極的活用のための雇用管理のあり方を業種別に調査研究するとともに、前年度の調査研究結果を同業種の企業に普及させ、改善に向けての努力を促すため、業種別使用者会議を開催している。

ロ 女性労働者能力開発・活用セミナーの開催

女性労働者の能力開発及びモラルアップを促進するためのノウハウを提供する「女性労働者能力開発・活用セミナー」を企業において女性労働者を直接指導する立場にあるものを対象に開催している。

ハ 中小企業女性活用促進事業

雇用管理に関する実務的な知識、ノウハウを有する者を、北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、京都、大阪、愛知、兵庫、広島、福岡、熊本の各地方事務所に配置し、主として中小企業における女性の活用に関する雇用管理改善のための助言、フォローアップを行っている。

ニ 女性雇用に係る各種情報の収集、分類整備、分析、提供の実施

女性の雇用労務管理についての情報等の収集を行うとともに、調査・分類整備・分析を行い、要請に応じ提供している。

(4) 男女の意識及び認識の差から生じる職場の諸問題解消に向けての取組

女性の能力発揮を妨げるセクシュアル・ハラスメント等の男女の意識差から生じる職場の諸問題の解消を図るために、啓発活動を行っている。

特にセクシュアル・ハラスメントについては、何がセクシュアル・ハラスメントに当たるかを明らかにし、企業が予防対策を講ずることの重要性を認識させるようにするとともに、人権の観点からも看過できない問題であることを十分理解させるため、全国の婦人少年室において、啓発資料、啓発用ビデオなどにより、機会をとらえ企業及び労働者等に対して啓発活動を行うとともに、個別の相談を行っている。

2 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

少子・高齢化が進む中で、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営む

ためには、仕事と育児や家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を活かすことのできる環境を整備することが極めて重要である。

このため、介護休業制度の法制化及び育児や家族の介護を行う労働者に対する支援措置の実施等を内容とする「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が平成7年6月5日に成立し、同月9日に公布された。

今後は、改正後の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。なお、平成11年3月31日までは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。）」の趣旨及び内容の周知徹底を最重点課題として業務を進めるとともに、労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための事業を総合的、体系的に推進するため、次のような施策を実施することとしている。

なお、育児・介護休業法に基づき、勸21世紀職業財団を指定し、平成7年10月から、国が行う両立支援のための事業の一部を実施させているところである。

（参 考）

育児・介護休業法

育児・介護休業法は、育児休業及び介護休業に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に関する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってその職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、その福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としている。

育児・介護休業法の概要は以下のとおりである。

1 育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。

2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、連続する3月の期間を限度として、常時介護を要する対象家族（配偶者（事実婚を含む。）以下同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者を含む。）、配偶者の父母）1人につき1回の介護休業をすることができる。

3 事業主が講ずべき措置（(2)が義務、その他は努力義務）

(1) 労働者への制度の周知及び雇用管理上の措置

(2) 勤務時間の短縮等の措置

イ 事業主は、1歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、勤務時間の短縮等当該労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。

ロ 事業主は、常時介護を要する対象家族を介護する労働者に関して、連続する3月（介護休業した期間があればそれを合わせて3月）以上の期間における勤務時間の短縮等労働者が就業しつつ介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

(3) 1歳から小学校就学始期までの子を養育する労働者に関する措置

事業主は、1歳から小学校就学の始期までの子を養育する労働者に関して、育児休業又は勤務時間の短縮等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 家族を介護する労働者に関する措置

事業主は、家族を介護する労働者に関して、介護休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 再雇用特別措置

事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者（以下「育児等退職者」という。）について、必要に応じ、再雇用特別措置を実施するよう努めなければならない。

4 国等による援助

(1) 事業主等、労働者及び育児等退職者に対する援助

- (2) 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設（子の養育又は家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設）を設置するように努めなければならない。

5 施行期日等

(1) 施行期日

1, 3(1)(2)のうち育児に関する部分及び(3)については、現行育児休業法により既に施行済み。その他の部分については、平成7年10月1日から施行。ただし、2, 3(1)(2)のうち介護に関する部分及び(4)については、平成11年4月1日から施行。

(2) 施行前の努力義務

事業主は、介護に関する部分の施行前においても、可能な限り速やかに、介護休業制度を設けるとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 介護休業制度の普及促進

平成7年度は、あらゆる機会を通じて事業主、労働者をはじめ関係者に対し育児・介護休業法の趣旨、内容の周知徹底を図り、仕事と育児、家族の介護との両立を容易にする環境整備の重要性についての理解を深めるとともに、育児・介護休業法の規定の例による介護休業制度、勤務時間の短縮等の措置の円滑な導入を促進している。

また、従来の「仕事と育児を考える月間」（10月）を、「仕事と家庭を考える月間」とするとともに、平成7年度については、特に、育児・介護休業法の趣旨・内容の特別周知月間と位置付け、この月間を中心に、育児・介護休業法及び関係政省令、指針等に係る内容についての集団説明会を積極的に開催する等集中的な周知活動を実施した。

(2) 育児休業制度の定着促進

平成7年4月1日からは、「育児休業等に関する法律」の施行時から3年間同法の適用が猶予されていた常用労働者が30人以下の事業所を含め、全ての事業所に対して同法が適用されることとなった。

また、同法施行後3年を経過し、今後は育児休業取得者の処遇の問題等具体的な個別相談が増加することも見込まれる。

このため、育児休業制度に関する規定の整備が遅れている事業主に対し、事業主を対象とした各種の会合の機会をとらえて、具体的な改善が行われるよう指導を行うとともに、育児休業取得者の処遇の問題等の個別相談についてもきめ細かな対応に努めることにより、法に基づく育児休業制度の定着を図っている。

さらに、平成7年4月1日から雇用保険により支給されることとなった育児休業給付や育児休業期間中の被保険者本人負担分の社会保険料の免除についての周知に努めている。

(3) 育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりの推進

イ 介護休業制度導入奨励金

介護休業制度の早期導入を促進するため、平成7年10月から、育児・介護休業法に沿った介護休業制度を導入し、最初の利用者が生じた事業主に対し、「介護休業制度導入奨励金」（中小企業75万円、大企業55万円）を支給している。

ロ 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業を取得した労働者の円滑な職場復帰を図るため、育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置（職場復帰プログラム）を講じた事業主に対し、奨励金（対象労働者1人当たり中小企業18万円、大企業13万円を限度）を支給している。

なお、介護休業取得者については、平成7年10月より実施している。

ハ 中小企業集団による仕事と家庭両立支援事業の推進

中小企業集団に対し、構成員企業における育児休業制度・介護休業制度の円滑な導入、整備を進めるような計画的取組に対する援助を行い、仕事と家庭とを両立しやすい環境整備を推進することとしており、平成3年度からは「中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業」を、また、平成6年度からは「中小企業集団における仕事と介護両立支援事業」を実施している。

(4) 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくりの推進

イ 育児・介護費用助成事業の実施

育児や家族の介護を行う労働者が安心して働き続けるためには、育児、介護サービスに係る費用の負担を軽減し、これらのサービスを利用しやすくすることも必要である。

このため、平成7年10月から、育児又は家族の介護のために家政婦、ベビーシッター、ホームヘルパー等を利用する従業員に対し、それに要する費用を補助した事業主や、ベビーシッター会社、シルバー・サービス会社等と契約し、そのサービスを従業員の利用に供した事業主に対して、「育児・介護費用助成金」として、その補助又は負担した費用の一定割合（中小企業については2/3（当初3年間は導入促進のため4/5）、大企業については1/2）を助成している。ただし、1事業所当たり年間100万円を限度とする。

ロ 事業所内託児施設の設置の促進

事業所内託児施設の設置促進及び運営の安定を図り、子供を養育する労働者の福祉の増進に資することを目的に、事業所内託児施設を新たに設置し運営を開始した事業主及び事業主団体に対し、「事業所内託児施設助成金」（設置費は、施設設置に要した費用の1/2で2,250万円を限度、運営費は、運営に要した費用の1/2で1年につき370万円を限度（最長5年間））を支給している。

ハ ^{フレ-フレ-}2020テレフォン事業（育児、介護等を行う労働者のための情報提供事業）の推進

育児、介護等を行う労働者の就業継続や円滑な再就職を支援するため、育児、介護等に関する各種サービスを必要に応じ受けることのできるよう、これらに関する相談を受け付けるとともに、地域における具体的情報を提供する「^{フレ-フレ-}2020テレフォン事業」を実施している。

平成7年度は、北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、熊本の15地域で実施している。

ニ 両立支援セミナーの実施

仕事と育児、介護とを両立させることの困難に直面する前に、両立に当たっての心構えや基礎的な知識を有していることは、将来、育児、介護を行いつつ職業生活を楽しめる上で効果的である。

このため、平成7年10月より、これらの問題に直面する前の労働者を対象に、各人のライフプランを念頭に置きつつ、その際の心構えや仕事をしながら育児や介護を楽しむために役立つ知識についての講義や体験談の発表等を内容とする両立支援セミナーを実施している。

ホ ファミリー・サポート・センター事業（仕事と育児両立支援特別援助事業）の推進

急な残業や子供の病気の際などの変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者の相互援助活動を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村等に対し、都道府県を通じ、必要な経費の補助を行っている。

ヘ 勤労者家庭支援施設の整備等

平成7年10月より、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援に資する施設として、仕事と育児・介護との両立等に必要な相談、指導、講習、実習（介護機器の使用実習を含む。）等を行い、一時的に乳幼児や高齢者を預かる機能を有する勤労者家庭支援施設を整備する

こととし、設置する地方公共団体に対し補助（1/3補助。限度額：新設1億円、増改築0.5億円）を行っている。

なお、働く婦人の家の設置に対する補助については、平成6年度限りで廃止されたが、既存の働く婦人の家（平成6年度末現在230カ所）の運営については、従前どおり指導を行っている。

(5) 育児、介護等のために退職した者に対する再就職支援

イ 育児、介護等による退職者に対する再雇用制度の普及促進

再雇用制度は、育児、介護等のために退職したものの、その後再就職を希望する者のニーズに応え、その能力を有効に発揮する機会を確保する効果的な制度である。

このため、平成7年10月から、従来の妊娠、出産、育児の理由で退職した女性を再雇用した事業主を対象に支給していた女子再雇用促進給付金を拡充し、退職理由に介護を加えるほか、男性労働者を対象に加え、「育児、介護等退職者再雇用促進給付金」（対象者1人当たり 中小企業40万円、大企業30万円）を支給することにより、制度の普及促進を図っている。

ロ 再就職希望登録者支援事業の実施

育児、介護等の理由による退職者が、それらが一段落した後に再就職することを希望しても、時間の経過とともに、職業意識や職業能力を持続することが難しくなり、円滑な再就職が困難となる場合が多いのが現状である。

このため、平成7年10月から、育児、介護等により退職した者で、将来的に再就職を希望する者を登録し、希望したときに円滑な再就職ができるよう、登録者に対して、両立支援情報等の定期的提供、交流会の開催、個別相談・指導及び割引券の発行による自己啓発のための教育訓練に対する援助を実施している。

ハ 女子再就職準備サービス事業の実施

育児、介護等により職業生活を中断した後に再就職したいと希望している女性を対象に、全国の雇用促進事業団雇用促進センターにおいて、婦人少年

室等との連携のもと、女子再就職準備セミナーを実施し、再就職を希望している女性の円滑な再就職の促進と再就職の機会の拡大に資することとしている。

二 婦人就業援助促進事業の推進

女性の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女性の増加に伴い、婦人就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、地方公共団体の設置する婦人就業援助施設（平成7年度現在52カ所）に対し国の補助（1/3相当）を行い、再就職を希望する女性の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務、病人介護などの就業に必要な技術講習等を実施するとともに、就業に関する広範な相談、指導及び情報提供を行っている。

ホ 保育サービス講習等

共働き家庭の子育てを支援することを希望する主婦等を対象に、保育に関する一定の知識や経験を付与することにより、保育サービスを提供する者の養成を図る保育サービス講習を実施している。

また、老人介護の分野に再就職を希望する主婦等を対象に、老人介護者の養成を図る老人介護講習を実施している。

(6) 母子家庭の母等就業援助対策

母子家庭の母等は高い就業率は示しているが、乳幼児等家族の世話をする必要があること、職業経験が乏しく技能が十分でないことから、条件の良い就職を妨げられている場合が多いため、次の就業援助対策を講じている。

- ① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する受講旅費の支給（最高日額1,470円）。
- ② 寡婦等職業相談員による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により、公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する訓練手当の支給（平均月額13万4,720円）。

- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用人1人につき1年間の賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は3分の1）。
- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万2,800円）。
- ⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

(7) レディス・ハローワーク事業の実施

高学歴化やライフスタイルの変化等に伴う女性の社会的進出意欲の高まりも著しいものがあるが、女性の場合、意欲と能力はあっても育児・家事等の制約条件のために潜在労働力化している未就業層が相当数にのぼるものと考えられる。

一方、若年労働力を中心とする労働力不足が中・長期的に予測される中、今後の労働力需給調整を円滑に進めていくためには、高齢労働力の活用と同時に、女性労働力の積極的活用を図ることが、重要な課題となっている。

このようなことから「就業希望登録」「雇用促進プログラム」「多様な求職ニーズに応じた職業紹介」等のきめ細かな再就職援助措置を内容とする「レディス・ハローワーク事業」を平成3年度から実施しており、この事業を専門的に取扱う公共職業安定所として、札幌・仙台・千葉・東京・神奈川・愛知・京都・大阪・神戸・広島・福岡に「レディス・ハローワーク」を設置し、女性労働者の働きやすい環境づくりに努めると同時に、女性の再就職援助を推進しているところである。また平成7年度には1カ所増設する予定となっている。

3 母性健康管理対策の推進

(1) 労働基準法上の母性保護

女性労働者には、労働基準法により産前はその請求により6週間（多胎妊娠の場合は10週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間及びその後30日間の解雇は禁止される。また、妊娠中は他の軽易業務への転換を請求することができる。妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができない。さらに、妊産婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女性労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。

労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に對し、監督、指導等を行っている。

(2) 均等法上の母性健康管理

均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。

具体的には、母性健康管理指導基準（その内容は、①健康診査等の受診のための時間の確保、②妊娠中の通勤緩和、③妊娠中の休憩時間等の措置、④妊娠中及び出産後における症状等に対応する措置）を定め、事業主や女性労働者に対し指導を行っている。また、各都道府県婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女性労働者を50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を勧奨している。

4 パートタイム労働対策の推進

平成5年12月1日に短時間労働者の福祉の増進を目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。

短時間労働援助センターに関する部分は平成6年4月1日施行）及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）が施行された。

労働省では、パートタイム労働法及び指針の周知徹底に努めるとともに、パートバンク、パートサテライト等の設置等による需給調整機能の強化、パートタイム労働者に対する職業能力の開発等総合的なパートタイム労働対策を積極的に推進し、次のような施策を実施している。

(1) パートタイム労働法の施行

イ パートタイム労働法の周知徹底

毎年11月上旬を「パートタイム労働旬間」と定め、全国の婦人少年室を中心に、中小企業を重点対象とした集団説明会を開催する等、法及び指針の周知徹底に努めている。

平成7年度は、「パートがきらり／わが社の大事なパートナー」を標語に、法及び指針の周知徹底を図るとともに、中小企業等に対する助成金の一層の活用促進を図るための活動を集中的に実施した。

ロ 短時間雇用管理者の選任勧奨及び講習会の実施

パートタイム労働法は、常時10名以上のパートタイム労働者を雇用する事業主に対し、短時間雇用管理者を選任するよう努めることを要請している。このため、事業主等に対する説明会の開催や個別指導等の実施等により、短時間雇用管理者の選任勧奨に努めるとともに、選任された短時間雇用管理者を対象とした講習会を開催している。

(2) 短時間労働者援助センターによる雇用改善等援助事業の実施

短時間労働援助センターとして指定された財21世紀職業財団において、以下のパートタイム労働者の雇用改善等援助事業を行っている。

イ パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の支給

(イ) 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主が、通常の労働者との均衡等を考慮して、パートタイム労働者についても健康診断、慶弔見舞金、通勤に関する便宜供与の実施等一定の福利厚生制度を適用する場合に、それに要する費用の一部（一定額）を助成するものである。

(二) 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主の団体が、構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等のために労働条件の適性化及び雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の活動を行う場合に経費の3分の2（最高限度額1,000万円）を助成するものである。

ロ パートタイム労働に係る情報提供、相談援助事業

未就業者及びパートタイム労働者等に対する情報の提供及び相談援助を実施するとともに、事業主等に対するパートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する情報提供等を行っている。

ハ 短時間雇用管理者等に対する研修会の実施

短時間雇用管理者等の資質の向上に向けて、研修を行っている。

ニ パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

自主点検及び優良事業所表彰を行うなどにより、事業主による自主的な雇用管理の改善等を促している。

ホ パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議の開催

企業の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っている。

(3) パートタイム労働者の雇用の安定

イ パートバンク・パートサテライトの設置等、需給調整機能の充実

パートタイム労働者の増加に対処するため、パートタイム雇用の需要の高い大都市に、パートタイム労働者の職業紹介を専門的に取扱う「パートバンク」（平成7年度末までに70カ所設置）、中規模都市に「パートサテライト」（平成7年度末までに65カ所設置）を設置し、パートタイム労働力の需給調

整機能の充実に図っている。

ロ 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する相談に幅広く対応している。

ハ 雇用保険の適用の拡大

平成元年の雇用保険法改正により、一定の要件を満たすパートタイム労働者に対する雇用保険の適用の拡大が図られた。

(4) パートタイム労働者の能力開発の推進等

平成元年度から、職業能力開発促進センターにおいて、また、平成3年度から都道府県立職業能力開発校において、パートタイム求職者に対するワープロ入門・パソコン入門等の10日間程度の短期の普通職業訓練を実施している。

また、公共職業安定所においては、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施している。

(5) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

パートタイム労働者について中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、掛金月額最低額について、パートタイム労働者については特例が設けられた。

5 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の施策を推進している。

(1) 家内労働法の周知徹底

イ 家内労働旬間の実施

家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の

向上を一層促進するため「家内労働旬間」を毎年5月21日～31日に設定し、スローガン（平成7年「家内労働手帳 渡して築く 互いの信頼」）を掲げ集中的に広報活動、監督指導等を行っている。

ロ 家内労働手帳の交付の徹底

家内労働者の労働条件を確保し、当事者間の無用の紛争を防止するためには、家内労働の委託条件の明確化を図ることが重要であることから、家内労働者に仕事を委託するにあたっては、工賃単価、品名、数量、納期などを記入した家内労働手帳の交付の徹底を図っている。

また、取扱いやすく工夫されたモデル様式として「伝票式家内労働手帳」の普及にも努めている。

ハ 工賃支払いの確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者から物品が納入された日から1ヵ月以内に委託者が支払われなければならない。工賃不払いについては、関連する情報を的確に把握するとともに、必要に応じ監督指導を実施するなど、法違反の防止及びその早期解決に努めている。

ニ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、家内労働審議会等の審議に基づき、最低工賃を決定している（平成7年8月末現在決定件数188件）。現在、平成7年度を初年度とする「第5次最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に新設・改正を行うとともに、決定された最低工賃の周知に努めている。

ホ 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体による自主的家内労働災害防止活動の促進を図っている。

また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する者に対しては、中央労働災害防止協会に委託して行う特殊健康診断を実施し、職業性疾患の早期発見及び実態の把握に努めている。

なお、プレス機械や動力機械などを使用する危険な業務、有機溶剤や鉛を

使用する有害な業務に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができ、その制度の周知と加入の促進を図っている。

(2) ワープロ作業に係る対策

ワープロ作業を行う在宅就業については、「家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて」（平成2年3月31日付け基発第184号・婦発第57号通達）により、一定の要件に該当する場合家内労働法の適用があるものとしたところである。平成7年8月末日現在「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低工賃」において、ワープロ入力 of 最低工賃が設定されている。

(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入のうたい文句で高額 of 講習料を取られ、あるいは高額 of 機械を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのいわゆる「インチキ内職」については、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意の喚起を図っている。

6 女性の地位向上のための施策の推進

21世紀に向けて、女性の地位を実際に向上させていくには、政策決定への女性の参加を促進するとともに、意識面において根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直すための努力を継続して行うことが必要である。このため、平成7年度の女性の地位向上のための施策は次のように実施している。

(1) 婦人週間の実施

日本の女性が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和24年から毎年4月10日に始まる一週間を「婦人週間」とし、女性の地位向上のための特別活動を行っている。

第47回婦人週間は、テーマを前年度に引き続き「性にとらわれず いきい

きと暮らせる時代を築こう」とし、キャッチフレーズを「男女で創る新時代可能性は無限大」と定めて全国的に広報啓発活動を実施した。

また、第47回婦人週間全国会議を平成7年4月25日に開催した。

(2) 21世紀に向けた女性の地位向上のための新たな施策の推進

平成8年が婦人参政権行使50周年に当たることを契機に、21世紀に向けた女性の地位向上への新たな取組を展開するために必要な検討を行っている。

また、平成7年度から女性の歴史と未来館（仮称）の設置を進め、情報提供、相談及び国際交流等、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業を総合的に展開することとしている（平成7年度から9年度にかけて建設し、平成10年度に開館する予定）。

(3) 政策、方針決定への参加の促進

各種審議会等における女性委員の比率を高めるため、あらゆる機会をとらえて、関係機関、団体等に対して協力要請を行っている。

特に、毎年6月には「女性の公職参加状況調べ」を実施し、これらの結果等を踏まえて各種審議会等への女性の参加促進を図っている。

7 女性の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業能力開発施設が行う職業訓練には、普通職業訓練、高度職業訓練（職業能力開発促進法の改正により、従来の養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練の体系を再編）の2種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で354校で平成6年度における職業訓練実施規模は約39万人であった。

公共職業能力開発施設への入校者に占める女性の割合（5年度）は、長期の普通職業訓練では22.4%、短期の普通職業訓練では46.0%となっている。訓練科目別では洋裁科、和裁科、美容科、トレース科、情報ビジネス科、〇

A事務科、販売科、介護サービス科等で女性の割合が高い。

また、平成元年度より、大都市部及びその周辺の職業能力開発促進センターにおいて、さらに平成3年度より都市部の職業能力開発校において、パートタイム求職者に対する短期訓練を実施している。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備等によって行う認定職業訓練は、平成6年度において、事業主が単独で行うものが406カ所、事業主等の団体で行うものが1,008カ所である。8年4月に在校した長期間課程訓練の訓練生のうち、女性は16.0%（前年15.7%）である。訓練科目では、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の60%を占めている。

8 国際協力の推進

女性の地位向上、男女平等の実現は国際的問題であり、国際社会において我が国が果たすべき役割、我が国への期待も高まっているところから、「開発と女性」の視点を踏まえた国際協力を積極的に推進し、国際協力事業団が行う研修生受入れ事業に協力して、開発途上国における女性行政官及び民間部門における女性リーダーを対象とする「女性の地位向上セミナー」を実施している。

なお、平成5年度から開発途上国の女性労働関係者の置かれた状況を改善するため我が国と開発途上国の女性労働者間の経験・知識の相互交流を行う「アジア女性労働交流事業」を実施している。

また、本年度からは、企業における女性管理職の登用あるいは労使団体における方針決定の場への女性の登用についての理解を促すため、我が国と先進諸国との相互交流により実情視察の場を提供する「女性登用問題等解消のための国際交流事業」を実施することとしている。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状況等)

付表 1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移	付 5
付表 2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付 6
付表 3	配偶関係別女子労働力率の推移	付 8
付表 4	年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合	付 8
付表 5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	付 9
付表 6	従業上の地位別就業者数の推移	付 10
付表 7	従業上の地位別就業者数の構成比の推移	付 12
付表 8	産業別就業者数及び構成比の推移	付 14
付表 9	完全失業者数及び完全失業率の推移	付 16
付表 10	求職理由別完全失業者数及び構成比の推移	付 17

(雇用状況等)

付表 11	産業別雇用者数の推移	付 18
付表 12	産業別雇用者数の構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付 20
付表 13	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付 22
付表 14	規模別雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 24
付表 15	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付 26
付表 16	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 28
付表 17	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 29
付表 18	有配偶女子の就業状態の推移	付 29
付表 19	妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的—一般世帯—	付 30
付表 20	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態	付 31
付表 21	学歴別女子労働者数及び構成比の推移	付 31
付表 22	学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合	付 32
付表 23	平均年齢及び平均勤続年数の推移	付 32
付表 24	年齢階級別平均勤続年数の推移	付 33
付表 25	勤続年数階級別女子労働者構成比の推移	付 34
付表 26	年齢階級別女子役職者の構成比	付 34
付表 27	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移(月平均)	付 35

付表28	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付 36
付表29	就業形態別入職・離職状況の推移	付 37
付表30	女子の産業別入職・離職状況の推移	付 38
付表31	職歴別女子入職者	付 39
付表32	年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比	付 40
付表33	就業の動機別女子入職者数の割合	付 42
付表34	女子の離職理由の推移	付 43
付表35	年齢階級、離職理由別女子離職者の割合	付 44
付表36	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付 45
付表37	新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移	付 48
付表38	産業別新規学卒就職者数の構成比の推移	付 49
付表39	職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移	付 51
付表40	学校種類別進学率の推移	付 52
付表41	新規学卒者の就職状況	付 53
付表42	新規大卒未就業者の規模別、一般・パート別入職状況	付 54
付表43	関係学科別大学在学学生数の構成比の推移	付 55

(賃金、労働時間等)

付表44	1人平均月間現金給与額	付 55
付表45	産業別1人平均月間現金給与総額	付 56
付表46	きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移	付 58
付表47	年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差	付 58
付表48	女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差	付 59
付表49	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差	付 60
付表50	企業規模、年齢階級別女子労働者の所定内給与額	付 61
付表51	新規学卒者の初任給額の推移	付 62
付表52	一般労働者の所定内給与額及び所定内給与額の男女間格差の推移	付 63
付表53	年齢階級別女子労働者の所定内給与額の変化及び賃金上昇率	付 63
付表54	年齢階級別賃金の男女間格差の変化	付 64
付表55	学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額の変化	付 64
付表56	学歴別新規学卒就職者の初任給の男女間格差の推移	付 65
付表57	1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付 66
付表58	産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数	付 67

(母性保護等)

付表59	女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付 69
付表60	1人平均産前産後休業日数	付 69

付表61	妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合	付 70
付表62	生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	付 70
付表63	妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合	付 71
付表64	妊娠・出産による退職者の割合	付 71
付表65	女子再雇用制度実施事業所の割合	付 72
付表66	介護休業制度実施事業所の割合	付 72

(家計)

付表67	勤労者世帯の家計収支の推移	付 73
付表68	核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付 74

(パートタイム労働)

付表69	短時間雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 75
付表70	産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付 76
付表71	規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 77
付表72	産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移	付 78
付表73	産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移	付 79
付表74	年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移	付 80
付表75	産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移	付 80

(家内労働)

付表76	家内労働従事者数の推移	付 81
付表77	業種別家内労働者の推移	付 82

(均等法施行10年にみる女性雇用の変化と今後の課題)

付表78	会社を選ぶとき、どういう要因を最も重視したか	付 83
付表79	労働者の過不足状況判断(職種別)	付 84
付表80	新規学卒者企業規模、学歴別入職者数及び構成比	付 86
付表81	職業別、年齢階級別就業者数	付 88
付表82	企業規模別、年齢階級別雇用者数及び構成比(非農林業)	付 90
付表83	規模、採用区分、新規学卒採用ありの企業における女子の新規学卒者採用の有無別企業割合	付 92
付表84	募集区分、募集形態別企業割合(M.A.)	付 94
付表85	産業、規模、男子のみ配置転換の理由別男子のみ配置転換の方針のある企業割合(M.A.)	付 95
付表86	企業規模別係長相当職以上の女子管理職の有無別企業割合	付 95

付表87	勤め先での昇進について—被傭者で正規の社員—	付 96
付表88	産業、規模、コース別雇用管理制度の導入の状況、導入予定別企業割合	付 97
付表89	産業別、規模別転勤についての考え方別割合	付 98
付表90	産業別、規模別現在または将来の状況別割合 (M.A.)	付 98
付表91	男女が同等の活躍ができない主な理由	付 99
付表92	福利厚生措置の変更状況	付100
付表93	職階者数の推移	付102
	(その他)	
付表94	人口動態の推移	付104
付表95	主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女子の割合	付106
付表96	主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付108
付表97	主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付110
付表98	主要国の産業別雇用者数及び構成比	付112
付表99	主要国の職業別雇用者数及び構成比	付114
付表100	主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差	付115

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口 (A)	労働力人口 (B)	非労働力人口	労働力率 (B)/(A)	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
男	昭和 35 年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	56	9,017	5,707	3,279	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成 元	9,974	6,270	3,655	62.9	100.0
計	2	10,089	6,384	3,657	63.3	100.0
	3	10,199	6,505	3,649	63.8	100.0
	4	10,283	6,578	3,679	64.0	100.0
	5	10,370	6,615	3,740	63.8	100.0
	6	10,444	6,645	3,791	63.6	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	56	4,634	2,209	2,411	47.7	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
	平成 元	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
男	2	5,178	2,593	2,562	50.1	40.6
	3	5,233	2,651	2,561	50.7	40.8
	4	5,281	2,679	2,590	50.7	40.7
	5	5,326	2,681	2,639	50.3	40.5
	6	5,366	2,694	2,669	50.2	40.5
女	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	56	4,384	3,498	868	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	62	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	63	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
	平成 元	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6
計	2	4,911	3,791	1,095	77.2	59.4
	3	4,965	3,854	1,088	77.6	59.2
	4	5,002	3,899	1,090	77.9	59.3
	5	5,044	3,935	1,101	78.0	59.5
	6	5,078	3,951	1,122	77.8	59.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区 分	総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働力人口 (万人)	昭和35	1,838	219	277	217	216	200	457		162		80
	40	1,903	191	325	204	205	226	506		172		75
	45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77
	50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89
	55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97
	56	2,209	72	272	215	274	258	274	267	218	160	99
	57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	166	103
	58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110
	59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111
	60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116
	61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	182	120
	62	2,429	78	299	219	208	336	305	285	254	189	124
	63	2,473	79	308	226	203	317	322	305	261	194	128
	平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	201	134
	2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138
	3	2,651	86	343	252	203	267	392	313	276	222	145
	4	2,679	83	353	258	203	257	385	319	288	225	148
	5	2,681	79	356	267	204	246	362	338	291	229	150
	6	2,694	74	360	278	208	242	335	351	306	226	149
労働力人口 (万人)	昭和35	2,673	234	325	360	368	275	678		304		144
	40	2,884	201	400	395	386	363	681		306		153
	45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145
	50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154
	55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151
	56	3,498	73	281	419	551	429	411	399	349	247	150
	57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152
	58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155
	59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163
	60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171
	61	3,626	86	296	377	420	551	425	402	381	316	185
	62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	325	198
	63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	334	209
	平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	340	222
	2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234
	3	3,854	97	348	396	382	427	550	420	392	359	245
	4	3,898	96	363	399	385	410	541	432	406	364	255
	5	3,935	91	375	411	388	398	510	460	415	367	263
	6	3,951	84	381	421	389	392	473	483	432	363	264

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35, 40年の年齢階級別内訳の数字は時系列統制用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分		総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65歳 以上
労働力率 (%)	女	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0		46.7		25.6
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2		45.3		21.6
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8
		56	47.7	18.0	70.3	50.0	48.9	58.8	64.6	64.8	58.8	50.0	38.5
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6
		62	48.6	16.6	73.6	56.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5
		63	48.8	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6
		平元	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2
	男	2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5
		3	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7
		4	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7
		5	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	55.4	40.1
		6	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4
		昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9		85.6		56.9
		40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3		86.7		56.3
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5
		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4
		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8
		56	79.8	17.4	70.3	96.3	97.7	97.7	97.4	97.1	95.6	91.1	76.5
		57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0
		58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9
		59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5
		61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5
		62	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7
		63	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1
		平元	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4
		2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9
		3	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2
		4	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0
		5	78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6
		6	77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0

付表3 配偶関係別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死 別・離 別
昭和 37 年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
55	47.6	52.6	49.2	34.2
56	47.7	52.8	49.4	33.6
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成 元	49.5	54.2	52.3	31.7
2	50.1	55.2	52.7	32.3
3	50.7	56.4	53.2	32.4
4	50.7	57.4	52.9	32.7
5	50.3	57.7	52.2	32.5
6	50.2	58.4	51.8	32.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合

(単位 %)

	未 婚		有 配 偶		死 別・離 別	
	昭和59年	平成6年	59年	6年	59年	6年
計	53.6(47.0)	58.4(52.6)	51.1(29.5)	51.8(36.3)	32.9	32.3
15～19歳	18.4(16.5)	16.9(15.3)	* (*)	* (*)	*	*
20～24	79.6(73.0)	78.6(72.9)	41.1(31.5)	41.4(36.2)	*	*
25～29	87.0(76.5)	91.8(83.7)	39.2(28.2)	41.4(34.7)	*	*
30～34	81.8(68.2)	88.2(77.9)	46.1(28.8)	44.5(34.7)	80.0	84.6
35～39	80.0(60.0)	81.8(69.7)	57.0(34.8)	58.1(44.9)	85.7	89.5
40～44	80.0(60.0)	75.0(60.7)	66.6(42.5)	67.9(52.3)	85.2	87.5
45～49	75.0(56.3)	75.0(58.3)	65.6(40.2)	69.5(52.6)	81.8	86.0
50～54	68.8(50.0)	70.6(52.9)	58.7(32.5)	65.5(46.8)	72.3	80.8
55～64	57.1(38.1)	53.6(39.3)	44.3(17.5)	46.8(26.7)	46.6	53.1
65歳以上	* (*)	21.7(13.0)	21.7(4.3)	21.5(5.8)	12.2	11.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合である。

付表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和 35 年	1,526	1,005	216	306
	40	1,853	1,188	341	323
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	55	2,391	1,560	370	461
	56	2,411	1,565	368	478
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成 元	2,564	1,522	452	590
	2	2,562	1,514	451	597
	3	2,561	1,512	450	599
	4	2,590	1,553	446	591
	5	2,639	1,595	441	603
	6	2,669	1,610	432	626
構 成 比 (%)	昭和 35 年	100.0	65.9 (29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1 (31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6 (33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5 (36.9)	14.4	17.2
	55	100.0	65.2 (34.0)	15.5	19.3
	56	100.0	64.9 (33.8)	15.3	19.8
	57	100.0	63.9 (33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1 (32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2 (31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8 (31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5 (31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4 (30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8 (30.3)	17.5	22.7
	平成 元	100.0	59.4 (29.7)	17.6	23.0
	2	100.0	59.1 (29.2)	17.6	23.3
	3	100.0	59.0 (28.9)	17.6	23.4
	4	100.0	60.0 (29.4)	17.2	22.8
	5	100.0	60.4 (29.9)	16.7	22.8
	6	100.0	60.3 (30.0)	16.2	23.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表6 従業上の地位別

区 分		全 産 業				計		
		計	自営業主	家族従業者	雇 用 者			
就 業 者 数 (万 人)	男	昭和 35 年	4,436	1,006	1,061	2,370	1,273	
		40	4,730	939	915	2,876	1,046	
		45	5,094	977	805	3,306	842	
		50	5,223	939	628	3,646	618	
		55	5,536	951	603	3,971	532	
		56	5,581	943	592	4,037	510	
		57	5,638	943	587	4,098	502	
		58	5,733	938	574	4,208	485	
		59	5,766	919	565	4,265	468	
		60	5,807	916	559	4,313	464	
		61	5,853	912	546	4,379	450	
		62	5,911	915	549	4,428	446	
	女	63	6,011	910	543	4,538	434	
		平成 元	6,128	896	531	4,679	419	
		2	6,249	878	517	4,835	411	
		3	6,369	859	489	5,002	391	
		4	6,436	843	456	5,119	375	
		5	6,450	814	418	5,202	350	
		6	6,453	796	407	5,236	345	
		女	昭和 35 年	1,807	285	784	738	661
			40	1,878	273	692	913	563
			45	2,003	285	619	1,096	442
			50	1,953	281	502	1,167	323
			55	2,142	293	491	1,354	272
			56	2,162	285	482	1,391	258
			57	2,200	296	483	1,418	256
			58	2,263	302	471	1,486	244
59	2,282		296	463	1,518	235		
60	2,304		288	461	1,548	231		
61	2,327		286	452	1,584	224		
62	2,360		284	455	1,615	222		
63	2,408		284	448	1,670	216		
平成 元	2,474		281	437	1,749	208		
2	2,536		271	424	1,834	204		
3	2,592		265	402	1,918	192		
4	2,619		263	375	1,974	181		
5	2,610		251	343	2,009	167		
6	2,614		240	334	2,034	164		
男	昭和 35 年	2,629	721	277	1,632	612		
	40	2,852	666	223	1,963	493		
	45	3,091	692	186	2,210	401		
	50	3,270	658	127	2,479	295		
	55	3,394	658	112	2,617	260		
	56	3,419	657	109	2,646	252		
	57	3,438	647	103	2,680	247		
	58	3,469	636	103	2,722	241		
	59	3,485	623	102	2,747	232		
	60	3,503	628	99	2,764	233		
	61	3,526	626	94	2,795	226		
	62	3,551	631	94	2,813	224		
	63	3,602	626	95	2,868	219		
	平成 元	3,654	615	94	2,929	211		
	2	3,713	607	93	3,001	206		
	3	3,776	594	87	3,084	199		
	4	3,817	580	81	3,145	194		
	5	3,840	562	75	3,193	183		
	6	3,839	556	72	3,202	181		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

就業者数の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
456	723	94	3,164	550	398	2,276
394	593	59	3,684	545	322	2,817
363	451	29	4,251	614	354	3,277
303	286	29	4,605	637	343	3,617
253	249	30	5,004	698	354	3,941
244	236	30	5,071	698	356	4,008
240	232	30	5,136	702	355	4,068
231	222	32	5,247	707	352	4,176
220	219	28	5,299	699	346	4,236
218	218	28	5,343	698	341	4,285
213	208	29	5,403	699	338	4,350
211	206	29	5,465	703	343	4,399
206	198	31	5,576	704	344	4,507
197	191	31	5,709	699	341	4,648
195	187	29	5,839	682	330	4,806
186	175	30	5,977	673	313	4,972
182	161	33	6,061	661	295	5,086
175	144	32	6,100	639	275	5,170
172	140	33	6,108	624	266	5,203
85	539	37	1,146	200	245	701
78	455	20	1,325	195	237	893
77	355	10	1,561	208	264	1,086
80	235	8	1,630	201	267	1,159
57	205	9	1,870	236	286	1,345
54	195	9	1,904	232	287	1,382
53	193	10	1,845	243	290	1,408
49	184	11	2,019	253	287	1,475
44	182	9	2,046	252	281	1,508
41	182	9	2,072	248	279	1,539
40	174	11	2,103	246	278	1,574
39	173	10	2,138	245	282	1,604
38	167	11	2,193	245	281	1,660
36	161	11	2,266	245	276	1,738
37	157	11	2,332	235	268	1,823
33	147	12	2,400	232	255	1,907
34	135	12	2,438	230	240	1,962
34	120	12	2,443	217	223	1,997
33	118	13	2,450	206	216	2,021
371	184	57	2,018	350	93	1,575
316	138	39	2,259	350	85	1,924
285	96	20	2,690	406	90	2,191
223	51	21	2,975	435	75	2,458
196	43	21	3,134	462	69	2,597
191	41	20	3,167	467	68	2,626
188	39	20	3,191	459	64	2,660
181	38	22	3,229	454	65	2,701
176	37	19	3,252	447	65	2,728
177	36	19	3,270	450	62	2,745
173	34	19	3,301	453	61	2,776
172	33	19	3,327	458	61	2,795
168	31	20	3,384	458	63	2,848
161	30	20	3,443	454	64	2,910
159	30	18	3,507	448	62	2,984
152	28	19	3,577	441	58	3,065
148	26	20	3,623	432	55	3,125
141	23	20	3,657	422	52	3,173
139	22	20	3,658	417	50	3,181

付表7 従業上の地位別就

区 分		全 産 業				計	
		計	自 営 業 主	家族従業者	雇 用 者		
就 業 者 数 の 構 成 比	男	昭和 35 年	100.0	22.7	23.9	53.4	100.0
		40	100.0	19.9	19.3	60.8	100.0
		45	100.0	19.2	15.8	64.9	100.0
		50	100.0	18.0	12.0	69.8	100.0
		55	100.0	17.2	10.9	71.7	100.0
		56	100.0	16.9	10.6	72.3	100.0
		57	100.0	16.7	10.4	72.7	100.0
		58	100.0	16.4	10.0	73.4	100.0
		59	100.0	15.9	9.8	74.0	100.0
		60	100.0	15.8	9.6	74.3	100.0
		61	100.0	15.6	9.3	74.8	100.0
		62	100.0	15.5	9.3	74.9	100.0
		63	100.0	15.1	9.0	75.5	100.0
	女	平成 元	100.0	14.6	8.7	76.4	100.0
		2	100.0	14.1	8.3	77.4	100.0
		3	100.0	13.5	7.7	78.5	100.0
		4	100.0	13.1	7.1	79.5	100.0
		5	100.0	12.6	6.5	80.7	100.0
		6	100.0	12.3	6.3	81.1	100.0
		(%)	女	昭和 35 年	100.0	15.8	43.4
40	100.0			14.5	36.8	48.6	100.0
45	100.0			14.2	30.9	54.7	100.0
50	100.0			14.3	25.7	59.8	100.0
55	100.0			13.7	23.0	63.2	100.0
56	100.0			13.2	22.3	64.3	100.0
57	100.0			13.5	22.0	64.5	100.0
58	100.0			13.3	20.8	65.7	100.0
59	100.0			13.0	20.3	66.5	100.0
60	100.0			12.5	20.0	67.2	100.0
61	100.0			12.3	19.4	68.1	100.0
62	100.0			12.0	19.3	68.4	100.0
63	100.0			11.8	18.6	69.4	100.0
男	平成 元		100.0	11.4	17.7	70.7	100.0
	2		100.0	10.7	16.7	72.3	100.0
	3		100.0	10.2	15.5	74.0	100.0
	4		100.0	10.0	14.3	75.4	100.0
	5		100.0	9.6	13.1	77.0	100.0
	6		100.0	9.2	12.8	77.8	100.0
	男		昭和 35 年	100.0	27.4	10.5	62.1
40		100.0	23.4	7.8	68.8	100.0	
45		100.0	22.4	6.0	71.5	100.0	
50		100.0	20.1	3.9	75.8	100.0	
55		100.0	19.4	3.3	77.1	100.0	
56		100.0	19.2	3.2	77.4	100.0	
57		100.0	18.8	3.0	78.0	100.0	
58		100.0	18.3	3.0	78.5	100.0	
59		100.0	17.9	2.9	78.8	100.0	
60		100.0	17.9	2.8	78.9	100.0	
61		100.0	17.8	2.7	79.3	100.0	
62		100.0	17.8	2.6	79.2	100.0	
63		100.0	17.4	2.6	79.6	100.0	
女	平成 元	100.0	16.8	2.6	80.2	100.0	
	2	100.0	16.3	2.5	80.8	100.0	
	3	100.0	15.7	2.3	81.7	100.0	
	4	100.0	15.2	2.1	82.4	100.0	
	5	100.0	14.6	2.0	83.3	100.0	
	6	100.0	14.5	1.9	83.4	100.0	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

業者数の構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
35.8	56.8	7.4	100.0	17.4	10.7	71.9
37.7	56.7	5.6	100.0	14.8	8.7	76.5
43.1	53.6	3.4	100.0	14.4	8.3	77.1
49.0	46.3	4.7	100.0	13.8	7.4	78.5
47.6	46.8	5.6	100.0	13.9	7.1	78.8
47.8	46.3	5.9	100.0	13.8	7.0	79.0
47.8	46.2	6.0	100.0	13.7	6.9	79.2
47.6	45.8	6.6	100.0	13.5	6.7	79.6
47.0	46.8	6.0	100.0	13.2	6.5	79.9
47.0	47.0	6.0	100.0	13.1	6.4	80.2
47.3	46.2	6.4	100.0	12.9	6.3	80.5
47.3	46.2	6.5	100.0	12.9	6.3	80.5
47.5	45.6	7.1	100.0	12.6	6.2	80.8
47.0	45.6	7.4	100.0	12.2	6.0	81.4
47.4	45.5	7.1	100.0	11.7	5.7	82.3
47.6	44.8	7.7	100.0	11.3	5.2	83.2
48.5	42.9	8.8	100.0	10.9	4.9	83.9
50.0	41.1	9.1	100.0	10.5	4.5	84.8
49.9	40.6	9.6	100.0	10.2	4.4	85.2
12.9	81.5	5.6	100.0	17.5	21.4	61.1
14.1	82.5	3.6	100.0	14.7	17.9	67.4
17.4	80.3	2.3	100.0	13.3	16.9	69.6
24.5	72.8	2.5	100.0	12.3	16.4	71.1
21.0	75.7	3.3	100.0	12.6	15.3	71.9
20.9	76.6	3.5	100.0	12.2	15.1	72.6
20.7	75.4	3.9	100.0	12.5	14.9	72.4
20.1	75.4	4.5	100.0	12.5	14.2	73.1
18.7	77.4	3.8	100.0	12.3	13.7	73.7
17.7	78.8	3.9	100.0	12.0	13.5	74.3
17.9	77.7	4.9	100.0	11.7	13.2	74.8
17.6	77.9	4.5	100.0	11.5	13.2	75.0
17.6	77.3	5.1	100.0	11.2	12.8	75.7
17.3	77.4	5.3	100.0	10.8	12.2	76.7
18.1	77.0	5.4	100.0	10.1	11.5	78.2
17.2	76.6	6.3	100.0	9.7	10.6	79.5
18.8	74.6	6.6	100.0	9.4	9.8	80.5
20.4	66.3	6.6	100.0	8.9	9.1	81.7
20.1	72.0	7.9	100.0	8.4	8.8	82.5
60.6	30.1	9.3	100.0	17.3	4.6	78.0
64.1	28.0	7.9	100.0	14.8	3.6	81.6
71.1	23.9	5.0	100.0	15.1	3.4	81.5
75.6	17.3	7.1	100.0	14.6	2.5	82.6
75.4	16.5	8.1	100.0	14.7	2.2	82.9
75.8	16.3	7.9	100.0	14.7	2.1	82.9
76.1	15.8	8.1	100.0	14.4	2.0	83.4
75.1	15.8	9.1	100.0	14.1	2.0	83.6
75.9	15.9	8.2	100.0	13.7	2.0	83.9
76.0	15.5	8.2	100.0	13.8	1.9	83.9
76.5	15.0	8.4	100.0	13.7	1.8	84.1
76.8	14.7	8.5	100.0	13.8	1.8	84.0
76.7	14.2	9.1	100.0	13.5	1.9	84.2
76.3	14.2	9.5	100.0	13.2	1.9	84.5
77.2	14.6	8.7	100.0	12.8	1.8	85.1
76.4	14.1	9.5	100.0	12.3	1.6	85.7
76.3	13.4	10.3	100.0	11.9	1.5	86.3
77.0	12.6	10.9	100.0	11.5	1.4	86.8
76.8	12.2	11.0	100.0	11.4	1.4	87.0

付表8 産業別就業者

区 分			総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
就 業 者 数 (万 人)	男	昭和 35 年	4,436	1,340	1,242	1,854
		40	4,730	1,113	1,507	2,109
		45	5,094	886	1,791	2,409
		50	5,223	661	1,841	2,710
		55	5,536	577	1,926	3,026
		56	5,581	557	1,939	3,074
		57	5,638	548	1,931	3,143
		58	5,733	532	1,957	3,230
		59	5,766	511	1,973	3,261
		60	5,807	509	1,992	3,283
		61	5,853	495	1,986	3,350
		62	5,911	489	1,966	3,432
	女	平成 63 年	6,011	475	2,021	3,486
		元	6,128	463	2,069	3,566
		2	6,249	451	2,099	3,669
		3	6,369	427	2,160	3,752
		4	6,436	411	2,194	3,801
		5	6,450	383	2,176	3,891
		6	6,453	374	2,157	3,922
	計	昭和 35 年	1,807	679	386	741
		40	1,878	573	468	837
		45	2,003	451	574	975
		50	1,953	331	535	1,085
		55	2,142	283	605	1,250
		56	2,162	269	615	1,272
		57	2,200	267	616	1,313
		58	2,263	256	637	1,365
		59	2,282	247	647	1,382
		60	2,304	244	651	1,400
		61	2,327	236	648	1,436
		62	2,360	232	639	1,479
	業 者 数	平成 63 年	2,408	226	657	1,517
		元	2,474	219	682	1,562
		2	2,536	215	692	1,618
		3	2,592	201	711	1,669
		4	2,619	190	711	1,706
		5	2,610	176	689	1,745
		6	2,614	172	667	1,775
	（ 万 人 ）	昭和 35 年	2,629	661	856	1,113
		40	2,852	540	1,039	1,272
		45	3,091	436	1,217	1,433
		50	3,270	330	1,306	1,627
		55	3,394	294	1,322	1,771
		56	3,419	288	1,323	1,801
		57	3,438	282	1,315	1,831
		58	3,469	276	1,319	1,864
		59	3,485	265	1,326	1,880
		60	3,503	265	1,340	1,883
		61	3,526	259	1,338	1,915
		62	3,551	256	1,327	1,952
	男	平成 63 年	3,602	248	1,364	1,971
		元	3,654	243	1,386	2,004
		2	3,713	235	1,407	2,051
		3	3,776	226	1,449	2,082
		4	3,817	221	1,483	2,094
		5	3,840	207	1,487	2,146
		6	3,839	202	1,489	2,148

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 第1次産業……農業、林業、漁業
 第2次産業……鉱業、建設業、製造業
 第3次産業……上記以外の産業

数及び構成比の推移

区 分		総 数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	
構 成 比	男 女 計	昭和 35 年	100.0	30.2	28.0	41.8
		40	100.0	23.5	31.9	44.6
		45	100.0	17.4	35.2	47.3
		50	100.0	12.7	35.2	51.9
		55	100.0	10.4	34.8	54.6
		56	100.0	10.0	34.7	55.1
		57	100.0	9.7	34.2	55.7
		58	100.0	9.3	34.1	56.3
		59	100.0	8.9	34.2	56.6
		60	100.0	8.8	34.3	56.5
		61	100.0	8.5	33.9	57.2
		62	100.0	8.3	33.3	58.1
	平成	63 元	100.0	7.9	33.6	58.0
		2	100.0	7.6	33.8	58.2
		3	100.0	7.2	33.6	58.7
		4	100.0	6.7	33.9	58.9
		5	100.0	6.4	34.1	59.1
		6	100.0	5.9	33.7	60.3
		100.0	5.8	33.4	60.8	
	女	昭和 35 年	100.0	37.6	21.4	41.0
		40	100.0	30.5	24.9	44.6
		45	100.0	22.5	28.7	48.7
		50	100.0	16.9	27.4	55.6
		55	100.0	13.2	28.2	58.4
56		100.0	12.4	28.4	58.8	
57		100.0	12.1	28.0	59.7	
58		100.0	11.3	28.1	60.3	
59		100.0	10.8	28.4	60.6	
60		100.0	10.6	28.3	60.8	
61		100.0	10.1	27.8	61.7	
62		100.0	9.8	27.1	62.7	
平成	63 元	100.0	9.4	27.3	63.0	
	2	100.0	8.9	27.6	63.1	
	3	100.0	8.5	27.3	63.8	
	4	100.0	7.8	27.4	64.4	
	5	100.0	7.3	27.1	65.1	
	6	100.0	6.7	26.4	66.9	
	100.0	6.6	25.5	67.9		
(%)	男	昭和 35 年	100.0	25.1	32.6	42.3
		40	100.0	18.9	36.4	44.6
		45	100.0	14.1	39.4	46.4
		50	100.0	10.1	39.9	49.8
		55	100.0	8.7	39.0	52.2
		56	100.0	8.4	38.7	52.7
		57	100.0	8.2	38.2	53.3
		58	100.0	8.0	38.0	53.7
		59	100.0	7.6	38.0	53.9
		60	100.0	7.6	38.3	53.8
		61	100.0	7.3	37.9	54.3
		62	100.0	7.2	37.4	55.0
		63 元	100.0	6.9	37.9	54.7
		平成 2	100.0	6.7	37.9	54.8
		3	100.0	6.3	37.9	55.2
		4	100.0	6.0	38.4	55.1
		5	100.0	5.8	38.9	54.9
		6	100.0	5.4	38.7	55.9
			100.0	5.3	38.8	55.9

付表9 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完 全 失 業 者 数 (万人)			完 全 失 業 率 (%)		
	男 女 計	女	男	男 女 計	女	男
昭和 35 年	75	31	44	1.7	1.7	1.6
40	57	25	32	1.2	1.3	1.1
45	59	21	38	1.1	1.0	1.2
50	100	34	66	1.9	1.7	2.0
55	114	43	71	2.0	2.0	2.0
56	126	47	79	2.2	2.1	2.3
57	136	52	84	2.4	2.3	2.4
58	156	61	95	2.6	2.6	2.7
59	161	65	96	2.7	2.8	2.7
60	156	63	93	2.6	2.7	2.6
61	167	67	99	2.8	2.8	2.7
62	173	69	104	2.8	2.8	2.8
63	155	64	91	2.5	2.6	2.5
平成 元	142	59	83	2.3	2.3	2.2
2	134	57	77	2.1	2.2	2.0
3	136	59	78	2.1	2.2	2.0
4	142	60	82	2.2	2.2	2.1
5	166	71	95	2.5	2.6	2.4
6	192	80	112	2.9	3.0	2.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注)

$$\text{完全失業率} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

付表10 求職理由別完全失業者数及び構成比の推移

		女					男				
		総 数	離職による者 非自発的な	による者 自発的な離職	学卒未就職者	その他の者	総 数	離職による者 非自発的な	による者 自発的な離職	学卒未就職者	その他の者
完全失業者数（万人）	昭和59年	65	13	26	4	20	96	40	27	4	21
	60	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元	59	10	27	3	16	83	26	26	3	22
	2	57	10	27	2	14	77	22	25	3	22
	3	59	10	28	2	15	78	21	26	3	22
	4	60	10	30	2	15	82	23	30	4	21
5	71	12	35	3	17	95	29	34	4	22	
6	80	15	38	4	18	112	35	39	5	27	
構 成 比 （％）	昭和59年	100.0	20.0	40.0	6.2	30.8	100.0	41.7	28.1	4.2	21.9
	60	100.0	20.6	42.9	4.8	28.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5
	2	100.0	17.5	47.4	3.6	24.6	100.0	28.6	32.5	3.9	28.6
	3	100.0	16.9	47.5	3.4	25.4	100.0	26.9	33.3	3.8	28.2
	4	100.0	16.7	50.0	3.3	25.0	100.0	28.0	36.6	4.9	25.6
	5	100.0	16.9	49.3	4.2	23.9	100.0	30.5	35.8	4.2	23.2
6	100.0	18.8	47.5	5.0	22.5	100.0	31.3	34.8	4.5	24.1	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表11 産業別雇

区 分		全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業			
雇 用 者 数 (万人)	男	昭和 35 年	2,370	94	26	42	198		
		40	2,876	59	24	29	268		
		45	3,306	29	18	18	305		
		50	3,647	29	17	15	377		
		55	3,971	30	15	10	427		
		56	4,037	30	16	9	424		
		57	4,098	30	14	10	423		
		58	4,208	32	17	9	422		
		59	4,265	28	15	8	411		
		60	4,313	28	15	8	414		
		61	4,379	29	15	8	415		
		62	4,428	29	15	8	412		
	女	計	4,538	31	14	7	436		
		平成 元	4,679	31	14	7	451		
		2	4,835	29	13	6	462		
		3	5,002	30	13	6	479		
		4	5,119	33	13	6	497		
		5	5,202	32	12	6	523		
		6	5,235	33	9	6	536		
		用 者 数 (万人)	女	昭和 35 年	738	37	3	4	29
				40	913	20	2	3	40
				45	1,096	10	2	2	45
				50	1,167	8	1	1	49
				55	1,354	9	2	1	58
56	1,391			9	2	1	58		
57	1,418			10	2	1	60		
58	1,486			11	2	1	59		
59	1,518			9	2	1	57		
60	1,548			9	3	1	57		
61	1,584			11	2	1	56		
62	1,615			10	2	1	57		
男	計		1,670	11	2	1	62		
	平成 元		1,749	11	2	1	67		
	2		1,834	11	2	1	72		
	3		1,918	12	2	1	79		
	4		1,974	12	2	1	81		
	5		2,009	12	2	1	84		
	6		2,034	13	2	1	86		
	男		昭和 35 年	1,632	57	23	38	169	
			40	1,963	39	22	25	228	
			45	2,210	20	16	16	260	
			50	2,479	21	18	14	327	
			55	2,617	21	13	9	369	
56		2,646	20	14	8	368			
57		2,680	20	13	9	363			
58		2,722	22	15	8	363			
59		2,747	19	13	7	354			
60		2,764	19	12	7	357			
61		2,795	19	13	7	359			
62		2,813	19	13	7	354			
男	計	2,868	20	12	6	374			
	平成 元	2,929	20	12	6	384			
	2	3,001	18	11	5	390			
	3	3,084	19	11	5	400			
	4	3,145	20	11	5	416			
	5	3,193	20	10	5	439			
	6	3,202	20	8	5	450			

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

用 者 数 の 推 移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サ ー ビ ス 業	公 務
799	232			449	388	142
993	287			593	465	158
1,144	28	311	610	121	558	161
1,138	32	314	711	157	659	196
1,135	30	331	825	177	788	199
1,152	31	326	848	184	821	194
1,151	34	331	870	189	847	195
1,175	36	332	894	196	896	195
1,212	35	322	911	200	923	195
1,235	33	324	912	199	940	199
1,229	32	333	938	207	969	197
1,215	31	328	962	216	1,008	198
1,245	31	331	990	216	1,034	194
1,276	30	347	1,016	225	1,084	189
1,306	30	353	1,047	241	1,142	195
1,357	33	356	1,080	244	1,194	189
1,382	33	363	1,102	244	1,231	204
1,367	35	371	1,121	244	1,272	209
1,340	39	371	1,126	243	1,302	215
259	26			166	182	23
333	31			239	219	25
390	3	40	257	57	265	25
361	4	38	290	74	312	31
386	4	39	351	82	388	33
397	4	39	360	85	402	32
392	4	39	374	89	412	33
409	5	41	387	90	446	34
423	5	39	403	91	452	33
435	4	41	408	90	464	35
435	4	44	423	97	475	35
428	4	44	437	102	493	34
440	4	44	453	108	512	33
480	5	48	471	111	537	33
471	4	51	493	121	567	36
489	4	54	516	124	595	37
494	5	59	538	123	618	38
488	5	61	544	123	646	39
470	5	63	552	123	672	41
530	206			283	206	119
660	256			354	246	133
754	25	271	354	64	294	136
776	28	276	421	88	346	165
742	26	293	474	95	400	166
755	27	287	487	99	419	162
759	30	292	496	100	435	162
766	32	291	507	106	451	160
788	30	283	508	108	471	163
800	29	283	504	109	476	164
795	28	289	515	110	493	162
788	27	285	525	113	514	164
805	27	287	537	110	522	162
816	25	289	544	114	547	156
834	26	302	556	120	575	159
858	28	301	563	120	598	163
889	28	304	564	121	614	166
879	30	310	577	121	626	170
870	34	308	574	121	630	174

付表12 産業別雇用者数の構成比及び

区 分		全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	
雇 用 者 数 の 構 成 比 (%)	女	昭和 35 年	100.0	5.0	0.4	0.5	3.9
		40	100.0	2.2	0.2	0.3	4.4
		45	100.0	0.9	0.2	0.2	4.1
		50	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3
		56	100.0	0.6	0.1	0.1	4.2
		57	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		58	100.0	0.7	0.1	0.1	4.0
		59	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6
		61	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5
		62	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5
		63	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7
		平成 元	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9
		3	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1
		4	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1
		5	100.0	0.6	0.1	0.0	4.2
		6	100.0	0.6	0.1	0.0	4.2
	男	昭和 35 年	100.0	3.5	1.4	2.3	10.4
		40	100.0	2.0	1.1	1.3	11.6
		45	100.0	0.9	0.7	0.7	11.8
		50	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2
		55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1
		56	100.0	0.8	0.5	0.3	13.8
		57	100.0	0.8	0.5	0.3	13.5
58		100.0	0.8	0.6	0.3	13.3	
59		100.0	0.7	0.5	0.3	12.9	
60		100.0	0.7	0.4	0.3	12.9	
61		100.0	0.7	0.5	0.3	12.8	
62		100.0	0.7	0.5	0.2	12.6	
63		100.0	0.7	0.4	0.2	13.0	
平成 元		100.0	0.7	0.4	0.2	13.1	
2		100.0	0.6	0.4	0.2	13.0	
3		100.0	0.6	0.4	0.2	13.0	
4		100.0	0.6	0.3	0.2	13.2	
5		100.0	0.6	0.3	0.2	13.7	
6		100.0	0.6	0.2	0.2	14.1	
雇 用 者 総 数 に 占 め る 女 子 の 割 合 (%)	女子比率	昭和 35 年	31.1	39.4	11.5	9.5	14.6
		40	31.7	33.9	8.3	10.3	14.9
		45	33.2	34.5	11.1	11.1	14.8
		50	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0
		55	34.1	30.0	13.3	10.0	13.6
		56	34.5	30.0	12.5	11.1	13.7
		57	34.6	33.3	14.3	10.0	14.2
		58	35.3	34.4	11.8	11.1	14.0
		59	35.6	32.1	13.3	12.5	13.9
		60	35.9	32.1	20.0	12.5	13.8
		61	36.2	37.9	13.3	12.5	13.5
		62	36.5	34.5	13.3	12.5	13.8
		63	36.8	35.5	14.3	14.3	14.2
		平成 元	37.4	35.5	14.3	14.3	14.9
		2	37.9	37.9	15.4	16.7	15.6
		3	38.3	40.0	15.4	16.7	16.5
		4	38.6	36.4	15.4	16.7	16.3
		5	38.6	37.5	16.7	16.7	16.1
		6	38.8	39.4	22.2	16.7	16.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女子の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サービス業	公 務
36.4		3.5		22.5	24.7	3.1
36.5		3.4		26.2	24.0	2.7
35.6	0.3	3.6	23.4	5.2	24.2	2.3
30.9	0.3	3.3	24.9	6.1	28.7	2.7
28.5	0.3	2.9	25.9	6.1	28.7	2.4
28.5	0.3	2.8	25.9	6.1	28.9	2.3
27.6	0.3	2.8	26.4	6.3	29.1	2.3
27.5	0.3	2.8	26.0	6.1	30.0	2.3
27.9	0.3	2.6	26.5	6.0	29.8	2.2
28.1	0.3	2.6	26.4	5.8	30.0	2.3
27.5	0.3	2.6	26.7	6.1	30.0	2.2
28.5	0.2	2.7	27.1	6.3	30.5	2.1
26.3	0.2	2.6	27.1	6.3	30.7	2.0
26.3	0.3	2.7	26.9	6.3	30.7	1.9
25.7	0.2	2.8	26.9	6.6	30.9	2.0
25.5	0.2	2.8	26.9	6.5	31.0	1.9
25.0	0.3	3.0	27.3	6.2	31.3	1.9
24.3	0.2	3.0	27.1	6.1	32.2	1.9
23.1	0.2	3.1	27.1	6.0	33.0	2.0
32.5		12.6		17.3	12.6	7.3
33.6		13.0		18.0	12.5	6.8
34.1	1.1	12.3	16.0	2.9	13.3	6.2
31.3	1.1	11.1	17.0	3.5	14.0	6.7
28.6	1.0	11.2	18.1	3.6	15.3	6.3
28.5	1.0	10.8	18.4	3.7	15.8	6.1
28.9	1.1	10.9	18.5	3.7	16.2	6.0
28.1	1.2	10.7	18.6	3.9	16.6	5.9
28.7	1.1	10.3	18.5	3.8	17.1	5.9
28.9	1.0	10.2	18.2	3.9	17.2	5.9
28.4	1.0	10.3	18.4	3.9	17.6	5.8
28.0	1.0	10.1	18.7	4.0	18.3	5.8
28.1	0.9	10.0	18.7	3.8	18.2	5.6
27.9	0.9	10.2	18.6	3.9	18.7	5.3
27.8	0.9	10.1	18.5	4.0	19.2	5.3
28.1	0.9	9.8	18.3	3.9	19.4	5.3
28.3	0.9	9.7	17.9	3.8	19.5	5.3
27.5	0.9	9.7	18.1	3.8	19.6	5.3
27.2	1.1	9.6	17.9	3.8	19.7	5.4
33.7		11.2		37.0	46.9	16.2
33.5		10.8		40.3	47.1	15.8
34.1	10.7	12.9	42.1	47.1	47.5	15.5
31.7	12.5	12.1	40.8	45.2	47.3	15.8
34.0	13.3	11.8	42.5	46.3	49.2	16.6
34.5	12.9	12.0	42.5	46.2	49.0	16.5
34.1	11.8	11.8	43.0	47.1	48.6	16.9
34.8	13.9	12.3	43.3	45.9	49.8	17.4
34.9	14.3	12.1	44.2	45.5	49.0	16.9
35.2	12.1	12.7	44.7	45.2	49.4	17.6
35.4	12.5	13.2	45.1	46.9	49.0	17.8
35.2	12.9	13.4	45.4	47.2	48.9	17.2
35.3	12.9	13.3	45.8	49.1	49.5	17.0
36.1	16.7	13.8	46.4	49.3	49.5	17.5
36.1	13.3	14.4	47.1	50.2	49.6	18.5
36.0	12.1	15.2	47.8	50.8	49.8	18.6
35.7	15.2	16.3	48.8	50.4	50.2	18.6
35.7	14.3	16.4	48.5	50.4	50.8	18.7
35.1	12.8	17.0	49.0	50.6	51.6	19.1

付表13 職業別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	専 門 的 技 術 的 職 業 従 事 者	職 業 従 事 者 の 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 漁 業 従 事 者	採 掘 作 業 者	運 輸 ・ 通 信 者	技 術 ・ 建 設 作 業 者	勞 務 作 業 者	保 安 ・ サ ー ビ ス 職 業 従 事 者
男	昭和35年	2,370	180	79	474	167	73	35	95	852	222	197
	40	2,876	202	116	629	236	59	20	184	1,123	222	232
	45	3,306	246	131	723	344	42	10	219	1,216	199	267
	50	3,648	324	205	775	427	41	9	220	1,260	148	315
	55	3,971	364	217	857	497	40	4	229	1,272	184	317
	56	4,037	377	226	886	506	43	4	220	1,269	187	315
	57	4,098	394	217	909	537	41	4	221	1,281	192	333
	58	4,208	415	212	933	572	42	4	212	1,288	194	333
	59	4,265	443	210	954	584	38	3	210	1,316	204	342
	60	4,313	451	207	954	581	38	3	214	1,326	203	352
	61	4,379	457	209	963	606	41	3	208	1,277	211	357
	62	4,428	515	219	963	628	40	4	205	1,284	223	355
	63	4,538	539	223	995	651	40	3	213	1,314	235	364
	平成元	4,679	570	229	1,033	669	41	3	216	1,342	245	364
	2	4,835	594	234	1,088	680	39	2	211	1,367	252	402
女	3	5,002	633	243	1,141	697	41	2	214	1,384	255	422
	4	5,119	652	252	1,162	715	42	3	215	1,403	281	444
	5	5,202	666	241	1,169	727	41	3	217	1,404	280	459
	6	5,236	681	229	1,181	730	39	3				
	昭和35年	738	60	2	170	58	24	2	5	240	70	106
	40	913	76	4	251	88	14	1	22	220	66	127
計	45	1,096	100	5	339	112	10	1	22	291	53	150
	50	1,167	135	11	378	129	9	0	17	287	43	160
	55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	54	174
	56	1,391	182	12	457	161	9	0	13	324	74	158
	57	1,418	187	12	471	169	10	0	12	317	79	159
	58	1,486	201	12	485	178	10	0	13	332	62	171
	59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	80	170
	60	1,548	211	14	507	183	10	0	11	352	86	174
	61	1,584	217	15	522	192	11	0	11	352	83	179
	62	1,615	227	16	532	203	10	0	10	345	91	183
	63	1,670	235	16	556	212	10	0	10	355	91	182
	平成元	1,749	244	18	589	220	11	0	10	370	98	187
	2	1,834	253	18	631	230	11	0	9	378	102	197
	3	1,918	267	20	669	242	12	0	10	385	104	207
	4	1,974	271	20	689	251	12	0	10	385	110	222
用 者 数 (万 人)	5	2,009	283	20	691	253	12	0	11	387	116	232
	6	2,034	300	20	698	255	12	0	12	374	119	241
	昭和35年	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89	89
	40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	662	152	105
	45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	133	117
	50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	86	155
男	55	2,517	188	206	424	340	30	4	215	946	94	169
	56	2,645	195	214	429	345	34	4	207	948	110	159
	57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	108	156
	58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	110	161
	59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	113	163
	60	2,764	239	193	447	398	28	3	199	964	119	169
	61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	975	120	173
	62	2,813	258	203	431	426	30	4	198	931	125	174
	63	2,668	305	207	439	439	30	3	196	938	132	173
	平成元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	137	177
	2	3,001	340	215	457	450	28	2	207	965	144	187
	3	3,084	367	223	471	455	30	2	204	982	148	195
	4	3,145	381	232	473	464	30	3	201	999	155	201
	5	3,193	383	221	478	474	30	3	204	1,017	165	212
	6	3,202	381	216	484	475	28	3	205	1,030	161	217

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 昭和35, 40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

2 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労務作業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区 分		総 数	専 門 的 ・ 技 術 的	職 業 従 事 者	管 理 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 漁 業 作 業 者	採 掘 作 業 者	運 輸 ・ 通 信	従 事 者	技 術 工 ・ 製 造 ・ 建 設 作 業 者	勞 務 作 業 者	保 安 ・ サ ー ビ ス	職 業 従 事 者
構 成	女	昭和 35 年	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	25.2	8.0	16.1	16.1
		40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	26.6	8.0	14.5	14.5
		45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	24.6	26.6	8.0	13.7	13.7
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	23.8	3.7	13.7	13.7
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	22.4	4.0	12.9	12.9
		56	100.0	13.1	0.9	32.9	11.6	0.6	0.0	0.9	23.8	22.4	5.3	11.4	11.4
		57	100.0	13.2	0.8	33.2	11.9	0.7	0.0	0.9	22.4	22.3	5.6	11.2	11.2
		58	100.0	13.5	0.8	32.6	12.0	0.7	0.0	0.9	22.3	22.3	5.5	11.5	11.5
		59	100.0	13.7	0.9	32.9	12.1	0.7	0.0	0.8	22.5	22.2	5.3	11.2	11.2
		60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	22.2	5.6	11.2	11.2
		61	100.0	13.7	0.9	33.0	12.1	0.7	0.0	0.7	22.2	21.4	5.2	11.3	11.3
		62	100.0	14.1	1.0	32.9	12.6	0.6	0.0	0.6	21.4	21.3	5.3	11.3	11.3
		63	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	21.2	5.4	10.9	10.9
		平成 元	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	20.6	5.6	10.7	10.7
		2	100.0	13.8	1.0	34.4	12.5	0.6	0.0	0.5	20.6	20.1	5.6	10.7	10.7
比 (%)	男	昭和 35 年	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	34.6	8.0	5.8	5.8
		40	100.0	6.6	5.8	19.6	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	37.5	6.0	5.5	5.5
		45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.5	37.5	6.0	5.3	5.3
		50	100.0	6.8	7.8	18.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	36.1	3.5	6.3	6.3
		55	100.0	7.2	7.9	15.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	35.8	3.6	6.4	6.4
		56	100.0	7.4	8.1	15.2	13.0	1.3	0.2	7.8	35.8	35.6	4.2	6.0	6.0
		57	100.0	7.7	7.6	15.4	13.7	1.2	0.1	7.7	35.6	34.9	4.0	5.8	5.8
		58	100.0	7.9	7.3	15.5	14.5	1.1	0.1	7.6	34.9	34.5	4.0	5.9	5.9
		59	100.0	8.6	7.2	15.5	14.6	1.1	0.1	7.3	34.5	34.9	4.1	5.9	5.9
		60	100.0	8.6	7.0	15.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	34.9	4.3	6.1	6.1
		61	100.0	8.6	6.9	15.7	14.8	1.1	0.1	7.3	34.9	33.1	4.3	6.2	6.2
		62	100.0	10.2	7.2	15.3	15.1	1.1	0.1	7.0	33.1	32.7	4.4	6.2	6.2
		63	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	32.2	4.6	6.0	6.0
		平成 元	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.8	32.2	32.2	4.7	6.0	6.0
		2	100.0	11.3	7.2	15.2	15.0	0.9	0.1	6.9	32.2	31.8	4.8	6.2	6.2
雇 用 者 総 数 に 占 め る 女 子 の 割 合 (%)	女 子 比 率	昭和 35 年	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	28.9	24.9	31.5	54.6	54.6
		40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	25.9	33.2	54.7	54.7
		45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	25.9	33.2	55.2	55.2
		50	32.0	44.4	5.4	49.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.8	25.5	32.6	50.8	50.8
		55	34.1	46.4	5.1	51.1	31.6	25.9	0.0	6.1	24.9	25.5	36.5	50.9	50.9
		56	34.5	48.3	5.3	51.6	31.8	20.9	0.0	5.9	25.5	25.0	40.2	49.8	49.8
		57	34.6	47.5	5.5	51.8	31.5	24.4	0.0	5.9	25.0	25.9	42.3	50.5	50.5
		58	35.3	46.4	5.7	52.0	31.1	23.8	0.0	5.9	25.9	26.5	42.7	51.4	51.4
		59	35.6	47.0	6.2	52.4	31.3	26.3	0.0	5.7	26.5	27.1	41.2	51.1	51.1
		60	35.9	46.8	5.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	27.1	42.2	50.9	50.9
		61	36.2	47.5	7.2	54.2	31.7	26.0	0.0	5.1	26.5	27.1	40.9	50.9	50.9
		62	36.5	44.1	7.3	55.2	32.3	25.0	0.0	4.8	27.1	28.2	41.8	51.3	51.3
		63	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	28.2	41.7	51.4	51.4
		平成 元	37.4	42.9	7.9	57.0	32.9	26.6	0.0	4.7	28.2	28.2	41.8	51.3	51.3
		2	37.9	42.6	7.7	58.0	33.9	28.2	0.0	4.7	28.2	28.2	41.3	51.5	51.5
		3	38.3	42.2	8.2	58.6	34.7	25.3	0.0	4.7	27.6	27.6	41.3	52.6	52.6
		4	38.6	41.6	7.9	59.3	35.1	26.6	0.0	4.7	27.6	26.6	41.3	52.6	52.6
		5	38.6	42.5	8.3	59.1	34.8	26.3	0.0	5.1	27.6	26.6	41.3	52.6	52.6
		6	38.8	44.1	8.7	59.1	34.9	30.8	0.0	5.5	26.6	26.6	42.5	52.6	52.6

付表14 規模別雇用者数及び

区 分	總 数	1~29人	30~99人	100~499人	500人以上	官 公		
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,276	744	287	229	448	423	
	40	2,817	867	408	356	733	376	
	45	3,277	1,063	482	464	867	394	
	50	3,617	1,199	542	506	911	452	
	55	3,941	1,349	616	565	916	487	
	56	4,008	1,375	620	583	932	491	
	57	4,068	1,390	628	589	961	492	
	58	4,176	1,416	645	610	1,002	495	
	59	4,236	1,413	662	626	1,026	501	
	60	4,285	1,426	673	654	1,017	503	
	61	4,350	1,457	687	674	1,020	500	
	62	4,399	1,477	690	681	1,039	503	
	63	4,507	1,508	715	708	1,065	499	
	平成元	4,648	1,550	742	741	1,103	497	
	2	4,806	1,589	771	776	1,148	508	
	3	4,972	1,635	793	815	1,200	514	
	4	5,086	1,659	806	833	1,254	520	
	5	5,170	1,683	823	840	1,278	531	
	6	5,203	1,679	829	858	1,282	541	
	用 者 数 (万人)	昭和35年	701	272	88	67	116	103
		40	893	324	129	114	188	104
45		1,086	403	166	155	247	112	
50		1,159	440	182	158	242	134	
55		1,345	521	222	187	253	160	
56		1,382	536	226	197	260	161	
57		1,408	552	232	201	262	159	
58		1,475	569	242	216	278	168	
59		1,508	580	250	219	289	167	
60		1,539	590	257	233	288	168	
61		1,574	604	262	243	296	167	
62		1,604	613	266	245	308	169	
63		1,660	623	281	261	323	167	
平成元		1,738	650	292	271	352	169	
2		1,823	674	305	290	373	174	
3		1,907	703	317	312	391	179	
4		1,962	717	327	320	410	182	
5		1,997	721	338	329	415	188	
6		2,021	722	341	337	419	197	
男		昭和35年	1,575	473	199	163	332	319
		40	1,924	543	279	243	545	273
	45	2,191	659	316	309	619	282	
	50	2,458	759	360	347	669	318	
	55	2,597	828	394	378	663	327	
	56	2,626	840	394	386	672	330	
	57	2,660	838	396	388	699	333	
	58	2,701	847	404	394	724	327	
	59	2,728	833	412	407	737	333	
	60	2,745	836	416	421	729	335	
	61	2,776	853	426	432	724	333	
	62	2,795	864	424	436	731	333	
	63	2,848	885	433	447	742	332	
	平成元	2,910	901	450	470	751	328	
	2	2,984	914	466	485	775	334	
	3	3,065	932	477	503	808	336	
	4	3,125	942	479	513	844	337	
	5	3,173	962	485	511	864	343	
	6	3,181	957	488	521	863	344	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分	分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
雇 用 者 数 の 構 成 比 (%)	男	昭和35年	100.0	32.7	12.6	10.1	19.7	18.6
		40	100.0	30.8	14.5	12.6	26.0	13.3
		45	100.0	32.4	14.7	14.2	26.5	12.0
		50	100.0	33.1	15.0	14.0	25.2	12.5
		55	100.0	34.2	15.6	14.3	23.2	12.4
		56	100.0	34.3	15.5	14.5	23.3	12.3
		57	100.0	34.2	15.4	14.5	23.6	12.1
		58	100.0	33.9	15.4	14.6	24.0	11.9
		59	100.0	33.4	15.6	14.8	24.2	11.8
		60	100.0	33.3	15.7	15.3	23.7	11.7
		61	100.0	33.5	15.8	15.5	23.4	11.5
		62	100.0	33.6	15.7	15.5	23.6	11.4
		63	100.0	33.5	15.9	15.7	23.6	11.1
	女	平成元	100.0	33.3	16.0	15.9	23.7	10.7
		2	100.0	33.1	16.0	16.1	23.9	10.6
		3	100.0	32.9	15.9	16.4	24.1	10.3
		4	100.0	32.6	15.8	16.4	24.7	10.2
		5	100.0	32.6	16.0	16.2	24.7	10.3
		6	100.0	32.3	15.9	16.5	24.6	10.4
		女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0
	40		100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
	45		100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
	50		100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
	55		100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
56	100.0		38.8	16.4	14.3	18.8	11.6	
57	100.0		39.2	16.5	14.3	18.6	11.3	
58	100.0		38.6	16.4	14.6	18.8	11.4	
59	100.0		38.5	16.6	14.5	19.2	11.1	
60	100.0		38.3	16.7	15.1	18.7	10.9	
61	100.0		38.4	16.6	15.4	18.8	10.6	
62	100.0		38.2	16.6	15.3	19.2	10.5	
63	100.0		37.5	16.9	15.7	19.5	10.1	
男	平成元	100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7	
	2	100.0	37.0	16.7	15.9	20.5	9.5	
	3	100.0	36.9	16.6	16.4	20.5	9.4	
	4	100.0	36.5	16.7	16.3	20.9	9.3	
	5	100.0	36.1	16.9	16.5	20.8	9.4	
	6	100.0	35.7	16.9	16.7	20.7	9.7	
	男	昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5
		40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5
		45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9
		50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9
		55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6
		56	100.0	32.0	15.0	14.7	25.6	12.6
		57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5
58		100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1	
59		100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2	
60		100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2	
61		100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0	
62		100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9	
63		100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7	
女	平成元	100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3	
	2	100.0	30.6	15.6	16.3	26.0	11.2	
	3	100.0	30.4	15.6	16.4	26.4	11.0	
	4	100.0	30.1	15.3	16.4	27.0	10.8	
	5	100.0	30.3	15.3	16.1	27.2	10.8	
	6	100.0	30.1	15.3	16.4	27.1	10.8	

付表15 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区	分	総数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60歳 以上
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,370	314	743	520	587	587	587	587	587	587	29
	40	2,876	309	584	408	689	584	584	584	584	165	43
	45	3,306	258	681	481	399	395	800	800	800	226	65
	50	3,646	149	589	601	478	436	426	372	255	276	89
	55	3,971	129	491	543	582	518	471	438	362	335	102
	56	4,037	128	492	525	623	502	485	453	375	350	104
	57	4,098	129	495	513	616	524	504	460	384	374	99
	58	4,208	141	507	507	594	559	530	473	402	396	98
	59	4,265	140	510	507	559	588	561	475	409	416	99
	60	4,313	131	522	502	529	629	564	485	419	433	100
	61	4,379	141	529	507	505	671	541	500	434	450	101
	62	4,428	141	539	517	494	663	549	517	439	466	103
	63	4,538	143	558	531	486	635	594	538	451	494	108
	平成元	4,679	149	578	545	483	608	633	576	459	531	118
	2	4,835	159	596	570	487	581	684	586	475	568	129
	3	5,002	163	634	584	496	560	737	570	498	613	147
	4	5,119	159	658	592	504	547	736	589	527	645	163
	5	5,202	151	669	613	513	535	703	632	543	672	172
	6	5,236	139	678	631	518	531	656	664	570	671	177
	昭和35年	738	157	265	116	116	127	127	127	127	127	5
	40	913	157	251	99	158	158	167	167	167	34	7
	45	1,096	138	317	124	89	106	252	252	252	59	12
	50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	18
	55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25
	56	1,391	67	247	163	169	159	169	161	121	109	26
	57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26
	58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27
	59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28
	60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30
	61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30
	62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31
	63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32
	平成元	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36
	2	1,834	78	301	211	150	205	263	231	178	176	40
	3	1,918	78	319	221	159	198	287	227	187	197	46
	4	1,974	76	328	228	162	196	289	235	200	210	50
	5	2,009	71	328	236	165	191	279	253	209	225	53
	6	2,034	67	332	246	169	190	261	267	222	227	54
	昭和35年	1,632	157	478	404	404	460	460	460	460	460	24
	40	1,963	152	333	310	531	531	548	548	548	131	37
	45	2,210	120	365	358	310	288	310	286	245	166	54
	50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71
	55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77
	56	2,646	62	245	362	453	343	316	292	254	241	78
	57	2,680	65	248	351	447	357	327	296	258	259	73
	58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71
	59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71
	60	2,764	66	260	334	376	424	354	305	274	300	70
	61	2,795	72	262	337	359	446	338	313	282	315	71
	62	2,813	72	268	337	348	438	345	322	285	327	71
	63	2,868	74	275	343	341	417	374	332	291	345	76
	平成元	2,929	74	285	348	339	396	395	351	292	367	82
	2	3,001	81	296	359	337	376	421	354	296	392	89
	3	3,084	85	315	363	337	362	451	343	311	416	101
	4	3,145	84	330	364	341	351	447	354	326	434	113
	5	3,193	80	341	376	348	344	424	379	334	447	119
	6	3,202	73	345	385	349	341	396	396	348	445	123

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字とは時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区 分	総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 64	65歳 以上
構 成 (%)	昭和35年	100.0	23.4	39.6	17.3			19.0			0.7
	40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1		19.1		3.9	0.8
	45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0		5.4	1.1
	50	100.0	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	11.5	7.3	6.9	1.5
	55	100.0	5.0	18.2	12.1	11.3	11.7	11.9	11.2	7.9	1.8
	56	100.0	4.8	17.8	11.7	12.1	11.4	12.1	11.6	7.8	1.9
	57	100.0	4.5	17.3	11.5	11.9	11.8	12.5	11.6	8.1	1.8
	58	100.0	4.8	17.1	11.0	11.2	12.1	12.9	11.6	8.3	1.8
	59	100.0	4.7	16.8	11.1	10.6	12.3	13.5	11.5	8.4	1.8
	60	100.0	4.2	16.9	10.8	9.9	13.2	13.5	11.6	8.7	1.9
	61	100.0	4.4	16.8	10.8	9.2	14.2	12.8	11.7	8.5	1.9
	62	100.0	4.3	16.8	11.1	9.0	13.9	12.6	12.1	8.7	1.9
	63	100.0	4.1	16.9	11.3	8.7	13.0	13.1	12.3	8.9	1.9
	平成元	100.0	4.3	16.7	11.3	8.2	12.1	13.6	12.9	9.5	2.1
	2	100.0	4.3	16.4	11.5	8.2	11.2	14.3	12.6	9.7	2.2
	3	100.0	4.1	16.6	11.5	8.3	10.3	15.0	11.8	10.3	2.4
	4	100.0	3.9	16.6	11.6	8.2	9.9	14.6	11.9	10.6	2.5
	5	100.0	3.5	16.3	11.7	8.2	9.5	13.9	12.6	11.2	2.6
	6	100.0	3.3	16.3	12.1	8.3	9.3	12.8	13.1	11.2	2.7
比 (%)	昭和35年	100.0	10.3	31.4	26.5			30.2			1.6
	40	100.0	8.0	17.4	16.2	27.8		21.8		6.9	1.9
	45	100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0	24.8		7.5	2.4
	50	100.0	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	7.8	2.9
	55	100.0	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	9.4	2.9
	56	100.0	2.3	9.3	13.7	17.1	13.0	11.9	11.0	9.6	2.9
	57	100.0	2.4	9.3	13.1	16.7	13.3	12.2	11.0	9.6	2.7
	58	100.0	2.6	9.3	12.8	15.7	13.9	12.5	11.0	9.8	2.6
	59	100.0	2.5	9.3	12.3	14.5	14.6	12.9	10.9	9.8	2.6
	60	100.0	2.4	9.4	12.1	13.6	15.3	12.8	11.0	9.9	2.5
	61	100.0	2.6	9.4	12.1	12.8	16.0	12.1	11.2	10.1	2.5
	62	100.0	2.6	9.5	12.0	12.4	15.6	12.3	11.4	10.1	2.5
	63	100.0	2.6	9.6	12.0	11.9	14.5	13.0	11.6	10.1	2.6
	平成元	100.0	2.5	9.7	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	10.0	2.8
	2	100.0	2.7	9.9	12.0	11.2	12.5	14.0	11.8	9.9	3.0
	3	100.0	2.8	10.2	11.8	10.9	11.7	14.6	11.1	10.1	3.3
	4	100.0	2.7	10.5	11.6	10.8	11.2	14.2	11.3	10.4	3.6
	5	100.0	2.5	10.7	11.8	10.9	10.8	13.3	11.9	10.5	3.7
	6	100.0	2.3	10.8	12.0	10.9	10.6	12.4	12.4	10.9	3.8
女子15歳以上人口に占める 雇用者数の割合 (%)	昭和35年	21.9	35.1	33.6	16.1			11.3			1.6
	40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3		19.9		8.9	2.0
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5		13.6	3.0
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.2	27.0	16.3	3.6
	55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	38.5	32.1	19.1	4.1
	56	30.0	16.8	63.8	37.9	30.2	36.2	39.9	32.6	18.9	4.1
	57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	40.7	33.5	19.3	4.0
	58	31.3	17.0	65.1	41.0	32.2	37.8	43.0	35.1	19.9	4.0
	59	31.6	16.6	65.1	42.7	33.4	37.6	44.2	35.2	19.9	4.0
	60	31.8	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	45.3	36.3	20.4	4.1
	61	32.2	15.4	66.5	44.4	34.0	40.3	46.2	37.3	19.8	4.0
	62	32.3	14.7	66.7	45.8	35.4	41.1	45.7	37.5	20.1	3.9
	63	33.0	14.4	67.7	48.5	36.3	42.0	46.3	38.8	20.9	3.9
	平成元	34.2	15.4	68.2	50.6	36.6	44.1	48.0	48.9	22.6	4.2
	2	35.4	16.0	69.4	52.9	38.8	45.4	50.0	50.7	23.7	4.5
	3	36.7	16.1	70.3	55.4	41.4	46.0	51.5	52.3	26.1	5.0
	4	37.4	16.1	70.2	55.6	42.1	47.6	52.9	53.0	27.3	5.2
	5	37.7	15.6	68.6	56.9	42.6	47.9	52.2	52.2	28.8	5.3
	6	37.9	15.4	68.5	57.7	43.4	48.3	54.4	54.2	29.1	5.2

付表 16 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移 (非農林業)

区 分	計				女				男				
	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,276	2,058	124	93	701	614	57	30	1,575	1,444	67	63
	40	2,817	2,564	145	108	893	772	80	41	1,924	1,792	65	67
	45	3,277	3,006	162	109	1,086	937	102	47	2,191	2,069	60	62
	50	3,617	3,327	174	115	1,159	992	116	51	2,458	2,336	58	65
	55	3,941	3,567	252	123	1,345	1,105	180	60	2,597	2,461	72	83
	56	4,008	3,626	261	120	1,392	1,134	188	60	2,626	2,492	73	81
	57	4,068	3,672	275	121	1,408	1,147	201	61	2,660	2,526	74	80
	58	4,176	3,751	302	124	1,475	1,190	222	63	2,701	2,560	80	80
	59	4,236	3,807	308	121	1,508	1,217	227	64	2,728	2,590	81	87
	60	4,285	3,847	317	120	1,539	1,243	234	62	2,745	2,604	83	88
	61	4,350	3,913	319	118	1,574	1,277	235	62	2,776	2,636	84	97
	62	4,399	3,944	342	113	1,604	1,295	250	60	2,795	2,650	92	93
	63	4,507	4,032	356	119	1,660	1,338	259	62	2,848	2,695	97	97
	平成元	4,648	4,155	372	122	1,738	1,401	273	63	2,910	2,753	98	98
	2	4,806	4,296	389	121	1,823	1,475	282	66	2,984	2,822	106	96
	3	4,872	4,456	394	123	1,907	1,555	284	68	3,065	2,901	110	95
	4	5,086	4,566	404	117	1,962	1,602	293	67	3,125	2,963	111	90
	5	5,170	4,635	417	118	1,997	1,630	300	67	3,173	3,005	117	91
	6	5,203	4,667	418	118	2,021	1,655	300	66	3,181	3,012	118	92
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	90.4	5.4	4.1	100.0	87.6	8.1	4.3	100.0	91.7	4.3	4.0
	40	100.0	91.0	5.1	3.8	100.0	86.5	9.0	4.6	100.0	93.1	3.4	3.5
	45	100.0	91.7	4.9	3.3	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
	50	100.0	92.0	4.8	3.2	100.0	85.6	10.0	4.4	100.0	95.0	2.4	2.6
	55	100.0	90.5	6.4	3.1	100.0	82.2	13.4	4.5	100.0	94.8	2.8	2.4
	56	100.0	90.5	6.5	3.0	100.0	82.1	13.6	4.3	100.0	94.9	2.8	2.3
	57	100.0	90.3	6.8	3.0	100.0	81.5	14.3	4.3	100.0	95.0	2.8	2.3
	58	100.0	89.8	7.2	3.0	100.0	80.7	15.1	4.3	100.0	94.8	3.0	2.2
	59	100.0	89.9	7.3	2.9	100.0	80.7	15.1	4.2	100.0	94.9	3.0	2.1
	60	100.0	89.8	7.4	2.8	100.0	80.8	15.2	4.0	100.0	94.9	3.0	2.1
	61	100.0	90.0	7.3	2.7	100.0	81.1	14.9	3.9	100.0	95.0	3.0	2.1
	62	100.0	89.7	7.8	2.6	100.0	80.7	15.6	3.7	100.0	94.8	3.3	1.9
	63	100.0	89.5	7.9	2.6	100.0	80.6	15.6	3.7	100.0	94.6	3.4	2.0
	平成元	100.0	89.4	8.0	2.6	100.0	80.6	15.7	3.6	100.0	94.6	3.4	2.0
	2	100.0	89.4	8.1	2.5	100.0	80.9	15.5	3.6	100.0	94.6	3.6	1.8
	3	100.0	89.6	7.9	2.5	100.0	81.5	14.9	3.6	100.0	94.6	3.6	1.8
	4	100.0	89.8	7.9	2.3	100.0	81.7	14.9	3.4	100.0	94.8	3.6	1.6
	5	100.0	89.7	8.1	2.3	100.0	81.6	15.0	3.4	100.0	94.7	3.7	1.6
	6	100.0	89.7	8.0	2.3	100.0	81.9	14.8	3.3	100.0	94.7	3.7	1.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 常 雇……次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者

臨時雇……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇……日々または1か月未満の契約で雇われている者

付表17 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

（単位 万人・％）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	802 (100.0)	443 (55.2)	262 (32.7)	96 (12.0)
40	893 (100.0)	449 (50.3)	345 (38.6)	99 (11.1)
45	1,086 (100.0)	524 (48.3)	450 (41.4)	112 (10.3)
50	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元年	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)
2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)
3	1,907 (100.0)	631 (33.1)	1,102 (57.8)	173 (9.1)
4	1,962 (100.0)	650 (33.1)	1,131 (57.6)	180 (9.2)
5	1,997 (100.0)	665 (33.8)	1,154 (57.8)	187 (9.4)
6	2,021 (100.0)	669 (33.1)	1,160 (57.4)	192 (9.5)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）（ ）内は構成比

付表18 有配偶女子の就業状態の推移

区 分	昭和55年	59年	60年	平成2年	3年	4年	5年	6年	
実 数 (万人)	女子15歳以上人口	4,591	4,804	4,863	5,178	5,233	5,281	5,326	5,325
	有配偶	2,959	3,053	3,073	3,161	3,169	3,192	3,208	3,220
	労働力人口	1,455	1,561	1,570	1,667	1,685	1,687	1,675	1,667
	就業者	1,436	1,532	1,543	1,645	1,661	1,663	1,647	1,635
	自営業主	206	207	201	185	179	176	168	157
	家族従業者	448	422	421	386	367	343	313	305
	雇用者	780	801	818	1,070	1,112	1,141	1,164	1,170
	完全失業者	19	29	28	22	25	24	27	31
	非労働力人口	1,495	1,479	1,488	1,482	1,471	1,498	1,530	1,551
構 成 比 (%)	女子15歳以上人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	有配偶	64.5	63.6	63.2	61.0	60.6	60.4	60.2	60.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	労働力人口	(49.2)	(51.1)	(51.1)	(52.7)	(53.2)	(52.9)	(52.2)	(51.8)
	就業者	(48.5)	(50.2)	(50.2)	(52.0)	(52.4)	(52.1)	(51.3)	(50.8)
	自営業主	(7.0)	(6.8)	(6.5)	(5.9)	(5.6)	(5.5)	(5.2)	(4.9)
	家族従業者	(15.1)	(13.8)	(13.7)	(12.2)	(11.6)	(10.7)	(9.8)	(9.5)
	雇用者	(26.4)	(29.5)	(29.9)	(33.9)	(35.1)	(35.7)	(36.3)	(36.3)
	完全失業者	(0.6)	(0.9)	(0.9)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(1.0)
非労働力人口	(50.5)	(48.4)	(48.4)	(46.9)	(46.4)	(46.9)	(47.7)	(48.2)	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表19 妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的—一般世帯—

妻と夫の就業状態		昭和 60年	平成 3年	4年	5年	6年	7年
世 帯 数 (万世帯)	総 数	2,591	2,670	2,718	2,715	2,781	2,766
	妻も夫もともに就業者	1,204	1,333	1,367	1,354	1,362	1,314
	うち妻も夫もともに非農林業雇用户	722	877	914	929	943	908
	夫就業者、妻非就業者	1,103	1,019	1,037	1,034	1,053	1,071
	うち夫非農林業雇用户	952	888	903	915	930	955
	妻就業者、夫非就業者	65	61	60	65	77	80
	うち妻非農林業雇用户	48	47	46	51	61	64
	妻も夫もともに非就業者	203	241	242	243	282	296
	子供のいる世帯総数	1,940	1,881	1,873	1,849	1,881	1,835
	妻も夫もともに就業者	959	1,025	1,028	1,006	1,013	951
	うち妻も夫もともに非農林業雇用户	576	679	697	698	713	665
	夫就業者、妻非就業者	870	758	751	744	759	768
	うち夫非農林業雇用户	762	673	572	673	688	700
	妻就業者、夫非就業者	39	29	29	30	37	37
	うち妻非農林業雇用户	30	22	23	24	31	30
	妻も夫もともに非就業者	62	59	58	63	69	76
割 合 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	46.5	49.9	50.3	49.9	49.0	47.5
	うち妻も夫もともに非農林業雇用户	27.9	32.8	33.6	34.2	33.9	32.8
	夫就業者、妻非就業者	42.6	38.2	38.2	38.1	37.9	38.7
	うち夫非農林業雇用户	35.6	33.3	33.2	33.7	33.4	34.5
	妻就業者、夫非就業者	2.5	2.3	2.2	2.4	2.8	2.9
	うち妻非農林業雇用户	1.9	1.8	1.7	1.9	2.2	2.3
	妻も夫もともに非就業者	7.8	9.0	8.9	8.9	10.1	10.7
	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	49.4	54.5	54.9	54.4	53.9	51.8
	うち妻も夫もともに非農林業雇用户	29.7	36.1	37.2	37.8	37.9	36.2
	夫就業者、妻非就業者	44.8	40.3	40.1	40.2	40.4	41.9
	うち夫非農林業雇用户	39.3	35.8	35.9	36.4	36.6	38.1
	妻就業者、夫非就業者	2.0	1.5	1.5	1.6	2.0	2.0
	うち妻非農林業雇用户	1.5	1.2	1.2	1.3	1.6	1.6
	妻も夫もともに非就業者	3.2	3.1	3.1	3.4	3.7	4.1

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（各年2月）

注）典型的—一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

付表20 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

区 分	総 数	末 子 の 年 齢						
		0～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 14歳	15～ 17歳	18歳 以上
世 帯 (万人)	子供のいる世帯総数	1,835	357	180	150	161	120	651
	就 業 者	989	99	85	86	109	85	373
	非農林業雇用者	750	76	65	66	86	67	271
	35時間未満	361	36	31	34	48	34	123
	35時間以上	386	40	34	32	38	32	147
	非就業者	823	254	93	62	50	34	269
	就業希望者	364	125	54	35	28	28	76
構 成 比 (%)	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 業 者	53.9	27.7	47.2	57.3	67.7	70.8	57.3
	非農林業雇用者	40.9	21.3	36.1	44.0	53.4	55.6	41.6
	35時間未満	19.7 (48.2)	10.1 (47.4)	17.2 (47.6)	22.7 (51.6)	29.8 (55.8)	28.3 (50.7)	25.9 (46.6)
	35時間以上	21.0 (51.3)	11.2 (52.6)	18.9 (52.4)	21.3 (48.4)	23.6 (44.2)	26.7 (47.8)	22.6 (54.3)
	非就業者	44.9	71.1	51.7	41.3	31.1	28.3	28.7
	就業希望者	19.8	35.0	30.0	23.3	17.4	13.0	11.7

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成7年2月)

注) () 内は非農林業雇用者を100.0とした割合である。

付表21 学歴別女子労働者数及び構成比の推移

区 分		計	中 卒	高 卒	高専・短大卒	大 卒
女子労働者数 (千人)	昭和55年	621,450	207,064	332,935	63,173	18,277
	59	691,545	186,895	385,007	93,239	26,405
	60	687,740	175,861	386,168	96,328	29,384
	61	680,748	165,510	384,597	101,907	28,733
	62	670,518	149,536	383,669	107,024	30,289
	63	725,867	152,395	421,354	117,060	35,058
	平成元年	729,200	142,717	421,614	127,745	37,124
	2	731,061	133,751	420,436	138,521	38,353
	3	761,724	130,371	436,570	150,778	44,005
	4	761,126	121,670	433,867	158,031	47,559
	5	774,921	115,233	441,827	166,545	51,317
6	725,227	98,944	409,228	163,329	53,725	
構 成 比 (%)	昭和55年	100.0	33.3	53.6	10.2	2.9
	59	100.0	27.0	55.7	13.5	3.8
	60	100.0	25.6	56.2	14.0	4.3
	61	100.0	24.3	56.5	15.0	4.2
	62	100.0	22.9	57.2	16.0	4.5
	63	100.0	21.0	58.0	16.1	4.8
	平成元年	100.0	19.6	57.8	17.5	5.1
	2	100.0	18.3	57.5	18.9	5.2
	3	100.0	17.1	57.3	19.8	5.8
	4	100.0	16.0	57.0	20.8	6.2
	5	100.0	14.9	57.0	21.5	6.6
6	100.0	13.6	56.4	22.5	7.4	

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 2 2 学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合

(単位 %)

区 分	中 卒	高 卒	高専・短大卒	大 卒
計	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱 業	0.1	0.1	0.0	0.0
建 設 業	4.1	4.3	3.7	4.2
製 造 業	57.5	33.5	15.1	16.4
卸売・小売業、飲食店	8.7	22.3	19.0	22.2
金 融 ・ 保 険 業	3.0	9.2	13.4	10.5
不 動 産 業	0.3	0.4	0.9	1.3
サ ー ビ ス 業	24.7	25.8	44.1	41.6
1,000 人 以 上	12.0	24.1	33.0	38.1
100 ～ 999 人	37.3	37.0	36.5	39.1
10 ～ 99 人	50.7	38.9	30.5	22.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 6 年)

注) 計は調査産業(民営)計である。

付表 2 3 平均年齢及び平均勤続年数の推移

(産業計、企業規模計、学歴計)

年	平 均 年 齢 (歳)			平 均 勤 続 年 数 (年)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
昭和55年	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
61	37.8	35.5	38.8	10.5	7.0	12.1
62	37.9	35.5	39.0	10.7	7.1	12.4
63	37.9	35.5	39.0	10.6	7.1	12.2
平成元年	38.2	35.7	39.3	10.8	7.2	12.4
2	38.3	35.7	39.5	10.9	7.3	12.5
3	38.5	35.8	39.7	11.0	7.4	12.7
4	38.6	36.0	39.7	10.9	7.4	12.5
5	38.7	36.0	39.9	10.9	7.3	12.6
6	38.8	36.1	40.0	11.2	7.6	12.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表24 年齢階級別平均勤続年数の推移
(産業計, 企業規模計, 学歴計)

(単位 年)

年 齢	昭和59年		60		平成2年		3		4		5		6	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	6.5	11.6	6.8	11.9	7.3	12.5	7.4	12.7	7.4	12.5	7.3	12.6	7.6	12.8
～17歳	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1
18～19	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1
20～24	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.7
25～29	5.4	5.5	5.4	5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	5.2	5.0	5.0	5.0	5.2	5.1
30～34	7.3	8.4	7.7	9.4	7.7	8.8	7.6	8.6	7.5	8.4	7.4	8.4	7.5	8.5
35～39	7.6	12.5	8.1	12.6	9.1	12.6	9.1	12.6	9.1	12.3	8.9	12.0	9.2	12.0
40～44	8.1	15.9	8.7	16.2	9.6	16.0	9.8	16.2	10.0	16.2	9.9	16.0	10.2	15.9
45～49	9.3	17.7	9.9	18.1	10.9	19.4	11.0	19.8	11.0	19.5	10.9	19.3	11.2	19.2
50～54	11.2	19.0	11.7	19.4	12.5	20.9	12.6	21.3	12.5	21.5	12.5	21.7	12.8	21.9
55～59	11.8	16.2	12.6	16.8	13.4	18.9	13.7	19.8	13.7	20.0	13.8	20.5	14.2	21.2
60～64	12.0	10.3	12.8	10.5	12.8	11.0	13.5	11.8	12.9	12.1	13.2	12.8	13.2	13.3
65歳以上	14.3	12.2	14.5	12.1	15.9	11.9	16.5	12.3	15.3	11.9	15.3	11.6	16.3	11.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表25 勤続年数階級別女子労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20年以上
昭和55年	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成元年	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7
2	100.0	14.0	22.5		14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
3	100.0	13.9	23.2		14.5	21.5	11.5	7.6	7.7
4	100.0	13.5	23.4		15.7	20.4	11.5	7.5	8.0
5	100.0	12.7	24.0		16.7	20.3	11.0	7.0	8.3
6	100.0	10.5	23.0		18.1	21.3	11.3	6.9	8.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表26 年齢階級別女子役職者の構成比
(企業規模100人以上)

(単位 %)

区 分	昭和59年				平成6年			
	合 計	部 長	課 長	係 長	合 計	部 長	課 長	係 長
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (7.1)	100.0 (25.0)	100.0 (67.9)	100.0 (100.0)	100.0 (6.9)	100.0 (28.4)	100.0 (64.8)
20～29歳	5.7	0.0	3.0	7.3	4.2	0.6	2.3	5.5
30～39	29.0	11.5	24.3	32.5	23.7	9.5	14.9	29.1
40～49	38.3	30.0	37.7	39.3	43.0	32.9	48.0	42.7
50～59	25.3	52.6	33.3	19.5	27.2	48.6	33.9	22.1
60歳以上	1.8	6.3	1.8	1.4	1.9	8.4	2.9	0.7
	[2.5]	[1.1]	[1.5]	[4.0]	[3.9]	[1.4]	[2.6]	[6.4]

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) [] は職階に占める女子の割合

付表27 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 規 求 職 者 数	新 規 求 人 数	新 規 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
		人	人	倍	倍	%	%
一 般 (パート タイム を 除 く)	昭和50年	337,409	322,898	0.96	0.60	7.8	12.9
	55	348,505	355,089	1.05	0.73	7.7	10.6
	59	390,575	357,715	0.92	0.61	6.8	11.0
	60	384,738	357,940	0.93	0.64	7.3	11.4
	61	387,775	331,870	0.86	0.58	7.0	12.0
	62	370,858	373,344	1.01	0.64	7.3	11.4
	63	337,222	471,567	1.40	0.90	8.5	9.4
	平成元年	308,706	520,966	1.69	1.11	8.7	7.8
	2	284,389	541,031	1.90	1.26	8.4	6.6
	3	277,945	530,716	1.91	1.28	8.0	6.2
	4	304,464	463,308	1.52	1.01	7.2	7.2
	5	343,030	390,606	1.14	0.71	6.3	8.8
	6	364,256	365,379	1.00	0.59	6.0	10.3
パ ー ト タ イ ム	昭和50年	13,074	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
	55	15,516	24,447	1.58	1.35	13.7	10.3
	59	24,698	39,810	1.61	1.53	14.5	9.5
	60	27,526	43,370	1.58	1.50	14.7	16.2
	61	31,909	48,957	1.53	1.44	14.6	10.1
	62	31,986	63,532	1.99	1.83	15.1	8.2
	63	27,677	87,551	3.16	3.08	16.6	5.4
	平成元年	24,888	97,820	3.93	3.93	17.5	4.5
	2	27,713	103,609	3.74	3.27	13.6	4.2
	3	31,782	104,044	3.27	2.60	11.2	4.3
	4	40,175	90,727	2.26	1.75	10.4	5.9
	5	50,960	82,543	1.62	1.18	9.9	8.3
	6	58,592	90,079	1.54	1.07	10.3	9.7

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 求人倍率……求職者数に対する求人数の割合

就 職 率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率……有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム、臨時的パートタイム計である。

一般及びパートタイムともに男女計である。

付表28 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区 分	求 職 者 数 (A)	求 人 数 (B)	就 職 者 数	求人倍率(B)/(A)	
中 学 校 卒 業 者	昭和50年	70,269人	417,730人	70,134人	5.94倍
	55	45,986	129,645	45,905	2.82
	59	45,722	83,826	45,423	1.83
	60	45,614	82,716	45,305	1.81
	平成3年	26,569	100,179	26,472	3.77
	4	23,024	93,236	22,857	4.05
	5	19,326	70,376	19,126	3.54
	6	15,238	44,910	15,040	2.95
	7	12,658	30,368	12,428	2.40
	昭和50年	39,642	227,149	39,588	5.73
	55	23,115	72,782	23,082	3.15
	59	20,901	43,249	20,793	2.07
	60	20,370	40,795	20,235	2.00
	平成3年	10,335	—	10,297	—
	4	8,799	—	8,728	—
	5	7,412	—	7,326	—
	6	5,448	—	5,365	—
	7	4,430	—	4,338	—
	昭和50年	30,627	190,581	30,546	6.22
	55	22,871	56,863	22,823	2.49
	59	24,821	40,577	24,830	1.63
	60	25,244	41,921	25,070	1.66
	平成3年	16,234	—	16,175	—
	4	14,225	—	14,129	—
	5	11,914	—	11,800	—
	6	9,790	—	9,675	—
	7	8,228	—	8,090	—
高 等 学 校 卒 業 者	昭和50年	481,292	1,627,882	480,182	3.38
	55	495,159	925,239	492,000	1.87
	59	506,550	799,967	502,212	1.58
	60	476,757	841,443	472,752	1.76
	平成3年	519,790	1,608,159	518,385	3.09
	4	500,568	1,673,381	498,911	3.34
	5	442,786	1,377,057	440,568	3.11
	6	376,648	934,075	372,464	2.48
	7	331,516	642,813	327,329	1.94
	昭和50年	277,935	750,189	277,293	2.70
	55	284,703	445,369	283,072	1.56
	59	290,439	397,739	287,845	1.34
	60	268,768	393,752	266,180	1.47
	平成3年	278,205	—	277,539	—
	4	264,736	—	263,829	—
	5	230,746	—	229,619	—
	6	188,956	—	186,495	—
	7	160,779	—	157,988	—
	昭和50年	203,357	877,693	202,889	4.32
	55	210,456	479,870	208,928	2.28
	59	216,121	412,228	214,367	1.91
	60	207,989	447,691	206,572	2.15
	平成3年	241,585	—	240,846	—
	4	235,832	—	235,082	—
	5	212,040	—	210,949	—
	6	187,692	—	185,969	—
	7	170,737	—	169,341	—

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 1 各年3月卒の数字である。

2 男女雇用機会均等法の施行にともない、62年3月卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

3 昭和63年度から取扱期間を4月末までから6月末までに変更した。

付表29 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者	合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者
入 職 者 数 (千人)	昭和59年	2,034.8	1,480.8	554.0	1,876.3	1,775.8	100.5
	60	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	61	2,057.6	1,405.6	652.0	1,856.4	1,699.0	157.4
	62	2,121.6	1,480.4	641.3	1,877.2	1,695.5	181.7
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,963.6	205.9
	平成元年	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.1
	2	2,921.1	1,944.3	976.8	2,600.8	2,345.8	255.7
	3	3,129.2	2,025.6	1,103.6	3,059.5	2,774.8	284.6
	4	3,089.1	1,949.1	1,140.1	2,965.9	2,660.3	305.5
	5	2,609.9	1,741.0	868.9	2,717.1	2,453.4	263.6
	6	2,390.6	1,557.3	833.3	2,548.7	2,325.4	223.3
離 職 者 数 (千人)	昭和59年	1,929.5	1,466.0	463.4	1,869.5	1,674.3	92.6
	60	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	61	2,049.9	1,485.3	564.6	1,839.7	1,681.7	158.0
	62	2,090.5	1,551.9	538.6	1,750.0	1,607.3	142.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元年	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
	2	2,671.9	1,870.2	801.6	2,358.2	2,136.5	221.7
	3	2,900.3	1,992.2	908.2	2,724.2	2,478.3	245.9
	4	2,904.6	1,925.5	979.1	2,688.9	2,411.0	277.9
	5	2,580.8	1,751.1	829.7	2,660.5	2,360.8	299.7
	6	2,609.4	1,731.3	878.1	2,673.7	2,366.9	306.8
入 職 率 (%)	昭和59年	21.0	—	—	11.3	—	—
	60	21.5	—	—	12.1	—	—
	61	20.5	17.7	31.6	11.1	10.3	44.2
	62	19.8	17.3	29.8	11.1	10.2	53.9
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元年	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
	2	22.5	19.8	30.8	13.0	12.0	52.0
	3	21.8	19.3	28.7	13.4	12.6	34.5
	4	21.1	18.3	28.8	12.6	11.6	39.7
	5	18.3	16.3	24.1	11.7	10.9	37.6
	6	16.2	14.6	20.2	10.9	10.3	27.1
離 職 率 (%)	昭和59年	19.9	—	—	10.7	—	—
	60	20.5	—	—	11.3	—	—
	61	20.5	18.7	27.4	11.0	10.2	44.4
	62	19.5	18.1	25.0	10.3	9.7	42.3
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元年	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4
	2	20.6	19.0	25.3	11.8	11.0	45.1
	3	20.2	19.0	23.6	12.0	11.3	29.8
	4	19.9	18.0	24.7	11.4	10.5	36.1
	5	18.1	16.4	23.1	11.5	10.5	42.8
	6	17.6	16.2	21.3	11.4	10.5	37.2

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的には接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表30 女子の産業別入職・離職状況の推移

区 分		合 計	建 設 業	製 造 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	金 融 ・ 保 險 業、 不 動 産 業	サービ ス 業	そ の 他
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	—	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	61	2,057.6	—	637.4	77.8	596.5	201.5	536.6	7.8
	62	2,121.6	—	584.1	68.6	689.4	204.1	567.2	8.3
	63	2,380.1	—	656.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元年	2,437.2	—	663.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
	2	2,921.1	—	749.3	96.5	942.1	262.5	860.9	9.6
	3	3,128.2	139.1	701.4	120.2	988.9	256.8	915.4	7.5
	4	3,089.1	144.9	663.0	112.2	1,081.5	207.7	873.7	6.2
離 職 者 数 (千人)	5	2,809.9	99.2	562.5	110.4	776.0	200.1	854.3	7.3
	6	2,390.6	103.0	520.0	90.5	607.0	212.3	850.1	7.7
	昭和60年	2,070.3	—	687.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	61	2,049.9	—	719.9	72.2	592.7	192.3	464.4	8.5
	62	2,090.5	—	646.4	54.8	670.9	181.5	529.0	8.5
	63	2,205.6	—	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元年	2,364.0	—	714.3	87.1	750.5	199.8	604.7	7.7
	2	2,671.9	—	726.5	87.7	880.5	215.2	753.1	8.9
入 職 率 (%)	3	2,900.3	115.7	710.0	102.5	883.2	241.3	840.4	7.1
	4	2,904.6	120.9	685.7	101.8	949.6	233.4	797.5	5.7
	5	2,580.8	99.5	651.7	105.5	708.0	239.8	770.3	6.0
	6	2,609.4	129.6	623.0	107.0	681.7	246.7	813.5	7.9
	昭和60年	21.5	—	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	61	20.5	—	17.4	24.3	23.8	22.9	20.8	19.4
	62	19.8	—	15.9	21.8	24.0	22.9	19.3	19.8
	63	22.1	—	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
離 職 率 (%)	平成元年	21.2	—	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
	2	22.5	—	17.9	24.9	26.0	25.8	23.1	20.6
	3	21.8	25.9	16.6	24.4	24.4	23.9	23.5	16.5
	4	21.1	25.3	15.3	23.6	26.0	19.9	21.8	13.4
	5	18.3	16.0	13.6	20.7	21.2	25.4	20.7	16.0
	6	16.2	14.4	12.7	16.6	14.9	20.5	19.9	15.9
	昭和60年	20.5	—	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	61	20.5	—	19.6	22.6	23.7	21.8	17.8	21.1
離 職 率 (%)	62	19.5	—	17.6	17.5	23.4	20.4	18.0	20.3
	63	20.4	—	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元年	20.6	—	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1
	2	20.6	—	17.3	22.6	24.3	21.1	20.2	19.1
	3	20.2	21.5	16.8	20.8	21.8	22.5	21.5	15.6
	4	19.9	21.1	16.1	21.4	22.8	22.3	19.9	12.3
	5	18.1	16.0	15.7	19.8	19.3	28.9	18.6	13.2
	6	17.6	18.1	15.2	19.7	16.7	23.8	19.0	16.3

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 3 1 職歴別女子入職者

区 分	合 計	未就業者からの入職者			転職入職者		
		計	新 卒 者	一 般 未就業者			
実 数 (千人)	昭和60年	計	2,168.3	1,209.9	473.3	736.5	958.5
		一 般 労働者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
		パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	平成2年	計	2,921.1	1,451.1	591.0	860.1	1,470.0
		一 般 労働者	1,944.3	936.5	552.3	384.2	1,007.9
		パートタイム労働者	976.8	514.6	38.7	475.9	462.1
	3	計	3,129.2	1,623.2	572.0	1,051.1	1,506.0
		一 般 労働者	2,025.6	1,011.1	524.1	486.9	1,014.6
		パートタイム労働者	1,103.6	612.1	47.9	564.2	491.5
	4	計	3,089.1	1,627.9	637.6	990.3	1,461.2
		一 般 労働者	1,949.1	997.9	594.7	403.2	951.1
		パートタイム労働者	1,140.1	630.0	42.9	587.1	510.1
構 成 比 (%)	5	計	2,609.9	1,394.3	590.2	804.1	1,215.6
		一 般 労働者	1,741.0	925.0	540.2	384.8	816.1
		パートタイム労働者	868.9	469.3	50.0	419.3	399.5
	6	計	2,390.6	1,203.7	490.2	713.5	1,186.8
		一 般 労働者	1,557.3	767.3	441.0	326.3	790.0
		パートタイム労働者	833.3	436.4	49.2	387.2	396.8
	昭和60年	計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
		一 般 労働者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
		パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	平成2年	計	100.0	49.7	20.2	29.4	50.3
		一 般 労働者	100.0	48.2	28.4	19.8	51.8
		パートタイム労働者	100.0	52.7	4.0	48.7	47.3
構 成 比 (%)	3	計	100.0	51.9	18.3	33.6	48.1
		一 般 労働者	100.0	49.9	25.9	24.0	50.1
		パートタイム労働者	100.0	55.5	4.3	51.1	44.5
	4	計	100.0	52.7	20.6	32.1	47.3
		一 般 労働者	100.0	51.2	30.5	20.7	48.8
		パートタイム労働者	100.0	55.3	3.8	51.5	44.7
	5	計	100.0	53.4	22.6	30.8	46.6
		一 般 労働者	100.0	53.1	31.0	22.1	46.9
		パートタイム労働者	100.0	54.0	5.8	48.3	46.0
	6	計	100.0	50.4	20.5	29.8	49.6
		一 般 労働者	100.0	49.3	28.3	21.0	50.7
		パートタイム労働者	100.0	52.4	5.9	46.5	47.6

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表32 年齢階級別女子の一般未就業者数

区 分			一 般 未 就 業 者						
			計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
実 数 (人)	平成元年	計	792.0	184.4	191.8	251.4	116.0	44.9	3.5
		一 般 勞 働 者	364.6	104.3	95.0	98.4	45.7	20.1	0.9
		パートタイム労働者	427.4	80.1	96.6	153.0	70.3	24.7	2.6
	2	計	860.1	245.4	214.2	226.6	117.2	53.8	2.9
		一 般 勞 働 者	384.2	140.2	101.0	78.2	44.6	20.0	0.3
		パートタイム労働者	475.9	105.2	113.2	148.4	72.6	34.0	2.6
	3	計	1051.1	302.7	253.5	293.1	143.8	50.1	7.9
		一 般 勞 働 者	486.9	187.2	118.1	100.2	54.5	23.9	3.1
		パートタイム労働者	564.2	115.6	135.4	192.9	89.4	26.2	4.8
	4	計	990.3	302.0	215.1	280.2	121.5	59.4	12.1
		一 般 勞 働 者	403.2	155.0	85.8	87.3	48.1	25.6	1.6
		パートタイム労働者	587.1	147.1	129.3	192.9	73.4	33.9	10.4
	5	計	804.1	276.1	160.5	213.8	108.5	39.3	5.9
		一 般 勞 働 者	384.8	168.7	76.2	80.5	48.1	9.3	1.9
		パートタイム労働者	419.3	107.4	84.3	133.3	60.4	30.0	4.0
	6	計	713.5	207.4	178.4	207.8	86.7	29.5	3.6
		一 般 勞 働 者	326.3	128.1	77.6	75.7	34.4	8.5	2.0
		パートタイム労働者	387.2	79.4	100.8	132.1	52.4	20.9	1.6
構 成 比 (%)	平成元年	計	100.0	23.3	24.2	31.7	14.6	5.7	0.4
		一 般 勞 働 者	100.0	28.6	26.1	27.0	12.5	5.5	0.2
		パートタイム労働者	100.0	18.7	22.6	35.8	16.4	5.8	0.6
	2	計	100.0	28.5	24.9	26.3	13.6	6.3	0.3
		一 般 勞 働 者	100.0	36.5	26.3	20.4	11.6	5.2	0.1
		パートタイム労働者	100.0	22.1	23.8	31.2	15.3	7.1	0.5
	3	計	100.0	28.8	24.1	27.9	13.7	4.8	0.8
		一 般 勞 働 者	100.0	38.4	24.3	20.6	11.2	4.9	0.6
		パートタイム労働者	100.0	20.5	24.0	34.2	15.8	4.6	0.9
	4	計	100.0	30.5	21.7	28.3	12.3	6.0	1.2
		一 般 勞 働 者	100.0	38.4	21.3	21.7	11.9	6.3	0.4
		パートタイム労働者	100.0	25.1	22.0	32.9	12.5	5.8	1.8
	5	計	100.0	34.3	20.0	26.6	13.5	4.3	0.7
		一 般 勞 働 者	100.0	43.8	19.8	20.9	12.5	2.4	0.5
		パートタイム労働者	100.0	25.6	20.1	31.8	14.4	7.2	1.0
	6	計	100.0	29.1	25.0	29.1	12.2	4.1	0.5
		一 般 勞 働 者	100.0	39.3	23.8	23.2	10.5	2.6	0.6
		パートタイム労働者	100.0	20.5	26.0	34.1	13.5	5.4	0.4

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

及び転職入職者数並びに構成比

区 分			転 職 入 職 者						
			計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
実 数 (千人)	平成 元年	計	1089.2	365.5	276.3	242.2	156.8	44.4	4.0
		一般労働者	772.1	291.6	205.9	147.3	96.5	27.8	3.0
		パートタイム労働者	317.0	73.9	70.3	94.9	60.3	16.6	1.0
	2	計	1470.0	493.8	350.5	326.2	209.9	82.4	7.2
		一般労働者	1007.9	394.7	238.3	191.8	131.1	49.3	2.6
		パートタイム労働者	462.1	99.1	112.2	134.4	78.8	33.1	4.6
	3	計	1506.0	478.0	390.9	335.6	206.1	86.7	8.7
		一般労働者	1014.6	376.4	281.7	195.4	113.4	44.4	3.3
		パートタイム労働者	491.5	101.5	109.2	140.2	92.8	42.3	5.5
	4	計	1461.2	491.1	363.9	313.4	196.2	87.2	9.5
		一般労働者	951.1	376.0	243.1	172.2	100.1	54.3	5.4
		パートタイム労働者	510.1	115.2	120.8	141.1	96.1	32.8	4.1
	5	計	1215.6	328.9	305.4	317.6	184.7	69.4	9.4
		一般労働者	816.1	258.4	206.5	183.2	119.9	42.2	5.8
		パートタイム労働者	399.5	70.5	98.8	134.4	64.9	27.3	3.6
	6	計	1186.8	321.2	292.1	320.5	188.5	57.0	7.5
		一般労働者	790.0	228.9	218.1	192.3	111.1	35.7	3.9
		パートタイム労働者	396.8	92.3	74.0	128.2	77.3	21.4	3.6
構 成 比 (%)	平成 元年	計	100.0	33.6	25.4	22.2	14.4	4.1	0.4
		一般労働者	100.0	37.8	26.7	19.1	12.5	3.6	0.4
		パートタイム労働者	100.0	23.3	22.2	29.9	19.0	5.2	0.3
	2	計	100.0	33.6	23.8	22.2	14.3	5.6	0.5
		一般労働者	100.0	39.2	23.6	19.0	13.0	4.9	0.3
		パートタイム労働者	100.0	21.4	24.3	29.1	17.1	7.2	1.0
	3	計	100.0	31.7	26.0	22.3	13.7	5.8	0.6
		一般労働者	100.0	37.1	27.8	19.3	11.2	4.4	0.3
		パートタイム労働者	100.0	20.7	22.2	28.5	18.9	8.6	1.1
	4	計	100.0	33.6	24.9	21.4	13.4	6.0	0.7
		一般労働者	100.0	39.5	25.6	18.1	10.5	5.7	0.6
		パートタイム労働者	100.0	22.6	23.7	27.7	18.8	6.4	0.8
	5	計	100.0	27.1	25.1	26.1	15.2	5.7	0.8
		一般労働者	100.0	31.7	25.3	22.4	14.7	5.2	0.7
		パートタイム労働者	100.0	17.6	24.7	33.6	16.2	6.8	0.9
	6	計	100.0	27.1	24.6	27.0	15.9	4.8	0.6
		一般労働者	100.0	29.0	27.6	24.3	14.1	4.5	0.5
		パートタイム労働者	100.0	23.3	18.6	32.3	19.5	5.4	0.9

付表 3 3 就業の動機別女子入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 動	その他の 理 由
平成 4 年	入 職 者 計	100.0	38.7	27.5	13.2	10.7	10.0
	一 般 労 働 者	100.0	51.5	18.7	12.0	8.7	9.1
	パートタイム労働者	100.0	14.9	43.7	15.6	14.2	11.6
	一般未就業者計	100.0	20.5	38.9	15.3	13.0	12.4
	一 般 労 働 者	100.0	38.7	27.9	15.0	8.8	9.5
	パートタイム労働者	100.0	7.2	46.8	15.4	16.0	14.5
	転職入職者計	100.0	41.3	30.4	12.4	7.8	8.1
	一 般 労 働 者	100.0	50.8	24.1	10.8	5.7	8.5
	パートタイム労働者	100.0	22.8	42.6	15.4	11.9	7.3
5 年	入 職 者 計	100.0	40.0	27.7	12.3	10.2	9.8
	一 般 労 働 者	100.0	49.5	19.1	11.2	9.6	10.6
	パートタイム労働者	100.0	18.8	46.9	14.9	11.6	7.9
	一般未就業者計	100.0	23.5	39.1	13.6	12.8	11.0
	一 般 労 働 者	100.0	35.9	26.3	12.4	11.7	13.6
	パートタイム労働者	100.0	11.3	51.8	14.7	13.8	8.4
	転職入職者計	100.0	41.2	33.2	10.9	7.8	6.9
	一 般 労 働 者	100.0	48.6	26.6	9.5	7.5	7.8
	パートタイム労働者	100.0	25.1	47.5	13.9	8.5	5.0
6 年	入 職 者 計	100.0	40.9	29.6	11.5	9.1	8.8
	一 般 労 働 者	100.0	51.8	20.5	10.2	8.3	9.2
	パートタイム労働者	100.0	18.8	47.9	14.2	10.8	8.2
	一般未就業者計	100.0	24.6	43.4	12.2	11.4	8.5
	一 般 労 働 者	100.0	36.8	31.5	10.6	10.1	10.9
	パートタイム労働者	100.0	13.5	54.2	13.6	12.5	6.2
	転職入職者計	100.0	42.5	32.3	12.0	6.1	7.1
	一 般 労 働 者	100.0	51.9	25.6	11.3	4.4	6.8
	パートタイム労働者	100.0	23.5	45.8	13.5	9.6	7.7

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 調査時在籍者のみである。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 3 4 女子の離職理由の推移

区 分	離職者数 (千人)	構 成 比 (%)							死 亡・ 傷 病	
		計	契約期間 満了	経営上の 都合	定 年	本人の責 による	個人的な 理 由	うち結婚 う ち 出 産 う ち 児 童		
昭和45年	2,309.7	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8	2.0	
50	1,927.5	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2	2.1	
55	1,861.7	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3	2.0	
60	2,070.3	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1	1.9	
61	2,049.9	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6	2.0	
62	2,090.5	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1	1.9	
63	2,205.8	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	2.1	
平成元年	2,364.0	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	1.6	
2	2,671.9	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	1.7	
3	2,900.3	100.0	6.1	2.9	1.3	2.6	85.3	8.2	1.9	
4	2,904.6	100.0	6.6	3.3	1.5	2.2	84.6	8.6	1.7	
5	2,580.8	100.0	7.3	4.9	2.0	4.3	79.2	8.6	2.3	
6	2,609.4	100.0	7.5	5.6	2.7	2.7	79.2	9.2	2.3	

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的には連続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 3 5 年齢階級、離職理由別女子離職者の割合

(単位 %)

区 分		離職者計	契約期 間満了	経営上 の都合	定 年	本人の 資による	個人的 な理由	う ち 結 婚	う ち 出産・ 育 児	死亡・ 傷 病
平 成 5 年	計	100.0	7.3	4.9	2.0	4.3	79.2	8.6	5.6	2.3
	19歳 以下	7.0 (100.0)	(9.5)	(3.1)	(-)	(6.1)	(80.9)	(1.8)	(0.5)	(0.3)
	20～ 24	24.0 (100.0)	(4.0)	(2.3)	(-)	(1.8)	(90.8)	(14.7)	(6.5)	(1.2)
	25～ 29	19.1 (100.0)	(3.5)	(3.0)	(-)	(6.1)	(86.4)	(20.1)	(13.4)	(1.0)
	30～ 34	8.0 (100.0)	(6.5)	(3.6)	(-)	(5.2)	(82.2)	(9.8)	(12.6)	(2.4)
	35～ 44	17.4 (100.0)	(7.3)	(7.0)	(-)	(6.0)	(77.6)	(1.0)	(1.0)	(2.1)
	45～ 54	13.6 (100.0)	(11.1)	(8.7)	(0.3)	(4.4)	(69.8)	(0.2)	(0.0)	(5.7)
	55～ 59	4.0 (100.0)	(17.5)	(10.1)	(7.0)	(2.3)	(58.5)	(0.0)	(0.1)	(4.7)
	60～ 64	4.2 (100.0)	(16.8)	(7.4)	(30.9)	(2.7)	(39.8)	(0.6)	(0.1)	(2.3)
	65歳 以上	2.3 (100.0)	(12.1)	(5.0)	(16.8)	(1.0)	(58.9)	(-)	(-)	(6.2)
6 年	計	100.0	7.5	5.6	2.7	2.7	79.2	9.2	5.2	2.3
	19歳 以下	5.2 (100.0)	(6.3)	(0.4)	(-)	(3.5)	(89.8)	(1.6)	(0.3)	(0.1)
	20～ 24	22.2 (100.0)	(4.5)	(2.7)	(-)	(3.0)	(89.0)	(16.1)	(4.3)	(0.8)
	25～ 29	17.8 (100.0)	(3.3)	(2.0)	(-)	(2.5)	(90.7)	(24.6)	(13.7)	(1.4)
	30～ 34	10.0 (100.0)	(8.0)	(5.3)	(-)	(1.7)	(83.9)	(9.2)	(14.8)	(1.0)
	35～ 44	17.1 (100.0)	(7.9)	(8.1)	(-)	(2.1)	(80.1)	(1.3)	(1.5)	(1.8)
	45～ 54	14.8 (100.0)	(9.8)	(8.8)	(0.3)	(3.2)	(73.5)	(0.2)	(0.0)	(4.4)
	55～ 59	5.4 (100.0)	(11.0)	(15.7)	(8.9)	(4.0)	(52.3)	(0.0)	(0.6)	(8.3)
	60～ 64	5.5 (100.0)	(17.5)	(6.9)	(36.1)	(3.1)	(34.2)	(0.0)	(0.3)	(2.1)
	65歳 以上	2.0 (100.0)	(19.3)	(10.8)	(9.4)	(0.4)	(50.3)	(-)	(-)	(9.6)

資料出所：労働省「雇用動向調査」

付表 3 6 - 1 学歴別新規学卒就職者数の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒	
就 職 者	女	昭和35年	601,687	327,071	253,604	10,472	10,540	
		40	696,847	300,943	354,024	24,354	17,528	
		45	649,319	130,967	420,727	68,435	29,190	
		50	499,085	45,989	319,338	91,321	42,437	
		55	526,617	27,373	319,108	118,578	61,558	
		59	543,967	27,638	326,525	125,160	64,644	
		60	524,874	26,925	299,311	131,748	66,890	
		61	564,536	25,580	339,399	130,748	68,766	
		62	540,494	22,263	320,474	124,846	72,911	
		63	560,351	20,402	312,993	151,514	75,442	
		平成元年	578,592	19,434	316,112	164,063	78,983	
		2	597,155	17,365	320,592	170,306	88,892	
		3	606,514	15,206	315,547	177,179	98,582	
		4	597,137	12,634	298,551	182,870	103,082	
	5	555,828	10,758	260,968	181,076	103,026		
	6	485,546	8,323	216,590	161,768	98,865		
	7	446,070	6,876	186,990	150,926	101,278		
	数 (人)	男	昭和35年	772,035	356,626	318,898	7,445	89,166
			40	799,109	323,788	346,237	11,193	117,891
			45	707,630	140,299	395,989	12,305	159,037
			50	522,333	47,995	272,099	11,993	190,246
55			554,776	40,042	280,585	10,578	223,571	
59			555,063	44,466	280,712	8,993	220,892	
60			538,778	43,602	264,601	9,122	221,453	
61			575,738	43,142	300,751	8,891	222,954	
62			555,921	40,382	285,223	8,375	221,941	
63			554,461	41,283	281,224	9,367	222,587	
平成元年			561,498	40,027	290,038	10,397	221,036	
2			585,446	37,457	301,738	10,923	235,328	
3			598,120	32,795	305,067	10,955	249,303	
4			585,123	27,899	299,107	11,129	246,988	
5			546,079	24,115	273,889	11,200	236,875	
6			500,956	20,677	242,690	11,007	226,582	
7			478,935	18,116	220,922	10,164	229,733	

付表 3 6 - 2 学歴別新規学卒就職者構成比の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒
構 成 比 (%)	女	昭和35年	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8
		40	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
		45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
		50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
		55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
		59	100.0	5.1	60.0	23.0	11.9
		60	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
		61	100.0	4.5	60.1	23.2	12.2
		62	100.0	4.1	59.3	23.1	13.5
		63	100.0	3.6	55.9	27.0	13.5
		平成元年	100.0	3.4	54.6	28.4	13.7
		2	100.0	2.9	53.7	28.5	14.9
		3	100.0	2.5	52.0	29.2	16.3
		4	100.0	2.1	50.0	30.6	17.3
		5	100.0	1.9	47.0	32.6	18.5
		6	100.0	1.7	44.6	33.3	20.4
		7	100.0	1.5	41.9	33.8	22.7
	男	昭和35年	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8
		40	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
		45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
		50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4
		55	100.0	7.2	50.6	1.9	40.3
		59	100.0	8.0	50.6	1.6	39.8
		60	100.0	8.1	49.1	1.7	41.1
		61	100.0	7.5	52.2	1.5	38.7
		62	100.0	7.3	51.3	1.5	39.9
		63	100.0	7.4	50.7	1.7	40.1
		平成元年	100.0	7.1	51.7	1.9	39.4
		2	100.0	6.4	51.5	1.9	40.2
		3	100.0	5.5	51.0	1.8	41.7
		4	100.0	4.8	51.1	1.9	42.2
		5	100.0	4.4	50.2	2.1	43.4
		6	100.0	4.1	48.4	2.2	45.2
		7	100.0	3.8	46.1	2.1	48.0

付表 3 6 - 3 学歴別新規学卒就職率の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒
就 職 率 (%)	女	昭和35年	44.8	37.5	58.6	49.8	64.1
		40	39.0	26.0	62.9	57.4	66.7
		45	39.3	16.1	61.2	68.8	59.9
		50	30.6	5.9	48.0	73.0	62.8
		55	29.4	3.2(83.1)	45.6(90.6)	76.4(78.2)	65.7(67.7)
		59	28.4	3.0(78.9)	43.7(89.3)	79.7(81.4)	70.7(73.5)
		60	28.2	2.9(78.0)	43.4(90.0)	81.3(83.1)	72.4(75.4)
		61	28.0	2.7(76.3)	41.5(87.9)	82.2(84.2)	73.4(76.8)
		62	26.2	2.3(71.3)	38.6(85.9)	82.2(84.3)	73.6(77.2)
		63	26.5	2.0(70.2)	37.7(86.5)	83.0(85.0)	75.2(78.7)
	男	平成元年	27.0	1.9(69.2)	37.0(87.5)	86.1(88.3)	78.5(82.4)
		2	27.7	1.8(69.0)	36.2(88.6)	88.1(90.4)	81.0(85.1)
		3	28.4	1.7(68.6)	34.8(88.8)	88.0(90.8)	81.8(86.1)
		4	28.3	1.5(67.4)	32.9(88.6)	86.8(89.9)	80.4(84.9)
		5	26.6	1.3(62.5)	29.6(86.0)	80.8(84.1)	75.6(80.5)
		6	23.9	1.0(55.9)	26.0(80.8)	70.7(74.1)	67.6(72.6)
		7	22.6	0.9(50.6)	23.4(76.7)	66.0(69.5)	63.7(68.6)
	男	昭和35年	51.1	39.7	63.7	79.5	86.3
		40	41.0	26.9	57.9	84.1	86.6
		45	39.9	16.5	55.4	80.5	82.8
		50	30.2	5.9	41.1	75.6	77.5
		55	29.5	4.5(86.2)	40.2(83.3)	71.8(80.6)	78.5(84.6)
		59	27.8	4.6(84.4)	38.2(87.2)	73.0(83.0)	78.7(86.1)
		60	27.7	4.5(88.3)	38.7(88.3)	72.6(82.4)	78.8(86.6)
		61	27.6	4.4(81.6)	37.4(87.3)	69.9(79.7)	78.9(86.9)
		62	25.9	3.9(79.2)	34.6(85.1)	66.7(76.2)	78.3(86.6)
		63	25.6	3.9(79.7)	34.2(84.2)	68.7(78.1)	78.8(87.2)
		平成元年	25.7	3.8(79.5)	34.2(84.7)	71.6(80.6)	80.1(88.9)
		2	26.6	3.7(79.8)	34.2(85.5)	72.9(83.2)	81.0(90.1)
		3	27.5	3.4(79.6)	34.0(85.9)	73.0(83.6)	81.1(90.2)
		4	27.4	3.1(78.5)	33.3(86.3)	70.6(81.3)	79.7(89.4)
		5	26.2	2.7(75.2)	31.4(84.5)	66.3(75.9)	76.5(86.8)
		6	25.3	2.4(72.4)	29.4(81.3)	61.7(71.4)	71.8(82.4)
		7	24.3	2.2(68.7)	27.9(79.6)	57.2(66.8)	68.7(78.5)

資料出所：文部省「学校基本調査」(平成7年は文部省「学校基本調査速報」)

注) 1 各年3月末

2 高等専門学校、大学院卒業者を含まない数値である。

3 就職者には就職進学者(就職しながら進学している者)を含む。

4 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業者}} \times 100$

ただし()内の就職率は以下の算式による。

大 学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者} - \text{臨床研修医(予定者含む)}} \times 100$ 短 期 大 学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者}} \times 100$ 高校、中学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者等(就職進学者を除く)}} \times 100$

付表37 新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(単位%)

区 分		昭和 50年	55年	59年	60年	平成 3年	4年	5年	6年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	0.8	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	1.4	1.7	1.5	1.4	2.2	2.4	2.6	2.9
	製 造 業	25.0	26.3	30.8	33.2	29.8	29.2	26.8	25.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.7	0.6	1.0	0.5	0.6	0.6	0.7
	運 輸・通 信 業	2.9	2.5	2.8	3.1	3.5	3.6	3.7	3.9
	卸売・小売業、飲食店	30.5	32.4	30.4	28.7	29.6	29.4	29.6	28.6
	金 融・保 險 業	18.5	13.8	9.6	8.3	6.9	6.7	5.9	4.6
	不 動 産 業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
	サ ー ビ ス 業	14.6	18.6	21.2	21.1	23.4	23.8	26.5	29.5
男	公 務	3.3	1.9	1.6	1.9	2.7	2.9	2.8	2.2
	そ の 他	1.7	1.4	1.1	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	4.5	3.3	2.0	1.8	0.8	0.7	0.8	0.8
	鉱 業	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	7.4	8.3	7.1	6.0	8.1	8.8	10.4	13.4
	製 造 業	38.3	33.7	42.6	47.6	44.9	43.4	40.7	38.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	2.6	2.1	1.6	2.1	1.7	1.8	2.1	2.4
	運 輸・通 信 業	6.9	6.0	4.2	4.5	4.7	4.9	5.2	5.3
	卸売・小売業、飲食店	17.0	22.9	20.1	17.3	17.0	17.1	17.1	17.2
	金 融・保 險 業	3.3	1.5	1.0	0.8	0.9	0.8	0.7	0.5
	不 動 産 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2
	サ ー ビ ス 業	0.7	10.3	11.0	10.3	13.0	13.0	12.9	13.8
	公 務	10.1	9.7	8.8	8.3	7.6	8.0	9.0	6.9
	そ の 他	1.8	1.7	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.2

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表 3 8 産業別新規学卒就職者数の構成比の推移

(1) 4 年制大学

(単位 %))

区 分		昭和 50年	55年	59年	60年	平成 3 年	4 年	5 年	6 年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
	鉱 業	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	2.5	2.2	1.9	2.0	2.9	3.0	3.3	4.2
	製 造 業	14.0	12.2	15.7	17.1	18.9	20.0	18.4	16.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.3	0.3	0.7	0.3	0.3	0.4	0.4
	運 輸 ・ 通 信 業	2.4	2.2	2.1	2.6	3.1	3.3	3.2	3.1
	卸売・小売業、飲食店	12.0	13.2	14.0	12.3	12.1	13.3	15.4	17.7
	金 融 ・ 保 険 業	8.8	3.1	4.7	5.4	9.8	8.3	8.6	11.1
	不 動 産 業	0.5	0.4	0.5	0.6	1.3	0.9	0.7	1.3
	サ ー ビ ス 業	53.2	58.0	52.7	51.8	43.2	41.8	39.7	36.7
	医 療 保 険 業	5.4	7.2	6.0	5.6	3.4	3.2	4.2	4.5
	教 育	39.0	39.2	29.6	28.4	18.3	16.5	16.3	4.9
男	公 務	4.7	7.0	6.2	6.8	7.6	8.3	9.5	7.0
	上 記 以 外 の も の	1.6	1.2	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	1.8
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.6	0.7	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
	鉱 業	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	7.8	7.4	6.4	5.6	6.9	7.1	7.9	9.7
	製 造 業	29.7	27.6	29.9	31.4	31.7	32.2	29.4	26.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.6	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7
	運 輸 ・ 通 信 業	3.5	2.5	2.3	2.8	3.6	3.6	3.6	3.5
	卸売・小売業、飲食店	18.7	19.8	17.2	15.5	14.6	15.6	18.1	21.9
	金 融 ・ 保 険 業	12.7	10.1	10.7	10.0	11.3	9.5	9.1	9.7
	不 動 産 業	0.8	0.5	0.5	0.5	1.4	0.9	0.7	1.1
	サ ー ビ ス 業	13.9	17.8	20.8	21.5	20.0	20.0	19.2	16.8
	医 療 保 険 業	1.1	1.7	1.5	1.4	1.0	0.9	1.2	1.0
	教 育	6.6	7.9	7.7	7.8	4.8	4.2	4.2	3.2
	公 務	10.5	11.8	10.2	10.4	8.7	9.1	10.0	7.1
	上 記 以 外 の も の	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.7	0.9	2.3

資料出所：文部省「学校基本調査」

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	59年	60年	平成 3年	4年	5年	6年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	1.7	2.2	2.1	2.1	3.1	3.0	3.3	3.7
	製 造 業	18.4	17.6	19.4	21.2	19.2	19.7	17.3	15.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.9	0.8	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7
	運 輸 ・ 通 信 業	2.2	2.3	2.7	3.1	2.9	3.0	3.0	3.0
	卸売・小売業、飲食店	12.9	14.6	13.7	13.4	15.7	16.4	17.1	18.2
	金 融 ・ 保 險 業	16.4	13.8	17.3	16.1	18.7	17.0	15.8	14.9
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.6	0.7	1.1	0.7	0.8	1.1
	サ ー ビ ス 業	42.1	40.4	37.1	36.6	34.5	34.8	36.6	38.0
	医 療 保 険 業	4.8	6.0	6.4	6.2	5.8	5.9	7.2	7.3
男	教 育	22.6	14.6	11.8	10.5	7.6	7.8	7.5	7.4
	公 務	3.3	5.8	4.9	4.5	3.2	3.7	4.7	3.6
	上 記 以 外 の も の	1.2	1.4	1.1	0.8	0.7	0.8	0.7	1.5
男	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	5.5	5.8	5.3	4.8	1.5	1.9	1.5	2.4
	鉱 業	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	建 設 業	9.2	6.6	5.2	5.5	6.2	5.5	7.4	8.8
	製 造 業	25.5	22.7	23.2	23.3	23.7	24.5	21.6	18.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.2	0.9	1.5	1.3	0.5	0.7	0.6	0.7
	運 輸 ・ 通 信 業	2.9	4.3	2.3	5.3	1.6	2.0	2.2	1.8
	卸売・小売業、飲食店	20.9	23.4	24.3	22.7	28.0	28.2	30.6	31.2
	金 融 ・ 保 險 業	3.0	2.2	1.7	2.0	2.2	2.0	2.0	1.7
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.4	0.6
	サ ー ビ ス 業	14.1	19.3	22.4	21.2	26.4	26.4	24.2	24.2
	医 療 保 険 業	1.9	3.8	5.5	6.1	7.2	7.1	7.7	6.9
	教 育	3.1	2.8	2.7	2.1	0.9	1.3	0.9	1.2
	公 務	13.8	11.7	12.0	12.1	6.5	6.3	7.1	6.9
	上 記 以 外 の も の	3.3	2.6	1.6	1.5	2.8	2.3	2.1	3.2

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表 3 9 職業別 4 年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分		昭和50年	55年	59年	60年	平成3年	4年	5年	6年
実 数	計	42,437	61,558	64,644	66,890	98,582	103,082	103,026	98,885
	専門的・技術的職業従事者	22,389	34,420	31,864	33,747	41,679	40,715	39,331	29,897
	技 術 者	1,446	2,442	6,245	7,022	14,746	15,150	13,159	8,085
	教 員	16,185	23,058	17,474	18,297	16,744	15,466	15,664	10,713
	保険医療従事者	2,996	4,849	4,280	4,536	5,093	4,988	5,628	5,775
	そ の 他	1,742	4,071	3,865	3,896	5,097	5,111	4,891	5,324
	事務従事者	17,152	22,540	26,200	26,149	44,670	46,397	48,804	49,654
	販売従事者	1,302	3,164	4,840	5,230	9,420	10,266	11,512	13,439
	そ の 他	1,614	1,448	1,740	1,737	2,814	3,703	3,379	5,875
	計	199,246	223,571	220,892	221,453	249,303	246,988	236,875	226,562
	専門的・技術的職業従事者	68,595	79,927	83,580	86,392	96,723	92,856	86,923	72,732
	技 術 者	50,524	55,515	60,359	61,996	77,852	75,645	71,344	60,419
	教 員	12,046	17,077	16,241	17,255	11,363	9,737	9,105	6,280
	保険医療従事者	2,507	3,334	3,045	3,220	2,903	2,863	3,026	2,968
	そ の 他	3,518	4,001	3,915	3,921	4,604	4,611	3,448	3,065
	事務従事者	65,627	73,763	68,853	69,737	91,361	93,167	87,296	81,221
	販売従事者	43,230	57,753	58,464	55,197	52,729	50,874	52,248	56,385
	そ の 他	12,794	12,128	10,015	9,212	8,488	10,090	10,406	16,234
(人)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的職業従事者	52.7	55.9	49.3	50.5	42.3	39.5	36.2	30.2
	技 術 者	3.4	4.0	9.7	10.5	15.0	14.7	12.8	8.2
	教 員	38.1	37.5	27.0	27.4	17.0	15.0	15.2	10.8
	保険医療従事者	7.1	7.9	6.6	6.8	5.2	4.8	5.5	5.8
	そ の 他	4.1	6.6	6.0	5.8	5.2	5.0	4.7	5.4
	事務従事者	40.4	38.6	40.5	39.1	45.3	47.0	47.4	50.2
	販売従事者	3.1	5.1	7.5	7.8	9.6	10.0	11.2	13.6
	そ の 他	3.8	2.4	2.7	2.5	2.9	3.6	3.3	5.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的職業従事者	36.1	35.8	37.8	39.0	38.8	37.6	36.7	32.1
	技 術 者	26.6	24.8	27.3	28.0	31.2	30.6	30.1	26.7
	教 員	6.3	7.6	7.4	7.8	4.8	3.9	3.8	2.8
	保険医療従事者	1.3	1.5	1.4	1.5	1.2	1.2	1.3	1.3
	そ の 他	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4
	事務従事者	34.5	33.0	31.2	31.5	36.6	37.7	36.9	35.8
	販売従事者	22.7	25.8	26.5	24.9	21.2	20.6	22.1	24.9
	そ の 他	6.7	5.4	4.5	4.2	3.4	4.1	4.4	7.2
比 (%)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的職業従事者	36.1	35.8	37.8	39.0	38.8	37.6	36.7	32.1
	技 術 者	26.6	24.8	27.3	28.0	31.2	30.6	30.1	26.7
	教 員	6.3	7.6	7.4	7.8	4.8	3.9	3.8	2.8
	保険医療従事者	1.3	1.5	1.4	1.5	1.2	1.2	1.3	1.3
	そ の 他	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4
	事務従事者	34.5	33.0	31.2	31.5	36.6	37.7	36.9	35.8
	販売従事者	22.7	25.8	26.5	24.9	21.2	20.6	22.1	24.9
	そ の 他	6.7	5.4	4.5	4.2	3.4	4.1	4.4	7.2

資料出所：文部省「学校基本調査」

注）保健医療従事者には医師，歯科医師，獣医師，薬剤師を含む。

付表40 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
56	94.3	95.4	93.2	11.4	20.8	1.9	25.7	12.2	38.6
57	94.3	95.5	93.2	11.0	20.5	1.9	25.3	12.2	37.9
58	94.0	95.2	92.8	10.7	19.9	1.8	25.4	12.2	36.1
59	93.9	95.0	92.8	10.8	20.1	1.9	24.8	12.6	36.4
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
61	93.8	94.9	92.8	11.1	21.0	1.7	23.6	12.5	34.2
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4
3	94.6	95.8	93.5	12.2	23.1	1.8	25.5	16.1	34.5
4	95.0	96.2	93.9	12.4	23.5	1.8	26.4	17.3	35.2
5	95.3	96.5	94.2	12.9	24.4	1.9	28.0	19.0	36.6
6	95.7	96.8	94.6	13.2	24.9	2.0	30.1	21.0	38.9
7	95.8	97.0	94.7	13.1	24.6	2.1	32.1	22.9	40.7

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成7年は文部省「学校基本調査速報」）

注) 1 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$

2 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$

(通信教育者を含まない。)

付表 4 1 新規学卒者の就職状況

		区 分	計	進学者	就職者	就 職 進学者	一時的な 仕事に就 いた者	無業者	その他	
実 数 (人)	大学 女子	平成2年	109,750	3,866	88,879	13	2,014	9,817	5,161	
		3	120,493	4,523	98,576	6	1,908	9,750	5,730	
		4	128,166	5,325	103,073	9	2,243	11,325	6,191	
		5	136,310	6,547	103,020	6	3,187	14,676	8,774	
		6	146,253	8,336	98,856	9	4,565	23,889	10,598	
		7	159,050	9,644	101,273	5	5,183	30,565	12,380	
		平成2年	290,353	23,179	235,285	43	1,631	12,531	17,684	
	大学 男子	3	307,586	25,482	249,286	17	1,574	12,371	18,856	
		4	309,712	28,029	246,970	18	1,698	13,782	19,215	
		5	309,464	31,254	236,864	11	2,307	17,090	21,938	
		6	315,645	35,554	226,571	11	3,144	28,365	22,000	
		7	334,227	36,672	229,725	8	4,097	37,279	26,446	
		平成2年	193,382	5,046	170,266	40	1,965	13,323	2,742	
		3	201,250	6,051	177,059	110	1,882	13,496	2,642	
	短大 女子	4	210,671	7,239	182,824	46	2,198	15,276	3,088	
		5	224,022	8,640	181,046	30	4,078	25,656	4,572	
		6	228,749	10,448	161,740	28	7,684	41,300	7,549	
		7	228,746	11,701	150,906	20	10,182	48,177	7,760	
		平成2年	14,976	1,854	10,865	58	202	1,220	777	
		3	15,017	1,906	10,911	44	225	1,117	814	
		4	15,761	2,080	11,062	67	244	1,454	854	
	短大 男子	5	16,894	2,155	11,123	77	269	2,076	1,194	
		6	17,847	2,440	10,973	34	467	2,751	1,182	
		7	17,728	2,512	10,133	31	714	3,174	1,164	
構 成 (%)		大学 女子	平成2年	100.0	3.5	81.0	0.0	1.8	8.9	4.7
			3	100.0	3.8	81.8	0.0	1.6	8.1	4.8
			4	100.0	4.2	80.4	0.0	1.8	8.8	4.8
			5	100.0	4.9	75.6	0.0	2.3	10.8	6.4
	6		100.0	5.7	67.6	0.0	3.1	16.3	7.2	
	7		100.0	6.1	63.7	0.0	3.3	19.2	7.8	
	平成2年		100.0	8.0	81.0	0.0	0.6	4.3	6.1	
	大学 男子	3	100.0	8.3	81.0	0.0	0.5	4.0	6.1	
		4	100.0	9.1	79.7	0.0	0.5	4.4	6.2	
		5	100.0	10.1	76.5	0.0	0.7	5.5	7.1	
		6	100.0	11.3	71.8	0.0	1.0	9.0	7.0	
		7	100.0	11.0	68.7	0.0	1.2	11.2	7.9	
		平成2年	100.0	2.6	88.0	0.0	1.0	6.9	1.4	
		3	100.0	3.0	88.0	0.0	0.9	6.7	1.3	
	短大 女子	4	100.0	3.4	86.8	0.0	1.0	7.3	1.5	
		5	100.0	3.9	80.8	0.0	1.8	11.5	2.0	
		6	100.0	4.6	70.7	0.0	3.4	18.1	3.3	
		7	100.0	5.1	66.0	0.0	4.5	21.1	3.4	
		平成2年	100.0	12.4	72.5	0.4	1.3	8.1	5.2	
		3	100.0	12.7	72.7	0.3	1.5	7.4	5.4	
		4	100.0	13.2	70.2	0.4	1.5	9.2	5.4	
	短大 男子	5	100.0	12.8	65.8	0.5	1.6	12.3	7.1	
		6	100.0	13.7	61.5	0.2	2.6	15.4	6.6	
		7	100.0	14.2	57.2	0.2	4.0	17.9	6.6	

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成 7 年は文部省「学校基本調査速報」）

注）各年 3 月卒の状況である。

付表４２ 新規大卒未就業者の規模別、一般・パート別入職状況

(単位 %)

		計	５～２９ 人	３０～９９	１００～ ２９９	３００～ ９９９	１，０００ 人以上	一 般	パート
女	平成３年	100.0	6.3	6.0	14.7	15.3	54.1	97.7	2.3
	４	100.0	8.1	5.1	17.3	19.1	46.8	99.0	1.0
	５	100.0	7.0	5.0	11.8	45.0	28.6	89.2	10.8
	６	100.0	14.2	12.4	19.8	16.7	34.9	95.6	4.4
男	平成３年	100.0	2.6	5.3	13.5	22.8	51.8	98.8	1.2
	４	100.0	7.1	5.9	12.8	22.2	48.6	99.4	0.6
	５	100.0	6.5	11.2	11.3	28.5	39.4	98.7	1.3
	６	100.0	3.6	10.9	19.1	25.1	38.9	98.3	1.7

資料出所：労働省「雇用動向調査」

付表 4 3 関係学科別大学在学生数の構成比の推移

区 分	在 学 生 数 (人)	構 成 比 (%)												
		計	人文学 科	社会科学 学	理 学	工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	その 他	
女	昭和50年	356,167	100.0	98.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	-	8.1	19.8	6.4	2.0
	55	389,881	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7
	56	386,323	100.0	35.8	14.6	2.3	1.6	1.9	9.1	0.0	8.1	17.9	7.2	1.6
	57	387,467	100.0	35.6	14.5	2.4	1.7	2.0	9.2	0.0	8.0	17.7	7.2	1.7
	58	396,886	100.0	35.7	14.5	2.5	2.0	2.1	9.3	0.0	8.0	17.3	7.1	1.6
	59	405,923	100.0	35.5	14.7	2.5	2.1	2.1	9.4	0.0	7.8	17.1	7.1	1.5
	60	414,384	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5
	61	430,830	100.0	35.6	15.6	2.5	2.3	2.1	9.5	0.0	7.6	16.6	6.7	1.5
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	6.1	1.6
	平成元	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8
	2	554,666	100.0	36.0	20.7	2.2	2.7	2.5	8.0	0.0	6.5	13.8	5.7	1.9
	3	593,128	100.0	35.3	22.1	2.2	3.2	2.7	7.7	0.0	6.2	13.0	5.6	2.0
男	昭和50年	1,295,896	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2
	55	1,351,615	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9
	56	1,339,491	100.0	7.6	47.5	3.4	24.5	3.9	5.8	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	57	1,329,489	100.0	7.6	47.0	3.5	24.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.3
	58	1,332,748	100.0	7.6	46.7	3.5	24.9	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	59	1,328,157	100.0	7.7	46.4	3.7	24.9	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	61	1,327,800	100.0	7.5	46.1	3.7	25.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.4
	62	1,352,596	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4
	平成元	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4
	2	1,433,906	100.0	7.2	46.9	3.8	26.2	3.7	5.0	0.1	0.0	4.5	1.1	1.5
	3	1,459,297	100.0	7.3	47.0	3.9	26.3	3.5	4.8	0.1	0.0	4.4	1.2	1.5
4	1,491,357	100.0	7.5	47.0	3.9	26.4	3.4	4.6	0.1	0.0	4.4	1.2	1.6	
5	1,525,918	100.0	7.6	47.1	4.0	26.5	3.3	4.4	0.1	0.1	4.2	1.2	1.6	
6	1,554,128	100.0	7.8	47.1	4.0	26.7	3.1	4.2	0.1	0.1	4.1	1.2	1.6	

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表 4 4 1人平均月間現金給与額

(単位 円)

事業所 規 模	現 金 給 与 総 額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	男 女 計	女	男	男 女 計	女	男	男 女 計	女	男
5人以上	358,455	225,382	443,082	277,175	177,812	340,384	81,280	47,570	102,718
30人以上	401,128	249,089	486,442	300,992	191,469	352,449	100,136	57,620	123,993

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成6年)

付表 45-1 産業別 1 人平均月間現金給与総額
(事業所規模 5 人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	358,455	225,382	443,082
鉱 業	377,157	245,850	402,887
建 設 業	379,636	223,182	414,442
製 造 業	347,853	185,086	437,816
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	259,055	149,518	396,593
織 維 工 業	253,517	168,620	372,065
衣服その他の繊維製品製造業	182,770	145,339	348,853
木材・木製品製造業	274,325	171,336	316,002
出版・印刷・同関連産業	395,555	238,003	467,897
化 学 工 業	484,406	270,467	561,539
窯業・土石製品製造業	354,432	210,972	397,458
金 属 製 品 製 造 業	355,344	202,586	412,081
一般機械器具製造業	388,814	211,228	434,798
電気機械器具製造業	360,933	194,723	459,700
輸送用機械器具製造業	413,574	217,339	455,328
精密機械器具製造業	352,906	200,891	438,447
電気・ガス・熱供給・水道業	562,097	315,068	597,235
運 輸 ・ 通 信 業	422,639	271,359	452,190
卸売・小売業、飲食店	288,807	168,148	392,203
金 融 ・ 保 險 業	486,378	310,030	669,959
不 動 産 業	420,058	239,120	512,498
サ ー ビ ス 業	358,639	278,316	458,581

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成 6 年)

付表 45-2 産業別 1 人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	401,128	249,089	486,442
鉱 業	431,041	275,144	453,397
建 設 業	448,021	245,348	485,231
製 造 業	378,610	200,817	462,340
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	283,320	158,845	423,015
織 維 工 業	273,065	177,589	390,960
衣服その他の繊維製品製造業	191,904	155,051	350,933
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	326,041	194,688	374,132
出版・印刷・同関連産業	444,730	264,546	512,907
化 学 工 業	498,749	279,332	574,764
窯業・土石製品製造業	388,633	222,490	432,858
金 属 製 品 製 造 業	388,710	219,365	443,815
一般機械器具製造業	410,432	223,508	454,463
電気機械器具製造業	378,694	208,972	468,678
輸送用機械器具製造業	430,610	234,829	465,555
精密機械器具製造業	370,677	215,955	450,511
電気・ガス・熱供給・水道業	576,339	324,707	613,796
運 輸 ・ 通 信 業	448,520	292,484	476,116
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	334,122	187,738	461,260
金 融 ・ 保 険 業	530,221	329,871	723,154
不 動 産 業	461,231	243,399	565,192
サ ー ビ ス 業	406,530	304,043	495,120

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成6年)

付表46 きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女間格差 (男子=100.0)	女	男	男女間格差 (男子=100.0)
	千円	千円		千円	千円	
昭和55年	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
56	130.5	235.3	55.5	124.6	211.4	58.9
57	136.2	246.1	55.3	130.1	222.0	58.6
58	141.2	254.4	55.5	134.7	229.3	58.7
59	146.6	265.1	55.3	139.2	237.5	58.6
60	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
61	158.9	280.8	56.6	150.7	252.4	59.7
62	164.8	286.1	57.6	155.9	257.7	60.5
63	169.5	296.1	57.2	160.0	264.4	60.5
平成元	176.7	310.0	57.0	166.3	276.1	60.2
2	186.1	326.2	57.1	175.0	290.5	60.2
3	195.7	340.6	57.5	184.4	303.8	60.7
4	203.6	345.6	58.9	192.8	313.5	61.5
5	207.5	349.4	59.4	197.0	319.9	61.6
6	213.7	357.1	59.8	203.0	327.4	62.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表47 年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

年 齢	所定内給与額		対前年上昇率		年齢間格差 (20～24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)
	女	男	女	男	女	男	
	千円	千円	%	%			
計	203.0	327.4	3.0	2.3	114.0	163.8	62.0
17歳以下	130.1	146.0	1.6	4.1	73.1	73.0	89.1
18～19歳	153.7	167.8	1.7	1.7	86.3	83.9	91.6
20～24	178.0	199.9	2.0	1.7	100.0	100.0	89.0
25～29	204.6	244.2	2.5	1.4	114.9	122.2	83.8
30～34	222.2	295.6	3.1	1.7	124.8	147.9	75.2
35～39	221.7	341.0	3.3	2.1	124.6	170.6	65.0
40～44	219.9	378.1	2.8	1.7	123.5	189.1	58.2
45～49	220.2	410.2	3.0	1.4	123.7	205.2	53.7
50～54	217.0	420.9	3.2	2.5	121.9	210.6	51.6
55～59	210.7	378.5	3.7	3.4	118.4	189.3	55.7

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成6年)

注) 計は60歳以上を含む数値である。

付表48 女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

年 齢 階 級	所定内給与額(千円)				年齢間格差(20~24歳=100.0)			
	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒
計	175.0	197.3	214.7	262.9	108.8	115.7	117.5	128.4
18 ~ 19 歳	143.1	154.1	—	—	89.0	90.4	—	—
20 ~ 24	160.8	170.5	182.8	204.7	100.0	100.0	100.0	100.0
25 ~ 29	167.7	191.0	210.7	235.3	104.3	112.0	115.3	114.9
30 ~ 34	177.8	203.7	236.3	279.5	110.6	119.5	129.3	136.5
35 ~ 39	167.7	206.1	248.5	320.6	104.3	120.9	135.9	156.6
40 ~ 44	173.8	210.8	275.8	355.9	108.1	123.6	150.9	173.9
45 ~ 49	181.9	218.4	278.9	371.0	113.1	128.1	152.6	181.2
50 ~ 54	180.2	225.0	290.1	431.0	112.1	132.0	158.7	210.6
55 ~ 59	180.5	220.0	323.0	426.9	112.3	129.0	176.7	208.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成6年)

注) 計は17歳以下及び60歳以上を含む。

付表49 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

区 分		所定内給与額 (千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)
		女	男	女	男	
中	計	213.5	341.3	132.8	169.0	62.6
	17歳以下	129.5	141.8	80.5	70.2	91.3
	18~19歳	142.5	157.3	88.6	77.9	90.6
	20~24	160.8	201.9	100.0	100.0	79.6
	25~29	172.9	240.2	107.5	119.0	72.0
	30~34	200.1	284.0	124.4	140.7	70.5
	35~39	214.7	302.7	133.5	149.9	70.9
	40~44	247.6	341.2	154.0	169.0	72.6
	45~49	271.0	382.7	168.5	189.5	70.8
	50~54	275.1	413.6	171.1	204.9	66.5
卒	55~59	330.1	407.8	205.3	202.0	80.9
高	計	191.6	315.6	111.6	164.6	60.7
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	154.5	167.1	90.0	87.2	92.5
	20~24	171.7	191.7	100.0	100.0	89.6
	25~29	199.6	239.1	116.2	124.7	83.5
	30~34	232.4	286.4	135.4	149.4	81.1
	35~39	266.2	344.3	155.0	179.6	77.3
	40~44	299.0	400.3	174.1	208.8	74.7
	45~49	336.1	471.5	195.7	246.0	71.3
	50~54	376.4	533.6	219.2	278.4	70.5
卒	55~59	358.2	514.9	208.6	268.6	69.6
高専・短大卒	計	196.2	255.9	108.5	133.0	76.7
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
	20~24	180.8	192.4	100.0	100.0	94.0
	25~29	212.0	239.3	117.3	124.4	88.6
	30~34	250.6	298.4	138.6	154.1	84.5
	35~39	289.4	358.4	160.1	186.3	80.7
	40~44	337.2	447.3	186.5	232.5	75.4
	45~49	348.3	478.2	192.6	248.5	72.8
	50~54	411.5	525.0	227.6	272.9	78.4
大	55~59	505.3	501.1	279.5	260.4	100.8
	計	239.4	373.8	116.9	176.2	64.0
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
	20~24	204.8	212.2	100.0	100.0	96.5
	25~29	234.6	255.4	114.6	120.4	91.9
	30~34	286.9	328.7	140.1	154.8	87.4
	35~39	338.6	397.6	165.3	187.4	85.2
	40~44	405.6	489.0	198.0	230.4	82.9
	45~49	452.1	566.9	220.8	267.2	79.7
卒	50~54	530.0	646.5	258.8	304.7	82.0
	55~59	539.3	664.8	263.3	313.3	81.1

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成6年)

注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表50 企業規模、年齢階級別女子労働者の所定内給与額
(産業計、学歴計)

(単位 千円)

	女				男			
	企業規模計	10～99人	100～999人	1000人以上	企業規模計	10～99人	100～999人	1000人以上
年齢階級計	203.0	187.6	201.0	228.6	327.4	296.8	317.9	369.9
～17歳	130.1	128.2	132.4	131.5	145.0	146.6	144.9	137.7
18～19歳	153.7	147.8	154.8	158.3	167.8	168.1	165.9	169.9
20～24歳	178.0	170.3	178.5	184.1	199.9	203.9	196.7	199.9
25～29歳	204.6	190.9	204.6	216.5	244.2	245.4	237.6	249.9
30～34歳	222.2	204.2	222.3	243.2	295.6	288.6	286.1	312.7
35～39歳	221.7	185.5	221.3	263.1	341.0	318.4	330.9	379.0
40～44歳	219.9	193.6	217.5	278.5	378.1	331.8	369.6	431.5
45～49歳	220.2	194.4	218.6	289.0	410.2	347.3	400.5	479.5
50～54歳	217.0	194.2	212.7	299.5	420.9	346.6	414.4	501.4
55～59歳	210.7	190.4	207.9	289.9	378.5	325.0	362.9	457.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成6年)

付表51 新規卒者の初任給額の推移
(産業計、企業規模計)

年	中 卒			高 卒			高専・短大卒			大 卒 (事務系)			大 卒 (技術系)		
	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)
昭和55年	千円 73.2	千円 81.1	90.3	千円 88.3	千円 92.8	95.2	千円 96.7	千円 100.7	96.7	千円 108.7	千円 114.5	94.9	千円	千円	
56	77.5	85.0	91.2	93.1	98.4	94.6	96.3	106.5	96.3	115.0	120.8	95.2			
57	81.3	91.0	88.3	97.5	103.4	94.3	106.9	111.2	96.1	119.1	127.2	93.6			
58	86.3	93.0	92.8	100.0	106.2	94.2	109.7	115.8	93.9	124.1	132.2	93.9			
59	89.7	94.6	94.8	103.0	108.8	94.7	113.0	120.0	94.2	128.7	135.8	94.8			
60	91.7	96.2	95.3	105.2	112.2	94.7	117.0	123.6	94.7	133.5	138.9	96.1			
61	93.7	99.7	94.0	108.5	115.4	94.0	120.5	126.5	95.3	138.4	143.2	95.6			
62	97.1	103.0	94.3	110.1	118.1	93.2	122.7	128.3	95.6	142.1	147.3	95.5	144.4	149.3	96.7
63	98.9	104.9	94.3	113.8	120.3	94.6	125.3	132.3	95.1	148.6	152.4	97.5	150.4	154.1	97.6
平成元	101.4	112.1	90.5	118.3	125.6	94.2	131.7	138.4	95.2	155.1	160.2	96.8	157.5	162.0	97.2
2	107.1	117.0	91.5	125.0	133.0	94.7	138.1	145.4	95.0	162.0	168.8	96.0	166.7	171.5	97.2
3	114.8	123.5	93.0	133.2	140.8	94.6	146.5	155.1	94.5	171.2	177.9	96.2	176.3	181.7	97.0
4	117.2	128.0	91.6	139.5	146.6	95.2	152.4	160.9	94.7	178.8	185.7	96.3	184.0	188.8	97.5
5	120.1	131.5	91.3	142.4	150.6	94.6	155.6	165.1	94.2	179.6	188.9	95.1	189.5	192.6	98.4
6	122.8	134.9	91.0	145.5	153.8	94.6	157.7	166.6	94.7	182.5	190.8	95.6	190.5	194.7	97.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 初任給はベースアップ後の確定数値であり、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。

2 大卒(技術系)については61年以前は統計をとっていない。

付表52 一般労働者の所定内給与額及び所定内給与額の男女間格差の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

	女	男	男女間格差 (男=100.0)
昭和59年	139.2千円	237.5千円	58.6
60	145.8	244.6	59.6
61	150.7	252.4	59.7
62	155.9	257.7	60.5
63	160.0	264.4	60.5
平成元年	166.3	276.1	60.2
2	175.0	290.5	60.2
3	184.4	303.8	60.7
4	192.8	313.5	61.5
5	197.0	319.9	61.6
6	203.0	327.4	62.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表53 年齢階級別女子労働者の所定内給与額の変化及び賃金上昇率
(産業計、企業規模計、学歴計)

	昭和59年	平成元年	平成6年	10年間の賃金上昇率
～17歳	96.0千円	107.3千円	130.1千円	35.5%
18～19歳	110.5	125.3	153.7	39.1
20～24歳	126.6	145.6	178.0	40.6
25～29歳	144.6	168.2	204.6	41.5
30～34歳	148.7	178.5	222.2	49.4
35～39歳	148.7	178.5	221.7	49.1
40～44歳	146.6	182.2	219.9	50.0
45～49歳	144.7	180.4	220.2	52.2
50～54歳	149.4	177.7	217.0	45.2
55～59歳	153.6	179.6	210.7	37.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 5 4 年齢階級別賃金の男女間格差の変化
(産業計, 企業規模計, 学歴計)

(男=100.0)

	昭 和 59 年	平 成 元 年	平 成 6 年
～17歳	93.8	89.9	89.1
18～19歳	92.1	91.3	91.6
20～24歳	88.0	87.6	89.0
25～29歳	80.2	82.0	83.8
30～34歳	66.5	71.2	75.2
35～39歳	57.4	61.3	65.0
40～44歳	50.6	55.7	58.2
45～49歳	48.2	51.2	53.7
50～54歳	51.2	51.2	51.6
55～59歳	59.8	59.4	55.7

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 5 5 学歴, 年齢階級別女子労働者の所定内給与額の変化
(産業計, 企業規模計)

(単位 千円)

区 分	中 卒		高 卒		高専・短大卒		大 卒	
	昭和59年	平成6年	昭和59年	平成6年	昭和59年	平成6年	昭和59年	平成6年
18～19歳	102.3	143.1	111.0	154.1	—	—	—	—
20～24歳	113.3	160.8	123.9	170.5	131.0	182.8	143.2	204.7
25～29歳	119.8	167.7	140.0	191.0	152.9	210.7	165.0	235.3
30～34歳	123.3	177.8	146.1	203.7	174.8	236.3	202.2	279.5
35～39歳	124.3	167.7	150.2	206.1	189.2	248.5	243.7	320.6
40～44歳	125.3	173.8	154.8	210.8	203.0	275.8	283.5	355.9
45～49歳	124.5	181.9	159.6	218.4	235.8	278.9	272.6	371.0
50～54歳	127.9	180.2	172.3	225.0	240.5	290.1	337.8	431.0
55～59歳	128.2	180.5	183.2	220.0	252.1	323.0	393.2	426.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 5 6 学歴別新規学卒就職者の初任給の男女間格差の推移
(産業計，企業規模計)

(男=100.0)

	中 卒	高 卒	高専・短大卒	大卒(事務系)	大卒(技術系)
昭和59年	94.8	94.7	94.2	94.8	
60	95.3	94.7	94.7	96.1	
61	94.0	94.0	95.3	96.6	
62	94.3	93.2	95.6	96.5	96.7
63	94.3	94.6	95.1	97.5	97.6
平成元年	90.5	94.2	95.2	96.8	97.2
2	91.5	94.7	95.0	96.0	97.2
3	93.0	94.6	94.5	96.2	97.0
4	91.6	95.2	94.7	96.3	97.5
5	91.3	94.6	94.2	95.1	98.4
6	91.0	94.6	94.7	95.6	97.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 女子の大卒(技術系)については61年以前は統計をとっていない。

付表57 1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移

区 分		月 間 実 勞 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
		総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
		女	男	女	男	女	男	女	男
規模 5人以上	平成2年	155.6	182.0	149.7	164.6	5.9	17.4	21.1	21.7
	3	152.7	178.3	147.1	161.9	5.6	16.4	20.8	21.4
	4	150.2	174.6	145.4	160.5	4.8	14.1	20.6	21.2
	5	144.5	169.9	140.1	157.1	4.4	12.8	20.0	20.7
	6	143.3	169.3	139.0	156.6	4.3	12.7	19.9	20.6
規 模 30 人 以 上	昭和35年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
	40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
	45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
	50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
	55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
	56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8	21.7	21.9
	57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
	58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
	59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0
	60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8	21.7	21.9
	61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3	21.6	21.9
	62	162.7	182.6	155.6	163.9	7.1	18.7	21.6	21.9
	63	161.1	183.5	153.5	163.7	7.6	19.8	21.6	21.8
	平成元年	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5
	2	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9	20.7	21.2
	3	153.0	176.2	146.2	157.3	6.8	18.9	20.5	20.9
	4	150.2	172.2	144.5	156.1	5.7	16.1	20.2	20.7
5	144.8	167.6	139.5	153.2	5.3	14.4	19.7	20.2	
6	144.2	166.9	138.9	152.7	5.3	14.2	19.6	20.1	

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表58-1 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模5人以上）

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数（時間）						出勤日数（日）	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	149.3	169.3	139.0	156.6	4.3	12.7	19.9	20.6
鉱 業	167.6	185.6	161.3	168.2	6.3	17.4	21.4	22.1
建 設 業	156.0	175.1	152.7	164.5	3.3	10.6	20.6	21.4
製 造 業	149.5	171.5	144.8	156.9	4.7	14.6	20.0	20.3
食 料 品、飲 料、飼 料、 た ば こ 製 造 業	141.0	175.0	136.1	162.0	4.9	14.0	20.1	21.3
織 維 工 業	157.3	174.6	153.7	163.5	3.6	11.1	20.8	21.3
衣服その他の繊維製品製造業	158.1	174.5	154.6	166.7	3.5	7.8	20.9	21.6
木 材・木 製 品 製 造 業	162.0	179.6	157.3	167.8	4.7	11.8	21.0	21.7
出版・印刷・同梱産業	156.6	178.0	148.6	159.1	8.0	18.9	20.4	20.9
化 学 工 業	146.9	159.6	142.3	150.3	4.6	9.3	19.1	19.8
窯業・土石製品製造業	156.1	173.5	152.4	161.0	3.7	12.5	20.4	21.0
金 属 製 品 製 造 業	149.8	175.2	145.1	159.8	4.7	15.4	20.0	20.6
一般機械器具製造業	150.4	172.7	145.7	157.4	4.7	15.3	19.8	20.2
電気機械器具製造業	147.1	168.8	141.9	152.5	5.2	16.3	19.2	19.5
輸送用機械器具製造業	150.4	169.1	145.4	153.4	5.0	15.7	19.4	19.6
精密機械器具製造業	148.6	167.7	144.1	155.4	4.5	12.3	19.5	19.9
電気・ガス・熱供給・水道業	146.2	158.8	141.2	146.0	5.0	12.8	18.8	19.2
運 輸 ・ 通 信 業	145.7	182.2	140.1	160.3	5.6	21.9	19.8	21.0
卸売・小売業、飲食店	132.4	165.3	129.3	157.0	3.1	8.3	19.8	21.0
金 融 ・ 保 険 業	143.9	158.4	138.6	148.2	5.3	10.2	19.1	19.8
不 動 産 業	145.2	164.4	140.7	156.1	4.5	8.3	20.2	20.7
サ ー ビ ス 業	145.2	161.8	140.3	151.0	4.9	10.8	20.0	20.2

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成6年）

付表58-2 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模30人以上）

産 業	月 間 実 勞 働 時 間 数 (時間)						出勤日数 (日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	144.2	166.9	138.9	152.7	5.3	14.2	19.6	20.1
鉱 業	160.3	182.9	155.1	164.0	5.2	18.9	20.7	22.0
連 股 業	158.0	174.1	152.4	160.0	5.6	14.1	20.2	21.0
製 造 業	150.7	168.9	145.2	153.7	5.5	15.2	19.6	19.9
食 料 品 , 飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ 製 造 業	140.7	174.6	135.2	159.2	5.5	15.4	19.8	20.9
織 維 工 業	156.7	171.2	152.9	160.0	3.8	11.2	20.5	20.9
衣服その他の繊維製品製造業	161.4	173.4	157.4	165.4	4.0	8.0	20.9	21.3
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	169.7	186.7	162.2	167.1	7.5	19.6	21.2	21.6
出版・印刷・関連産業	160.5	176.5	150.0	155.2	10.5	21.3	20.0	20.5
化 学 工 業	146.6	158.4	141.7	149.2	4.9	9.2	18.9	19.6
窯業・土石製品製造業	154.3	169.2	149.6	155.8	4.7	13.4	19.9	20.5
金 属 製 品 製 造 業	153.4	172.7	146.8	154.8	6.6	17.9	19.6	20.0
一 般 機 械 器 具 製 造 業	150.3	168.2	145.0	153.4	5.3	14.8	19.2	19.7
電 気 機 械 器 具 製 造 業	149.6	167.8	143.7	151.3	5.9	16.5	19.1	19.3
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	152.1	168.0	146.8	152.3	5.3	15.7	19.1	19.4
精 密 機 械 器 具 製 造 業	150.2	165.1	145.2	153.6	5.0	11.5	19.3	19.6
電気・ガス・熱供給・水道業	146.1	158.4	141.0	145.3	5.1	13.1	18.8	19.1
運 輸 ・ 通 信 業	143.1	179.3	137.3	157.3	5.8	22.0	19.5	20.7
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	132.2	161.1	128.6	152.9	3.6	8.2	19.7	20.5
金 融 ・ 保 險 業	142.9	156.8	136.9	146.5	6.0	10.3	19.1	19.8
不 動 産 業	139.8	162.2	133.7	151.2	5.9	11.0	19.9	20.2
サ ー ビ ス 業	144.6	158.9	138.3	147.0	5.8	11.9	19.7	19.7

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成6年）

付表 5 9 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %)

年	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する 出産者の割合
昭和 4 6 年	2 . 4	6 . 2
4 8	2 . 5	6 . 0
4 9	2 . 7	6 . 4
5 1	2 . 7	5 . 8
5 3	2 . 7	5 . 5
5 6	2 . 4	4 . 7
6 0	2 . 0	3 . 8
6 3	1 . 8	3 . 4
平成 3 年	1 . 4	2 . 8

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 53年以前は教育を含まない。以下同じ。

付表 6 0 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和 4 0 年	3 4 . 4	4 6 . 4
4 6	3 6 . 4	4 6 . 6
4 8	3 5 . 1	4 7 . 3
4 9	3 6 . 2	4 7 . 9
5 1	3 6 . 4	4 8 . 7
5 3	3 6 . 6	4 8 . 3
5 6	3 8 . 5	4 8 . 8
6 0	3 6 . 4	4 9 . 7
6 3	3 7 . 0 (4 6 . 5)	5 6 . 0 (6 4 . 4)
平成 3 年	3 8 . 5 (5 2 . 4)	5 8 . 1 (5 8 . 8)

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) () は多胎の場合である。

付表 6 1 妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合

(単位 %)

年	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭和 4 0 年	1 2 . 4	2 8 . 8
4 6	1 0 . 9	2 4 . 2
4 8	1 1 . 0	2 1 . 2
4 9	1 2 . 2	1 8 . 7
5 1	1 1 . 3	2 2 . 7
5 3	8 . 4	2 4 . 1
5 6	5 . 7	2 7 . 5
6 0	3 . 9	2 5 . 4
6 3	4 . 5	2 7 . 6
平成 3 年	6 . 0	1 9 . 7

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 2 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

年	休暇請求者がいた 事業所の割合 (%)	休暇請求者の割合 (%)	請求者 1 人当たり 年間休暇請求回数 (回)	請求者 1 人当たり 平均年間休暇日数 (日)
昭和 4 0 年	3 7 . 5	2 6 . 2	5 . 1	8 . 3
4 6	3 4 . 4	2 2 . 8	5 . 9	8 . 0
4 8	3 1 . 2	2 1 . 2	6 . 5	9 . 2
4 9	3 1 . 9	2 0 . 0	6 . 9	9 . 1
5 1	3 3 . 7	1 6 . 6	7 . 2	9 . 1
5 3	3 3 . 1	1 6 . 0	6 . 7	8 . 4
5 6	2 8 . 1	1 3 . 4	5 . 8	7 . 7
6 0	2 3 . 7	9 . 2	5 . 8	7 . 7
6 3	1 9 . 3	6 . 0	4 . 8	5 . 7
平成 3 年	1 8 . 8	7 . 0	4 . 1	5 . 1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 3 妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び出産後の通 院休暇ありの事業所	妊娠中の通勤緩和措置 ありの事業所	妊娠障害休暇ありの 事業所
昭和 5 1 年	1 8 . 6	1 5 . 2	1 0 . 8
5 3	2 2 . 2	1 4 . 2	1 1 . 4
5 6	2 5 . 8	2 0 . 0	1 8 . 1
6 0	2 5 . 0	1 8 . 1	1 6 . 7
6 3	2 7 . 4	2 4 . 3	1 9 . 1
平成 3 年	2 7 . 5	2 0 . 0	1 8 . 9

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 4 妊娠・出産による退職者の割合（妊産婦＝100.0）

(単位 %)

昭和 35年	40	45	48	49	51	53	56	60	63	平成 3 年
35.9	49.3	47.5	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4	31.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 5 女子再雇用制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和60年	63年	平成2年	5年
計	5.6	16.6	14.8	19.7
製 造 業	7.9	18.8	17.4	18.6
運 輸 ・ 通 信 業	0.3	8.0	6.1	9.3
卸売・小売業, 飲食店	8.5	22.8	16.0	23.0
金 融 ・ 保 険 業	6.6	15.8	32.6	51.6
サ ー ビ ス 業	3.6	16.9	12.9	18.3
500人以上	13.5	19.7	20.8	29.6
100～499人	6.7	17.7	19.5	21.9
30～99人	5.2	16.3	13.7	19.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 6 6 介護休業制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和56年	60年	63年	平成2年	5年
計	8.7	11.4	13.6	13.7	16.3
製 造 業	5.1	4.0	6.2	7.3	14.2
運 輸 ・ 通 信 業	12.7	12.8	11.0	10.6	15.7
卸売・小売業, 飲食店	4.4	5.1	8.3	8.5	17.4
金 融 ・ 保 険 業	9.7	12.4	14.8	7.4	41.0
サ ー ビ ス 業	16.1	24.1	25.6	28.2	11.6
500人以上	12.4	13.6	13.6	20.0	51.9
100～499人	8.3	8.5	11.0	13.1	22.5
30～99人	8.8	12.0	14.2	12.9	14.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 6 7 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入	世帯主収入		可処分所得	消 費 支 出	世帯人員	有業人員	実収入に占める世帯主の収入(うち女)の割合
		円	円					
昭和40年	65,141	54,111	2,823	59,557	49,335	4.13	1.53	4.3
45	112,949	94,632	5,049	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5
50	236,152	198,316	15,294	215,509	166,032	3.82	1.50	6.5
55	349,686	293,362	24,397	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0
56	367,111	307,533	26,207	317,279	251,275	3.80	1.51	7.1
57	393,014	327,120	29,747	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6
58	405,517	337,395	31,960	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9
59	424,025	351,413	34,698	359,353	282,716	3.79	1.57	8.2
60	444,846	367,036	35,677	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0
61	452,942	373,267	37,393	379,520	293,630	3.78	1.57	8.3
62	460,613	376,242	38,302	387,314	295,915	3.77	1.62	8.3
63	481,250	394,956	43,195	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0
平成元	495,849	410,117	40,892	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2
2	521,757	430,670	44,101	440,539	331,595	3.70	1.64	8.5
3	548,769	448,226	49,621	463,882	345,473	3.71	1.66	9.0
4	563,855	462,253	51,058	473,738	352,820	3.69	1.68	9.1
5	570,545	468,324	51,562	478,155	355,276	3.65	1.68	9.0
6	567,174	468,000	48,801	481,178	353,116	3.63	1.67	8.6

資料出所：総務庁統計局「家計調査」
注) 1 世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表 6 8 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
(勤労者世帯)

項 目	月 平 均 額 (円)		構 成 比 (%)	
	核 家 族 共 世	世帯主のみ 働いている 核家族世帯	核 家 族 共 世	世帯主のみ 働いている 核家族世帯
実 収 入	625,422	509,029	100.0	100.0
勤 め 先 収 入	595,807	480,948	95.3	94.5
世 帯 主 収 入	468,852	480,948	75.0	94.5
定 期 収 入	368,533	379,486	58.9	74.6
臨 時 収 入 ・ 賞 与	100,319	101,462	16.0	19.9
世帯主の配偶者の収入(うち女)	126,667	0	20.3	—
他 の 世 帯 員 収 入	0	0	0.0	—
事 業 ・ 内 職 収 入	8,183	917	1.3	0.2
他 の 経 常 収 入	7,601	15,859	1.2	3.1
可 処 分 所 得	532,581	430,325	—	—
消 費 支 出	373,866	327,663	100.0	100.0
食 料	82,185	76,008	22.0	23.2
外 食	16,619	13,150	4.4	4.0
住 居	24,252	25,839	6.5	7.9
家 賃 地 代	17,937	19,951	4.8	6.1
光 熱 ・ 水 道	18,018	17,807	4.8	5.4
家 具 ・ 家 事 用 品	13,161	12,066	3.5	3.7
被 服 及 び 履 物	23,322	20,192	6.2	6.2
洋 服	9,407	8,126	2.5	2.5
保 健 医 療	8,709	10,376	2.3	3.2
交 通 ・ 通 信	39,292	35,399	10.5	10.8
自 動 車 等 関 係	24,509	20,857	6.6	6.4
教 育	27,023	17,156	7.2	5.2
教 養 興 業	38,146	34,425	10.2	10.5
そ の 他 の 消 費 支 出	99,758	78,395	26.7	23.9
諸 攤 費	20,341	15,755	5.4	4.8
こづかい(使途不明)	34,991	30,023	9.4	9.2
交 際 費	31,439	26,642	8.4	8.1
仕 送 り 金	12,987	5,975	3.5	1.8
土 地 家 屋 借 金 返 済	47,419	25,383	8.9	5.9
平 均 消 費 性 向 (%)	70.2	76.1	*71.6	*75.7
金 融 資 産 純 増 率 (%)	19.6	15.5	*19.2	*15.2

資料出所：総務庁統計局「家計調査」(平成6年)

- 注) 1 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。
 2 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。
 3 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。
 4 *印は5年の数値を示す。

付表 6 9 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

年	総 数			女		
	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6
57	4,012	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7
62	4,346	506	11.6	1,581	365	23.1
63	4,454	533	12.0	1,635	386	23.6
平成元	4,592	602	13.1	1,713	432	25.2
2	4,748	722	15.2	1,795	501	27.9
3	4,906	802	16.3	1,875	550	29.3
4	5,018	868	17.3	1,930	592	30.7
5	5,099	929	18.2	1,962	623	31.8
6	5,135	967	18.8	1,989	647	32.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう（季節的、不規則的雇用者を含む。）。
- 2 雇用者数は休業者を除く。
- 3 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表70 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気・ 給・水 道・ ガス・ 熱	運 輸・ 通 信 業	卸 売・ 小 売 業・ 食 店	金 融・ 保 険 業・ 不動 産 業	サ ー ビ ス 業	公 務
実 数 (万 人)	昭和50年	198	0	0	10	56	1	7	55	11	53	4
	55	256	0	0	13	65	1	7	84	13	69	5
	56	260	0	0	13	66	1	8	89	13	73	5
	57	284	0	0	14	67	1	8	98	15	78	5
	58	306	0	0	14	68	1	8	109	14	85	5
	59	328	1	0	13	77	1	8	118	16	90	6
	60	333	1	0	14	80	1	8	117	15	91	6
	61	352	0	0	15	83	1	9	124	17	98	5
	62	365	1	0	16	79	1	10	132	17	104	5
	63	386	0	0	16	82	1	10	141	19	109	5
	平成元	432	0	0	18	94	1	13	154	23	122	6
	2	501	0	0	20	107	1	14	173	30	144	9
	3	550	1	0	23	120	1	16	189	32	157	8
	4	592	1	0	24	126	1	18	205	33	172	9
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	0.5	3.5	27.8	5.6	26.8	2.0
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	0.4	2.7	32.8	5.1	27.0	2.0
	56	100.0	0.0	0.0	4.9	24.8	0.4	3.0	33.5	4.9	27.4	1.9
	57	100.0	0.0	0.0	4.9	23.6	0.4	2.8	34.5	5.3	27.5	1.8
	58	100.0	0.0	0.0	4.6	22.2	0.3	2.6	35.6	4.6	27.8	1.6
	59	100.0	0.0	0.0	4.0	23.5	0.3	2.4	36.0	4.9	27.4	1.8
	60	100.0	0.3	0.0	4.2	24.0	0.3	2.4	35.1	4.5	27.3	1.8
	61	100.0	0.0	0.0	4.3	23.6	0.3	2.6	35.2	4.7	27.8	1.7
	62	100.0	0.3	0.0	4.4	21.6	0.3	2.7	36.2	4.7	28.5	1.4
	63	100.0	0.0	0.0	4.1	21.2	0.3	2.6	36.5	4.9	28.2	1.3
	平成元	100.0	0.0	0.0	4.2	21.8	0.2	3.0	35.6	5.3	28.2	1.4
	2	100.0	0.0	0.0	4.0	21.4	0.2	2.8	34.5	6.0	28.7	1.8
	3	100.0	0.2	0.0	4.2	21.8	0.2	2.9	34.4	5.8	28.5	1.5
	4	100.0	0.2	0.0	4.1	21.3	0.2	3.0	34.6	5.6	29.1	1.5
女 短 時 間 雇 用 者 数 の 割 合 め る (%)	昭和50年	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	25.0	18.9	19.2	15.7	17.4	13.3
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	25.0	18.4	24.2	16.0	18.2	15.2
	56	19.6	0.0	0.0	22.8	16.9	25.0	21.1	25.0	15.5	18.5	15.6
	57	20.5	0.0	0.0	23.7	17.3	25.0	21.1	26.5	17.0	19.3	15.2
	58	21.1	0.0	0.0	24.1	16.9	25.0	20.0	28.5	15.7	19.5	14.7
	59	22.1	*	0.0	23.2	18.5	25.0	20.5	29.6	17.8	20.3	18.8
	60	22.0	*	0.0	24.6	18.6	25.0	19.5	29.0	16.7	20.0	17.1
	61	22.7	0.0	0.0	26.8	19.4	25.0	20.9	29.7	17.9	21.0	17.6
	62	23.1	*	0.0	28.6	18.7	25.0	23.3	30.6	16.8	21.5	15.2
	63	23.6	0.0	0.0	26.2	18.9	25.0	23.3	31.5	18.1	21.7	15.6
	平成元	25.2	0.0	0.0	27.3	20.8	25.0	27.1	33.0	20.9	23.2	18.8
	2	27.9	0.0	0.0	28.2	23.0	25.0	28.0	35.5	25.2	25.9	25.7
	3	29.3	*	0.0	29.5	24.9	25.0	30.2	37.1	26.9	26.2	22.2
	4	30.7	*	0.0	30.0	25.9	25.0	31.0	38.7	27.3	28.4	24.3
	5	31.8	*	0.0	31.3	26.5	20.0	31.7	40.1	27.3	29.5	26.9
	6	32.5	*	0.0	30.6	26.8	20.0	33.9	41.3	28.1	30.5	30.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 付表70 注) 1, 2に同じ。

2 「*」は、実数が少ないため表示していない。

付表 7 1 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移 (非農林業)

区 分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
実 数 (万 人)	昭和50年	198	98	25	19	37	19
	55	256	134	33	25	42	24
	56	266	139	34	26	42	23
	57	284	149	38	29	45	22
	58	306	162	41	31	48	24
	59	328	171	44	33	34	26
	60	333	173	45	37	51	26
	61	352	180	47	41	57	27
	62	365	189	49	41	59	27
	63	386	195	56	44	63	28
	平成元	432	208	62	53	77	31
	2	501	228	71	64	96	40
	3	550	248	79	73	108	39
	4	592	261	87	80	118	43
	5	623	269	94	86	123	49
	6	647	271	98	93	130	53
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	49.5	12.6	9.6	18.7	9.6
	55	100.0	52.3	12.9	9.8	16.4	9.4
	56	100.0	52.3	12.8	9.8	15.8	8.6
	57	100.0	52.5	13.4	10.2	15.8	7.7
	58	100.0	52.9	13.4	10.1	15.7	7.8
	59	100.0	52.1	13.4	10.1	16.5	7.9
	60	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	61	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	62	100.0	51.8	13.4	11.2	16.2	7.4
	63	100.0	50.5	14.5	11.4	16.3	7.3
	平成元	100.0	48.1	14.4	12.3	17.8	7.2
	2	100.0	45.5	14.2	12.8	19.2	8.0
	3	100.0	45.1	14.4	13.3	19.6	7.1
	4	100.0	44.1	14.7	13.5	19.9	7.3
	5	100.0	43.2	15.1	13.8	19.7	7.9
	6	100.0	41.9	15.1	14.4	20.1	8.2
女短 時 間 雇 用 者 数 の 割 合 (%)	昭和50年	17.4	22.7	14.0	12.3	15.5	14.5
	55	19.3	26.1	15.1	13.6	16.8	15.4
	56	19.6	26.3	15.2	13.4	16.4	14.6
	57	20.5	27.4	16.6	14.6	17.4	14.2
	58	21.1	28.9	17.2	14.6	17.5	14.7
	59	22.1	29.9	17.8	15.3	18.9	16.0
	60	22.0	29.7	17.8	16.1	18.0	16.0
	61	22.7	30.3	18.2	17.2	19.5	16.6
	62	23.1	31.2	18.7	16.9	19.4	16.5
	63	23.6	31.7	20.1	17.1	19.7	17.3
	平成元	25.2	32.4	21.5	19.9	22.1	18.9
	2	27.9	34.3	23.6	22.4	26.0	23.7
	3	29.3	35.8	25.3	23.8	28.1	22.5
	4	30.7	37.0	27.0	25.3	29.2	24.3
	5	31.8	37.9	28.2	26.5	30.1	26.9
	6	32.5	38.1	29.3	28.0	31.5	27.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表70 注) 1, 2に同じ。

付表72 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移

(単位 年)

年	計	産 業				規 模		
		製造業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100～999人	10～99人
昭和51年	2.9	3.0	2.8	—	—	2.9	2.8	2.9
55	3.3	3.4	3.0	—	3.6	3.3	3.3	3.4
56	3.4	3.6	3.2	—	3.4	3.5	3.3	3.5
57	3.4	3.6	3.1	—	3.4	3.6	3.3	3.4
58	3.6	3.8	3.3	—	3.5	3.8	3.4	3.6
59	3.8	4.0	3.6	—	3.4	4.0	3.6	3.8
60	3.9	4.0	3.9	—	3.6	4.3	3.8	3.9
61	4.0	4.3	3.9	—	3.6	4.4	3.9	3.9
62	4.2	4.5	4.2	—	4.0	4.6	4.1	4.2
63	4.1	4.5	4.0	—	3.7	4.3	4.1	4.0
平成元	4.3	4.7	4.1	3.0	3.7	4.3	4.3	4.2
2	4.5	5.0	4.5	2.9	4.0	4.9	4.4	4.4
3	4.6	5.2	4.5	3.0	4.1	4.9	4.6	4.5
4	4.8	5.6	4.5	3.4	4.0	5.1	4.7	4.6
5	4.6	5.6	4.3	3.8	3.9	4.7	4.7	4.5
6	4.9	5.9	4.6	4.3	4.1	5.2	4.8	4.7

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 産業別は特掲である。

付表 73 産業・職業別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移

年	計	産 業						規 模					
		製造業		卸売・小売業、飲食店		金融・保険業		サービス業		1,000人以上		100～999人	10～99人
		労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数
昭和55年	時間	6	23	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日
56	6	7	22	6	23	—	—	5	23	6	22	6	23
57	6	7	22	6	23	—	—	5	23	6	21	6	23
58	6	7	22	6	23	—	—	6	23	6	22	6	22
59	6	6	22	6	23	—	—	6	22	6	22	6	22
60	6	7	23	6	23	—	—	6	22	6	22	6	22
61	6	7	22	6	23	—	—	6	22	6	22	6	23
62	6	7	22	6	23	—	—	5	22	6	22	6	23
63	6	6	22	6	22	—	—	6	22	6	22	6	23
平成元	6.0	6.4	21.8	5.7	21.8	6.0	19.5	5.6	21.3	5.8	20.8	6.0	21.8
2	5.9	6.4	21.8	5.7	21.7	5.9	18.8	5.5	21.7	5.8	21.1	6.0	21.9
3	5.9	6.3	21.2	5.6	21.3	6.1	17.8	5.5	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4
4	5.8	6.2	20.9	5.6	21.0	6.0	17.7	5.4	21.0	5.7	20.1	5.8	21.2
5	5.7	6.2	20.1	5.5	19.7	5.9	17.5	5.4	20.0	5.5	19.1	5.8	20.1
6	5.7	6.2	20.6	5.4	20.0	5.9	17.9	5.4	20.5	5.2	19.4	5.7	20.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 産業別は特掲である。

2 昭和63年以前は小数点以下までとっていない。

付表 7 4 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり
所定内給与額の推移

区 分	昭和 5 5 年	5 9	6 0	平成 3	4	5	6
	円	円	円	円	円	円	円
年 計	492	572	595	770	809	832	848
1 8 ~ 1 9 歳	494	564	581	758	801	807	802
2 0 ~ 2 4	541	623	638	877	880	898	885
2 5 ~ 2 9	507	598	654	829	895	906	910
3 0 ~ 3 4	480	554	596	792	816	860	864
3 5 ~ 3 9	479	556	579	756	788	821	830
4 0 ~ 4 4	487	567	585	754	794	811	831
4 5 ~ 4 9	496	577	595	764	807	824	850
5 0 ~ 5 4	504	586	601	767	810	837	854
産 業							
製造業	466	540	561	713	750	769	783
卸売・小売業、飲食店	490	573	594	772	811	824	836
金融・保険業	—	—	—	889	942	945	929
サービス業	567	640	675	864	894	932	951
規 模							
1,000人以上	517	601	624	820	860	874	886
100~999人	494	575	602	769	815	841	849
10~99人	478	557	579	744	777	802	824

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。
2 産業別は特掲である。

付表 7 5 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

年	計	産 業				規 模		
		製造業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100~999人	10~99人
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和55年	72.8	82.4	61.1	—	71.6	108.2	68.5	60.4
56	79.2	91.9	67.4	—	68.4	123.0	76.4	62.5
57	76.9	91.7	64.6	—	68.1	117.6	72.4	62.3
58	77.5	91.9	68.2	—	62.5	115.8	76.0	60.7
59	78.8	91.0	73.0	—	60.3	120.0	75.1	63.7
60	84.2	99.1	74.7	—	66.8	123.7	85.2	67.4
61	83.6	102.6	72.7	—	60.1	128.3	85.6	64.0
62	82.4	97.4	69.9	—	76.5	112.4	83.5	67.9
63	76.5	89.6	72.5	—	56.9	96.8	82.7	62.4
平成元年	77.1	98.1	65.0	82.6	60.0	96.9	78.8	66.6
2	86.5	108.0	71.4	85.8	77.1	104.4	89.7	74.7
3	92.4	119.3	74.4	118.3	77.9	104.0	96.2	83.4
4	98.8	130.0	78.7	125.1	81.1	111.5	104.3	88.0
5	91.8	121.6	75.4	120.1	78.1	105.5	99.7	77.7
6	87.9	110.5	71.5	120.8	80.4	101.3	95.3	74.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 産業別は特掲である。

付表 7 6 家内労働従事者数の推移

区 分		昭 和 4 5 年	4 8 年	6 0 年	平 成 3 年	4 年	5 年	6 年
家内労働 従事者数		人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,223,200 (△3.2%)	人 891,600 (△6.3%)	人 816,500 (△8.4%)	人 745,000 (△8.8%)	人 657,300 (△11.8%)
家 内 労働者数		1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,149,000 (△3.2%)	848,200 (△6.1%)	778,300 (△8.2%)	710,200 (△8.7%)	628,600 (△11.8%)
内 別	性 女子	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,070,900 [93.2%]	794,500 [93.7%]	729,200 [93.7%]	665,400 [93.7%]	585,700 [93.5%]
	男子	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	78,100 [6.8%]	53,700 [6.3%]	49,100 [6.3%]	44,900 [6.3%]	40,900 [6.5%]
職 型 別	専 業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	76,200 [6.6%]	46,700 [5.5%]	43,400 [5.6%]	39,900 [5.6%]	35,600 [5.7%]
	内 職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,058,500 [82.1%]	792,300 [93.4%]	727,200 [93.4%]	663,000 [93.4%]	585,000 [93.4%]
	副 業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	14,300 [1.2%]	9,200 [1.1%]	7,700 [1.0%]	7,300 [1.0%]	6,000 [1.0%]
補助者数		205,900	196,800	74,200	43,400	38,300	34,700	30,700

資料出所：労働省「家内労働概況調査」

注) 1 () 内は対前年比率である。

2 [] 内は家内労働者数を100.0とした割合である。

付表 7 7 業種別家内労働者の推移

業 種	60 年		平成 4 年		5 年		6 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
合 計	1,070,900	78,100	729,200	49,100	685,400	44,900	585,700	40,900
食 料	15,300	300	8,100	200	7,700	200	7,400	200
織 造 工 業	180,600	21,100	87,200	13,300	76,300	12,000	50,400	9,400
衣服・その他の繊維製品	345,000	10,500	251,700	8,100	234,300	7,900	229,200	8,100
木材・木製品 家具・装飾品	9,000	1,500	5,900	1,000	7,200	1,000	5,700	800
紙 ・ 紙 加 工 品	56,900	1,200	35,800	900	33,800	900	25,900	800
印刷 ・ 同 関 連	24,000	1,100	17,800	700	15,600	600	14,600	600
ゴム 製 品	23,300	3,100	18,300	1,400	17,300	1,300	15,800	1,300
皮革 製 品	20,700	7,400	12,200	4,800	10,900	4,400	9,700	3,800
窯業 ・ 土 石 製 品	8,000	2,200	6,400	1,000	5,700	1,200	5,300	1,100
金 属 製 品	11,700	8,300	7,600	3,800	7,200	2,600	6,400	2,400
電気機械器具	192,400	5,600	148,900	5,000	135,900	4,700	115,400	4,600
機械器具等	37,000	4,400	27,700	2,900	25,800	2,700	23,000	2,500
その他の(雑貨等)	147,000	10,400	99,800	6,000	87,300	5,500	77,000	5,100

資料出所：労働省「家内労働状況調査」

付表 78 会社を選ぶとき、どのような要因を最も重視したか

	実数	自分 の能力・個性が 活かせるから	給料が 高いから	仕事がおもしろいから	技術が 覚えられから	会社の将来性を 考えて	一流会社だから	実力主義の会社だから	経営者に 能力を感じた	労働時間が 短く、休日 が多いから	家賃・生 活コストが安 いから	地理的条 件がいいから	先輩が多いから	とにかく 行きたいから	その他
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
性別	総数	3,518	25.7	4.5	11.6	9.7	18.0	2.7	6.0	2.5	1.4	3.7	0.3	4.0	8.9
	男性	2,365	24.9	3.7	12.9	9.6	21.2	2.7	7.5	2.0	0.7	2.2	0.2	4.0	7.7
	女性	1,148	27.5	6.2	9.0	9.9	11.4	2.7	2.9	3.5	2.8	6.7	0.5	4.0	11.3
年齢	16歳以下	3	—	—	33.3	33.3	—	—	—	—	33.3	—	—	—	—
	17歳	20	10.0	10.0	5.0	30.0	10.0	5.0	10.0	—	5.0	5.0	—	—	10.0
	18歳	772	25.6	7.3	7.6	13.7	14.1	4.3	2.6	2.5	3.9	4.3	0.8	4.1	7.8
	19歳	58	17.2	10.3	6.9	29.3	5.2	1.7	6.9	3.4	—	8.6	—	3.4	6.2
	20歳	467	26.6	7.3	7.3	6.2	17.8	2.1	6.0	3.2	0.6	7.7	0.2	4.1	9.4
年齢別	21歳	130	24.6	1.5	10.8	10.8	12.3	2.3	6.2	3.1	3.8	6.9	1.5	5.4	9.2
	22歳	915	23.7	2.6	15.1	6.9	21.3	2.2	7.2	3.0	0.7	2.8	0.1	4.3	9.2
	23歳	581	24.5	3.1	13.4	9.4	22.2	3.2	7.0	1.8	0.1	1.8	—	3.5	9.5
	24歳	293	31.1	2.7	14.0	7.2	16.4	1.0	8.5	2.0	—	1.0	0.3	4.4	10.6
	25歳以上	179	35.8	2.8	14.5	11.7	14.5	1.1	6.1	0.5	0.6	2.2	—	2.8	6.7
学歴	普通高 校卒	483	23.2	5.6	8.5	14.7	13.0	3.7	2.9	3.1	5.0	5.6	0.4	4.6	8.7
	職業高 校卒	292	27.7	9.6	7.2	11.0	15.1	4.1	4.1	3.1	2.1	3.1	1.0	3.8	6.5
	工業高 校卒	64	21.9	4.7	14.1	20.3	17.2	1.6	—	1.6	4.7	6.3	—	1.6	4.7
	短大卒	268	26.9	6.7	7.1	2.2	16.8	2.6	4.9	3.4	1.5	9.7	—	4.1	12.7
	大学卒	1,793	24.5	2.9	14.3	7.5	22.0	2.5	7.8	2.5	0.4	2.0	0.1	4.0	9.0
学歴別	大学院卒	143	42.0	—	21.0	9.8	12.6	1.4	0.7	—	0.7	1.4	0.7	1.4	8.4
	専修学校卒	335	28.1	8.1	6.9	12.8	13.4	2.1	8.1	1.5	0.6	6.0	0.3	4.5	6.6
	各種学校卒	102	21.6	2.0	7.8	20.5	8.8	—	3.9	2.9	—	4.9	2.9	5.9	15.7
	その他	37	29.7	2.7	5.4	18.9	10.8	8.1	2.7	2.7	2.7	—	—	2.7	10.8

資料出所：御社会経済生産性本部、御日本経済青年総連会「新入社員働くことの意識調査」（平成7年度）

付表 7 9 労働者の過

時 期、産 業	管 理			専門・技術			事 務			販		
	不足	過剩	D.I.	不足	過剩	D.I.	不足	過剩	D.I.	不足	過剩	
6 年 11 月 調 査	調 査 産 業 計	2	19	△17	17	8	9	3	19	△16	11	8
	建 設 業	4	11	△ 7	36	2	34	7	11	△ 4	12	3
	製 造 業	2	24	△22	16	11	5	2	24	△22	9	7
	消費関連業種	2	15	△13	15	5	10	4	11	△ 7	16	9
	素材関連業種	2	23	△21	15	14	1	1	25	△24	7	6
	機械関連業種	2	28	△26	18	11	7	1	28	△27	6	6
	運輸・通信業	5	11	△ 6	9	4	5	5	9	△ 4	9	4
	卸売・小売業、飲食店	3	16	△13	11	2	9	4	18	△14	17	11
サ ー ビ ス 業	2	11	△ 9	17	7	10	3	10	△ 7	10	6	
7 年 2 月 調 査	調 査 産 業 計	4	20	△16	17	8	9	4	20	△16	12	7
	建 設 業	6	12	△ 6	33	4	29	6	9	△ 3	7	5
	製 造 業	3	24	△21	15	10	5	3	24	△21	9	6
	消費関連業種	4	12	△ 8	17	4	13	6	12	△ 6	14	4
	素材関連業種	4	24	△20	13	11	2	2	24	△22	10	7
	機械関連業種	1	30	△29	16	12	4	2	29	△27	6	7
	運輸・通信業	4	8	△ 4	13	5	8	8	13	△ 5	8	2
	卸売・小売業、飲食店	4	21	△17	10	4	6	5	19	△14	19	10
サ ー ビ ス 業	5	9	△ 4	21	9	12	5	11	△ 6	10	6	
7 年 5 月 調 査	調 査 産 業 計	2	20	△18	15	9	6	2	19	△17	12	7
	建 設 業	4	13	△ 9	25	8	17	4	11	△ 7	7	7
	製 造 業	2	25	△23	15	11	4	1	24	△23	10	5
	消費関連業種	3	12	△ 9	13	3	10	1	11	△10	12	6
	素材関連業種	3	28	△23	13	12	1	1	25	△24	11	4
	機械関連業種	2	29	△27	18	13	5	2	28	△26	9	6
	運輸・通信業	1	10	△ 9	7	4	3	4	13	△ 9	6	4
	卸売・小売業、飲食店	1	15	△15	8	8	1	2	17	△15	17	10
サ ー ビ ス 業	4	9	△ 5	16	5	11	2	9	△ 7	13	7	
7 年 8 月 調 査	調 査 産 業 計	2	19	△17	14	9	5	3	18	△15	10	7
	建 設 業	4	15	△11	25	9	16	4	12	△ 8	7	9
	製 造 業	2	23	△21	12	10	2	2	22	△20	6	5
	消費関連業種	3	12	△ 9	9	3	6	2	13	△11	11	7
	素材関連業種	2	22	△20	9	10	△ 1	2	23	△21	7	2
	機械関連業種	2	28	△26	16	13	3	1	26	△25	4	7
	運輸・通信業	3	11	△ 8	6	4	2	6	12	△ 6	11	2
	卸売・小売業、飲食店	1	18	△17	10	6	4	3	16	△13	14	10
サ ー ビ ス 業	4	11	△ 7	16	6	10	5	8	△ 2	12	6	

資料出所：労働省「労働経済動向調査」

不足状況判断（職種別）

（%及びポイント）

売	サービス			運輸・通信			技能工			単純工			
	D.I.	不足	過剰	D.I.	不足	過剰	D.I.	不足	過剰	D.I.	不足	過剰	D.I.
	3	8	6	2	13	5	8	18	12	6	16	16	0
	9	6	—	6	2	2	0	37	3	34	27	6	21
	2	3	5	△ 2	2	5	△ 3	17	14	3	16	19	△ 3
	7	1	8	△ 7	6	6	0	21	11	10	21	15	△ 6
	1	2	5	△ 3	1	7	△ 6	15	17	△ 2	15	21	△ 6
	0	4	3	1	2	3	△ 1	17	14	3	14	19	△ 5
	5	5	5	0	42	5	37	10	4	6	14	5	9
	6	7	7	0	4	4	0	6	5	1	8	6	2
	4	23	8	15	3	1	2	16	5	11	14	7	7
	5	9	6	3	12	3	9	20	12	8	18	17	1
	2	4	2	2	6	4	2	36	3	33	27	8	19
	3	4	4	0	2	3	△ 1	19	14	5	18	19	△ 1
	10	4	4	0	5	1	4	21	6	15	19	17	2
	3	2	2	0	1	4	△ 3	18	15	3	16	20	△ 4
	△ 1	5	5	0	2	3	△ 1	19	16	3	18	19	△ 1
	6	10	2	8	36	4	32	14	3	11	21	6	15
	8	10	9	1	4	3	1	11	6	5	12	7	5
	4	23	9	14	2	4	△ 2	22	4	18	19	3	16
	5	7	7	0	11	5	6	18	12	6	14	17	△ 3
	0	4	4	0	0	5	△ 5	31	6	25	21	20	1
	5	3	4	△ 1	2	4	△ 2	18	13	5	14	18	△ 4
	6	1	1	0	3	3	0	23	6	17	18	14	4
	7	0	3	△ 3	1	3	△ 2	17	14	3	12	20	△ 8
	3	5	5	0	2	4	△ 2	16	16	0	13	19	△ 6
	2	5	5	0	35	6	29	6	4	2	5	8	△ 3
	7	9	10	△ 1	4	8	△ 4	5	8	△ 3	11	12	△ 1
	8	16	13	3	0	6	△ 6	16	8	8	23	8	15
	3	7	6	1	9	5	4	14	14	0	11	16	△ 5
	△ 2	5	6	△ 1	2	2	0	27	8	19	22	12	10
	1	2	5	△ 3	1	5	△ 4	13	16	△ 3	11	18	△ 7
	4	—	3	△ 3	1	5	△ 4	18	7	11	16	15	1
	5	—	3	△ 3	2	4	△ 2	10	15	△ 5	8	17	△ 9
	△ 3	4	6	△ 2	1	6	△ 5	14	19	△ 5	10	21	△ 11
	9	8	3	5	31	8	23	6	6	0	8	8	0
	4	8	8	0	1	4	△ 3	9	8	1	7	10	△ 3
	6	20	9	11	1	—	1	12	4	8	10	4	6

付表 8 0 新規卒業者企業規模。

		平成 6 年								
		女 子					男 子			
		計	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	計	中学卒	高校卒	短大卒
入 職 者 数	計	490.2	12.0	232.2	177.2	68.8	513.7	20.6	240.2	57.3
	1,000人以上	128.3	4.4	56.2	43.8	24.0	137.1	2.2	52.3	6.5
	300～999人	68.5	1.1	28.2	28.7	11.5	84.7	0.3	34.3	11.2
	100～299人	87.5	1.6	44.0	28.4	13.6	95.1	1.4	44.6	11.8
	30～99人	90.8	2.9	44.9	34.5	8.5	85.0	3.9	46.5	13.1
	5～29人	105.3	2.0	57.3	36.2	9.8	91.7	12.8	58.2	13.7
構 成 比	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1,000人以上	26.2	36.7	24.2	24.7	34.9	26.7	10.7	21.8	11.3
	300～999人	14.2	9.2	12.1	16.2	16.7	18.4	1.5	14.3	19.5
	100～299人	17.8	13.3	18.9	16.0	19.8	18.5	6.8	18.6	20.6
	30～99人	18.5	24.2	19.3	19.5	12.4	16.5	18.9	19.4	22.9
	5～29人	21.5	16.7	24.7	20.4	14.2	17.9	62.1	24.2	23.9

資料出所：労働省「雇用動向調査」

学歴別入職者数及び構成比

(千人 %)

昭和 60 年										
大学卒	女 子					男 子				
	計	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	計	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒
195.6	473.3	24.6	252.2	134.9	61.7	465.2	37.1	212.7	32.9	182.6
76.1	169.5	7.2	85.3	51.5	25.5	146.4	1.9	70.5	7.1	66.8
49.0	82.7	2.2	44.5	21.1	15.0	92.2	1.2	27.6	7.4	56.0
37.3	86.0	5.3	52.7	17.2	10.9	79.5	8.1	39.9	5.7	25.8
21.4	60.1	4.6	33.5	16.5	5.5	64.4	13.2	28.3	4.7	18.3
7.0	57.0	5.3	32.0	16.6	3.1	72.4	12.6	41.6	7.1	11.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36.9	35.8	29.3	33.8	38.2	41.3	31.5	4.1	33.1	21.6	36.6
25.1	17.5	8.8	17.6	15.6	24.3	19.8	3.2	13.0	22.5	30.7
19.1	18.2	21.5	20.9	12.8	17.7	17.1	21.8	18.8	17.3	14.1
10.9	12.7	18.7	13.3	12.2	9.9	13.8	35.6	13.3	14.3	10.0
3.6	12.0	21.5	12.7	12.3	5.0	15.6	34.0	19.6	21.6	6.1

付表 81 職業別。

			総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60歳以上
就業者数	女性	平成6年	総数	2,614	69	342	263	200	236	328	344	301	368
			専門的・技術的職業従事者	936	5	63	58	41	44	42	33	22	22
			管理的職業従事者	20	0	0	0	0	1	2	3	4	6
			事務従事者	749	23	158	118	71	70	90	89	64	53
			販売従事者	363	12	44	31	24	28	45	52	46	52
			保安職業・サービス職業従事者	328	17	37	21	19	24	41	48	47	56
			農林漁業作業者	168	0	1	1	5	9	13	12	18	54
			運輸・通信従事者	18	1	2	1	1	1	2	2	1	1
			技能工・製造・建設作業者	492	7	30	26	30	46	73	85	80	91
			採掘作業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			労務作業者	135	3	5	5	7	12	18	19	20	33
	昭和59年	女性	総数	2,282	75	270	202	236	289	309	272	234	283
			専門的・技術的職業従事者	240	5	51	45	36	28	21	17	16	16
			管理的職業従事者	13	0	0	0	1	1	1	2	2	4
			事務従事者	561	29	134	78	61	71	67	49	36	30
			販売従事者	326	11	27	23	31	43	48	40	33	44
			保安職業・サービス職業従事者	270	12	22	16	25	36	43	37	32	37
			農林漁業作業者	244	1	3	7	14	15	19	29	39	76
			運輸・通信従事者	12	1	2	1	2	2	1	2	1	0
			技能工・製造・建設作業者	512	14	28	27	58	80	92	81	62	54
			採掘作業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			労務作業者	97	1	2	3	8	12	14	14	13	22
	平成6年	男性	総数	3,839	77	382	408	381	385	464	475	424	599
			専門的・技術的職業従事者	442	2	35	66	68	61	58	49	35	45
			管理的職業従事者	214	0	0	2	6	11	23	35	42	67
			事務従事者	489	6	45	56	55	60	67	66	55	63
			販売従事者	580	7	49	77	71	66	74	77	60	68
			保安職業・サービス職業従事者	275	13	45	28	25	25	31	30	24	35
			農林漁業作業者	202	1	3	5	6	9	15	13	15	56
			運輸・通信従事者	221	2	17	22	20	21	29	34	33	38
			技能工・製造・建設作業者	1,223	34	137	130	114	118	150	151	143	195
			採掘作業者	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			労務作業者	174	10	27	19	14	14	16	16	16	29
	昭和59年	男性	総数	3,485	75	277	374	464	483	443	390	361	436
			専門的・技術的職業従事者	287	1	22	45	48	43	31	26	27	33
			管理的職業従事者	200	0	0	2	9	18	30	34	37	51
			事務従事者	490	5	34	56	68	72	64	59	47	50
			販売従事者	544	8	44	73	67	91	73	65	39	46
			保安職業・サービス職業従事者	222	11	31	27	29	29	23	20	16	25
			農林漁業作業者	261	2	7	11	16	15	16	24	35	76
			運輸・通信従事者	216	2	14	20	30	36	38	31	27	16
			技能工・製造・建設作業者	1,154	36	106	126	160	165	155	134	119	120
			採掘作業者	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0
			労務作業者	123	9	16	12	13	12	11	11	12	19

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

年齡階級別就業者數

(人, %)

性 別	年 齡	職 業	年 齡 階 級										
			總 數	15~19歲	20~24歲	25~29歲	30~34歲	35~39歲	40~44歲	45~49歲	50~54歲	55~59歲	60歲以上
			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
女	平成6年	總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		專門的・技術的職業從事者	12.9	7.2	18.4	22.1	20.5	18.6	12.8	9.6	7.3	6.0	4.3
		管理的職業從事者	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.6	0.9	1.3	1.8	2.5
		事務從事者	28.7	33.3	45.2	44.9	35.5	29.7	27.4	25.9	21.3	14.4	8.6
		販売從事者	13.9	17.4	12.9	11.8	12.0	11.9	13.7	15.1	15.3	14.1	17.2
		保安職業・サービス職業從事者	12.5	24.6	10.8	8.0	9.5	10.2	12.5	14.0	15.6	15.2	9.8
		農林漁業作業者	8.4	0.0	0.3	0.4	2.5	3.8	4.0	3.5	5.3	14.7	35.0
		運輸・通信從事者	0.5	1.4	0.6	0.4	0.5	0.4	0.6	0.6	0.3	0.3	0.0
		技能工・製造・建設作業者	18.8	10.1	8.8	9.9	15.0	19.5	22.3	24.7	26.6	24.7	14.7
		採掘作業者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		勞務作業者	5.2	4.3	1.5	1.9	3.5	5.1	5.5	5.5	6.6	9.0	8.6
		總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
成 子	昭和59年	專門的・技術的職業從事者	10.5	6.7	18.9	22.3	15.3	9.7	8.8	6.3	6.8	5.7	3.6
		管理的職業從事者	0.6	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.3	0.7	0.9	1.4	1.8
		事務從事者	24.6	38.7	49.6	38.6	25.8	24.6	21.7	18.0	15.4	10.6	5.5
		販売從事者	14.3	14.7	10.0	11.4	13.1	14.9	15.9	14.7	14.1	15.5	21.8
		保安職業・サービス職業從事者	11.8	16.0	8.1	7.9	10.6	12.5	13.9	13.6	13.7	13.1	10.0
		農林漁業作業者	10.7	1.3	1.1	3.5	5.9	5.2	5.1	10.7	16.7	26.9	36.4
		運輸・通信從事者	0.5	1.3	0.7	0.5	0.8	0.7	0.3	0.7	0.4	0.0	0.0
		技能工・製造・建設作業者	22.4	18.7	10.4	13.4	24.5	27.7	29.8	29.8	26.5	19.1	13.6
		採掘作業者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		勞務作業者	4.3	1.3	0.7	1.5	3.4	4.2	4.5	5.1	5.6	7.8	7.3
		總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		專門的・技術的職業從事者	11.5	2.6	9.7	16.2	17.8	15.8	12.5	10.3	8.3	7.5	8.7
比 男	平成6年	管理的職業從事者	5.6	0.0	0.0	0.5	1.8	2.9	5.0	7.4	9.9	11.2	10.6
		事務從事者	12.7	7.8	12.4	13.7	14.4	15.6	14.4	13.9	13.0	10.5	5.7
		販売從事者	15.1	9.1	13.5	18.9	18.6	17.1	15.9	16.2	14.2	11.4	11.7
		保安職業・サービス職業從事者	7.2	16.9	12.4	6.9	6.8	6.5	6.7	6.3	5.7	5.8	6.8
		農林漁業作業者	5.3	1.3	0.8	1.2	1.6	2.3	3.2	2.7	3.5	9.3	29.4
		運輸・通信從事者	5.8	2.6	4.7	5.4	5.2	5.5	6.3	7.2	7.8	6.3	1.9
		技能工・製造・建設作業者	31.9	44.2	37.8	31.9	29.9	30.6	32.3	31.8	33.7	32.6	20.0
		採掘作業者	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		勞務作業者	4.5	13.0	7.5	4.7	3.7	3.6	3.4	3.4	3.8	4.8	4.9
		總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		專門的・技術的職業從事者	8.2	1.3	7.9	12.0	10.3	8.9	7.0	6.7	7.5	7.6	6.7
子	昭和59年	管理的職業從事者	5.7	0.0	0.0	0.5	1.9	3.7	6.8	8.7	10.2	11.7	10.0
		事務從事者	13.2	6.7	12.3	15.0	14.9	14.9	14.4	13.6	13.0	11.5	5.6
		販売從事者	15.6	10.7	15.9	19.5	18.8	18.8	16.5	14.1	10.8	10.6	15.6
		保安職業・サービス職業從事者	6.4	14.7	11.2	7.2	6.3	6.0	5.2	5.1	4.4	5.7	6.1
		農林漁業作業者	7.5	2.7	2.8	2.9	3.4	3.1	3.6	6.2	9.7	17.4	32.8
		運輸・通信從事者	6.2	2.7	5.1	5.3	6.5	7.5	8.6	7.9	7.5	3.7	1.1
		技能工・製造・建設作業者	33.1	48.0	38.3	33.7	34.5	34.2	35.0	34.6	33.0	27.5	17.8
		採掘作業者	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3	0.0	0.0
		勞務作業者	3.5	12.0	5.8	3.2	2.8	2.5	2.5	2.8	3.3	4.4	4.4
		總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

付表 8 2 企業規模別，年齢

			総数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
雇 用 者 数	総 数	平成 6 年	2,021	87	332	245	168	189	259	265	221	147	76	52
		平成元年	1,738	75	292	197	143	210	236	223	185	108	53	35
		昭和59年	1,508	71	255	167	160	186	204	173	137	86	40	27
	人	平成 6 年	3,181	72	344	384	348	340	394	395	345	277	162	120
		平成元年	2,910	74	285	347	337	394	393	349	289	239	123	80
		昭和59年	2,728	69	254	338	397	399	354	298	287	199	85	70
	5 人	平成 6 年	722	22	84	67	57	70	98	103	87	62	38	34
		平成元年	650	23	76	58	51	83	99	93	68	48	29	24
		昭和59年	580	22	68	52	61	80	86	72	57	40	22	17
	29 人	平成 6 年	957	28	102	99	88	90	112	113	103	89	71	62
		平成元年	901	30	86	88	93	115	115	104	89	80	54	45
		昭和59年	833	28	77	92	115	116	104	87	78	62	37	38
	30 5 人	平成 6 年	341	12	53	37	24	29	43	47	43	29	15	8
		平成元年	292	13	47	28	20	34	41	41	33	20	10	5
		昭和59年	250	12	37	22	24	31	38	33	26	16	8	4
	59 人	平成 6 年	488	11	54	54	49	49	58	57	54	47	32	23
		平成元年	450	13	48	51	48	55	57	52	46	41	25	14
		昭和59年	412	12	39	49	55	56	49	47	41	34	17	13
	100 5 人	平成 6 年	337	14	67	43	27	28	40	42	37	24	10	5
		平成元年	271	15	56	30	21	30	34	34	27	16	6	3
		昭和59年	219	15	45	24	22	23	29	27	19	11	4	2
	480 人	平成 6 年	521	12	63	67	59	55	61	62	53	46	27	17
		平成元年	470	13	53	62	57	63	60	54	45	35	19	10
		昭和59年	407	11	40	53	60	59	51	44	37	30	13	8
	300 5 人	平成 6 年	103	4	26	15	8	8	11	12	10	6	2	1
		平成元年	72	5	19	11	5	7	8	7	5	3	1	0
		昭和59年	59	6	17	8	5	6	6	5	4	2	1	0
	800 人	平成 6 年	189	4	23	28	24	22	22	22	19	15	7	4
		平成元年	152	3	17	23	19	21	21	19	14	10	5	2
		昭和59年	134	3	15	18	21	21	18	14	12	8	3	2
	1000 人	平成 6 年	316	13	78	54	29	25	35	35	25	14	6	3
		平成元年	280	18	75	45	21	30	31	28	17	10	4	2
		昭和59年	230	15	66	32	21	24	25	20	15	8	3	2
	以上	平成 6 年	674	12	72	99	85	76	90	92	77	49	13	7
		平成元年	598	10	56	81	75	89	94	82	59	38	10	4
		昭和59年	603	10	56	81	94	102	80	68	58	34	7	3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

階級別雇用者数及び構成比（非農林業）

（人、％）

				総数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
構 成 比	総 数	女	平成6年	100.0	3.3	16.4	12.1	8.3	9.4	12.6	13.1	10.9	7.3	3.8	2.6
			平成元年	100.0	4.3	16.8	11.3	8.2	12.1	13.6	12.8	9.5	6.2	3.0	2.0
			昭和59年	100.0	4.7	16.9	11.1	10.6	12.3	13.5	11.5	9.1	5.7	2.7	1.8
		男	平成6年	100.0	2.3	10.8	12.1	10.9	10.7	12.4	12.4	10.8	8.7	5.1	3.8
			平成元年	100.0	2.5	9.8	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	9.9	8.2	4.2	2.7
			昭和59年	100.0	2.5	9.3	12.4	14.6	14.6	13.0	10.9	9.8	7.3	3.1	2.6
	1 5 29 人	女	平成6年	100.0	3.0	11.6	9.3	7.9	9.7	13.6	14.3	12.0	8.6	5.3	4.7
			平成元年	100.0	3.5	11.7	8.6	7.8	12.8	15.2	14.3	10.5	7.4	4.5	3.7
			昭和59年	100.0	3.8	11.7	9.0	10.5	13.8	14.8	12.4	9.8	6.9	3.8	2.9
		男	平成6年	100.0	2.9	10.7	10.3	9.2	9.4	11.7	11.8	10.8	9.3	7.4	6.5
			平成元年	100.0	3.3	9.5	9.8	10.3	12.8	12.8	11.5	9.9	8.8	6.0	5.0
			昭和59年	100.0	3.4	9.2	11.0	13.8	13.9	12.5	10.4	9.4	7.4	4.4	4.6
	30 5 59 人	女	平成6年	100.0	3.5	15.5	10.9	7.0	8.5	12.6	13.8	12.6	8.5	4.4	2.3
			平成元年	100.0	4.5	16.1	9.6	6.8	11.6	14.0	14.0	11.3	6.8	3.4	1.7
			昭和59年	100.0	4.8	14.8	8.8	9.6	12.4	15.2	13.2	10.4	6.4	3.2	1.6
		男	平成6年	100.0	2.3	11.1	11.1	10.0	10.0	11.5	11.7	11.1	9.6	6.6	4.7
			平成元年	100.0	2.8	10.7	11.3	10.7	12.2	12.7	11.6	10.2	9.1	5.6	3.1
			昭和59年	100.0	2.9	9.5	11.9	13.3	13.6	11.9	11.4	10.0	8.3	4.1	3.2
	100 5 49 人	女	平成6年	100.0	4.2	19.9	12.8	8.0	8.3	11.9	12.5	11.0	7.1	3.0	1.5
			平成元年	100.0	5.5	20.7	11.1	7.7	11.1	12.5	12.5	10.0	5.9	2.2	1.1
			昭和59年	100.0	6.8	20.5	11.0	10.0	10.5	13.2	12.3	8.7	5.0	1.8	0.9
		男	平成6年	100.0	2.9	12.1	12.9	11.3	10.6	11.7	11.9	10.2	8.8	5.2	3.3
			平成元年	100.0	2.8	11.3	13.2	12.1	13.4	12.6	11.5	9.6	7.4	4.0	2.1
			昭和59年	100.0	2.7	9.8	13.0	14.7	14.5	12.5	10.8	9.1	7.4	3.2	2.0
	300 5 99 人	女	平成6年	100.0	3.9	25.2	15.5	7.8	7.8	10.7	11.7	9.7	5.8	1.9	1.0
			平成元年	100.0	6.9	26.4	15.3	6.9	9.7	11.1	9.7	6.9	4.2	1.4	0.0
			昭和59年	100.0	10.2	28.8	13.6	8.5	10.2	10.2	8.5	6.8	3.4	1.7	0.0
		男	平成6年	100.0	2.1	12.2	14.8	12.7	11.6	11.6	11.6	10.1	7.9	3.7	2.1
			平成元年	100.0	2.0	11.2	15.1	12.5	13.4	12.8	12.5	9.2	6.6	3.3	1.3
			昭和59年	100.0	2.2	11.2	13.4	15.7	15.7	13.4	10.4	9.0	6.0	2.2	1.5
	100 人 以上	女	平成6年	100.0	4.1	24.7	17.1	9.2	7.8	11.1	11.1	7.9	4.4	1.9	0.9
			平成元年	100.0	6.4	26.8	16.1	7.5	10.7	11.1	10.0	6.1	3.6	1.4	0.7
			昭和59年	100.0	6.5	28.7	13.9	9.1	10.4	10.9	8.7	6.5	3.5	1.3	0.9
		男	平成6年	100.0	1.8	10.7	14.7	12.6	11.3	13.4	13.6	11.4	7.3	1.9	1.0
			平成元年	100.0	1.7	9.4	13.5	12.5	14.9	15.7	13.7	9.9	6.4	1.7	0.7
			昭和59年	100.0	1.7	9.3	13.4	15.6	16.9	14.9	11.3	9.6	5.6	1.2	0.5

付表 8 3 規模、採用区分、新規学卒採用ありの企

		4 年制大卒以上					短 大 卒					
		採 用 あ り の 企 業 計	事務営業系		技 術 系		採 用 あ り の 企 業 計	事務営業系		採 用 あ り の 企 業 計	技 術 系	
			採用 あり	採用 なし	採用 あり	採用 なし		採用 あり	採用 なし		採用 あり	採用 なし
平成 6 年 度	合 計	[893社] 100.0	71.8	28.2	44.4	55.6	[675社] 100.0	98.2	1.8	[301社] 100.0	29.6	70.4
	5,000 人 以 上	100.0	89.4	10.6	69.6	30.4	100.0	99.2	0.8	100.0	40.0	60.0
	1,000～4,999人	100.0	77.6	22.4	46.6	53.4	100.0	98.5	1.5	100.0	26.4	73.6
	300～ 999人	100.0	55.9	44.1	30.3	69.7	100.0	96.6	3.4	100.0	25.7	74.3
	299 人 以 下	100.0	41.1	58.9	11.8	88.2	100.0	100.0	—	100.0	25.0	75.0
平成 7 年 度	合 計	[814社] 100.0	72.2	27.8	40.8	59.2	[515社] 100.0	98.6	1.4	[226社] 100.0	31.0	69.0
	5,000 人 以 上	100.0	86.1	13.9	59.5	40.5	100.0	100.0	—	100.0	37.5	62.5
	1,000～4,999人	100.0	77.7	22.3	43.9	56.1	100.0	98.5	1.5	100.0	31.0	69.0
	300～ 999人	100.0	55.2	44.8	27.1	72.9	100.0	96.3	1.7	100.0	24.1	75.9
	299 人 以 下	100.0	48.7	51.3	16.7	83.3	100.0	94.7	5.3	100.0	33.3	66.7

資料出所：(財)21世紀職業財団「新規学卒採用内定等調査」(平成7年3月)

業における女子の新規学卒者採用の有無別企業割合

(%)

専 門 学 校 卒						高 校 卒					
採 用 あ り の 企 業 計	事務営業系		採 用 あ り の 企 業 計	技 術 系		採 用 あ り の 企 業 計	事務営業系		採 用 あ り の 企 業 計	技 術 系	
	採用 あり	採用 なし		採用 あり	採用 なし		採用 あり	採用 なし		採用 あり	採用 なし
[358社]			[203社]			[534社]			[509社]		
100.0	83.2	16.8	100.0	28.1	71.9	100.0	94.9	5.1	100.0	36.7	63.3
100.0	84.2	15.8	100.0	47.2	52.8	100.0	96.6	3.4	100.0	49.4	50.6
100.0	88.5	13.5	100.0	25.5	74.5	100.0	95.5	4.5	100.0	39.5	60.5
100.0	77.7	22.3	100.0	19.6	80.4	100.0	93.6	6.4	100.0	29.4	70.6
100.0	77.3	22.7	100.0	40.0	60.0	100.0	87.5	12.5	100.0	18.8	81.3
[184社]			[147社]			[376社]			[396社]		
100.0	79.3	20.7	100.0	29.9	70.1	100.0	93.6	6.4	100.0	37.9	62.1
100.0	90.3	9.7	100.0	44.0	56.0	100.0	96.6	3.4	100.0	50.7	49.3
100.0	82.1	17.9	100.0	26.1	73.9	100.0	95.8	4.2	100.0	41.5	58.5
100.0	68.3	31.7	100.0	27.1	72.9	100.0	87.2	12.8	100.0	29.4	70.6
100.0	50.0	50.0	100.0	40.0	60.0	100.0	83.3	16.7	100.0	18.5	81.5

付表 8 4 募集区分、募集形態別企業割合 (M.A.)

(%)

			女子が応募できた企業				男子のみ募集
				男女共用募集	男女別枠募集	女子のみ募集	
4 年制 大学 以上	事務・営業	総計	平成 6 年 平成 7 年 (0.5)	93.1 93.6 (3.7)	6.9 5.5 (△ 1.4)	11.1 7.7 (△ 3.4)	6.9 6.4 (△ 0.5)
		総合職	平成 6 年 平成 7 年 (3.0)	91.2 94.2 (3.9)	0.9 0.5 (△ 0.4)	0.4 — (△ 0.4)	8.0 5.8 (△ 2.2)
		中間職	平成 6 年 平成 7 年 (11.1)	88.9 100.0 (27.8)	— 6.7 (6.7)	44.4 — (△ 44.4)	11.1 — (△ 11.1)
		一般職	平成 6 年 平成 7 年 (△ 0.1)	99.4 99.3 (11.6)	0.6 — (△ 0.6)	49.4 38.2 (△ 11.2)	0.6 0.7 (0.1)
		技術	平成 6 年 平成 7 年 (1.0)	87.0 88.0 (0.8)	1.4 1.5 (0.1)	0.2 0.3 (0.1)	13.0 12.0 (△ 1.0)
		営業事務	平成 6 年 平成 7 年 (0.4)	98.4 98.8 (1.6)	2.9 1.2 (△ 1.7)	68.0 57.3 (△ 10.7)	1.6 1.2 (△ 0.4)
	短 専 卒	技術	平成 6 年 平成 7 年 (7.0)	76.5 83.5 (4.9)	3.3 1.7 (△ 1.6)	8.7 8.9 (0.2)	23.5 16.5 (△ 7.0)
		営業事務	平成 6 年 平成 7 年 (△ 1.0)	97.3 96.3 (0.3)	12.7 12.8 (0.1)	46.3 45.0 (△ 1.3)	2.7 3.7 (1.0)
	高 校 卒	技術	平成 6 年 平成 7 年 (3.2)	62.3 65.5 (△ 1.2)	12.8 15.5 (2.7)	2.2 3.9 (1.7)	37.7 34.5 (△ 3.2)
		営業事務	平成 6 年 平成 7 年 (△ 1.0)	97.3 96.3 (0.3)	12.7 12.8 (0.1)	46.3 45.0 (△ 1.3)	2.7 3.7 (1.0)

資料出所：財団法人 21 世紀職業財団「新規学卒採用内定等調査」(平成 7 年 3 月)

注) 1 () 内は対前年差

2 「中間職」は「準総合職」と「専門職」の合計

付表 8 5 産業、規模、男子のみ配置転換の理由別男子のみ
配置転換の方針のある企業割合 (M. A.)

(%)

産 業 ・ 規 模	男子のみ 配置転換 の方針の ある企業 割合	女子は補 助的業務 が多い	女子は勤 続年数が 短い	女子には 家庭責任 がある	女子には 法制上の 制約があ る	女子は配 転を希望 しない	その他	回 答 な し
計	100.0	39.2	9.9	5.4	4.7	28.7	23.2	8.8
鉱 業	100.0	30.3	—	—	30.3	21.2	18.2	—
建 設 業	100.0	39.3	15.5	—	—	7.1	43.1	5.0
製 造 業	100.0	47.2	9.4	7.4	4.1	39.8	17.8	5.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	75.0	25.0	—	50.0	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	25.3	—	0.8	10.0	34.1	9.5	21.3
卸売・小売業、飲食店	100.0	38.9	19.7	4.5	—	21.4	30.3	4.4
金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	—	44.4	—	100.0	—	—
不 動 産 業	100.0	75.0	—	3.1	—	78.1	6.3	—
サ ー ビ ス 業	100.0	29.5	6.3	21.3	13.0	24.8	21.3	13.7
5,000 人 以 上	100.0	—	—	—	—	—	—	—
1,000～4,999人	100.0	53.8	51.3	—	2.6	69.2	23.1	—
300～999人	100.0	48.0	28.3	17.3	7.1	52.0	8.7	14.2
100～299人	100.0	32.8	18.7	6.3	12.7	35.2	8.8	14.8
30～99人	100.0	40.9	5.3	4.6	1.8	24.8	29.0	6.6

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

付表 8 6 企業規模別係長相当職以上の女子管理職の有無別企業割合

企 業 規 模	企業計	係長相当職以上 の女子管理職を 有する企業	係長相当職以上 の女子管理職を 有しない企業	回答なし
5,000 人 以 上	100.0	86.1(71.6)	12.8(26.8)	1.0(1.6)
1,000～4,999人	100.0	63.8(55.5)	35.2(44.0)	1.0(0.5)
300～999人	100.0	53.8(44.6)	46.0(54.7)	0.2(0.7)
100～299人	100.0	51.4(44.8)	47.8(55.0)	0.8(0.2)
30～99人	100.0	55.4(54.1)	43.3(45.7)	1.3(1.2)

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）（ ）は平成元年度

付表 8-7 勤め先での昇進について
一被傭者で正規の社員一

	該当者数	能力を發揮できれば特によい*	人並みの能力で昇進できればよい	特に昇進したい	人一倍の能力をして、昇進したい	努力しても、昇進は期待できない	その他	わからない
	人	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,168	37.2	29.6	14.2	11.4	5.5	0.5	1.5
(性・年齢)								
(男)								
20~29 歳	127	43.3	26.8	10.2	12.6	4.7	—	2.4
30~39 歳	205	44.4	31.2	9.8	12.2	2.4	—	—
40~49 歳	240	37.1	32.5	10.0	13.8	5.8	—	0.8
50~59 歳	189	31.2	37.6	10.6	12.7	4.2	1.1	2.6
60~64 歳	38	21.1	28.9	18.4	23.7	5.3	—	2.6
65 歳以上	17	35.3	17.6	23.5	23.5	—	—	—
(女)								
20~29 歳	108	46.3	14.8	23.1	5.6	8.3	0.9	0.9
30~39 歳	71	39.4	22.5	25.4	5.6	4.2	1.4	1.4
40~49 歳	100	30.0	29.0	20.0	7.0	11.0	1.0	2.0
50~59 歳	62	25.8	32.3	19.4	8.1	9.7	1.6	3.2
60~64 歳	9	33.3	33.3	22.2	—	—	—	11.1
65 歳以上	2	—	50.0	50.0	—	—	—	—

* 知識や技術・技能を生かして能力を發揮できれば、特に昇進にはこだわらない。

資料出所：総理府「勤労意識に関する世論調査」(平成4年)

付表 8 8 産業、規模、コース別雇用管理制度の導入の状況、導入予定別企業割合

(%)

産業・規模	計	導入している	導入年					導入してはいない		導入予定		回答なし
			昭和59年以前	昭和60年	昭和61年	昭和62年～63年	平成元年以降	回答なし	導入予定あり	導入予定なし	回答なし	
計	100.0	3.8 (100.0)	(31.1)	(2.9)	(11.1)	(13.4)	(33.0)	(8.6)	(4.7)	(94.9)	(0.5)	0.7
鉱業	100.0	3.8 (100.0)	(22.2)	(—)	(22.2)	(55.6)	(—)	(—)	(0.9)	(99.1)	(—)	0.9
建設業	100.0	1.7 (100.0)	(6.3)	(3.7)	(22.5)	(28.8)	(38.7)	(—)	(3.8)	(96.2)	(—)	1.2
製造業	100.0	2.7 (100.0)	(17.7)	(4.8)	(8.5)	(13.1)	(39.6)	(16.3)	(4.7)	(94.6)	(0.7)	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.6 (100.0)	(—)	(—)	(—)	(33.3)	(66.7)	(—)	(—)	(100.0)	(—)	0.9
運輸・通信業	100.0	0.9 (100.0)	(20.5)	(—)	(15.8)	(14.5)	(13.3)	(6.0)	(4.0)	(95.9)	(0.1)	1.1
卸売・小売業、飲食店	100.0	7.8 (100.0)	(48.8)	(2.4)	(7.8)	(9.7)	(29.9)	(1.3)	(5.7)	(93.8)	(0.4)	0.0
金融・保険業	100.0	24.2 (100.0)	(9.6)	(2.8)	(18.6)	(23.7)	(37.3)	(7.9)	(5.3)	(92.4)	(2.4)	0.4
不動産業	100.0	14.4 (100.0)	(22.5)	(1.0)	(18.6)	(27.5)	(11.8)	(18.6)	(1.3)	(98.4)	(0.3)	—
サービス業	100.0	3.6 (100.0)	(27.4)	(0.2)	(11.4)	(10.2)	(33.1)	(17.7)	(4.7)	(95.0)	(0.3)	1.1
5,000人以上以上	100.0	49.3 (100.0)	(19.7)	(4.9)	(26.8)	(20.4)	(22.5)	(5.6)	(3.4)	(95.2)	(1.4)	—
1,000～4,999人	100.0	33.1 (100.0)	(15.2)	(3.4)	(18.3)	(23.0)	(35.2)	(4.8)	(15.6)	(83.2)	(1.1)	0.3
300～999人	100.0	15.8 (100.0)	(17.7)	(4.0)	(18.3)	(19.5)	(35.0)	(4.6)	(9.0)	(90.6)	(0.4)	0.4
100～299人	100.0	5.1 (100.0)	(32.4)	(3.7)	(8.3)	(13.2)	(40.7)	(1.6)	(5.0)	(94.6)	(0.4)	0.5
30～99人	100.0	1.4 (100.0)	(54.8)	(—)	(—)	(0.1)	(21.3)	(23.7)	(4.1)	(95.5)	(0.5)	0.8

労働省「女子雇用管理基本調査」(平成4年度)

付表 8 9 産業別、規模別転勤についての考え別割合

(%)

	計	いつでも積極的に応じたい	独身の間は転勤も可願だが、結婚すると無理だと恐る	結婚していても子どもが生まれるまでは転勤も可能だが、出産後は無理だと思う	子どもがある程度大きくなれば、その後は可能だと思う	できれば転勤したくない	会社は女性の転勤を考えていないので、おそらく転勤はないと思う	その他	無回答
合 計	100.0	8.3	32.5	10.2	4.8	16.3	14.4	11.2	2.3
産 設 業	100.0	9.0	28.4	7.5	1.5	20.9	25.4	7.5	0.0
製 造 業	100.0	4.7	31.2	12.8	5.0	14.3	16.5	12.5	3.1
卸売・小売業、飲食店	100.0	7.3	38.2	9.8	5.7	16.3	11.4	9.8	1.5
金融・保険・不動産業	100.0	15.9	36.6	7.0	2.9	14.5	9.9	10.5	1.7
運輸・通信業	100.0	5.6	27.8	16.7	16.7	5.6	0.0	22.2	5.6
サ ー ビ ス 業	100.0	5.3	15.8	2.6	10.5	36.8	15.8	10.5	2.6
5,000人以上	100.0	9.6	30.4	12.2	7.8	14.3	12.2	12.2	1.3
1,000～4,999人	100.0	6.8	34.4	10.9	3.4	16.1	14.8	11.2	2.3
300～999人	100.0	11.4	30.9	4.1	4.1	21.1	16.3	8.1	4.1
299人以下	100.0	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0

資料出所：財団21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」(平成5年)

付表 9 0 産業別、規模別現在または将来の状況別割合 (M.A.)

(%)

	計	仕事にやりがいを感じており、また職場の人間関係も良好であるため、できる限りこのまま勤め続けたい	仕事に結婚あるいは出産と両立できるような制度が現在より充実すれば結婚・出産後も勤め続けるつもりだ	仕事がつくため、長く勤め続けることに不安を感じている	期待していたような仕事ではないため、転職する	どれにも当てはまらない	無回答
合 計	100.0	37.0	37.5	10.6	7.5	29.6	3.4
産 設 業	100.0	43.3	23.9	9.0	9.0	28.4	3.0
製 造 業	100.0	32.1	38.6	10.0	8.7	24.3	2.8
卸売・小売業、飲食店	100.0	41.5	42.3	8.9	4.1	16.3	1.6
金融・保険・不動産業	100.0	41.3	39.0	13.4	6.4	11.8	6.4
運輸・通信業	100.0	38.9	44.4	11.1	11.1	22.2	0.0
サ ー ビ ス 業	100.0	28.9	23.7	10.5	10.5	31.6	2.6
5,000人以上	100.0	43.9	39.1	9.1	8.7	17.4	2.2
1,000～4,999人	100.0	32.0	38.5	10.2	7.0	22.8	3.9
300～999人	100.0	39.0	32.5	13.0	6.5	20.3	3.3
299人以下	100.0	33.3	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7

資料出所：財団21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」(平成5年)

付表 9 1 男女が同等の活躍ができない主な理由

番号	理 由	女 性		男 性	
		人 数 (440人中)	比 率	人 数 (293人中)	比 率
		(人)	(%)	(人)	(%)
1	女性は勤続年数が短い	145	33.0%	152	51.9%
2	女性には家事労働の負担がある	75	17.0%	41	14.0%
3	女性には出産・育児の負担がある	203	46.1%	110	37.4%
4	労働基準法の規制により女性は残業・深夜業ができない	58	13.2%	92	31.4%
5	女性は働かなくてよいと思う人が世間にいる	118	26.8%	69	23.5%
6	男性中心の業界慣行がある	333	75.7%	158	53.9%
7	会社の女性社員育成方針が不適切	215	48.9%	96	32.8%
8	女性はプロ意識が希薄	203	46.1%	152	51.9%
9	上司が女性社員にチャンスを与えたがらない	184	41.8%	78	26.6%
10	会社での働き方が長時間労働や生活をかなり犠牲にすることを前提としている	141	32.0%	113	38.6%
11	女性は先輩の指導を受ける機会が少ない	69	15.7%	30	10.2%
12	男女間に能力の差があるから	55	12.5%	33	11.3%
13	その他	24	5.5%	16	5.5%

資料出所：経団連・女性の社会進出に関する部会「女性の働き方に関するアンケート調査」
（男女一般社員調査）（平成6年度）

付表 9 2 福利厚生

福利厚生の措置	規 模	企業計	法施行前 から、男女と も同じ取扱 いであった ので、変更 する必要は なかった	変更した (内訳は M. A.)	対象者を男 女同一にし た	貸付け又は 支給の内容等 とその条件 を男女同一 にした	該当する福 利厚生の措 置をとって いない	不 詳
住宅資金の貸付け	規 模 計	100.0	27.3	0.7(100.0)	(61.1)	(38.8)	67.8	4.3
	5,000 人 以 上	100.0	88.0	6.5(100.0)	(42.9)	(57.1)	4.6	0.9
	1,000～4,999人	100.0	74.2	6.8(100.0)	(64.3)	(35.7)	18.0	1.5
	300～ 999人	100.0	54.0	2.0(100.0)	(76.5)	(23.5)	41.9	2.0
	100～ 299人	100.0	33.5	0.8(100.0)	(19.2)	(80.8)	62.3	3.4
	30～ 99人	100.0	21.2	0.3(100.0)	(90.5)	(9.5)	73.6	4.9
短期の生活資金の 貸付け	規 模 計	100.0	35.9	0.5(100.0)	(44.7)	(56.2)	59.6	4.0
	5,000 人 以 上	100.0	74.7	2.8(100.0)	(83.3)	(16.7)	21.2	1.4
	1,000～4,999人	100.0	70.3	0.9(100.0)	(80.0)	(20.0)	27.6	1.2
	300～ 999人	100.0	52.8	0.7(100.0)	(76.7)	(23.3)	44.5	1.9
	100～ 299人	100.0	40.7	0.6(100.0)	(58.5)	(41.5)	55.5	3.3
	30～ 99人	100.0	31.6	0.5(100.0)	(30.9)	(69.1)	63.5	4.5
教育資金の貸付け	規 模 計	100.0	20.2	0.4(100.0)	(65.1)	(34.9)	74.1	5.2
	5,000 人 以 上	100.0	70.0	1.8(100.0)	(75.0)	(25.0)	26.3	1.8
	1,000～4,999人	100.0	55.5	1.3(100.0)	(73.3)	(26.7)	41.2	2.0
	300～ 999人	100.0	36.0	0.5(100.0)	(73.7)	(26.3)	60.5	3.0
	100～ 299人	100.0	24.7	0.7(100.0)	(65.2)	(34.8)	70.5	4.1
	30～ 99人	100.0	16.1	0.3(100.0)	(62.5)	(37.5)	77.7	5.8
生命保険料の一部 補助	規 模 計	100.0	12.2	0.1(100.0)	(70.9)	(29.1)	82.1	5.6
	5,000 人 以 上	100.0	30.9	0.9(100.0)	(100.0)	(0.0)	63.6	4.6
	1,000～4,999人	100.0	21.2	0.8(100.0)	(66.7)	(33.3)	75.0	3.1
	300～ 999人	100.0	13.5	0.1(100.0)	(25.0)	(75.0)	82.3	4.1
	100～ 299人	100.0	11.9	0.2(100.0)	(48.6)	(51.4)	83.1	4.8
	30～ 99人	100.0	11.8	0.1(100.0)	(100.0)	(0.0)	82.0	6.1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(昭和61年度)

措置の変更状況

(%)

福利厚生措置	規 模	企業計	法施行前か ら、男女と も同じ取扱 いであった ので、変更 する必要は なかった	変更した (内訳は M. A.)	対象者を男 女同一にし た	貸付け又は 支給の内容と その条件 を男女同一 にした	該当する福 利厚生措 置をとって いない	不 詳
子弟の教育のため の奨学金の支給	規 模 計	100.0	7.2	0.1(100.0)	(39.1)	(60.9)	86.7	6.0
	5,000 人 以 上	100.0	28.1	0.5(100.0)	(-)	(100.0)	67.3	4.1
	1,000～4,999人	100.0	21.2	0.6(100.0)	(57.1)	(42.9)	75.0	3.2
	300～ 999人	100.0	11.4	0.0(100.0)	(-)	(100.0)	84.2	4.3
	100～ 299人	100.0	8.1	0.3(100.0)	(15.9)	(84.1)	86.6	5.0
	30～ 99人	100.0	6.0	0.0(100.0)	(100.0)	(-)	87.4	6.6
財形貯蓄に対する 奨励金の支給	規 模 計	100.0	13.9	0.4(100.0)	(64.3)	(44.1)	80.2	5.6
	5,000 人 以 上	100.0	58.5	1.4(100.0)	(100.0)	(33.3)	37.8	2.3
	1,000～4,999人	100.0	45.7	0.8(100.0)	(77.8)	(22.2)	52.2	1.3
	300～ 999人	100.0	26.0	0.2(100.0)	(100.0)	(-)	70.7	3.2
	100～ 299人	100.0	19.5	0.2(100.0)	(48.6)	(100.0)	76.1	4.2
	30～ 99人	100.0	9.8	0.4(100.0)	(64.3)	(35.1)	83.3	6.5
住宅ローンの利子 補給	規 模 計	100.0	10.2	0.3(100.0)	(52.9)	(47.6)	83.7	5.8
	5,000 人 以 上	100.0	68.2	2.8(100.0)	(66.7)	(50.0)	27.2	1.8
	1,000～4,999人	100.0	48.3	3.4(100.0)	(71.1)	(28.9)	46.1	2.2
	300～ 999人	100.0	25.4	1.0(100.0)	(53.7)	(46.3)	70.3	3.4
	100～ 299人	100.0	12.9	0.2(100.0)	(28.1)	(71.9)	82.2	4.6
	30～ 99人	100.0	6.6	0.2(100.0)	(52.8)	(47.2)	86.6	6.5
世帯用住宅の貸与	規 模 計	100.0	21.3	1.3(100.0)	(79.8)	(26.6)	72.2	5.2
	5,000 人 以 上	100.0	77.0	9.7(100.0)	(76.2)	(33.3)	10.6	2.8
	1,000～4,999人	100.0	52.6	6.9(100.0)	(77.9)	(23.4)	36.5	3.9
	300～ 999人	100.0	31.5	3.1(100.0)	(78.0)	(22.0)	60.4	5.0
	100～ 299人	100.0	24.3	1.5(100.0)	(69.4)	(30.6)	69.7	4.5
	30～ 99人	100.0	18.2	0.8(100.0)	(74.0)	(26.0)	75.4	5.6

付表 9 3 職 階

合 計	昭和51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
労働者数	1,209,665	1,224,855	1,244,509	1,230,578	1,250,699	1,282,163	1,318,270	1,332,029	1,379,110
役職者数	122,020	125,712	126,444	131,315	137,497	143,280	144,452	149,066	162,816
男子役職者数	119,816	123,319	126,087	128,606	134,672	139,992	141,207	145,927	158,756
女子役職者数	2,204	2,393	2,357	2,709	2,825	3,268	3,245	3,139	4,060
女子比率	1.81%	1.90%	1.84%	2.06%	2.05%	2.28%	2.25%	2.11%	2.49%

部 長	昭和51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
役職者数	20,941	21,341	21,712	22,398	22,462	23,811	24,123	24,723	27,221
男子役職者数	20,762	21,216	21,586	22,215	22,248	23,631	23,880	24,467	26,934
女子役職者数	179	125	126	183	214	180	243	256	287
女子比率	0.85%	0.59%	0.58%	0.82%	0.95%	0.76%	1.01%	1.04%	1.05%

課 長	昭和51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
役職者数	48,004	49,152	49,927	51,375	53,331	56,832	58,054	61,014	67,107
男子役職者数	47,389	48,555	49,273	50,708	52,629	56,086	57,171	60,180	66,092
女子役職者数	615	597	654	667	702	846	883	834	1,015
女子比率	1.32%	1.21%	1.31%	1.30%	1.32%	1.49%	1.52%	1.37%	1.51%

係 長	昭和51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
役職者数	53,075	55,219	56,805	57,542	61,704	62,517	62,275	63,829	68,488
男子役職者数	51,685	53,548	55,228	55,683	58,795	60,275	60,156	61,280	65,730
女子役職者数	1,390	1,671	1,577	1,859	1,909	2,242	2,119	2,049	2,758
女子比率	2.62%	3.03%	2.78%	3.23%	3.09%	3.59%	3.40%	3.24%	4.03%

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

者 数 の 推 移

単位 (十人・%)

昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年
1,403,618	1,376,332	1,373,910	1,476,788	1,485,703	1,517,981	1,590,857	1,561,144	1,590,075	1,507,040
170,308	168,563	170,327	183,513	190,100	198,894	210,909	215,783	218,999	202,137
166,026	164,286	165,514	178,085	184,530	192,810	203,252	206,847	207,679	194,333
4,282	4,277	4,883	5,428	5,570	6,084	7,647	8,936	9,320	7,804
2.51%	2.54%	2.85%	2.98%	2.93%	3.06%	3.63%	4.14%	4.29%	3.86%

昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年
28,705	27,591	28,561	30,502	33,398	35,649	38,561	39,735	39,396	38,070
26,430	27,281	28,196	30,209	32,977	35,240	38,112	39,073	38,774	37,535
275	310	355	293	421	409	449	662	622	535
1.03%	1.12%	1.24%	0.96%	1.26%	1.15%	1.16%	1.67%	1.58%	1.41%

昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年
67,947	68,240	69,058	74,042	78,335	82,281	89,451	92,214	89,309	84,968
68,873	67,056	67,641	72,532	76,761	80,623	87,353	89,507	87,066	82,755
1,074	1,185	1,217	1,510	1,574	1,658	2,098	2,707	2,243	2,213
1.58%	1.74%	1.76%	2.04%	2.01%	2.02%	2.35%	2.94%	2.51%	2.60%

昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年
75,656	72,732	72,768	78,969	78,367	80,964	82,897	83,834	88,284	79,099
72,723	69,950	69,477	75,344	74,792	76,947	77,797	78,267	81,839	74,043
2,933	2,782	3,291	3,625	3,575	4,017	5,100	5,567	6,455	5,056
3.88%	3.83%	4.52%	4.56%	4.56%	4.86%	6.15%	6.64%	7.31%	6.89%

付表94 人 口 動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
51	183.3	16.3	70.3	6.3	77.35	72.15	24.9
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.48	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成元	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8
2	122.2	10.0	82.0	6.7	81.90	75.92	25.9
3	122.3	9.9	83.0	6.7	82.11	76.11	25.9
4	120.9	9.8	85.5	6.9	82.22	76.09	26.0
5	118.8	9.6	87.8	7.1	82.51	76.25	26.1
6	123.8	10.0	87.6	7.1	82.98	76.57	26.2

資料出所：厚生省「人口動態統計」，「簡易生命表」，「完全生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

- 注) 1 合計特殊出生率＝1人の女子が再生産年齢(15～49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。
- 2 平均初婚年齢は、昭和15年は届出時の年齢、30～40年は結婚式をあげた時の年齢、45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めたときの年齢。

態 の 推 移

婚 年 齢		婚 姻		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合 計 特 殊 出生率
	男	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	第1児	第2児	第3児	
	歳	万件		万件		歳	歳	歳	
	29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11
	26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
	27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
	27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
	26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
	27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
	27.2	87.2	7.8	12.5	1.11	25.9	28.1	30.2	1.85
	27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
	27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
	27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
	27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
	27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
	28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
	28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
	28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81
	28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76
	28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72
	28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69
	28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66
	28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57
	28.4	72.2	5.9	15.8	1.28	27.0	29.5	31.8	1.54
	28.4	74.2	6.0	16.9	1.37	27.1	29.5	31.8	1.53
	28.4	75.4	6.1	17.9	1.45	27.1	29.5	31.8	1.50
	28.4	79.3	6.4	18.8	1.52	27.2	29.6	32.0	1.46
	28.5	78.3	6.3	19.5	1.57	27.4	29.7	32.0	1.50

付表 9 5 主要国の労働力人口、労働力率、

国名	年	労働力人口(千人)		労働力人口総数に占める女子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1993	6,297	7,649	45.2	1993
アメリカ	1993	58,563	70,952	45.2	1993
韓国	1992	7,771	11,613	40.1	1992
フィリピン	1993	9,970	16,852	37.2	1993
オーストリア	1992	1,532	2,147	41.6	1992
ベルギー	1991	1,763	2,447	41.9	1991
デンマーク	1991	1,353	1,559	46.5	1991
スペイン	1993	5,632	9,687	36.8	1993
フランス	1993	11,523	14,233	44.7	1993
旧西ドイツ	1992	13,107	18,775	41.1	1992
ハンガリー	1993	2,432	2,584	48.5	1993
イタリア	1991	9,001	15,244	37.1	1991
ノルウェー	1993	968	1,163	45.4	1993
スウェーデン	1993	2,076	2,244	48.1	1993
イギリス	1993	12,370	15,901	43.8	1993
オーストラリア	1993	3,624	4,995	42.0	1993

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

$$\text{注) 労働力率} = \frac{\text{15歳以上労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

ただし、アメリカの「労働力人口」は16歳以上

フィリピンは10歳以上

デンマークは74歳まで

スペインは16歳以上

イタリアの「労働力人口」は14歳以上

ノルウェーは16～74歳

スウェーデンは16～64歳

雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率(%)		年	雇用者数(千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合(%)
女	男		女	男	
57.5	73.3	1993	5,687	6,726	45.8
55.7	71.5	1993	54,498	63,185	46.3
47.3	75.3	1993	4,439	7,259	37.9
47.8	81.8	1993	3,958	6,922	36.4
44.8	69.6	1992	1,323	1,880	41.3
34.5	50.0	1991	1,240	1,845	40.2
62.0	74.6	1991	1,218	1,430	46.0
28.3	51.1	1993	3,821	7,052	35.1
47.5	63.1	1992	9,657	12,676	43.2
46.1	71.6	1992	12,043	17,072	41.4
45.3	52.3	1991	2,299	2,411	48.8
30.7	54.9	1991	7,491	14,104	34.7
62.3	74.0	1993	857	943	47.6
77.3	81.0	1993	1,825	1,710	51.6
52.8	72.7	1993	10,402	11,285	48.0
51.8	73.7	1993	2,807	3,523	44.3

付表 9 6 主要国の年齢階級別

区 分		カナダ 1993		アメリカ 1993		フランス 1993		旧西 19
		女	男	女	男	女	男	女
労働人口 (千人)	総 数	6,297	7,649	58,563	70,962	11,523	14,233	13,107
	15～19歳	433	470	3,261	3,564	125	191	551
	20～24歳	683	774	6,393	7,164	1,114	1,337	1,657
	25～29歳	826	977	7,211	8,783	1,782	2,094	1,924
	30～34歳	923	1,119	8,201	10,270	1,791	2,097	1,667
	35～39歳	921	1,064	8,202	9,906	1,739	2,067	1,582
	40～44歳	842	979	7,525	8,631	1,689	2,094	1,578
	45～49歳	684	804	6,264	7,131	1,476	1,830	1,332
	50～54歳	480	633	4,643	5,503	911	1,283	1,523
	55～59歳	290	436	3,215	4,022	702	982	938
	60～64歳	149	270	2,013	2,816	234	256	223
	65歳以上	65	134	1,479	2,041	71	91	132
労働率 (%)	総 数	57.5	73.3	44.1	56.0	47.5	63.1	46.1
	15～19歳	48.9	50.7	38.4	39.8	6.7	9.8	34.3
	20～24歳	72.4	79.5	70.1	75.9	51.8	60.4	72.5
	25～29歳	76.3	90.4	74.7	90.4	82.4	92.9	72.5
	30～34歳	75.0	92.9	73.5	92.5	78.1	96.6	67.7
	35～39歳	76.2	92.9	74.8	91.2	80.9	97.1	70.2
	40～44歳	79.1	93.1	76.4	89.8	78.4	96.6	72.6
	45～49歳	75.7	91.9	75.3	89.0	78.2	94.8	68.7
	50～54歳	66.9	87.1	69.4	87.0	65.5	91.2	60.8
	55～59歳	47.5	73.6	57.0	77.4	47.8	69.3	45.5
	60～64歳	24.8	47.6	37.4	54.9	15.1	18.2	11.9
	65歳以上	3.7	10.3	7.5	15.2	1.3	2.5	2.0

資料出所：ILO「Year Book of Labour statistics 1994」

- 1 アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。
- 2 イタリアの「15～19歳」の欄は、「14～19歳」として取り扱っている。
- 3 総数には不明を含む。

労働力人口及び労働力率

ドイツ 92		イタリア 1991		スウェーデン 1993		イギリス 1993		韓国 1992	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	18,775	9,001	15,244	2,076	2,244	12,370	15,901	7,771	11,613
	681	485	619	66	62	790	870	346	243
	1,901	1,406	1,683	192	206	1,482	1,845	1,344	783
	2,487	1,527	2,063	256	291	1,653	2,219	822	1,751
	2,452	1,245	1,884	241	271	1,528	2,105	933	1,995
	2,212	1,122	1,856	255	277	1,438	1,817	942	1,674
	2,155	1,066	1,940	274	290	1,523	1,811	822	1,311
	1,926	797	1,650	298	317	1,523	1,807	690	1,139
	2,461	693	1,585	222	241	1,090	1,358	694	1,052
	1,702	373	1,113	156	175	803	1,092	527	810
	620	175	580	104	115	360	710	338	436
	178	110	271	—	—	181	267	313	409
	71.6	30.7	54.9	77.3	81.0	42.3	56.8	47.3	75.3
	39.4	19.1	23.2	31.6	28.3	58.0	61.1	17.4	11.5
	77.7	61.2	69.5	67.6	69.8	71.2	85.8	65.3	57.7
	86.8	65.1	89.5	81.3	87.4	71.7	93.9	44.3	91.1
	95.6	62.6	96.6	85.2	90.6	69.7	95.0	47.8	97.0
	97.4	59.5	97.6	89.2	92.6	74.4	94.4	57.8	97.2
	97.3	53.8	97.2	91.3	93.5	79.1	94.7	60.4	96.8
	95.8	45.8	95.0	90.9	93.0	77.9	92.8	60.9	94.9
	92.9	36.1	87.2	87.1	91.3	70.0	88.1	60.8	91.6
	81.5	21.1	68.9	77.2	82.6	54.5	75.7	54.1	84.9
	34.9	10.0	37.2	49.1	57.8	24.7	52.2	44.9	71.0
	4.9	5.5	8.1	—	—	3.5	7.4	19.6	42.3

付表97 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1993	6,297	100.0	7.7	0.9	90.3	1.1
アメリカ	1993	58,563	100.0	5.7	0.4	93.1	0.8
韓国	1993	7,887	100.0	18.4	23.0	56.3	2.3
フィリピン	1993	9,970	100.0	29.7	20.6	39.7	10.0
オーストリア	1992	1,532	100.0	8.1	5.5	86.4	—
ベルギー	1991	1,763	100.0	8.3	7.0	70.3	14.3
デンマーク	1991	1,353	100.0	3.1	3.7	92.9	0.3
スペイン	1993	5,632	100.0	12.0	6.0	67.8	14.1
フランス	1991	10,659	100.0	9.7	—	78.2	12.1
旧西ドイツ	1992	12,895	100.0	5.2	3.1	91.6	—
ハンガリー	1992	1,965	100.0	8.1	3.6	88.3	—
イタリア	1991	9,001	100.0	13.9	6.1	63.2	16.8
ノルウェー	1993	968	100.0	4.4	1.7	88.5	5.2
スウェーデン	1993	2,076	100.0	4.9	0.5	87.9	6.6
イギリス	1993	12,370	100.0	6.6	0.9	84.1	8.5
オーストラリア	1991	3,384	100.0	11.8	1.3	76.4	10.5

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

注)「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地位別就業者数の構成比

総 数 (千人)	男				
	構 成 比 (%)				
	計	自営業主	家族従事者	雇 用 者	そ の 他
7,649	100.0	11.1	0.2	87.9	0.7
70,962	100.0	10.2	0.1	89.0	0.7
11,867	100.0	33.7	2.0	61.2	3.1
16,852	100.0	40.7	10.0	41.1	8.2
2,147	100.0	11.1	1.4	87.5	—
2,447	100.0	16.1	0.9	75.4	7.7
1,559	100.0	13.0	0.1	86.6	0.3
9,687	100.0	20.1	2.2	72.9	4.8
13,946	100.0	14.7	1.7	76.3	7.2
18,055	100.0	10.5	0.5	89.0	—
2,277	100.0	13.5	1.2	85.3	—
15,244	100.0	26.1	2.2	64.2	7.5
1,163	100.0	11.5	0.6	81.1	7.0
2,244	100.0	13.7	0.4	76.2	9.8
15,901	100.0	14.9	0.3	71.0	13.8
4,657	100.0	18.1	0.4	69.2	12.3

付表98 主要国の産業別

区 分	カナダ		アメリカ		フランス	
	1993		1993		1991	
	女	男	女	男	女	男
雇 用 者 数 (千人)						
総 数	5,687	6,726	54,498	63,185	8,331	10,646
農・狩猟・林・漁業	76	132	451	1,552	52	207
鉱業・採石業	34	226	114	590	11	67
製造業	573	1,438	6,738	13,833	1,323	3,012
電気・ガス・水道業	—	—	356	1,278	40	162
建設業	81	630	572	5,945	105	1,159
卸・小売業、レストラン・ホテル	989	1,178	11,728	12,991	1,394	1,558
運輸・倉庫・通信業	258	680	2,103	4,751	365	971
金融・保険・不動産・対事業所サービス	477	289	6,744	5,640	1,020	1,022
対地域・社会・個人サービス	3,200	2,152	25,684	16,563	4,022	2,490
軍隊、その他分類不能の産業	—	—	7	43	—	—
構 成 比 (%)						
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農・狩猟・林・漁業	1.3	2.0	0.8	2.5	0.6	1.9
鉱業・採石業	0.6	3.4	0.2	0.9	0.1	0.6
製造業	10.1	21.4	12.4	21.9	15.9	28.3
電気・ガス・水道業	—	—	0.7	2.0	0.5	1.5
建設業	1.4	9.4	1.0	9.4	1.3	10.9
卸・小売業、レストラン・ホテル	17.4	17.5	21.5	20.6	16.7	14.6
運輸・倉庫・通信業	4.5	10.1	3.9	7.5	4.4	9.1
金融・保険・不動産・対事業所サービス	8.4	4.3	12.4	8.9	12.2	9.6
対地域・社会・個人サービス	56.3	32.0	47.1	26.2	48.3	23.4
軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.0	0.1	—	—

資料出所：ILO Year Book of Labour Statistics 1994]

雇用者数及び構成比

旧西ドイツ		イタリヤ		スウェーデン		イギリス		韓国	
1992		1991		1993		1992		1993	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
11,818	16,077	5,690	9,789	1,825	1,710	10,784	11,690	4,439	7,259
73	137	294	450	12	38	76	202	100	97
12	160	19	206	1	10	1,546	4,247	3	43
2,447	5,893	1,346	2,717	190	494	—	—	1,533	2,349
46	209	—	—	7	28	—	—	10	56
206	1,446	86	1,352	17	169	—	—	142	1,253
2,320	1,617	824	1,279	245	219	—	—	1,021	980
415	1,167	156	823	84	164	—	—	96	647
1,104	971	378	526	150	169	9,142	6,971	503	621
5,194	4,477	2,587	2,436	1,118	417			1,031	1,213
—	—	—	—	2	2	20	270	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.6	0.9	5.2	4.6	0.7	2.2	0.7	1.7	2.3	1.3
0.1	1.0	0.3	2.1	0.1	0.6	14.3	36.3	0.1	0.6
20.7	36.7	23.7	27.8	10.4	28.9	—	—	34.5	32.4
0.4	1.3	—	—	0.4	1.6	—	—	0.2	0.8
1.7	9.0	1.5	13.8	0.9	9.9	—	—	3.2	17.3
19.6	10.1	14.5	13.1	13.4	12.8	—	—	23.0	13.5
3.5	7.3	2.7	8.4	4.6	9.6	—	—	2.2	8.9
9.3	6.0	6.6	5.4	8.2	9.9	84.8	59.6	11.3	8.6
43.9	27.8	45.4	24.9	61.3	24.4			23.2	16.7
—	—	—	—	0.1	0.1	0.2	2.3	—	—

付表 9 9 主要国の職業別雇用者数及び構成比

		カナダ 1993		アメリカ 1993		旧西ドイツ 1991		スウェーデン 1993	
		女	男	女	男	女	男	女	男
雇用者数 (千人)	総数	5,687	6,726	54,498	63,185	11,965	17,719	1,825	1,710
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	1,308	946	10,701	9,186	2,165	2,870	855	440
	管理的従事者	747	998	6,231	8,050	189	794	—	—
	書記及び関連従事者	1,692	423	14,988	4,097	3,807	2,408	392	213
	販売従事者	519	588	6,673	6,513	1,547	1,154	162	148
	サービス業の従事者	905	780	9,755	7,034	1,930	1,400	226	133
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	70	297	327	1,850	446	615	11	42
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者	447	2,693	5,661	25,074	1,495	7,980	176	730
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	162	1,372	386	497	2	4
構成比 (%)	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	23.0	14.1	19.5	14.6	18.1	16.2	46.8	25.7
	管理的従事者	13.1	14.8	11.4	12.7	1.6	4.5	—	—
	書記及び関連従事者	29.8	6.3	27.5	6.5	31.8	13.6	21.5	12.5
	販売従事者	9.1	8.7	12.2	10.3	12.9	6.5	8.9	8.7
	サービス業の従事者	15.9	11.6	17.9	11.1	16.1	7.9	12.4	7.8
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	1.2	4.4	0.6	2.9	3.7	3.5	0.6	2.5
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者	7.9	40.0	10.4	39.7	12.5	45.0	9.6	42.7
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	0.3	2.2	3.2	2.8	0.1	0.2

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1994」

注) 1 カナダ、ドイツは15歳以上。

2 アメリカは16歳以上。

3 スウェーデンは16歳～64歳。

付表100 主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差

(男子=100.0)

年	韓 国	ベルギー	デンマーク	フランス	旧西ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	—	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1982	45.1	—	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	—	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	—	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	69.5	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	69.1	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	69.7	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	81.2	73.6	76.8	69.4	87.9
1989	52.7	64.2	82.7	80.7	73.5	77.2	70.0	88.1
1990	53.5	63.8	82.6	80.8	73.2	77.5	70.6	90.8
1991	54.5	64.2	83.3	80.3	73.6	78.0	70.0	90.9
1992	55.9	64.7	—	80.4	73.9	—	70.7	90.9
1993	56.7	—	—	80.8	74.2	—	71.2	89.9

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1994」

注) 韓 国：1か月当たり賃金。家族手当・現物支給を含む。

ベルギー：1か月当たり賃金。各年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク：1時間当たり賃金。製造業、建設業及び他の産業の一部分。成年者のみ。

フランス：1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。

旧西ドイツ：1時間当たり賃金。家族手当を含む。

卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ：1時間当たり賃金。各年10月。成年者のみ。

イギリス：1時間当たり賃金。成人・フルタイム労働者。各年10月。鉱業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オーストラリア：1時間当たり賃金。1989年まで各年11月、1990年より6月。成人・フルタイム労働者（管理職を除く）。現物支給を含む。

参 考

女性労働関係判例

1 賃金、昇格

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 例
秋田総合銀行不当利得金返還請求事件 (男女差別賃金)	秋田地裁 昭 50. 4. 10 判決	女子であることを理由として、賃金 (本人給及び臨時給与) について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法 4 条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる (労働者勝訴、確定)。
鈴鹿市賃金請求事件 (昇格に伴う男女差別賃金)	津地裁 昭 55. 2. 21 判決	原告に対し、昇格を主張しなかったのは女性であることにより不当に不利な取扱いをしたものであり地公法 13 条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである (労働者勝訴)。
	名古屋高裁 昭 58. 4. 28 判決	公務員の昇格昇格は、任命権者に認められた権限であり、市の昇格運用を全般的に見る限り任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない (労働者敗訴、労働者側上告後、昭 60. 3. 29 上告取り下げ)。
静岡銀行不当利得金返還請求事件 (昇格に伴う男女差別賃金)	静岡地裁 昭 55. 10. 20 和解	職能昇格付の見直しを行って算出した給与差額 (2 年分) を支払うことを主な内容とする和解成立。
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭 60. 3. 28 判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者」をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象親族額を超える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」 (世帯手当についてもこれを準用) としているのは、女子であることのみを理由として課たる行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法 4 条及び 9 2 条に反し無効 (労働者勝訴)。
	仙台高裁 平 4. 1. 10 判決	本件給与規定にいう「世帯主たる行員」とは、「主として生計の維持者である行員」を指称するものであり、被控訴人は「自己の収入をもって、

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
(社)日本鉄鋼連盟給料等 請求事件	東京地裁 昭 61. 12. 4 判決	一家の生計を維持する者」と認められるので、家族手当等の支給対象となる世帯主を「夫たる行員」に限定した同銀行の給与規定を根拠にした本件取扱いは男女の性別のみによる賃金の差別取扱いと認められ、労基法 4 条に違反し、民法 90 条により無効である (労働者勝訴、確定)。
日産自動車賃金等請求事 件 (家族手当支給請求)	東京地裁 平 元. 1. 26 判決	被告事務局職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている (男女別コース制) ことは、合理的理由を欠き憲法 14 条の精神には合致しないが、当時 (昭和 44 年から 49 年) の雇用慣行等の状況に限られ、民法 90 条の公の秩序に違反してはとまではいえないとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たたる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を設けることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払を差違に對して命じた (労働者一部勝訴、確定)。
社会保険診療報酬支払基 金賃金等請求事件	東京地裁 平 2. 7. 4 判決	被告会社が現に採用している家族手当支給規程及び運用基準は労基法 4 条及び民法 90 条に違反するものではなく、また女子従業員を不当に差別したものでないこと等から、原告らの本訴請求はいずれも理由がなく棄却 (労働者敗訴、労働者側控訴後、平 2. 8 和解成立)。
社会保険診療報酬支払基 金賃金等請求事件	東京地裁 平 2. 7. 4 判決	組合間の男子職員の昇格格差の是正にあたって、勤続年数を唯一の基準として一律の昇格措置を採る一方、男子職員と同一の採用試験で採用され、同一の業務内容を担当し、職務上の等級も等しかった女子職員については、勤続年数の基準を満たしていても、昇格措置を請じなかったことは、合理的理由のない男女差別にあたると、昇格措置を含む労働条件に関する合理的理由のない男女差別は憲法 14 条、労基法 3 条、4 条により民法 90 条にいう公の秩序として確立している。また女子には組合間の格差が生じていなかったことは男女間の格差の存在に合理性を与えるものではなく、男女間の格差の設備的是正もそれ自体が男女差別である。他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
日ノ國賃金請求事件 (男女差別賃金)	東京地裁 平 4. 8. 27 判決	方、昇格等の確認請求については、昇格は職務と一体になった等級を人事上の裁量権の行使によって変更するものであり、昇格決定無くして昇格したとするには明確な根拠が必要で、使用者による昇格決定がない以上、昇格したものと取り扱うことはできない(労働者一部勝訴、支払差金調停訴訟後、平 3. 12 和解成立)。 年齢、勤続年数が同じである男女間の賃金格差が合理的であるのは、その提供する労働の質及び量に差異がある場合に限られる。よって、原告の業務が、ほぼ同時期に入社した男性社員に劣らなかつたにもかかわらず、被告会社が初任給格差を是正せずに放置してきたのは、労基法4条に違反する賃金差別である。被告に対し損害賠償を命じた(労働者勝訴、確定)。
三陽物産朝賃金請求事件	東京地裁 平 6. 6. 16 判決	本人給における世帯主・非世帯主の基準については、男子のみ非世帯主又は独身の世帯主であっても一貫して実年齢に応じた本人給を支給していること等に照らせば、女子に一方的に著しい不利益となることを容認して基準を制定したものとは認めでき、勤務地限定・無限定の基準については、真に広域配転の可能性があるが故に実年齢による本人給を支給する趣旨で設けられたものではなく、女子の本人給が男子のそれより一方的に低く抑えられる結果となることを容認して制定、運用されてきたものであることから、労働基準法4条に違反し無効である(労働者勝訴)。

2 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈結婚退職〉			
住友セメント雇用関係確 認等請求事件	東京地裁 昭 41. 12. 20 判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和43.7和解成立）。	
豊田産業従業員地位確認 等請求事件	神戸地裁 昭 42. 9. 26 判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公序良俗違反（労働者勝訴、確定）。	
神戸野田薬学会休職処分 無効確認等請求事件	神戸地裁 昭 43. 3. 29 判決	職場結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効（労働者勝訴）。	
茂原市役所身分確認等請 求事件	大阪高裁 昭 45. 11. 18 判決	結婚後（労働者勝訴、確定）。	
山一證券地位保全等仮処 分申請事件	名古屋地裁 昭 45. 8. 26 判決	職場結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる休職 免職処分は無効（労働者勝訴、確定）。	
三井物産地区分申請事件	大阪地裁 昭 46. 12. 10 判決	結婚退職の慣行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした合意は婚姻に より無効（労働者勝訴、確定）。	
〈若年定年〉			
東急操業工業地位保全仮 処分申請事件（定年年齢 男子55歳、女子30歳）	東京地裁 昭 44. 7. 1 判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序 良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和47.12和解成立）。	
岩手県経済農協連地位保 全仮処分申請事件（定年 年齢男子55歳、女子31歳）	盛岡地裁 昭 46. 3. 18 判決	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は変態 からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、 確定）。	
名古屋放送地位保全仮処	名古屋地裁 昭 47. 4. 28 判決	〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公序	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
分申請事件(定年年齢男 子55歳、女子30歳)	名古屋地裁 昭 47. 6. 9 判決 " 昭 48. 4. 27 判決 名古屋高裁 昭 49. 9. 30 判決 名古屋高裁 昭 48. 5. 25 決定	良俗に反し無効(労働者勝訴)。 [X 2 女 地位を全仮処分申請] 上記同旨(労働者勝訴)。 [X 1、X 2 女 本訴] 同 旨(労働者勝訴)。 女子 30 歳定年制は民法 90 条により無効(労働者勝訴、確定)。 [X 3 女、解雇禁止仮処分申請] 上記同旨(労働者勝訴、確定)。	
〈男女別定年〉 日産自動車地位保全資金 支払仮処分申請事件(定 年年齢男子 45 歳、女子 50 歳)	東京地裁 昭 46. 4. 8 判決 東京高裁 昭 48. 3. 12 判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する(労働者敗訴)。 同 旨(労働者敗訴)。	
日産自動車雇用関係存続 確認等請求事件(定年年 齢男子 55 歳、女子 50 歳、 昭和 48 年 4 月 1 日以降男 子 60 歳、女子 55 歳)	東京地裁 昭 48. 3. 23 判決 東京高裁 昭 54. 3. 12 判決 最 高 裁 昭 56. 3. 24 判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法 90 条により無効(労働者勝 訴)。 同 旨(労働者勝訴)。	
鶴岡市農協地位保全仮処 分申請事件(定年年齢男 子 55 歳、女子 45 歳)	山形地裁 昭 47. 5. 29 決定 鶴岡支部	合併に際し、従来の定年 55 歳を女子のみ 45 歳に切り下げた差別定年 制は無効(労働者勝訴、確定)。	
伊豆シャボテン公園地位 保全仮処分申請事件(定 年年齢男子 57 歳、女子 47 歳)	静岡地裁 昭 48. 12. 11 判決 沼津支部 東京高裁 昭 50. 2. 26 判決 最 高 裁 昭 50. 8. 29 判決 秋田地裁 昭 52. 9. 29 判決	男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり、公序に違反し無 効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法 90 条に違反し無効(労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
男子56歳、女子46歳) 河北新報社地位喪失等請求事件(定年年齢男子55歳、女子45歳) (財)放射線影響研究所地位喪失等請求事件(定年年齢男子62歳、女子57歳)	仙台地裁 昭58.12.28 判決 広島地裁 昭59.1.31 判決	男女別定年齢は専ら女子であることのみに理由とすることは、合理的理由なく民法90条により無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭61.4.28和解)。 女子の定年年齢を男子より強く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決(昭56.3.24日産自動車事件)を引用、合理的理由は認められず無効(労働者勝訴)。	
(男女別定年齢の段階的 是正、定年年齢60歳)	広島高裁 昭62.6.15 判決	経過措置により女子に関して60歳定年の実施時期を遅延する規定を設けたことは合理的理由がない。旧規定下(定年年齢男子62歳、女子57歳)の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男子と同じ62歳となるものとするれば、その既得権が保護されるべきことは男子の場合と異なるところはないので、女子に対しても男子に關する経過措置が適用される(労働者勝訴)。	
〈退職勧奨〉 鳥取県教育委員会指導要請事件(男女別退職勧奨における退職手当還 還措置)	最高裁 平2.5.28 判決 鳥取地裁 昭61.12.4 判決	最高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 男女年齢差のある退職勧奨定年齢基準を認定し、これに基づき退職勧奨を行ない、退職手当につき優遇措置を講じなかった一連の行為は、男女差別に基づく差別的な一連の不法行為を構成する(労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	備 考
〔既婚女子であること等を理由とする解雇〕 小野田ヤメント地位保全等仮処分申請事件	盛岡地裁 昭 43. 4. 10 判決 一 関支部	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。	
古河鉱業雇用関係存続確認等請求事件	仙台高裁 昭 46. 11. 22 判決 前橋地裁 昭 45. 11. 5 判決	退職勧告は解約の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解約が成立（労働者敗訴、確定）。	
日特金屬工業地位保全等仮処分申請事件	東京高裁 昭 51. 8. 30 判決 最高裁 昭 52. 12. 15 判決 東京地裁 昭 47. 10. 18 決定 八王子支部	人員整理は、諸条件を考慮して、最速の者として選ばれたのが既婚女子であったというのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。	
コパル地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 50. 9. 12 決定	同 旨（労働者敗訴）。	
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形地裁 昭 51. 9. 24 判決 米沢支部	高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。	
日本赤十字社雇用関係存続確認等請求事件	佐賀地裁 昭 51. 11. 8 判決 唐津支部	「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般的人員整理基準は、憲法、労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効（労働者勝訴、確定）。	
住友重機製造所地位保全仮処分風潮申立事件	松山地裁 昭 62. 5. 6 判決 西条支部	「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的人員整理基準は憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し民法90条により無効（労働者勝訴、会社側敗訴後、昭和53. 1. 28和解）。	
		勝訴、会社側敗訴後、昭和53. 1. 28和解）。	
		「既婚の女子」「25歳以上の女子」という希望退職募集基準と密接に関連した指名解雇は、労基法3、4条による労働法の公序に違反し無効（労働者勝訴、確定）。	
		合理化の必要にせまられて行つて行つた人員整理であるが男子60歳、女子55歳を超えた者に退職を求めた本件整理基準は、病院の実情に照らし合理性がある（労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭58. 1. 2和解）。	
		「失業中の者で配偶者の収入で生計が維持できる者及び養育又は副業があり、もしくは、財産の保有など別途の収入があり、退職しても生計が	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
＜パートタイム労働者等 であることを理由とする 解雇＞		維持できると判断される者」という人員整理のための勇退基準は、専ら性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女子労働者の整理解雇は有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、平元、4.25 絶訴取り下げ）。	
春風堂地位保全等仮処分 申請事件	東京地裁 昭42.12.19 判決	真にパートタイムを数える雇用上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
東京芝浦電気労働契約関係 存在確認等請求事件	横浜地裁 昭45.9.22 判決 川崎支部	〔X1女〕 本件臨時従業員の上止め（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。	
東京芝浦電気労働契約存 在確認等請求事件	東京高裁 昭48.9.27 判決 横浜地裁 昭43.8.19 判決	〔X1女〕 絶訴棄却（労働者勝訴、確定）。	
		〔X2他女6〕 臨時工契約であっても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異ならない状態にあったこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効（労働者勝訴）。	
	東京高裁 昭45.9.30 判決	同 旨（労働者勝訴）。	
三和銀行地位保全仮処分 申請事件	最高裁 昭49.7.22 判決 東京地裁 昭47.12.20 判決	上告棄却（労働者勝訴）。	
東洋精機地位保全等仮処分 申請事件	東京高裁 昭54.2.27 判決 名古屋地裁 昭49.9.30 判決	期間の定めのない臨時雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。	
		同旨（労働者敗訴、昭54.5.22東京地裁に本訴提起）。	
		企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第1雇位の解雇対象者とするのは合理的理由を欠く（労働者勝訴、会社側控訴後、昭53.2.2和解）。	
東芝レイ・オ・パツク地位 保全仮処分申請事件	東京地裁 昭49.11.29 判決	30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、婚姻の自由を侵すものでなく本件阻止めは有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
朝日放送地位保全仮処分 申請事件	大阪地裁 昭 50. 3. 27 判決	53. 2. 2 和解。 有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解雇と同様の機能を有し、著しく苛酷な解約であるから権利濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
並木精造宝石解雇無効確認等請求事件	秋田地裁 昭 58. 12. 15 判決 横手支部	1ヶ月の短期契約を3年間反復更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信賴している関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めの意思表示が必要であるばかりでなく、雇止めするについても、従来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要。従って特段の合理的理由のない本件雇止めは無効（労働者勝訴、控訴係争中）。	
平安閣雇用契約上の地位 確認等請求事件	静岡地裁 昭 61. 7. 4 判決 東京高裁 昭 62. 3. 25 判決	雇用契約関係は存続（労働者勝訴）。 有期労働契約であっても、その期間の定めが一応のものであり、当事者いずれから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものととの前提のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるためには、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと認められる特段の事情の存することを要する（労働者勝訴）。	
北陽電機地位保全等仮処分 申請事件	最高裁 昭 62. 10. 16 判決 大阪地裁 昭 62. 9. 11 決定	上告棄却（労働者勝訴）。 短期パート制度の導入に合理的な理由があり、契約締結の際に雇用期間を告知して署名捺印をさせ、その厳格な適用をしてきた以上、雇用期間の満了による雇止めは適法（労働者敗訴、確定）。	
三洋電機地位保全金員支払仮処分申請事件	大阪地裁 平 2. 2. 20 決定	契約期間一年の「定勤社員契約」(パートタイマー)も、契約の更新によりその実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態であり解雇法理が適用され、業績不振を理由に雇止めするに当たっては解雇	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
三洋電機地位保全金員支払仮処分異議事件	大阪地裁 平 3. 10. 22 判決	回避のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴）。契約期間一年の「定勤社員契約」（パートタイマー）が、実質において期間の定めのない労働契約と異ならぬ状態であったとはいえないが、契約期間満了後も継続雇用が予定されていたといふべきであり、解雇法理が順次適用され、業績不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴、会社側控訴及び本訴提訴後、平3. 12. 27和解成立）。	
〈その他〉			
大日本紡織労働事件仮処分申請事件	大阪地裁 昭 47. 6. 8 判決	職制排斥のため、集团的に有給休暇、生理休暇をとることは正当な権利行使ではなく、即時解雇もやむを得ない（労働者敗訴）。	
城右学園雇用関係存続確認等請求事件	東京地裁 昭 47. 7. 4 判決	生理休暇であると主張しても、取得した日がいずれも日曜が祭日の前後の日である等、取得の仕方から生理休暇として認められない等、教師として不適格な事由があり解雇有効（労働者敗訴）。	
エール・フランクス地位保全仮処分申請事件	東京高裁 昭 50. 12. 16 判決 東京地裁 昭 49. 8. 7 判決	同 旨（労働者敗訴、確定）。 解雇の理由とする客観的事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
日本鋼管解雇無効地位保全請求事件	横浜地裁 昭 57. 7. 19 判決 川崎支部	合理化のための労働協定の中で「女子の通常業務への転用は女子に恒常的に適合する職務を確保することが労働者・有資格者等労働基準法の女子保護の規定に抵触することの多い鉄鋼業の作業現場と事業所の整員事情等から困難と判断されるので行わない。」旨の規定は業務内容に照らし、転用用困難と判断した結果を踏認したものであり特に「女子であること」を理由とするものでない。解雇に係る協定に基づく解雇は「女子であること」を理由とする差別扱いでない（労働者敗訴、東京高裁に控訴後、昭61. 2. 7和解成立）。	

事 件 名	審判所判決等年月日	判 旨	等
東洋鋼板地位保全仮処分申請事件	横浜地裁 昭 47. 8. 24 判決	出産したことを理由とする不利益処分であり人事権の運用により無効 (労働者勝訴)。	
日本テレビ放送配転命令効力停止仮処分申請事件	東京高裁 昭 49. 10. 28 判決	出産等を考慮した配転が過酷を促すためのものとの増断は、憶断の域を出ず配転有効 (労働者敗訴、本訴提起後、昭55. 2. 28和解成立)。	
宮崎放送配転無効確認請求事件	東京地裁 昭 51. 7. 23 決定	労働契約はアナウンサーとして採用するとしており配転命令は無効 (労働者勝訴、確定)。	
慈恵医大病院地位確認請求事件	宮崎地裁 昭 51. 8. 20 判決	労働契約は職種を限定していないから配転有効 (労働者敗訴、労働者側控訴後、昭55. 9. 23和解成立)。	
ラジオ関東地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 54. 4. 24 判決	産前休暇に入る看護婦を総婦長室付きへ配転するという慣行は、病院の社会的使命や総婦長の権限等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違法又は不当とすべき理由はない (労働者敗訴)。	
ザ・チャェース・マノン・ハンタンの配転命令効力停止仮処分申請事件	東京高裁 昭 55. 12. 17 判決 最高裁 昭 58. 3. 8 判決 東京地裁 昭 55. 12. 25 判決 東京高裁 昭 58. 5. 25 判決 大阪地裁 平 3. 4. 12 決定	同 旨 (労働者敗訴)。 上告棄却 (労働者敗訴)。 労働契約は職種を限定、本人の同意なき配転命令は無効 (労働者勝訴)。 同 旨 (労働者勝訴、確定)。 現地採用の女子職員等につき、労働協約上、勤務協約上、勤務地の特定がなく、また、既婚・有子の女子職員に対する大阪から東京への転勤に伴う不利益につき業務上の必要性を上回るまでには至っていないので本件配転命令は有効である (労働者側請求却下)。	

5 その他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
帝國興産所賃金請求事件	名古屋地裁 昭 46. 2. 24 判決	本件就業規則等について「有給生体休暇1日」とは婦人労働者の生理の突進等から判断して賃金計算期を単位としているのではなく生理周期を単位としたものである（労働者勝訴）。	
エヌ・ピー・シー工業未払賃金請求事件	名古屋高裁 昭 48. 10. 15 判決 東京地裁 昭 49. 5. 27 判決 八王子支部	同 旨（労働者勝訴、確定）。 労基法上、生体を有給とする旨の規定はなく、労働協約（又は労働契約）に定められた内容が結果として生体を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約（契約）の内容が労基法 67、91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない（労働者敗訴）。	
タケダシンステム未払賃金等支払請求事件	東京高裁 昭 55. 3. 19 判決 最高裁 昭 60. 7. 16 判決 東京地裁 昭 51. 11. 12 判決	同 旨（労働者敗訴）。 上告棄却（労働者敗訴）。 生体休暇中の賃金について、従来の年間24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の68%とした就業規則の改正は、生体の必要性、取得の実態からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効である（労働者敗訴）。	
東京高裁 昭 54. 12. 20 判決	本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を課することは許されない。かりに、生体休暇制度の濫用があるとしても別途の方策を講ずべきものである（労働者勝訴）。		
最高裁 昭 58. 11. 25 判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例（最昭 43. 12. 25 秋北バス事件）の示すところであり、これを変更する必要はないとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであって合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原審が就業規則		

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
日本シ＝エ＝リング賞金請求事件	東京高裁 昭 62. 2. 26 判決 大阪地裁 昭 56. 3. 30 判決	財の授与が合理的なものであるか否かを検討することなく判示しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである（総訴審へ差し戻す）。 本件就業規則の授与は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対してもその効力を及ぼすものである（労働者敗訴、上告却下、確定）。 賞金引き上げ対象者から稼働率80%以下の者を除く懲罰条項につき、その懲罰率算定基礎の不就業期間に欠勤のほか年休、生休、産休、育児時期間等を含めることは労基法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。 同 旨（労働者勝訴）。 稼働率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各権利を保障した趣旨を實質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労基法、労働法上の権利の行使による不就業を就業率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての審理不十分（原審に差し戻す）。
キユー＝全額損害賠償請求事件	福岡地裁 平 4. 4. 16 判決	被告上司については、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等、働く女性としての評価を低下させる行為があり、これらが対立関係の解決や相手方放逐の手段ないしは方法として用いられたことに不法行為性が認められる。被告会社については、被告上司の使用人として不法行為責任を負うとともに、主として女性である原告の調歩、健性において職場関係を調整しようとした点において、職場環境の調整が不十分であり不法行為性が認められる（労働者勝訴、確定）。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
大西建設損害賠償請求事件	金沢地裁 平 6. 5. 26 判決	原告の身体に触る等の被告の性的行為は、一般の女性であれば不愉快に感じざる行為であって、原告の仕事が家庭婦人的仕事であり、被告の自宅与被告と1対1の仕事であることを考えると、その労働環境を悪化させるものであり、セクシュアルハラスメントと認められ違法というべきである（労働者一部勝訴）。
奈良県建設業振興会損害賠償請求事件	奈良地裁 平 7. 9. 6 判決	特急の車内で原告の身体の一部に触ったり、別荘への同行を命じ、性交渉に及ぼうとした被告の行為が、原告の頭部な拒絶の態度にあっていないとはいえず、その意思に反するものとして不法行為を構成することは明らかであり、勤務時間中の原告に対する言辭もその内容、振興会における被告と原告との関係、性差、年齢差等に照らすと、原告に著しい不快感を抱かせるものとして不法行為を構成する（労働者一部勝訴）。

平成7年12月 発行

平成7年版

働く女性の実情

婦人局一般資料 No.84

発行 労働省婦人局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関1-2-2

印刷 株式会社 大和プリント
